

養	飼育戸數		雌		雄		雜		卵	
	未滿十羽	以上十羽	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
東大崎村	五	一	二	八円	四	二四円	二	六円	八〇個	三三円
西大崎村	五	一	二	八円	四	二四円	二	六円	八〇個	三三円
岩出山町	六	一	三	一二円	四	一六円	二	六円	二四〇個	三三円
一栗村	二	一	三	一二円	二	八円	二	六円	一、〇〇〇個	三三円
計	二七	四	一〇	四〇円	一四	五六円	六	一八円	一、〇四〇個	三三円
成牛	七	二	三	二四円	二	八円	一	三円	一、〇〇〇個	三三円
馬	一四	六	四	一六円	七	二八円	二	六円	一、〇〇〇個	三三円
豚	七	二	三	一二円	二	八円	一	三円	一、〇〇〇個	三三円
計	二八	一〇	一〇	四〇円	一四	五六円	六	一八円	一、〇四〇個	三三円

### 三、町村別狀態

【鬼首村】 本村畜産の主要なるものは産馬事業なり。本村の馬の飼養はその由來する所深く、傳ふる所によれば、葛西大崎氏等の割據せる當時に於ても優良なる乗馬を産したる如く、伊達政宗公の此の地方を領するや良馬を遠くアラビヤに求め、優良なる軍馬の育成に努めしに、秀吉(或は家康か)に憚る所ありて、此の良種を南部地方に逐ひ、一時産馬事業衰へたりしを、後、ひそかに本村に良馬を入れ、産馬の業を奨励し漸次盛になりて有數なる産馬地と著れたり、その後實曆の頃此の地方連年の凶作に、農家甚しく疲弊し、飢ふるもの續出住民の四散するもの多く、爲に牧馬

の業中絶するに至れり。然るに文化文政の頃有司の斡旋によりて領主より良馬を下賜され再び産業の業起る。その後此の業にも種々消長ありしも、漸次盛になり。金華山號、松島號の如き陛下の御乗用を始め多くの優良馬を産せり、現在本村の飼養の馬の頭數は三百餘にして年々、定期の市場に競賣せらる、二歳馬は七十頭前後にして、その價格は年によりて相異す。今大正十三年川渡の市場に於ける、本村の産馬狀況左の如し。

競賣頭數、七二、同上價額一萬三千七百十九圓(平均一頭百九十圓五十錢)最高四百二十圓、最低八十七圓、内牡馬三五頭、七千七百八十二圓、平均二百二十二圓三十四錢、牝馬三七頭、五千九百三十七圓、平均百六十圓四十六錢、賣先、軍馬、一〇頭、三千二百八十圓、一般商人、六二頭、一萬四百三十九圓

馬市場は從來鬼首村なりしが明治四十年以後玉造郡全部併合して川渡の市場にて競賣せらる、に至れり。本縣産馬の系統は栗駒、荒雄、舟形、刈田の四系統に分れ、本村は鳴子川渡一栗等と共に荒雄系に屬し、縣下の産馬地中、最も輕快優美なる乗用馬の産地として古來名あり。殊に彼の有名なる金華山號を出してより、産馬地としての鬼首村の名天下に聞ゆるに至る。その他名馬として當時に知られたる萬里、花輪、漣、朝嵐、三杉、吉野等何れも本村より産せしものなり。金華山號は本村軍澤區高橋七右衛門宅に生れ、明治天皇の御愛馬として陛下の大演習等を統監遊ばさる、際には必ず、陛下の御乗用に供され、その死後は宮内省主馬寮内に剝製として保存せられ又之を模して彫刻家後藤貞行氏(楠公銅像彫型家)の手によりて木彫として作られたるもの、荒雄川神社境内に主馬神社として奉安し、以つて産馬地としての本村の名譽を記念するものなり。これ本村神職高橋盛喜氏の美譽によりて成されたるものなり。(參照口繪)牛は村内約二三十頭にして多くは牡にして力用に供す。養雞はあまり盛ならざるも農家の多くは數羽の雞を飼ふを常とす卵は浴客等の需要に供する位にて大部分は自家用となり。鳴子その他へ賣出さる、が如きは稀なり。その



他あひる、豚、兎等を養ふ家あるもその數甚だ少く、殆どいふに足らず。

牧馬碑は鬼首村原台にあり、鬼首の地由來牧馬に適す。寶曆五年穀菽登らず飢渴に苦しむ、爲めに牧馬の業大に廢る。岩々崎の領主中村日向義景天明二年七月二十一日國老に舉られ且つ首班となる。中村國老藩主徹山公の乘馬綾波號を請ふて鬼首に下だして種父馬と爲し仔馬二十七頭を産出せしむ、後ち中目儀右衛門をして獎勵せしめたり其の効績を貞現に刻したるは即ちこの碑なり。全文左に

栗原郡鬼首邑牧馬碑。凡萬類之生。雖各因其土之宜。而致裁制之功。則不能以遂其生焉。是以。周有山虞林衡之官。所以使禽獸繁殖草木暢茂也。我東奧栗原郡鬼首邑民。自古以牧馬爲業。往々出良馬。有司采以獻於公。而公又擇於其中。而致諸大府歲以爲例。然自寶曆乙亥歲餓。邑民阻飢。牧馬之業遂廢。而馬亦不出。有司以爲言。於是。國相岩崎主中村君、議而白諸公。而出御厩愛馬號綾波者。與之邑民。且歲賜芻料金若干。於是。牧馬之業復興焉。事在文化七年。暨文政初。知牧馬事申目安堅。又克廣其業。遂建白以乞上乘數匹。併與買牝馬之資賜焉。於是出良馬。今猶古焉。蓋斯邑之出良馬。雖曰由水土使然。而非有君上、裁制之功。何以亦能至于此哉。里人大場東右衛門者。謀鑄其事於石。傳諸無窮。蓋欲使其民。感戴德澤。而不忘永不廢其業也。時天保二年歲次辛卯秋八月影田隆德撰並書

【鳴子町】牛馬の飼育少なき事は到底他町村に見る事を得ざる現象なり。是本町は温泉地として發展したるに依風土地勢に徴するに牛馬等の飼育に適し居れば、町民の自覺如何に依りて將來大に發達の望ありと信ず。

數量	牛馬	豚	家禽	鶏卵	牛乳	其他	牛馬	豚	家禽	鶏卵	牛乳	其他
	二四	五	五〇	一、〇〇〇	二	一	三、二〇〇	一七	一三	一、一五	一、一〇〇	三、〇〇〇

【川渡村】本村は古來幾多の駿馬を産し夙に産馬地として名あり、抑々産馬に關しては仙臺藩祖伊達政宗公が改良發達に意を用ひし所にして現在の仙臺産馬畜産組合に於ける事業の多くは其の遺制を襲へるものなり、該組合は明治十二年の創立にかゝり、明治二十五年以降年々縣費より補助金の交付を受け種牡馬の購入をなし地方産馬改良に努力し來

りたるも大正三年度より補助金の交付廢止され、縣費を以て種牡馬を購入し組合に貸與する事に改められたり、要するに本村かゝる施設指導獎勵の許に産馬に熱心なるもの多く、騎馬を出すこと多く古來特有の資格を保有する事につとめ一方益々改良を圖ると共に時代の要求に伴ひ需要の最も多き鞍用馬匹の産出を獎勵し其の發達を期しつゝあり。大正十一年の調査によれば牝馬百三十七頭、牡馬十八頭、年内出產牝馬六十八頭、牡馬四十四頭、計百十二頭價格一萬餘圓に達す。往年碑を鍛冶屋澤と川渡温泉道路の交叉地點に樹つ、全文左に。

牧業彰功之碑。主馬頭正四位勳五等子爵藤波言忠題額、陸奥國古來多出良馬。而玉造郡爲最蓋因土宜也。然特土宜不選種族不務培養。而徒求良馬。猶農夫之不選種子不務培養。而欲收佳實也。其不可得也必矣。伊達氏之定東北也。首理馬政選種務斯養。立牧馬與農桑並進之法。大勵士農。爾來率由三百年。時雖有消長。未曾失墜云。戊辰亂離之餘斯法幾廢。但帝室恩惠與官府之補助纔有繫之系統。及明治十一年松平正直爲宮城縣令。慨牧業之不振。徵千葉胤昌等精於斯業者數人於各郡。諮詢馬政前途之長計。遂修正產馬組合之組織置理事若干員。而縣令總理之。即依舊藩之遺法也。南條文五郎之爲理事也。與縣官四電信直等。先整馬籍大補種牡馬之闕。又購之歐米諸國。而檢定各種之骨相。配置之各種適宜之地。更精查牝馬之体格。取壯健捨老羸。遂至示學尾之程度。授養養之方法。當是時。郡人亦差有所覺。加以輔導之勤不數年。而馬數殖焉馬格進焉馬價昇焉。大得奏其功矣。信直佃臺藩士也。嘗與故壹岐綾之允。受馬相學於中目翁。相與研精不懈少時人已屬望焉。而綾之允不幸短命而死。信直多年刻苦無所不學。而經驗累積所自得亦甚多。明治三年出農務局專任畜產之事。後轉縣官兼理事。其維持舊藩遺業於今日者信直之功與有力焉。初購入歐米之種也。郡人斥而不肯養。蓋恐其軀幹偉大與我不倫也。有高橋新助遊佐與右衛門者。率先請之養育懇到如慈母於赤子。遂多得良駒。人服其卓見。自是和洋合胤之馬。其蕃殖亦以本郡爲第一。而最富乘種。雖因其土宜新助等之功亦可謂大矣。夫馬之用多矣。而其要槩三。曰乘用曰農用曰軍用。就中縣下所產輕快宜乘。而出於本郡者爲最佳。世人言乘馬必先屈指本郡。其能至此者豈亦數人之力乎哉。產馬組合取締阿部磯藏篤志者也。每稱揚前者之功績不措。且說選種養養之不可忽。夙與同志謀欲建碑于溫泉村。以表彰其不績。併擴充斯業。已捐私財獲材石。拮据經營數閱月。而中道得病不果而沒。故舊遊佐泉藏片倉利總太濱田矩介三浦吉兵衛等紹其志。介前理事梅森子文。謁余文。余曩官于本縣兼攝斯事務。義不可辭。乃就所知叙牧業之沿革如此。



明治二十六年十月

從六位勳六等後藤敬臣撰文

佐々木舜永書

伊勢德藏鐫

畜牛は從來其の蕃殖をはかるもの少なりしが近來牛肉牛乳の需要多きに至りしこと、役牛として使用する者増加せるとにより縣に於ても馬匹と共に改良蕃殖を奨励し畜産組合に對し補助金を交附しありしが大正三年より種牡牛を貸付けることに改め以て斯業の促進を企圖しつゝあり、大正十一年に於ける牛頭數は總計百七十五頭、内牝牛五十三頭牡牛百二十二頭、年内出産は牝三十三頭、牡十五頭其の價格總て一千二十圓に及び牛乳の産額も亦莫大に達せり。養豚は從來牛馬の如き家畜を飼養し能はざる小農にても飼養し來れり、又自給肥料作製上最も有利なるにより年々飼養の増加を見るに至れり、本村の養豚は大正十一年末の現在に於て僅に牝八頭牡二頭年内出産牝十五頭牡二十三頭に過ぎずして未だ盛なる域に達したりといふを得ざるの状況にあり。養鶏は農家の副業として有利なるを認められ本村に於ても古來より飼養せられ現在に於ては飼育戸數二百十戸、其の數千二百八十羽、價格二千二百六十五圓産卵數十二萬五千個其の價格千圓内外に達す。

【真山村】 畜産全般最近の累年統計を列舉する左に。

種類	年次	數量	價格(圓)	種類	年次	數量	價格(圓)
馬	八、九、十、十一年正	三、三、三、三	二、四〇〇	牛	八、九、十、十一年正	二、二、二、二	一、八〇〇
豚	八、九、十、十一年正	一、一、一、一	一、〇〇〇	鶏	八、九、十、十一年正	一、一、一、一	一、〇〇〇
鴨	八、九、十、十一年正	一、一、一、一	一、〇〇〇	家禽	八、九、十、十一年正	一、一、一、一	一、〇〇〇
鳥	八、九、十、十一年正	一、一、一、一	一、〇〇〇	平均	八、九、十、十一年正	一、一、一、一	一、〇〇〇

【一栗村】 畜産の數量價額品類左表の如し。

種類	年次	數量	價格(圓)	種類	年次	數量	價格(圓)
馬	八、九、十、十一年正	三、三、三、三	二、四〇〇	牛	八、九、十、十一年正	二、二、二、二	一、八〇〇
豚	八、九、十、十一年正	一、一、一、一	一、〇〇〇	鶏	八、九、十、十一年正	一、一、一、一	一、〇〇〇
鴨	八、九、十、十一年正	一、一、一、一	一、〇〇〇	家禽	八、九、十、十一年正	一、一、一、一	一、〇〇〇
鳥	八、九、十、十一年正	一、一、一、一	一、〇〇〇	平均	八、九、十、十一年正	一、一、一、一	一、〇〇〇

【東大崎村】 畜産状態左表の如し。

種類	年次	數量	價格(圓)	種類	年次	數量	價格(圓)
馬	八、九、十、十一年正	三、三、三、三	二、四〇〇	牛	八、九、十、十一年正	二、二、二、二	一、八〇〇
豚	八、九、十、十一年正	一、一、一、一	一、〇〇〇	鶏	八、九、十、十一年正	一、一、一、一	一、〇〇〇
鴨	八、九、十、十一年正	一、一、一、一	一、〇〇〇	家禽	八、九、十、十一年正	一、一、一、一	一、〇〇〇
鳥	八、九、十、十一年正	一、一、一、一	一、〇〇〇	平均	八、九、十、十一年正	一、一、一、一	一、〇〇〇

第五節 鑛産

本郡、由來、有鑛質(金屬山)無鑛質(非金屬山)の地帶各所に潜在せり、明治十六年宮城縣第一回年報に、有鑛質には鳴子の銅鑛、池月の金鑛、無鑛質には鬼首の硫黄・白土の二種を表示せり、抄録下記の如し。

品名	地名	營業人	工作日數	入費	坑	製	賣	高
有鑛質(銅)	玉造郡	古川良助	三、〇〇〇	一、〇〇〇	越	高	七、三、五〇〇	一、〇〇〇
有鑛質(鐵)	鳴子村	五七〇〇	二、八〇〇	二、四〇〇	越	高	七、三、五〇〇	一、〇〇〇

第六章 産業



無鐵質	硫	同郡	大場藤三郎	二六、一〇〇	九、二四〇、〇〇〇	一五、二四〇、〇〇〇	一八、八〇〇、〇〇〇	六三、〇〇〇、〇〇〇
同郡	同郡	同郡	遊佐友治	二〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
同郡	同郡	同郡	大場藤三郎	五〇〇	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
同郡	同郡	同郡	同郡	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇

試掘は銅鐵二ヶ所金鐵二ヶ所都合四ヶ所にして今専ら從事するものは玉造郡池月村字上宮松保土金鐵及同郡鳴子村字花淵山柳木の兩鐵にして客年中借區開坑願出たるも該圖面不完全なるを以て目下調査を命じ之を却下せしが終に業に就かざるにより廢業を促せり其人名則左表の如し。

品名	地名	字	借區人名	許可年月
銅	玉造郡	鳴子村	熊澤	明治十四年三月
銅	同郡	同村	花淵山柳木	同十五年十一月
金	玉造郡	池月村	上栗名生定山大流	明治十五年十月
金	同郡	同村	上宮松保山	同年十二月
有鐵鐵の採掘高。	銅	玉造郡坑數二	採掘高十一、六〇〇	十二年五月〇
有鐵質の製煉高。	銅	玉造郡	十一、三三〇	十二年製煉高二、五三〇
代價	一、七	十四年製煉高二、九三〇	代價一、三三六	十五年製煉高一〇、八八二
代價	一、三	十五年製煉高一〇、八八二	代價二、〇五七	

【鑛區の状態】 大正九年玉造郡統計一覽に、金屬山・非金屬山に分類し、試掘及び探掘の欄中稼業及び休業に別けて鑛

區の坪數を計上せり、載録下に。

鑛區狀態	稼業		休業		探掘		休業	
	鑛區數	坪數	鑛區數	坪數	鑛區數	坪數	鑛區數	坪數
金	一	八三、一〇〇	一	八、八〇〇	一	一三、九三二	二	一三、六二〇
金銀、銅、亞鉛	一	三三、二〇〇	四	一、二七九、五九〇	一	一、六五五、一〇〇	一	二七、二五〇
金銀、銅、亞鉛、鉛	一	一、一七九、五九〇	一	一、八二、〇〇〇	一	一、八二、〇〇〇	一	一、八二、〇〇〇
銅、亞鉛	一	一、一七九、五九〇	一	一、八二、〇〇〇	一	一、八二、〇〇〇	一	一、八二、〇〇〇
銅	一	一、一七九、五九〇	一	一、八二、〇〇〇	一	一、八二、〇〇〇	一	一、八二、〇〇〇
金銀、銅、硫化鐵	二	一、五七四、二〇〇	一	一、七二、二一〇	一	一、七二、二一〇	一	一、七二、二一〇
銅	二	一、一〇六、〇〇〇	二	七二、二一〇	一	一、七二、二一〇	一	一、七二、二一〇
石炭	一	一、一〇六、〇〇〇	一	一、一〇六、〇〇〇	一	一、一〇六、〇〇〇	一	一、一〇六、〇〇〇
非金屬	一	一、一〇六、〇〇〇	一	一、一〇六、〇〇〇	一	一、一〇六、〇〇〇	一	一、一〇六、〇〇〇
屬山	一	一、一〇六、〇〇〇	一	一、一〇六、〇〇〇	一	一、一〇六、〇〇〇	一	一、一〇六、〇〇〇

【鬼首村】 村内數箇の鑛山ありしも多くは現在休山の狀態にあり。隨つて鑛山額皆無なり。村内鑛山の概況を略説すれば、形山鑛山、大正十三年末まで探掘製練し來りしも、經濟界不況の爲か經營困難となり現在は休山せり。硫黃山にして一時は盛に經營し、私立の小學校を設け、鳴子との間に索道を架設し、東京方面に搬出せられたりき。この外硫黃を産出せるは、荒湯・赤澤なるもこは數年前に休山せり。杉の森鑛山は軍澤區杉の森の麓にあり金銅を産す。大正



七八年經濟界の好況當時盛に採掘し、鑛石のまゝ小坂鑛山に送りて製煉したりしも、大正十二年頃より休山せり。釜内鑛山は岩入區釜内澤にあり、金銅を産したりしも、杉の森鑛山と同様の状態にあり。

【鳴子町】 岩淵鑛山本山鑛山、熊澤鑛山あれども大正九年春以降の財界不況の影響を受け現今は休山の状態にあるを以て記さず。

【川渡村】 本村の山嶽に、多少の鑛脈あるらしく、藩制時代に於ける採掘の跡今猶ほ各所に散見す、維新以後一興一廢の有様なり。現在小黒崎及立石には鑛石採掘の跡あり、然れども現今に及びては種々の口傳あるのみにて其の採掘の時代は不詳なりき。

【真山村】 本村の鑛産物は往古より今日に至るまで殆んど見るべきものなし、唯本村西南に位する若宮區と磯田區との境に金山と稱する所あり、傳説によれば昔銅を採掘せし所なりと雖も其の年代曠として知るに由なし。本村東端に位する黄金田區の東隅に丘陵あり、大正八九年に涉り木炭の試掘に従事せし人ありたれど、その質不良泥炭にして要途に適せず。

【一栗村】 姥澤金鑛山。寛文十二年大坂の人今野屋源兵衛岡村八右衛門なる者始めて採掘せり其後天明三年凶作の際より中絶したりしが明治二十六年に至り池月の人佐々木慶藏再興したりしも間もなく栃木縣の人宮原某の所有に歸し一ヶ月純金三十匁を出したりしも今は中止の状態にあり。  
松保土金鑛山。寛永十七年開掘のこと舊史に見ゆるも従業者不明なり明治十九年三月山形縣の人兼子清助再興し同二十一年一月東京の人杉本正徳に譲與したりしも清助の子利作なる者買戻して今も尙ほ従事す一ヶ月生産高純金三十匁なり。

### 第六節 水産

淡水魚族にして荒雄川の流域に鮭・鱒・鮎。又澗水の溪流には岩魚その他池沼には鮒・鯰等の魚族を捕獲し自家用に供するに過ぎざるが如し、近年溪水を利用し或は池塘を修理し養鯉の業を經營するものあり、大正七年より九年に亘る三ヶ年の捕獲の數量及び價額を表記する左に。

	大正九年		大正八年		大正七年		大正九年		大正八年		大正七年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
鮭	三	三六	三	二八	二	二四	三	三六	三	三六	三	三六
鱒	三	三六	三	二八	二	二四	三	三六	三	三六	三	三六
鮎	三	三六	三	二八	二	二四	三	三六	三	三六	三	三六
岩魚	三	三六	三	二八	二	二四	三	三六	三	三六	三	三六
其他	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
計	一五	一五七	一五	一五七	一五	一五七	一五	一五七	一五	一五七	一五	一五七

更らに大正十二年調査せる鮭外三種につき實數及び金額を表示する左に。

村名	鮭		鱒		鮎		其他		合計價額
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	
東大崎村	三	三六	三	二八	二	二四	三	三六	
西大崎村	三	三六	三	二八	二	二四	三	三六	
岩出山町	三	三六	三	二八	二	二四	三	三六	
一栗村	三	三六	三	二八	二	二四	三	三六	



真山村	一	一	一	一	一〇	一〇	三〇	九
川渡村	一	一	一	一	四	一六	六四	一七二
鳴子町	一	一	一	一	三〇〇	一〇	八	三三五
鬼首村	一	一	一	一	五	四〇	一	四〇
計	一四	二七	五	五	四〇〇	二一〇	五九八	一、六〇〇

【鬼首村】荒雄川その他之に注ぐ溪流には鱖・鱒・やまめ・岩魚等多く、又宅地内に池のある家々にては鱷の養殖をなす。然れども海産物移入に不便なる本村は殆ど全部自家用に供せらるゝ、尙從來、鮭・鱒の産卵期に溯り來るもの多かりしも、所々に水力發電所を設けらるゝありて近年は殆ど年を通じて一二尾を捕獲し得るに過ぎざる有様なり。

【川渡村】荒雄川の水量昔日の如くならず。魚族復等減少したれば漁獲物多からず。上野の四十八沼と稱する沼澤地帯より鮒を獲得するあるも特記すべき程にあらざ。

【一栗村】水産。漁獲物及水産養殖 一二二圓。

淡水漁獲物大正八年三 大正九年四 大正十年二七 大正十二年六 大正十三年一四 平均五 價格(圓單位)

### 第七節 工業

#### 一、概

釀造・動力・手工を網羅し工業とす。工業經營の組織に法人の組織、家庭の副業的加工品等あり。大正九年及び同十二年發刊の玉造郡統計一覽に、工場及會社、蠶糸及眞綿蠶種。工業物雜類價額を轉載し約十年の興廢消長を表示する左に。

工場會社	所在地	創立年月	製	品	産出價額	職工及勞働者	原 動 機
岩出山製糸株式會社	岩出山町上川原町	明治二、九月	生	糸	二七、三四	二三	蒸汽機關 蒸汽タービン 日本形水車 電動機
佐 藤 機 業 場	岩出山町二ノ構	明治四、三	羽	二 重	五、七九	三	電動機 日本形水車
森 民 釀 造 所	岩出山町上川原町	明治三、〇	酒 (清 酒)	一〇四、四九	二五	日本形水車	
玉造釀造株式會社	一栗村池月	大正八、〇	同	六〇、〇〇	八	電動機	
阿 部 庄 一 釀 造 所	岩出山町二ノ構	大正七、〇	同	五、五五	三	同	
岩出山酒造株式會社	右 同	大正八、〇	同	八、〇三	三	同	
仙臺化學工業株式會社川渡工場	川 渡 村	大正八、三	合 金	一	一	一	
鳴子林業株式會社	鳴子 町	大正七、三	各種板及角材	四、五〇	一	六蒸汽機關	
大湊木材株式會社中山平工場	鳴子町中山平	大正八、九	車輛用板	四、三〇	八	同	
蠶糸、眞綿、蠶種	數一量	價額	生 産 産 町 村				
蠶糸及眞綿(貫)	三、三〇	二五、九七	岩出山町、東大崎村、西大崎村、一栗村、真山村、温泉村				
蠶種(框製(蛾))	二五、八〇	二〇、三二	岩出山町				
計	一	二七、五八					
釀 造	數	價	量	額			
酒 (類(石))	大正九年	大正八年	大正七年	大正九年	大正八年	大正七年	
醬 (油(石))	四、四七	二、〇四	一、九〇	四一、三〇	一九、二九	二六、六四	
味 噌 (石)	三、三〇	一、四〇	一、〇一	一〇、四〇	三、七三	三、七三	
味 噌 (石)	三、三〇	一、四〇	一、〇一	一〇、四〇	三、七三	三、七三	



品名	大正九年			大正八年			大正七年		
	數量	單價	總額	數量	單價	總額	數量	單價	總額
其他(醬油粕酒粕)	三三、八四六			一八、八六三			二一、七六三		
麵類	三三六			二、五〇〇			三五		
工產物雜類價額	大正九年	大正八年	大正七年	三、〇〇〇			一〇、四三三		
竹類	五、四〇〇	三、七五〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇			一〇、四三三		
織物	五、〇〇〇	四、二九七	四、一三二	四、一三二			三、七五〇		
漆器	五、〇三三	一、三三、三六八	七、〇〇七	七、〇〇七			三、七五〇		
指物	五、三六八	五、八三、五〇〇	四、三三〇	四、三三〇			三、七五〇		
木物	五、三二一	二、〇〇三	二、七三二	二、七三二			三、七五〇		
捲物	五、一〇七	六、四八〇	四、二三三	四、二三三			三、七五〇		
指物	三、一五八	一、五、四七五	二、九七七	二、九七七			三、七五〇		
木物	一、二六六	一、八〇〇	一、六六四	一、六六四			三、七五〇		
履物	四、六〇九	四、四八六	一、六七〇	一、六七〇			三、七五〇		
桶類	一、九三三	一、七八〇	一、四七〇	一、四七〇			三、七五〇		
鐵製	四、三六六	七、五八〇	五、一六八	五、一六八			三、七五〇		
石工	七、二七二	三、三三五	一、〇〇九	一、〇〇九			三、七五〇		
印刷	二、五〇〇	一、八〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇			三、七五〇		
菅笠及藁笠	九六五	八一〇	八六八	八六八			三、七五〇		
冰豆	四、四〇一	三、八三九	三、三三八	三、三三八			三、七五〇		
菓子類	三六、〇〇〇	三、一四〇	二、一、六五〇	二、一、六五〇			三、七五〇		
其他	七、一五八	一、八〇二	一、三六四	一、三六四			三、七五〇		
計	二八六、二八	三五九、四五五	二六〇、一三六	二六〇、一三六			三、七五〇		

品名	大正十二年			大正十一年			大正十年		
	數量	單價	總額	數量	單價	總額	數量	單價	總額
麵類(貫)	二〇、六三五	一八、五三三	二、三七五	五、四〇〇	四、一〇八	四、一〇八	五、四〇〇	四、一〇八	四、一〇八
竹類	一、	四九、六八四	四九、六八四	一、	四九、六八四	四九、六八四	一、	四九、六八四	四九、六八四
織物	一、	七六、六八四	七六、六八四	一、	七六、六八四	七六、六八四	一、	七六、六八四	七六、六八四
漆器	一、	二、二三七	二、二三七	一、	二、二三七	二、二三七	一、	二、二三七	二、二三七
指物	一、	八、一五〇〇	八、一五〇〇	一、	八、一五〇〇	八、一五〇〇	一、	八、一五〇〇	八、一五〇〇
捲物	一、	五、二七三	五、二七三	一、	五、二七三	五、二七三	一、	五、二七三	五、二七三
木物	一、	一八、五四〇	一八、五四〇	一、	一八、五四〇	一八、五四〇	一、	一八、五四〇	一八、五四〇
履物	一、	一、三〇〇	一、三〇〇	一、	一、三〇〇	一、三〇〇	一、	一、三〇〇	一、三〇〇
桶類	一、	一七、三九八	一七、三九八	一、	一七、三九八	一七、三九八	一、	一七、三九八	一七、三九八
計	二八六、二八	三五九、四五五	二六〇、一三六	二六〇、一三六			二六〇、一三六		
酒類(石)	五、七三〇	五、三三五	三、〇三六	三、〇三六			三、〇三六		
醬油(石)	七六六	七四〇	六、一〇	六、一〇			六、一〇		
味噌(貫)	四、〇〇九	四、七五二	二、九六〇	二、九六〇			二、九六〇		
其他(醬油粕)	三、四〇〇	四〇八	三、四〇〇	三、四〇〇			三、四〇〇		
計	五、四〇、〇六	四、九一五	五、三三二	五、三三二			五、三三二		
大正十一年			四、九四、一〇四	四、九四、一〇四			四、九四、一〇四		
大正十年			四、九四、一〇四	四、九四、一〇四			四、九四、一〇四		
大正十一年			二、二、五〇〇	二、二、五〇〇			二、二、五〇〇		
大正十年			二、二、五〇〇	二、二、五〇〇			二、二、五〇〇		
大正十一年			八、四九四	八、四九四			八、四九四		
大正十年			八、四九四	八、四九四			八、四九四		
大正十一年			二、一、五〇〇	二、一、五〇〇			二、一、五〇〇		
大正十年			二、一、五〇〇	二、一、五〇〇			二、一、五〇〇		
大正十一年			四、九、六六九	四、九、六六九			四、九、六六九		
大正十年			四、九、六六九	四、九、六六九			四、九、六六九		
大正十一年			一、一、九八九	一、一、九八九			一、一、九八九		
大正十年			一、一、九八九	一、一、九八九			一、一、九八九		
大正十一年			五、四〇〇、四八四	五、四〇〇、四八四			五、四〇〇、四八四		
大正十年			五、四〇〇、四八四	五、四〇〇、四八四			五、四〇〇、四八四		
大正十一年			三、七、七〇	三、七、七〇			三、七、七〇		
大正十年			三、七、七〇	三、七、七〇			三、七、七〇		
大正十一年			六、六、九〇	六、六、九〇			六、六、九〇		
大正十年			六、六、九〇	六、六、九〇			六、六、九〇		
大正十一年			一、五、二五七	一、五、二五七			一、五、二五七		
大正十年			一、五、二五七	一、五、二五七			一、五、二五七		
大正十一年			三、二、二一	三、二、二一			三、二、二一		
大正十年			三、二、二一	三、二、二一			三、二、二一		

第六章 産業



鐵製	1	九、八四二	八、九五三	九、四三二	岩出山町、東大崎村、一栗村、鳴子町
印刷物	二、二〇〇	四、五〇〇	八、六〇〇	八、九〇〇	東大崎村、岩出山町、鳴子町、一栗村
管笠及一笠(個)	1	二、八〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	岩出山町、鳴子町
氷豆腐(貫)	五、五九九	六、二、三六七	六、二、一九一	五、九、五二二	岩出山町
菓子類	1	五、四六〇	五、一、三三〇	五、〇、七五二	岩出山町、鳴子町、川渡村
疊(疊)	一、一五〇	四、二〇〇	一、三、八〇〇	三、〇、三三五	岩出山町、鳴子町
提灯(個)	六、七〇〇	一、八、六七	一、六、六六	一、七、七五	岩出山町
玩具(漆器を除く)	1	六、五〇〇	八、〇〇〇	八、六、五〇〇	鳴子町
車(輛)	三	一、三、七五	九〇〇	一、二、〇〇〇	岩出山町、鳴子町
肥料	1	一、四〇一	一、五〇〇	一、六、三〇〇	岩出山町
ラムネ(石)	六〇	三、六〇〇	1	二、三、八〇〇	鳴子町
サイダー(石)	四〇	一、四〇〇	八、〇、五〇〇	一、〇、〇〇〇	鳴子町
スモヤシ(貫)	1	一、八〇	九、三	四、五、五七	西大崎村、岩出山町、一栗村、川渡村、鬼首村
箸類(把)	三、四〇〇	一、三、三六	九、六一	八、三、六	岩出山町、鳴子町
附木(把)	四、六〇〇	一、九、八二	一、八、三三	一、五、四三	岩出山町、一栗村
柿澁(貫)	三、〇〇〇	一、八〇〇	二、一〇〇	一、五〇〇	真山村
製氷(貫)	二	二、五〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	鳴子町
納豆(貫)	一〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	六、〇、四〇〇	鳴子町
豆腐(箱)	四、九、五二〇	四、九、五二〇	三、七、〇〇〇	三、六、八四	岩出山町、鳴子町
計	二、三、九二〇	五、三、八三四	四、七、九四八	三、六、一八二	岩出山町、鳴子町
		五、四、九、四、八	四、九、七、三、三	四、九、五、八、三	

二、株式會社岩出山製絲場 (參照口繪)

明治十九年、宮城縣知事松平正直氏蠶業獎勵に意を用ひ、殊に座繰製糸の統一を企圖し銳意機械の改良に努力し、各地に再繰即ち共同揚返場を創設せしめし當時、本郡選出宮城縣會議員兼常置委員松岡馨兒氏知事松平氏と親交あり、其の意を受けて松岡氏主となり本町にも一ヶ所大共同揚返場を設置し養蠶家之を便したりしも、三年許りを経て大に衰微して之を廢止するに至れり、之れ松平氏座繰製糸を廢し機械製糸を獎勵したるに基因せり。

二十一年松岡馨兒氏地方有志と謀り機械製糸場設立せんと努め、知事松平氏の助力に依り養蠶家を勸誘し一株の金額を金五圓と定め、重なる養蠶家に割付け義務的に應募せしめて株金二千五百圓を得、尙不足は東京の富豪にして本縣鳴子村の元山銅山の鑛業主なる林徳左衛門氏此の舉を賛し金二千五百圓を投じて大株主となり、漸く機械製糸場設立の基礎を確立し、之が建築に着手し百釜の機械を裝置し養蠶家をして出繭せしめて、共同製糸の方法を取り松岡氏之が經營者となり、資金の調達事業の監督を親ら行ひ、製糸を横濱同仲社に委託して海外に販賣し、其聲價益信せらるゝに至れり、而して米國に直輸販賣をなしたることもありしが、年所を経るに従ひ出繭共同製糸に倦きたるもの出て來るに依り二十八年頃より生繭を購入して營業製糸をなすに至れり。

二十七年高野甚助・小原木進・國井勇治・畑甚吉等共同出資して、五十釜の製糸工場を字十軒小路に建設することを計畫し、工事に着手し竣工を告げたるも、事業經營の資金缺乏したるを以て、工事落成否や之を購置して松岡馨兒・花淵信太郎・伊達寧永・瀬戸榮之進・富岡文三郎・名取辰吉・畑甚吉・桑折喜一郎の共同事業を開始せり、之れを東製絲場と稱し、松岡馨兒氏之を管理し畑甚吉專務となれり。



二十八年西製絲場の大株主林徳左衛門没落して株を賣却するの已むなきに至り、佐藤利助氏其の株を引受け大株主となれり。同氏は古川町の人繭絲賣買に従事し屢本町に出入し、且製絲に非常の興味を持ち將來斯業に従事せんとの志あるを以てなり。

三十四五年頃より製絲事業一般に振はず、當製絲場も年々損失を重ねる様になり、株主と共に種々苦慮策を講じたるも挽回の途なく、廢止の已むなきに至る傾向なりしが、三十九年佐藤利助氏之を患ひ親ら其の衝に當らんと決心し、株主より工場及器具機械其の儘を賃借して自ら經營の任に當り、嗣子力衛(現代の利助)氏をして之を管理せしめたりしも經濟界不況なるが上に四十三年の大水害に損失を招ぎ、超えて四十四年乾燥場を燒失して大損害を被るなど、悉く失敗に失敗を重ねるに過ぎざるを以て、賃借契約期間に達せざるも營業を斷念して四十四年四月古川に歸れり。又松岡氏再び西製絲場を經營するの意志なければ、已むなく株主總會を開き協議の結果悉く經營難を訴へ遂に解散することに決定して財産處分委員即精算人を選定したり。

選定せられたる處分委員は、花淵信太郎・伊藤留治・小平繁藏・畑甚吉・菅龍司・國井勇治・大内順助なり。第一回委員會に於て工場復活を提議するは背任の嫌ありしも、工場の廢止は本町及本郡に取りて重大なる經濟上に影響を及ぼすものあるを思へば、輕々に處分すべきものにあらずとの意より大内順助、左の問題を提議して協議に付したるに異口同音に賛成を表したるも資金の調達に途なく、故松岡馨兒佐藤利助共に手を引きたる程なれば其の効なかるべしと冷笑に附されしも、獨り小平繁藏の賛成に依り大内順助は資金及出繭の方法は佐藤利助氏に謀りたる上に決定すべしと論じて賛成を求め、直ちに古川町に至り相談したるに、佐藤氏の出繭二百石及資金二萬圓の融通は宮城商業銀行にて承諾の回答を求め、之を委員會に報告して再び經營すること、なれり即ち其の問題は

一、本年度は繭五百石を程度として製絲すること、内三百石は佐藤氏他の二百石は本町及郡内養蠶家有志より出繭せしむ。二、製絲資金二萬圓を銀行より借入ること。而して之を總會に謀り同意を求めたる上、工場一切を無料にて經營者に貸付することに決定せり。茲に於て生絲販賣資金調達は佐藤利助分擔し、生産は佐藤力衛、會計は畑甚吉、庶務及管理は大内順助之を分任して事業を開始せしは、四十五年六月なりき、而して出繭勧誘に應ぜし人員は百五十五人にして、出繭豫定の二百石を超過したり。第一年度の精算の結果、成績良好にして相當利益を分配したるに依り翌年より出繭の成績増加の盛況を見たりしを以て、大正二年東製絲場を買収して一ヶ所に統一せり。而して四年産業組合設立の議を起し衆に謀りたるに賛成者多數なるにより、遂に其の議を決し組合員を募集したり、應募せしもの四百八十三口にして總出資金九千六百六十圓、其の人員二百九十二人に達したり、出資一口の金額金二十圓と定め、十ヶ年に支拂ふこと、なし、五年二月産業組合を設立し有限責任岩出山繭絲信用組合と稱せり。

理事。岩出山町小平繁藏・大内順助・畑甚吉・菅龍司・花淵信太郎・佐藤力衛。西大崎村佐々木十喜治・東大崎村門脇幸吉  
一栗村中川文吉・温泉村高橋繁三郎・眞山村加藤辰吉・鬼首村大山正之助。監事。岩出山町松岡東作・澁谷善兵衛、眞山村大場豊治。理事長に菅龍司常務理事には佐藤力衛・畑甚吉・大内順助を互選せり。

組合設立の當時岩出山製絲場の財産全部を金八千圓とし、十五ヶ年間に均等完済し後組合に其の權利を讓渡する約束を結べり。明治四十五年即大正元年に共同製絲以來産業組合設立に至るまで役員は無報酬にて奉仕し、専ら從來の釜數百個を運轉し能率の増進を謀り工程を進め、生産費の減少を主として機械改良技術の進歩に鋭意努力したり、其の結果年々出繭數量及生産品の累進的增加率を示せり、即ち初年度は生繭五百石、二年度は同七百五十石、三年度は同九百石四年度は千二百石に達せり。



出繭者の數量に對しては出繭の都度時價の八割を仕拂へ、他は年度末に於て生産費を控除したる金額を、絲量及等級に準據して仕拂ひたり、其の結果生繭にて賣渡したるより遙に高價の收益あるを以て、養蠶家に多大の利益を與ふ。大正五年の末頃斯界の進運に伴ひ、且能率増進して共同製絲經營の初年度に比すれば約三倍の成績を示し、尙改良努力により工程増加の見込あるに、範圍狭少なる産業組合法により手を伸ばすこと能はざるは遺憾とする所なれば、本組合を株式に変更せんとすの佐藤利助氏の提議に共鳴する者出て來りたるを以て、從來の行懸り上養蠶家と相提携して共存共榮の精神を失はず、本郡養蠶家を主とし之に本郡内の絹絲業者を株主として、他郡市より成るべく株式を公募せざる趣旨にて、株式に変更の議を決し本組合總會に左按を提出して之を可決したり。

一、産業組合を變更して株式組織となすこと。 二、株式は一株の金額を五十圓とし千四百株を募集して七万圓となすこと。 三、工場の財産一切を金一萬二千圓以内にて購入すること。大正六年六月株式會社を設立して株式會社岩出山製絲場と稱せり。株式會社の設立以來の役員及び異動並に事業の成績等左に。

取締役社長佐藤利助。 常務取締役大内順助、佐藤力衛。 取締役花淵信太郎、横田宜之助。 監査役小平繁藏、門脇幸吉、佐々木十喜治。

七年社長佐藤利助米國絹業視察の一行に加はり自費を投じて渡米したり。九年取締役及監査役の改選あり重任せし但監査役佐々木十喜治罷め伊達宗夫後任となる。

十一年三月繰絲器臺大改修と共に、從來の三口取機を四口取機となせり。十二年取締役花淵信太郎辭し増井長右衛門之に代る。十二年八月金七萬圓の株式を増資して二十萬圓四十株とす。十三年六月取締役社長佐藤利助死亡す、因りて佐藤力衛襲名して佐藤利助と稱す。十三年九月取締役社長に伊達宗夫、監査役に名取春吉當選。十四年八月監査役とし

て名取春吉、齋藤庄一郎、宍戸平治郎擧げらる。十五年七月役員の現任左に。

取締役社長佐藤利助。 常務取締役大内順助、横田宜之助。 取締役増井長右衛門、名取春吉。 監査役伊達宗夫、齋藤庄一郎

宍戸平治郎。

年 度	原料數量	生産數量	原料購入金額	生 産 上 金 額	生 産 費	利 益 損	失
大正 六年度	三六、七四、八〇	二、三〇、九〇四	一九二、七九四、八三〇	三三、六〇八、二四〇	一、九七五、〇〇〇		
同 七年度	二六、七九、三九〇	二、四九、〇二五	二三五、六八五、八六〇	四三、九四四、四六〇	二、二三五、〇〇〇		
同 八年度	二五、〇四八、五五〇	二、五九、三九七	四一四、九六七、七六〇	五五、四三三、〇三〇	四、五〇〇、〇〇〇		
同 九年度	二九、五六二、一〇〇	二、八〇、三九六	一九〇、〇六〇、六七〇	四八、七二二、七〇〇	七、六五〇、〇〇〇		
同 十年度	二四、三三三、七七〇	二、二二、四四六	一九三、八八一、二五〇	四七、五五四、〇〇〇	七、八二二、〇〇〇		
同 十一年度	二五、七四一、三〇〇	二、五二、五四五	二四七、九六六、九〇	三五、九九〇、九〇〇	一八、三五〇、〇〇〇		
同 十二年度	三三、三三三、四三六	三、〇三、八七八	三三二、二二五、一七〇	三五、〇七四、三三〇	九〇、六三三、三〇〇		四〇、九三三、二四〇
同 十三年度	三三、九八〇、九六〇	三、二二、九三五	二七五、二二一、八〇〇	四一、八二七、七七〇	九一、四二〇、九七〇		
同 十四年度	三二、六三三、一〇五	三、三三、一〇七	三〇七、〇七〇、六六〇	四二、四〇〇、一八〇	九二、五四〇、四三〇		四九、三〇八、八〇〇
同 十五年度	三三、八三三、五五〇	三、四六、二六一	三〇五、三〇六、二二〇	三三、三三三、一〇〇	九一、三六七、七七〇		五三、四四二、七九〇
昭和 二年度	三三、四九九、〇三〇	三、五七、三五四	二二〇、二七七、六四〇	三三、四七五、二四〇	八六、三三九、二〇〇		一六、八七八、四八〇

三、株式會社岩出山機業場及び其他 (参照口繪)

本機業場は明治三十九年十一月の創設にして、志田郡古川町佐藤利助の經營に係り、當初機臺三臺にて輸出羽二重を製産せり。後事業を擴張し機業場を現機業場と内川を隔て、其の向へに設け二ヶ所となし機台の數を増して五ヶ所合し



て五十四台となせり。又水車を設備して其の動力によりて機臺を動かし其の製造額の増加を企圖したり。大正元年伊藤慶藏監督となるや日夜精勵事業の進展を期したり。而して六年水車を廢して動力を電力に改め事業の改善に腐心し、機臺を三十五臺に整理したり、然れども其の生産額は從來と何等異ならず寧ろ増加を見るに至れり。大正九年地方人の希望を容れ個人經營たりしを、改めて株式會社の組織となせり、當機業場一ヶ年の生産三千疋(一疋は八チャール)内外にして其の金額八萬圓より十萬圓の間にあるを常とす。監督伊藤慶藏は實踐躬行篤實の人にして、其の經營は家族的にして工女と勞苦を共にし精勵身を以て率る、専ら生産の増殖を圖ると共に工女の教養に努めつゝあり。

不老サイダー株式會社。鳴子町尿前區岩下にあり。八卷ラムネ會社。鳴子湯元にありて、鑛泉サイダー、ラネム等の清涼飲料を産む、其他の工場、山火灰製造場は鳴子町中山に、製氷會社(生産二十萬貫價格一萬圓、製材所並に縣營發電所は鳴子町にあり。

#### 四、町村別狀態

岩出山町釀造業。本町に於ける釀造業は醬菜業と並び主要工業にして昭和二年度の業態左の如し。

醸造業	酒	醤油	味噌	麴	粕
價數	1,400石	23,000	3,400	1,500	3,500
額	11,750,000	23,000	2,000	1,500	2,000

【出出山町】に於ける特有工産の主なる竹細工凍豆腐納豆の三種につき計數を表示し概要を叙述し更らに沿革を掲ぐる下に。

種類	従業區域	従業戶數	産額	販路	販賣方法
竹細工	岩出山町一圓	1000	25,750	山形、秋田、福島、岩手、北海道、仲買販賣	
凍豆腐	同	63	70,300	本縣下、山形、秋田、福島、岩手、個人販賣	
納豆	同	3	4,350	同	

一、竹細工 作業簡單にして資本も要せず原料を得るに容易なる爲め、農閑の時期或は雨天の際に従事し、生産品も亦直に販賣し得るを以て、農家の日常生活費の一助となり其の効果頗る大なり。二、凍豆腐 農家に於て副業とするもの極めて少く、直接に影響する所少きも、大豆價額の他に比して幾分高價なると、藁の需要多きと製造に従事する人夫の需要あるは間接に農家經濟を潤し、又副産物たる雪花菜の家畜の資料又は肥料として利用せらるゝこと又大なり。三、納豆 も亦凍豆腐と同様直接影響すること少けれども、間接の影響甚大なるものあり。以上竹細工、凍豆腐、納豆の副業盛なる結果、老人より子供女に至るまで夫々勞役に服し無爲に暮す者なく、従つて無資産者の生活も安定し、人心平和にして醇厚俗をなすのみならず、地方財政頗る圓滑にして社會全般に及ぼす影響頗る甚大なり。

而してこれが沿革の概要を掲ぐれば左の如し。

一、竹細工 は今より二百余年前岩出山藩主の奨励にかゝるものにして、藩内の副業として重きをなし、岩出山底として其の名遠近に高く、縣下又は山形地方に輸出せられたり。交通の便發達するに従ひ販路益々擴張し、今や遠く北海道方面にも輸出するに至れり。二、凍豆腐 は今より約八十年前齋藤庄五郎なるもの創始にかゝり、明治初年までは其の需要も僅少なりしが、其の後日常食料品として好評を博し、生産額逐年増加して今日に至る。而して發達を促せる大なる原因と認むべきは交通機關の發達により、原料を得るに容易なると販路の擴張せられたるに依る。三、納豆 今より八十年前小松某の創始にかゝり風味の卓越せるは世の認むる所なりしも、交通機關の不備なるが爲めに僅に近郷に輸出するに過ぎざりしが、大正二年鐵道の開通と共に販路頗る開け、從來の生産家の三倍に達する生産家の増加を見生産額も亦一躍十倍に達するに至れり。

【鳴子町】 本町の特有産物として古來世に喧傳され居るものは、木地・玩具・漆器等にして、其の従業戶數従業人員生産額も年と共に多きを加ふるに至れり。



温泉案内。 本地玩具及び漆器は古き歴史を有する名物にして漆器は慶安に始めて文政に加工し、本地玩具は安政以來改進して今日に至り現に従業者百數十名を算す。左に當各温泉の開湯と本地漆器の發達は其の経路を一にするが如し。

大正十一年四月宮城縣立工業講習所を設置され、當業者と連絡をとり指導誘掖をなしたる結果、其の功果著しく一段の改善と發達とを見るに至れり。從來は足踏式にて製作したりしも、今日に於ては電力を應用なし多量に製作して精巧なる物をも出すに至れり。製品中玩具にては鳴子こけし、漆器にては洗面器は一種獨特の趣味ありて賞揚せらる。

漆器九四、八九五圓 挽物一三、〇〇〇圓 玩具八、六四〇圓 指物二、〇〇〇圓 從業戸數七六戸 從業人員一五八人 專業の販賣戸數一四戸

此の外に湯垢・硫黄・きのこの等の物産あり。本地挽物の發達したる理由に就ては當地は日本内地の三大美の一なる秋田の森林地帯の一部に屬して、禿嶽大柴小柴を始、花淵山等は天然の森林帯をなし、此森林帯に屬する樺榔樺等の落葉潤葉繁茂して本地挽物の原料豊富なればなるべし。當町本地挽物の原料は鬼首村當町區域に屬する中山より仰ぐ。發達の理由の二としては當地は耕土の面積僅少にして、他の農村の如く耕作を營むこと不可能なると、古來温泉地として開けたる爲め、浴客の多くは素材にして野趣に富める本地玩具の類を珍重して、土産物として購求し居る事が刺戟となり動機となりて、今日見る如き精巧なる物を生産するに至れり。漆器の塗料なる漆は、自給的の物を使用したらしきも近年は他地方より移入するもの多し、適當の施設を講じて漆の自給策を樹立するを可なりと信ず。當地の氣候風土漆の栽培に適すると見え、今尙野生のもの、繁茂するを所々に認む。

本町には概して大工業に依る大量生産なしと雖も、古來家庭手工業盛にして多くの徒弟を收容して、當地特有の漆器本地業を營み其の産額も亦少なしとせず。最近はサイダー、ラムネ等の清涼飲料を製出するに至る。其の他微々として不振。

一種別	數量	價格	種別	數量	價格	種別	數量	價格
漆器	—	九、〇〇〇圓	挽物	—	二、〇〇〇	車輻	—	七、五〇〇
履物	—	一、一五〇	其他	—	九、〇〇〇	石工	—	二、六五〇
刃物	—	一〇〇	農具	—	三、〇〇〇	玩具	—	八、六〇〇
砥石	—	八六	足袋	—	三、五〇〇	豆腐	—	六、四〇〇
疊	—	一、一〇〇	實業	—	二、〇〇〇	納豆	—	一、二〇〇
製氷	—	六、四〇〇	菓子	—	九、四三〇	柿	—	二、〇〇〇
サイダー	—	一、〇〇〇	ラムネ	—	二、三〇〇	合計	—	一、六八、九三六
豆モヤシ	—	一、一五〇	炭	—	四、三三〇			

【鬼首村】 一年の半ばを雪の中に消光する本村の農家は冬期間家内工業に従事するもの多し、又全然農作をなさず家内工業に従事するものも數戸あり、製産品は主に本地曲物の類にして、椀・盆・鉢・重箱類・櫃等多くは白木地のまゝ、鳴子その他の地方へ移出せらるゝ、中には漆工に従事するものもありて塗物として移出せらるゝものも相當あるもあまり、優良の漆器は生産せられざるが如し。此の家内工業に従ふものは材料を營林局より拂下を受けて之を使用するも從來製材所なく頗る不便を感じ随つてその生産額にも影響したりしを遺憾とし、村長大山新之丞郵便局長大場行治及び大山正之助等の諸氏謀りて小向に製材所を建設し、爲に十三年度のこれ等本地曲物等の産額前年等に比較して著しく増加せる狀況なり。大正十三年度の産額約二萬餘圓なり。

【一栗村】 工産品の状態左表の如し。

價數	額	量	價數	額	量	價數	額	量	價數	額	量	價數	額	量	價數	額	量
漆器	九、〇〇〇	—	挽物	二、〇〇〇	—	車輻	七、五〇〇	—	石工	二、六五〇	—	玩具	八、六〇〇	—	豆腐	六、四〇〇	—
履物	一、一五〇	—	其他	九、〇〇〇	—	農具	三、〇〇〇	—	足袋	三、五〇〇	—	實業	二、〇〇〇	—	菓子	九、四三〇	—
刃物	一〇〇	—	農具	三、〇〇〇	—	土産物	二、〇〇〇	—	漆器	九、〇〇〇	—	製氷	六、四〇〇	—	サイダー	一、〇〇〇	—
砥石	八六	—	實業	二、〇〇〇	—	漆工	七、〇〇〇	—	疊	一、一〇〇	—	ラムネ	二、三〇〇	—	豆モヤシ	一、一五〇	—
疊	一、一〇〇	—	菓子	九、四三〇	—	提灯	一、五〇〇	—	製氷	六、四〇〇	—	炭	四、三三〇	—	計	九、五八〇	—
製氷	六、四〇〇	—	土産物	二、〇〇〇	—	蠶座	一、〇〇〇	—	計	二、〇〇〇	—						
サイダー	一、〇〇〇	—	漆器	九、〇〇〇	—	製菓	二、〇〇〇	—			—						
豆モヤシ	一、一五〇	—	挽物	二、〇〇〇	—	製菓	二、〇〇〇	—									
			其他	九、〇〇〇	—	計	一、六八、九三六	—									



## 第八節 凶荒賑恤

### 一、維新前

凶荒來の起源一にして已まざるべし。噴火・海嘯・暴風・霖雨・地震・大旱・蝗蟲・霜雪・疫癘等此種に屬する天災地變悉く凶荒の遠因近縁ならざるはなし。中に就き東北の寒冷地帯に在りては氣候寒冷にして收穫稔らざるは最大原因にして歴史の屢ば反復する所なりとす。爾かれども日本全土を擧げて凶荒の慘禍を被りしこと絶無なり。西南の凶荒に反して東北は豊穰、東北に天變荐りに起るも西南に地妖なきは、蓋し南北に長く東西に短かりしと、脊梁山脉の本幹は東西の中央に聳えて宛かも太平洋と日本海との海潮氣流を調和せしむるが如く惟はる。例へば寶曆の凶荒には關西に重くして東北に輕きが如く、又天明天保の歉歲には東北の野は草根枯れて餓殍途に横はるの慘鼻を演出するも、西南地未だ千里炊烟を絶つが如き慘禍の記録に乏しかりき。編者明治二十五年凶荒誌を著述し、凶荒は倏ちにして來り忽ちにして去るものにあらずと斷案せしことあり、田中芳男翁題して「凶歲不可避。饑餓能可避」と筆を下せり、故に謂ふ凶歉を避くこと能はざるも被害の程度をして減低せしむ亦易々たるものなり、爾かも凶歉の豫知諸書充棟せるあり。

農業全書。飢饉年の兆、智ある人は夏の中にも早や見及ぶべし、尤も七月末八月には體に見ゆるものなり。されど民間にては其年並五穀の色を見て饑饉を悟り用意をすることを知らず、故に春の蓄へなくして、明年餓死するに至ることあり。

惡疫流行の近因は一に凶年饑饉に在り、崇神天皇即位五年惡疫流行萬民斃る翌六年遷座奉祭の式典を擧させ給ふ。仁明天皇承和元年疫癘に加へて氣候寒冷、翌二年奉幣使を諸國に派遣して天下の泰平を期請し給ふ。蓋し瀉沼の遺蹟は温泉神社の奉齋により如實に傳ふるが如し。瀉沼は噴火孔にして花淵沼も亦或は爾かありしなるべし、去れど承和四年の

記も亦世に存せり。惟ふに噴火の回数年次斯家今尙正鵠を得ざるが如し、一例を擧ぐれば。

震災豫防調査會報告。本邦火山の破裂にして記録に存するものは、天武天皇十二年(西曆六八四)十月十四日、伊豆島の西北面自然に三百餘丈を増益し、更に一島を成せりとあると、又翌十三年三月信濃國に灰零り、草木皆枯るゝとあるを最舊とし、爾後大正六年迄千二百三十三年間に噴火せる火山の數は五十二個(豆南海中とのみありて位置の不明の分は除く)にして、噴火回數は六百九十三回に及べり、往時にありては本州中部及び北部北海道千島の火山並に、豆南遠洋の諸島及び海底の破裂に關する記録極めて乏しければ、實際の破裂回數は少くも之が數倍に達するならん。

岩出山校提出資料。【凶荒略史】凶歳の氣候は三四十年乃至四五十年毎に來るが如く説くものありと雖、今日の科學は未だ是等のことに關して何等定説の見るべきものあらず。而して史乘の記載亦區々たり。今鎌倉幕府以後史に見ゆる凶荒を記せば、建久元年に凶作あり、四十二年を経て寛喜三年に大凶作あり、後二十九年元正元年に凶作あり、八十三年を経て元亨元年に早魃凶作あり、後三十二年正平七年同十八年に大饑饉あり、後十七年にして天授五年に饑饉あり、後十五年にして明德四年に凶作、十四年にして應永十三年に凶作、後十五年にして應永二十七年に大凶作、翌年大旱魃にして死屍道路に充ちしかば車載して之を棄つと見ゆ、後八年正長元年にも大饑饉あり、飢民亂を作し守護地頭之を制する能はず私に負債除放を行ふ。後十一年永享十年に饑饉あり、後十一年文安五年後十三年寛正元年大饑饉後十三年文明四年後二十二年永正元年同九年同十五年に饑饉、後二十八年天文八年同九年に激甚の饑饉あり、後十八年弘治三年後二十九年天正十三年後五十七年享保十七年大饑饉、後二十四年寶曆五年同六年同七年同後十五年寛文九年後十五年元祿九年同十四年後十三年正徳三年後十八年享保十七年大饑饉、後二十四年寶曆五年同六年同七年同後二十七年天明三年四年七年の大饑饉後四十七年天保四年同七年の大饑饉後十五年嘉永三年後十九年明治二年の饑饉後三十三年明治三十五年同三十八年の大凶作を見たり。以上の凶荒記録は必ずしも正確なりといふべからず、或る地方の凶作にして中央の記録に洩れたるもあるべく、又或地方の凶作を誇大に報じたるものもなきにあらざらん。要するに同じき區域に於て大凡幾年目に災厄の來りしか其の年期數の略一致せるものも之を見出す能はず、隨て凶歉の來る其の何の年にあるべきかを推するに由なきが故に備荒のことたる一日も忽にすべからざるなり。

【賑恤】罹災の國民を救濟するの施設は遠はき上古にあり、宣化天皇元年(一一九六)勅して「倉を修めて凶年飢饉に備



ふ」と、蓋し備荒儲蓄法の母體なるべし、惡疫流行に奉幣使を諸國の神社に派遣し(崇神天皇五年五六八)民の疾苦を憐み課役を赦し給ふ(仁德天皇四年九七六)悉く罹災救助の仁政なりき。爾來時勢の變遷に伴ひ幾多の改廢ありしも賑恤の仁政には敢て渝ることなし。

天明天保兩度の凶歉は東北地方に激甚なり。天明にありては政宗七世の孫重村徹山公、天保にありては十二世齊邦龍山公の時代なり米穀蔬菜を賑救し、藩主親ら庖厨を廢し麩糲を食して領内四民の疾苦を憐み給ひし跡あり、考證下に東藩史稿。天明元年夏封内二十八萬六千石餘水害。二年夏封内二十七萬二千石餘水害。三年七月十三日封内氣候不順諸寺に五穀豐饒を祈らしむ。二十六日封内霖雨晴を祈らしむ。十月二十三日封内秋穀不登五十六萬五千餘石の損害を幕府に聞す。十一月十二日荒歉により増上寺防火を免ぜらる。五年四月二十五日金五萬五千圓を借り、後五年間に米を以て返納するを幕府に請ふて尤さる。十月二十一日西岩井郡民五十三人郷隣の飢渴を患ひ、粟八十四石餘、米一石八斗餘、麥二十八石餘、稗十二石餘、錢百六貫、味噌百九十二貫目を分賑す。諸郡此に倣ひ賑救する者多し、十一月十七日今夏以來封内霖雨五十五萬二千石餘水害。六年十一月十二日今秋大雨洪水あり、封内及び常陸・下總・近江の采邑五十三萬二千石損害、此歲封内飢餓の者へ金三百九十六圓、米七千二百二十八石、錢七百七貫八百七十七文、其他大豆・麥・粟・稗・田螺・乾・鹿角菜等を賑給す。七年十一月十九日今茲封内五月以來霖雨洪水、田三十一萬三千石餘損害あるを幕府に聞す。八年七月六日封内五月より霖雨山崩れ川溢れ、家屋漂流人畜餓死あるを幕府に聞す、十一月二十六日封内三十一萬九千餘穀登らず、之を廉府に聞す。天保二年十月十九日刈田郡藏王嶽噴火す。四年九月十三日是より先き、公(龍山公齊邦)氣候不順を患ひ、自ら節儉を主とし膳を減じ粥を食するに至る。此夜例に觀月詠歌會あり、公命じて之を止む。近習等云古來の恒例止むべきに非ずと。公歌を書して示す。曰。故郷の、秋を思へば、長月の、今宵の影も、見る空ぞなき。と、聞く者感泣せざるはなし。十月十九日芝多對馬出府封内秋穀不登を聞す。乃ち物置金一萬一千三百圓を賑救す。二十二日封内首夏以來霖雨多し、七十五萬九千石餘損亡するを幕府に告ぐ、十一月十一日幕府命あり、封内荒歉により速に就封し救荒に盡力すべし、十五日入國發駕、十二月郡奉行へ各郡所管の地に就き米粟有無を検し、互に輸送相助け饑饉を賑救すべきを命ず、十

八日大番頭(國老)等を召し藩士の賑救を議す。五年正月三日昨年凶荒により、野初の儀を罷む。十一日親書布令して曰く。客歲荒歉以來國計甚だ難し、或は公事を缺き或は四民凍餓に至る、憂念殆ど寢食を忘る。是に於て今より五年間十萬石の目途を以て諸事を簡にす、首に後堂女員を省き、庖厨を廢し飲饌は後堂に委ぬ。衣は垢弊を嫌はず、食は麩糲を厭はず、毎日一度必ず粥を喫すべし。近侍宿直する正午に交番すべし。凡そ出行する扈從の員を減じ、川内を閑行する例に従ふ。大小臣庶此の規則に照準し儉約を専らにして我意に副へ。六年六月二十五日仙臺地大に震す、牙城石屏崩る、閏七月七日仙臺大風雨洪水大橋落つ、民屋二千四百十六宇流失、死二十七人あり、米金を賑給す。十月朔日封内大風雨洪水により高七十三萬三千五百二十二石餘損亡す、幕府に告ぐ。七年八月十六日親書令して曰く。

予(齊邦龍山公、公は一門伊達長門の長子、宗允は吉村柳山公の孫、文化十四年九月二十八日登米邑に生る)不徳にして登米より出て辱なく君位に即く。爾來百度日に弛み士風漸く振はず庶民法令を奉せず、是全く予不肖綱紀張揚せざるの致す所なり。然りと雖も臣庶の違式怠懈亦甚し、豈歎息に堪ゆべけんや。自今宜しく寶曆以前の刑律に復し斷獄必ず正憲に従ひ、寬宥の典を用ひず以て之を懲戒せしめんとす。且つ頻年荒歉滯借殆と七十萬圓に至り、會計甚だ難く四民亦極て貧困す。加之、春耕以來氣候不順秋穫亦期し難し。是を以て今より七年間近側の事大小となく、一に省略に従ひ一層節儉を嚴にし、文を學び武を講じ徳を修め以て國家を維持せんとす。諸有司宜しく余が意を體認し、外は部下を戒め、内は子弟を訓へ、文武を勵み禮讓を守り、國是に所見ある建言に忌憚する勿れ、上下力を戮せ永く社稷を磐石の安に置かんとす。

二、維新後

明治二年八月二十五日の洪水氾濫に基因する凶年飢饉の慘禍に救助の道始めて現れ、石卷港に外米を輸入したるが如きその一例なり。同八年及び九年の水旱兩度の連災に金一萬三千餘圓を貸與して八十四ヶ村の罹災地を賑恤せしことあり、然れども本郡は水澤縣の管轄なるがため公簿に據りてその實狀を示すに由なし。又十二年七月の洪水に收穫皆無の



水害地に種穀代金千八百八十三圓を貸與して救災せしことありしもその實狀復詳ならず、仍りて二十一年の洪水に亞ぐに二十二年の暴風洪水に、食料・小屋掛料・農具料等に分類して罹災民を賑恤せしは救助法の稍や具體案の濫觴なるが如く惟はる。

【明治二十二年水害】二十二年九月十一日の水害狀況は「地方事務並管内景況報告」中「水害記事」の特欄を掲げて狀況暴風雨被害一覽表、水害罹災者救恤金配與表を發表せり。抄録下の如し。

全郡荒雄川の流域にあり、其水量は平水より増すこと壹丈餘にして、岩出山市街の如きは支流の溢水を併せ、激流街路に溢れ老幼水中に佇み救援を呼ぶの聲凄しく頗る慘狀を極めたれども幸に溺死者を見るに至らざりしも、却て上流鬼首村・温泉村等山間に在り俄然の出水に加ふるに山崖崩壞の個處少からず、壓死負傷等數人の多きに至れり。其他一栗・眞山・大崎等の各村に於ても堤防決潰溢水田圃に瀰蔓したれども人家概ね高地に在りしを以て潰家は多かりしも流失に至りたるは甚だ少なりし。

- 玉造郡 九月十一日、荒雄川洪水高點一丈八尺 死亡五 重傷一 輕傷三 死亡四 馬損價二〇〇 死亡一 牛損價六〇 被害町村一五
- 玉造郡 家屋流失 員數三 損害代價九元 同全潰 同〇 同二八 同半潰 同四 同五四 小屋流亡破損 同〇 同二 同三 計 同二七 同二四 浸水家屋一〇七
- 玉造郡 墻流失員數三、四五 損害三元 家財流失一、〇五 損害 五〇 米流失損害九元 現貨流失三圓 並木例數六六 損害三四 山林木倒數二、三〇 損害五〇九
- 玉造郡 田流失反別、九 損害、六〇七 畑同三、一 同七九 山林同八七 同二、〇四 田浸水、六 同 三、五八 畑同 八、四 同二、四六
- 玉造郡 道路破損數三八 延長五、八〇五 堤防切所數四一 延長七〇 同欠所五 同七 橋梁流失九 延長三、三 同破損二四 川除破損 五 水路破損二 延長八、五九
- 玉造郡 死亡五 金二〇 重傷一 金二 輕傷三 金三 救恤特等一 金五 同一等三 金四 同二等八 金四 同三等四 金三 計三五四
- 志田玉造郡 焚出米諸費八、七九 人員元、六二 糶給與四、〇三 人員二、二八 小屋掛料金四三三〇 人員三 農具料金四〇五〇 人員 二五 種穀料金二五七三 人員三四

【明治三十八年の凶歉】三十五年の凶作に本縣五十六萬九千石の減收を告げ、農村一般の疲弊未だ癒えざるに、三十七年日露の國交は破れて曠古の大戦役を演じ、豫備・後備に續いて國民兵の動員に、農馬の徵發に、公債の募集に、忠愛の至誠をして人後に落ちざらしむる銳意の時に當り、氣候寒冷凶荒來の現狀は事實に迫り、遑遑困頓生計の道を失ふもの所在に續出せり。石巻測候所の觀測成績は、氣壓・風力・雨雪量及び日照時を示せり。日照時間總計左に。

月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
卅八年	一四九、五二	一九一、六〇	二〇九、六五	一七八、九〇	二二六、五〇	一三八、六五	一七五、四五	八五、三八	一六八、〇〇	一七四、一〇	一五五、七〇	一三三、三〇
百分率	四九	六	五七	四四	四九	三二	三三	二〇	四五	五二	五三	四五
卅七年	一〇〇、二五	一九一、八五	一八五、五六	一七四、二五	一七二、六六	一九〇、八〇	一四七、四五	二二、四〇	一四〇、三三	一五、〇〇	一五、一〇	四九、八五
百分率	三〇	三三	五三	三三	三八	四四	三二	三九	四三	三三	三三	五三

稲作の経過、挿秧期は適順にして、六月下旬より七月下旬に涉りて霪霖冷濕の日多く低温多濕なりしも、九月上旬・中旬天候稍恢復となる、九月十三日より十九日までの降雨に、二十二・三兩日の低温は、結實不良隨て稔實硬固に失す。天候不順の被害反別二千六百三十四町八反、無收穫反別千四百四十四町九反。

卅八年收穫一、六九八 卅七年收穫三、四八八 卅七年比較〇、五一 平年比較〇、五一

作付反別 六九、七 三七二、二 二七〇、〇 二〇九、一 二二六、四 五三、六 一三、九 一、八九九

收穫石高 一六四 五三二 四五六 二七六 一三二 九八 一一 一、六九八

無收穫反別 一二、六 二三八、一 二二〇、〇 一九九、九 二七四、六 一七、九二 一、四四九

畑作 麥四、六七九 大豆一、七〇〇 小豆二、六 粟五 稗七 黍二 蕎麥三 玉蜀黍一七〇 馬鈴薯三四〇 蘿蔔七、五五、〇四〇

第六章 産 業 二二七



三十八年の凶歉に、勞働の途なく飢餓目前に迫るに及び、手を束ねて救ひを待つの外なき究民、三十八年十一月の調査によれば、縣内人口八十九萬九千七百八十二人中、究民二十八萬四千八百六十五人の内、本郡二萬三千四百一人中究民七千八百八十四人を計上せり。

明治三十八年宮城縣凶荒誌。二十八萬余の究民中外國米のみにて辛うじて飢を凌ぎ得るものを上等とするも其數は多からず、多分は外國米に稻の實・稗の實・稈の實・牛蒡の葉・蕨の根・葛根・大根・干葉・菜・馬鈴薯・豆腐殼其の他異様のものを混食して纔に生存する有様にて、衣類・衣具・什器の如きは大抵賣拂ひて食料と換へ、僅に襪を纏ひて焚火に暖を取を常とし、寢る時は藁又は菰の類を被るもあり、冬期中外出に耐ふる防寒の服装なくして破屋裏に臥すもの、腰部以下を掩ふべき襪だになき爲め他人に訪はるゝも起て應對する能はざるもあり、其慘況實に名狀すべからざるものありき。

同書(第三項食品の調査)玉造郡・鳴子・鬼首・東大崎・西大崎の食品。一、大根・干葉と米糠とを混じ餅とせるもの二點。二、大根・干葉と米を混じ炊けるもの五點。三、稻の實の粉を混じたる稗餅一點。四、根花(粗製品)を原料とせるもの一點。同書。(第二項凶歉に起因する特殊の疾病)玉造郡温泉村中山上野七藏、中山部落にては多く豆腐粕に蕨粉を加へ蒸して春き餅として豆粉を衣としたるもの、又は大根の葉を煮熟し稗或は純粉を投入し攪拌して泥状となせるもの喰へり七藏は家族八名あり内三人は老衰盲目、二人は八歳未滿の子にして、唯一人の女(三十一)毎日風雪を冒し、十貫以上の炭を鳴子に擔送し其の賃錢を以て一家六口を糊するも、其の賃錢は七錢五厘に過ぎず、之を以て外米五合を買ひ粥として啜るが故に、小兒の如きは飢を訴へて泣くさま目もあてられず家族悉く營養障害を認む。(十二月二十六日)

同書。(歎凶慘話)白屋中の一家族、玉造郡一栗村宇上ノ目氏家友助(五十一歳)妻もと(三十五歳)母りゑ(五十六歳)長女とよの(十四歳)二女なつ(十一歳)二男勝助(五歳)一家族六人は、組合の有に屬する三間に十間の家に住すれど、周圍の壁悉く剝落し蔽ふに古菰を以てすれど寒風を防ぐに足らず、屋根亦大破して坐がら天空を望むべく雨雪を凌ぐ能はず、極寒中に於て家族の被服は薄き襪一枚にして而も袖は腕に達せず、裾は膝に止まり幼兒勝助の着衣の如きは幅狭くして衽を重ねる能はざる爲め腹部を露出し又所々破綻して肌膚を現はしたり、衣服已に此の如くなれば一枚の寝具もなく、爐を圍みて煖を取り藁を敷き古菰を着て眠るといふ。一家族藁細工をなせども得る所僅少なるが故に、外國米の薄粥に豆腐殼を混じたるものを一日一食、或は二日に一食し得るに過ぎざりき。

同書。(夫妻枕を並べて餓死す)。玉造郡一栗村大字下ノ目遠藤久治(五十三歳)は妻マツ(五十六歳)長男米治(三十歳)米治の子幸之助(十一年)の四人生計なるが、米治は虚弱にして十分の勞働に耐へず、マツも儂麻寧斯の爲め兩腕の自由を失ふに至りし爲め、米治一人の働にて辛くも一家族の露命を繋ぎ來りしに、凶作の爲め米治も亦勞働の道なく全家終日絶食すること屢次なりしが、三十九年一月二十五日の夜近隣の者が久治宅前を通行せしに「腹がへつて死ぬやうだ」と呻く聲の聞えし爲め、直に餅を携へ行きて興へしに久治は喜びて之を口にしたりも嘔下し得ざる有様なりしが翌日に至り久治は死去し、其翌日は妻マツも死去したり。死因は久治慢性氣管支炎、マツは慢性儂麻寧斯と届け出でしも役場にては粗食及び飲食の繼續を死因と認め居りしといふ。

【御下賜金】三十八年東北三縣の凶歉は天聽に達し、三十九年御内帑金二萬五千圓を下賜し罹災民を慰み給ひり。龜井知事は清野本郡長に對し御下賜金配付の顛末を表記し、御下賜金の御沙汰を嚴達せられたり、全文左に。

縣下非常凶作の爲め人民困難の趣を惻然に被思召、御救恤金として、聖上皇后兩陛下より金二萬五千圓御下賜相成候に付左記の通配付候條究民の實況、家族の員數等寫と調査し迅速交付方取計ふべし。而して之が交附に際しては拜受者に能く聖旨のある所を徹底せしめ、且つ之を以て可成生業の資となすか、又は貯蓄の基本となす等、有益の資に供し徒らに消費するが如きことなき様篤く注意を加ふべし。右訓令す。明治三十九年二月十三日 宮城縣知事龜井英三郎 玉造郡長清野喜左衛門殿

先是。三十八年十月六日田邊知事は善後策に關し豫め内務農商務兩大臣に報告すると同時に、第三部長小山己熊第一部長薄定吉連名を以て救濟方法の提出を清野本郡長に通牒し、更に十月十八日郡市長會議を開催し、救濟方法を定む。玉造郡真山村桑園開墾、里道改修。西大崎村桑園開墾、耕地整理、里道改修。東大崎村桑園開墾、耕地整理、里道改修。河岸工事。鬼首村桑園開墾、道路改修。外米購入、温泉村桑園開墾、道路改修。一栗村桑園開墾、道路改修。岩出山町桑園開墾、里道改修。竹細工販賣組合設置、外米購入。

三十五年の凶歉は米作の收穫を算するに、縣内を通じて十六萬九千六百石にして平年に比すれば僅かに一割四分七厘



の收穫にして、八割五分三厘の減收を算せり。仍りて救濟調査の基礎を確立せしむるがため、各町村の米穀轉出入を調査せる結果、本郡各町村に於て糧食の不足を示す左に。

本年收穫	六ヶ月間		本年收穫	六ヶ月間			
	消費	現在殘高		消費	現在殘高		
岩出山町	二八五	三、七三	東大崎村	七〇四	一、七〇二		
西大崎村	五九五	二、三三七	一栗村	八九五	二、九三六		
眞山村	一九九	一、七五五	温泉村	七七	三、九三		
鬼首村	一	一、四六七					
道路堤防	場所	補助額	場所	補助額	場所	補助額	
東大崎	六四	三三	西大崎	一、三六	五二九	岩出山	七〇
一栗	一、八六	九四	眞山	三、九一	一、六九五		
縣工事	人員	六、三三六	人員	一、八一九	人員	二、五六七	
賃錢	一、五五、七五	八四、八六五	賃錢	七、五七〇	賃錢	三、八四〇	
人員	二、九六	三、八四三	人員	四、三六八	人員	六、一五	
賃錢	七三、六一	九一、〇五九	賃錢	二、九三〇	賃錢	一、九八、七六〇	
補助工事	賃錢	九一、〇五九	賃錢	二、九三〇	賃錢	一、九八、七六〇	
土工具の貸與	砂利篩元	鶴嘴三	唐鍬三	鋤連七	砂利運搬器二〇〇	計七四	
桑園	申請反別三、〇〇、九七	開墾春植一、〇〇、九五	熟烟栽植六、七〇、二五	總費額二、九二、四八三	内人夫七、〇五、五〇〇	不植一、〇五、〇一六	
秋期栽植反別五、九三、四二							
裁桑補助金の充實	三十九年春植桑園反別	開墾費四九、九五	補助金三、四六、五七六	熟烟反別三、〇〇、〇二五	補助金一、〇四九、三六六		

三十九年秋植反別 開墾反別三、五、三五 補助金一、二九四、三三七 熟烟反別三、二七 補助金五、四〇五  
 七噸貨車 積込配達料 東 京 横須賀 横 濱 櫛 檜 雜 木  
 鐵道運賃一俵平均

食料給與生業補助 食料の給與又は補助 戶數三三 勞働者五七 非勞働者七五 生業扶助 戶數一、九八五 勞働者五、八七〇 非勞働者六、九八  
 義捐金配付 二月十三日御下賜金七五五 一月廿四日外人三〇 二月七日一般六五 二月十三日同、〇二五 二月十七日同三三 三月  
 六日米國六四 三月廿日同六四  
 給助人口 二月繼續給與六五 同補給一、〇三一 一時給與三七六 三月繼續給與七五九 補給一、三七一 一時救助六九 四月繼續給與五五  
 同補給一、二四一 一時救助三六 五月繼續給與四二 同補給八五 一時救助二七 六月繼續給與四八 同補助一、二三〇 一時救助六二四  
 種穀救助 戶數六九 作付反別 自作九、八四七 小作一、五七、七三 計一、四四、六三三 種穀見込石數一、〇八、三三〇 價額三、二八、七〇  
 食料給與 戶數八一 人口 男一、七四九 女三、四九六 三歳未満四三八 計五、六八三 一日分の給與高男七、八二 女老幼二、〇四八 計一八、三五九  
 價額三、八、六七 七日分の給與價額一、九七、七〇〇 運賃雜費三、九五〇 合計一、九二、六五〇  
 肥料給與 田反別二、六三六 給與戶數一、三六 受給者作付反別九、五九 大豆粕一〇、九九一 三、二二〇  
 作付食料給與 戶數一、〇三 人口 男一、七六六 女老幼三、五七一 受給者作付反別五七 實給與 下白米四 玄米四 粃四  
 作付食量給與額受拂 受高三、一七、〇〇〇 食品代七、九、八四 運賃諸費九、七〇 配達費三、七六一 雜費八〇〇 計七五、七五五 殘高二、三六五、一〇五  
 食料給與反別 田反別二、三三六 肥料給與戶數一、三六 受給者作付反別九、五九 大豆粕一〇、九九一 雜費八〇〇 計七五、七五五 殘高二、三六五、一〇五  
 地租免除 地租總額五、九六、二〇 田租免除額三、四三、二五四 同上人員三、四三〇 同上反別二、四三〇、六九一  
 糧食被服の購入及配付 襦二、八〇 食鹽一、〇〇 絨衣七三 絨袴三三 夏衣三 夏袴三 外套九 同二〇 綿絆二三 同二七 夏袴  
 下二五 冬同二八 停衣四 同袴一五  
 一部凶作被害民救濟 中山 原、田野、軍澤、岩入  
 戶數 金額 反別 金額 計 種穀 二口計 通計  
 三七 九五 三五、二 五三 一〇一 一八〇 三七 四八〇  
 六 一七五 九三、五 一三六 三三 三〇八 六三 六三二



救恤金配當 丙四 丁六 計三〇 配當金高野、〇〇〇

教科書及學用品 教科書學用品 數量〇五、一 價五、九七五〇〇 數一 雜品麥桿帽子 量(貫)七、一 價三、〇〇〇 價額計三、〇七五、〇〇〇

窮民施療 投藥延日數 三月 四月 五月 六月 七月 八月 計 豫算配當額 精算藥價  
施療券交附 五三 一、〇五五 一、五五五 一、八八一 九六六 一、〇六一 六、三〇〇 一七、〇〇〇 三三、〇〇〇

救濟起債 眞山村三、三〇〇 岩出山町三、〇〇〇、四、三〇〇 西大崎村一、五〇八、四〇〇 一栗村一、二九八、六〇〇

三十八年凶歲飢饉及び救濟賑恤の事項前叙の如し、後五年を経て四十三年八月十一日山嶽壞崩洪水氾濫幾多の人命を失ひ美田好圃を埋む。事急にして懐鼻の實跡凶年飢饉より甚だしかりき。編者の記憶に徴するに七月二十一日土用入り九月三日に亘る四十五日の快晴は七月二十三日、八月十八日二十二日二十三日の四日のみにして、雨天は七月三十一日八月四日六日八日九日十一日十四日十五日二十七日三十日の十日なりとす。其外雷雨細雨屢々來襲曇天の日ならざるはなし。爾れども氣温は案外に持續し華氏八十度以上を示せり。九月十一日白雲傾盆電光閃めき雷鳴轟き暗雲慘愴凄絶に次に激流奔騰遂に未曾有の被害を演出せり。その被害状況の調査は、上官の命により玉造郡長成毛基雄は、一、氣候、二、洪水の程度、三、一般被害の状況、四、人畜死傷家屋潰流、五、堤防道路橋梁の破損流失、六、田畑及作物の損害、七、浸水戸口並救助、八、究民並中民の狀態、九、教育に及べる影響の一斑、十、水害後の衛生に分類し詳述するもありしならんも、郡制廢止に伴ひ今はこの資を需むるに由なきを恨とす。以下凶荒賑恤に關し、二町六村に就て提供せられたる資料を抄録する以下列記の如し。

### 三、町 村 別 報

【岩出山町】 明治九年の大火 明治九年四月十八日(陰曆三月二十四日)午前十時頃、木通澤ノ野火狂風のため燃え擴り

黒煙實相寺裏手を包みぬ、因りて町民皆疾走して實相寺に集り防火に努めたり。折柄颯然たる烈風一簸に火焰を過ぎ巻き奔りて見る間に千竿の火柱と變じ、内川以南(一ノ構を除く)は鎔爐と化し、一氣に四百餘戸灰燼となりぬ。人々は財を出す暇もなく僅に老を助け幼を伴ひて逃る、を得たるのみ、餘炎は遠く西大崎村下野目に及び數戸を焼き拂へり。同日夕刻までには火勢鎮りたれども、紅熱せる燠火は二日餘りも近寄り難く焼材の燻りは週を超えたりといふ。内川を限りて以南は燒野と化し。僅に残りたるは二ノ構八幡神社(長床、社務所、鐘樓焼けたり)實相寺のみなり、罹災民は直に假小屋を建てたるもあれど多くは難を免れたる内川以北の親類知己の許に寄寓せり、町民今に至るまでこの日を厄日として語り傳ふ。

〔明治三十八年の凶作〕 明治三十五年同三十六年氣候不順風雨の害を受けて、凶歉相次ぎ同三十八年に臻り大凶作となり。この歳盛夏尙冷を覺え稻穂白く直立して垂る、もの一莖もなし、下層民は山に蕨根を求め百合根を掘る、夜俎にて刻む音此處彼處に淋しく聞えたり。民力の疲弊經濟の困憊、其の極に達す有無相通ずる交通機關は、遠く外國米を輸し來れども是亦中流以上の食たり。

畏くも慈仁なる明治天皇には御軫念の餘り、明治三十八年十一月卅日侍從子爵北條氏恭を凶作地に派遣して巡視せしめ給ふべき旨の御沙汰あり。侍從は人命を畏み十二月二日東京を出發して岩手縣へ赴き同縣の凶作地を巡視し十二月十日本縣に着せられ各地窮乏の狀を視察せらる。當町には十二月十四日志田郡古川町より風雪を冒して來られ、凶作の程度郡民の生活、窮迫者の食物、小學校教育の狀況を取調べ當地に一泊、翌十五日岩出山製糸工場及附近窮民の狀況を視察し、玉造郡役所に於て町村長及小學校職員を接見し、小學校の授業をも視察せられ加美郡に赴かれたり。窮民の中には着るに衣なく藁屑の中に伏し居たる者もありしとか、糊すべく調べたる食品には豆腐滓に蕨粉を混じた



るあり。乾したる大根の莖を加へたるもあり、藁の節を灰汗煮し粉と共に粘りて餅に代へたるものなどあり牛馬の食にも劣りたりといふ。然れども 聖代の有難きは各地より食物衣類金品等の寄贈あり、殊に小學校兒童には京阪地方遠く九州地方より學用品の寄贈夥しかりき。冬期に入りては細民一層の困苦を窮む。當局者は全力を擧げて救濟の途を講じ殆ど一人の餓死する者もなく悲惨の冬より漸次春に迎へぬ。

御下賜金二百十五圓 義捐金總額二千七百餘圓

明治三十八年凶作救濟事業。一、合戦原の町有地二十九町八反二畝を桑園に開墾し細民救濟せり。其の費額左の如し千八百九十一圓 縣費補助。 二千圓 町債借入。 計三千八百九十一圓

一、内川及砂川岸石垣工事を起し細民救濟の事業となせり。其の總費額七百二十圓。内三百六十圓縣費補助。三百六十圓基本金繰入。 一、其の他藁細工を奨勵し、降雪の折などは路上の雪掃きなどをなさしめ救濟の一方法たらしめたり。

〔明治四十三年の水害〕

明治四十三年八月七日以來降雨連日に及ぶ、然れども荒雄川を始め諸川さして増水なかりき。

同十一日午前十時頃より豪雨となり、午後四時に至り益強く雷鳴電光も加はり、物凄く午後五時半鳴子分署より當岩出山警察署に「八尺餘増水警戒を要す」午後七時頃警鐘亂打警戒を告げたり。係員並に消防夫町民一同蹶を肩に空俵を荷ひて荒雄川蛭澤川に馳せ防禦に盡したり。夜は暗く且風雨激甚にして提灯吹き消され、働作自由ならず死力を盡して防禦したるも時々刻々危険迫れり、同午後十時に至りては電話も遂に不通となり、通報の便を失へたの故に警察官役場吏員等各戸に急を報じたり。然れども神ならぬ身の未曾有の慘害に遭遇せんとは思ひも寄らず、六十人町方面の人々は家財を始末し老幼を避難せしめたるのみなり、中には例年の出水と思ひ平然たるものありしか。篠つく猛雨

寸時も止まず一天墨の如く電光閃きて暗を破るあるのみ、河水は刻々に増して見るまに丈余の濁流狂奔し水勢滔々殆ど全町に氾濫し出水一丈二尺財を掠め、人命を奪ひぬ、同夜十一時頃六十人町川原町の一部皆濁流に没す。又蛭澤川堤防は殆ど缺壊し、下町以南及び以東の人家全部水に浸さる。轟々たる水聲耳朶を襲ひ、雨に交りて助けて呉れの悲鳴聞え其の慘狀言ふべからず。一夜千秋の思もて十二日黎明を迎へぬ。昨夜の慘狀は層一層慘憺たり、天は知らざるもの、如く同日午後に至りては雲間より碧空さへも望むを得たり。蒼は悲哀號哭の聲と涙とに滿ち充ちぬ。老幼男女當小學校に避難及救助收容したる者十二日には五百二十七人に達す。固より衣なく食なし町長始め係員は死力を盡してこれが救護慰撫に力を致せり。(參照口繪)

役場前には筵に包まれたる溺死者の屍軀相並べるあり、前夜流されたる人の頭髮砂塵にまみれ身體腫れ或は破れ萬死の中に一生を得て歸り來れるあり其の慘狀見るに禁えざるものあり。二ノ構大學町を除きては井水用を可らず。爲めに焚出救助をなしぬ其の人員十二日の如き三千百九十八人の多きに達したり。收容所に充當したる小學校も二十二日に至り全く閉鎖したり。消防夫等は隣接町村の消防の應援を得て、隊を組みて日々溺死者の屍を搜索せり。家財を流し失したる人々は又此處彼處に流失したる物品を搜ねたり。被害の狀況は大要左記の如くなれども詳かならざるものもあるべく慘害實に莫大なり。遭遇當日たる八月十一日より四十九日目に當る、九月二十八日岩出山小學校庭に於て大施餓鬼を行ひ、夜は五軒茶屋に於て仕掛煙花流燈等を催し殉難者の靈を吊へり。

被害狀況。 一、汎濫面積〇、六方里。 二、落流したる橋梁。 玉造橋・内川橋・本町橋・來迎寺橋・砂川橋・東昌寺澤橋・實相寺橋・竹駒橋・肴町橋・松窓寺橋・神明橋其の他の小橋に至りては悉く落橋したり。 三、破壊せし堤防。 一、荒雄川堤防 玉造橋の上下阿元より各千間余。 二、蛭澤川堤防。 實相寺橋阿元より肴町橋阿元に至る全堤防松窓寺下。 四、人事。溺死者



男八、女一八、計二六。負傷者。重傷、男三、女四、計七。輕傷、男一三、女二三、計一三五。行衛不明、男八、女九、計二二五、家屋流失戸數七一。全潰戸數九。半潰戸數五一。土砂埋没戸數(二尺以上埋没)五二。床上浸水戸數四四三。床下浸水戸數一七一。六、浸水したる耕地。イ、田二〇五二反。ハ、畑二一九〇反。七、損害見積高。イ、耕地損害約二十萬圓。ハ、其の他損害約十六萬圓。八、罹災民收容狀況。

月 日	收容人員		傷病者		月 日	收容人員		傷病者	
	男	女	計	傷病者		計	男	女	計
八月十一日	—	—	—	—	同 十二日	二六	一五	—	—
同 十三日	一五	一八	三三	—	同 十四日	一八	三五	—	—
同 十五日	二五	一三	三八	—	同 十六日	六	三五	—	—
同 十七日	六	三	九	—	同 十八日	七	一〇	—	—
同 十九日	三	三	六	—	同 二十日	三	七	—	—
同 二十一日	一	三	四	—					

八月二十二日收容所を全く閉鎖したり。  
九、當時の郡長・署長・町長等。玉造郡長成毛基雄。岩出山警察署長佐藤眞平。岩出山町長花澤信太郎。同助役大内順助十、蛭澤川堤防災害復舊工事。實相寺橋より釋迦堂橋に至る延長九百七十七間の場所を川幅十一間(兩堤防間)とし、明治四十四年十二月其の筋の許可を得て、同四十五年三月五日起工し、大正元年八月十日を以て竣工せり。而して釋迦堂橋より下流西大崎村・下野目を経て内川まで、延長約千三百三十間の所は、耕地整理組合に於て改修す。此經費九千九百六十八圓三十六錢五厘を要し、其の費額は十二年間均等に町費より交付することゝなし工を遂げたり。この工事は一方窮民救済の一方方法たりしなり。總工費一萬九千七百四十圓二十六錢四厘。内四千八百八十五圓縣費補助。四千八百八十六圓八十九錢九厘町費。九千九百六十八圓三十六錢五厘耕地整理組合。工事總延長二千七百七間。十一、荒雄川堤防荒雄川に屬する堤防玉造橋は、縣に於て復舊工事を營めり。

岩出山大觀。(明治四十四年櫻井順藏著)明治四十三年八月七日以來降雨甚だしかりしも、荒雄川の水量は左程の増水も無かりしが十一日に至りて鳴子分署より當警察署に電話あり曰く、増水の微あり警戒を要す、と同時頃電話は途に不通となり、夕方よりは水勢刻々猛烈を極め漸次増水し、加ふるに降雨尙止まず、町役場及び郡役所警察署員總出となりて之を警戒せり。然るに第一に八幡山の北面崩壊して清水川を遮断せしかば、逆流忽ち蛭澤堤防着町阿元を缺潰して櫻井順藏方邸内の巨木を折倒し、奔流忽ち物置一棟を呑み長屋を潰倒して濁流床上を浸すこと二尺餘、居家亦將に流失せんとせしを辛くも防止せるは不幸中の幸なりき、又邸内は變じて河心となる等被害甚大を極む。然るに一方荒雄川の増水刻々甚しく水勢滔々雲に接して流るゝ觀ありしが、翌十二日午前二時に至り遂に荒雄川堤防は轟然たる音響と共に、一千二百餘間を一時に破壊し濁流狂奔して六十人町を呑み荒雄川を貫流して六十八戸を流失せる外、二十七戸を潰倒し死者四十九名を出せり。かゝる慘狀は有史以來未曾有のことにして、床上浸水家屋の數は四百三十九戸床下浸水は百五十四戸を算し潰倒家屋五十六戸全潰九戸に及べり、當時の救助人員は實に一千八百餘名に達し、悉く學校に避難せしめたり。郡役所町役場に於ては死力を盡し之が救助に奔走して遺憾なく被害者を救助し且つ慰撫せり、此の損害高計二十萬圓の多額に達す。尙ほ被害の箇所を掲ぐれば左の如し。蛭澤堤防破壊の箇所。新橋阿元上流堤防松窓寺下堤防、着町橋阿元堤防。落橋箇所。着町橋一ヶ所、實相寺橋一ヶ所、横町橋一ヶ所、東昌寺橋一ヶ所。大橋梁の落ちたる分、内川橋一ヶ所(町費に係る者)本町橋同(縣費に係る者)來迎寺橋同、砂川橋同(町費に係る者)

【鳴子町】 正確なる記録と資料なきために、正確に災害の程度報告の狀態を知り得事不可能なれども、急流荒雄川及大谷川の沿岸に位し、且一方には奥羽の脊梁山脈に那須火山脈の並馳するあれば、山勢上より推すも古來天變地異の多かりし事を推斷するに難からざるべし。叙述の順序として傳説並に古考の口碑に残れるものより採録せん。  
〔瀉山の噴火〕 既に地勢變動の條並に温泉石神の條に記述したる如く、瀉山の噴火して瀉沼の出現したる事は、續日本後記仁明天皇の承和四年癸巳朔戊申の條下記載により明確なり。只其當時人畜並に産業上に如何の程度まで害を與へたるかは不明なり。

續日本後紀。陸奥國玉造温泉石神雷響震晝夜不止。温泉河流其色如漿。加以燒谷塞石崩更作新沼。沸聲如雷。如此音不可勝計。



に徴するも影響の甚大なりし事を想像するに難からざるべし。殊に温泉河水は其色漿の如しとあり、又土石の壞崩と地勢の變動を述べ、更に沸聲雷の如しとあれば、磐梯山や櫻島の爆發や噴火の際の被害の程度と同一と断定し得べし。人畜の被害並に産業や經濟上に及ぼせる影響の程度は、遑遑として知るを得ずと雖附近には玉造柵塞玉造驛の在るあれば（當地又温泉地として當時相當の住民ありたらん）死傷も相當にありたるならん。瀉沼の出現後の火山爆發狀況は知るに由なしと雖も、現時の當地の狀態より推察するに決して一再に止らずと斷ずる事を得べし。只資料の證徴するものなきを遺憾とす。

〔水災〕 古來荒雄川の汎濫は郷人の恐怖の一なりしならん、此の川の汎濫に依りて幾多の悲劇慘劇は沿岸地に演ぜられたるかは、明治四十三年八月月中乃荒雄川汎濫より推斷するに難からず。

明治四十三年の水害狀況（水害報告石巻測候所に依るを掲ぐれば 一、山崩、八月十一日の降雨は其量多きを以て、山岳も適度に之を下包容するを得ず、到る處山崩れの慘害を生ずるに至れり。其高きものは數十丈の山嶺より落下し低きは丈餘の山腹を削り終りに人家耕地人畜等を其下に埋め、尙ほ多量の樹木土砂石礫を下流に送り、被害をして一層大ならしむるに至れり。

山崩の慘害は温泉（川渡鳴子合村を差す）鬼首二村、殊に著しく約一萬個所に達すべく此が恢復容易ならざるべし。

二、中山温泉の被害 八月九日以來刻々増水し、十一日夜殊に急となり同夜遂に温泉場に通ずる橋おち、水は益々増して客舎は浸水せるため高所の温泉上に避難し、雨の歌むを待つ、同夜中に至り一大音響と共に、地震へ斷崖崩落し河身變更せり、宿舍の床邊迄浸水したり。十二日午前一時遂に温泉場の裏山崩壊をなしたり、十三日山崩あり避難中の老幼男女七十有餘名皆埋没せられたり。

中山吹上温泉埋没 明治四十二年に噴出したる間歇温泉埋没して噴出止む。

三、河水氾濫 山崩を惹起したる雨水は溪谷に集注して、之を穿鑿して其幅及深さを増さしめ巨木大石を流して荒雄川に入り。流勢奔激到る處に慘害を逞ふし水量は岩出山に於て十一日午後十八尺餘に達せり、水勢は岩出山町に於て一秒間に約八尺の速力を以て奔る。

四、交通の杜絶。八月十一日の強雨は交通上に影響を及ぼせり、電信電話線は切斷されて不通となる。

電信 古川岩出山間八月十二日午後開始。 岩出山川渡間及鳴子八月十六日午後開始。 電話 岩出山警察署八月十日午後開始

鳴子分署八月二十一日午後開始

五、人命損傷 温泉村死亡百十人（内六六人は自村人、内四四人は浴客）生死不明者二十八人（内一人は自村人、二七人は浴客）

流失戸數 一七三 崩壊戸數 一五 破損戸數 一五 浸水 床上 一、〇七 床下 六三 合計 二、一六〇

建物被害 埋没 五九四戸 流失 四、五五圓 崩壊 二四件 半壊 二〇、三四圓 破損 一、二二件 一四、八〇〇圓 浸水 四、二四件 一五、九五圓

合計 六、〇八件 四、五五圓

宅地被害	別	流	亡	崩	壊	埋	没	浸	水	計	
反	別	六	六	四	四	四	一	一	一	六	
損	害	格	七、九二	二、三六	二、四、五三	一、一、九五	四、六、五五				
耕地被害	流	亡	崩	壊	埋	没	陷	落	浸	計	
反	別	一、五七三	二、二五	二、二八五	一、六五	一、四、四九	一、八、三〇〇				
價	格	一〇一、七四六	二、〇八二	九七、一三九	一、六五	八九、六元	三〇、七三一				
畑	反	九七七	六〇	八一	七	二、七九	四、六四五				
價	別	三九、三〇〇	二、二六九	一、七〇三	一、〇	一四、九一八	六八、一五〇				
損	害	額	計	一四、〇、九六六	一四、三三一	一〇八、八三二	一〇五、	一〇五、	三、九、〇一一		
動	産	被	害	一七三、七四圓	畜	産	被	害	四、七四圓	耕	
畜	産	被	害	四、七四圓	耕	作	物	被	害	二、四一、三八圓	立
林	野	被	害	二、七六〇圓	立	木	被	害	七六、三九圓		



道路橋梁被害 六六三圓 堤防水路被害 七〇五圓 被害額計 一六六八三圓 焚出救助戸口表 戸數九五 人員四二五 救助日數 三日乃至九日 公費給與戸口表 戸數三〇六 食料人員一、五三 被服一七 小屋掛材料一三 就業資料器具 二六

〔凶荒〕 荒凶の慘狀を極めたるは天明天保再度の饑饉なりと云ふべし。交通通商の道開けず、加ふるに封建の制度により各藩の間に物資供給行はれ困窮せまり、貧民は手を空うして死を待ちしのみ。本町の慘狀は天明の饑饉に高橋萬右衛門氏倉庫を空うして救恤に努めたるに見るも略知るを得べし。又赤梅温泉証に天明大饑六之丞逃亡不知所之とあり。天保の饑饉に際しても高橋萬右衛門氏、天保十四年米一百俵を官に納めて救恤を出願したる事あれば、當時の慘も亦天明年中の饑饉に譲らざりしなるべし。明治三十九年の凶作の慘狀も亦慘憺たるものなりしも、天明天保と異なり交通開け物資の供給圓滑にして、外米の輸入も多く江湖博愛の士の贈品と同情により慘狀も緩和せりと云ふ。

〔火災〕 啼子碑文曰。遊佐勘左衛門氏の事を叙して、「有舊志及辨慶之書藏家矣。爲祝融則亡矣」と碑文に依れば遊佐氏の焼失したるは天保の年中の大火なり、焼失家屋の數人畜の損傷及び損害高を知らず。明治十九年に大火あり、損害の程度も大にして此の前後二回の火事に遭遇して、古記什器の類皆焼失して傳はらず。

藩政時代に於ては、相互扶助の社会的施設として自治的に各戸米麥を醸出して、備荒倉に貯蓄して凶荒賑恤の資に供したり、地方に依りては此施設を現今にまで繼承して農繁期越年の際に貸付收穫期に元利を現物にて返納せしむるものあり、本町も此の施設ありたるも今はなし、其の廢絶の理由時日不詳にして記載されず。

〔川渡村〕 宮城縣凶荒誌によれば明治三十八年の東北三縣の凶荒は、天明天保以來の大災害にして、我が宮城縣は平年に比し八割七分の減收を見たり、思ふに東北地方の氣候は温氣遅く催して寒冷早く來るのみならず土地の廣漠なる割

合に人口は密ならず農業上不利の位置を占むるが故に農業容易に進まず殊に宮城縣にありては、戊辰戦役後百度弛廢庶政紛亂の際明治二年の大凶作あり、爾後一兩回の不作ありしと雖も、漸次恢復の氣運を迎へ稍々發達の緒に就かんとするに當り、明治三十五年の凶荒に遭遇して、農村の疲弊甚だかりしに、其の翌々三十七年には、日露干戈を交へ曠古の大戦役となり、豫備後備國民兵まで召集され、農馬亦多く徵發せられしのみならず、内には愛國公債の募集あり、農民疲弊せりといふと雖、忠愛の至誠、進みて國家の爲に盡し、時局の急に應ずるに於て、決して人後に落ちざりき、然るに三十八年に至りて俄然近代未曾有の大凶歉に遭遇せり、然れども、天明天保度の如く、饑饉途に上横はり、死屍累々の慘況を呈するに至らざりしは、國家社會の經濟的組織が大に往時と其の趣を異にすると共に、上に我が 皇室及び各國皇室並に大統領の仁慈、友邦臣民の義捐、内國同胞の慈惠救濟の結果に頼るものと云ふべし。

- 一、温泉村、收獲高、無收獲反別、有收獲作付反別、五三、六町、有收獲石高九八石、無收獲作付反別二七四、六町
- 一、一坪の米量、中稻、越前白菊三勺四才、金華山三勺二才

之が爲移住者、失踪者、變死、棄兒、盜難、犯罪等社會に及ぼしたる影響、地主對小作人關係、工産物に及ぼしたる影響、畜産に及ぼしたる影響、經濟上に及ぼしたる影響、公税に及ぼしたる影響、教育衛生に及ぼしたる影響等あれども正確なる統計を得るを得ず、三十八年の凶作は被害全管内に涉りて激甚を極め、米の減收は平年に比して百餘万石に達し、義捐金の如きも百四萬九千三百餘圓に達したり、其の災害の甚しく救濟の各方面に向つて多端なりしを知るべきなり、この時に當り縣に於ては凶作に關し百方注意種々救濟の計畫に盡力中、各郡町村長吏員有志家等は具申陳情或は救濟方法調査として奔走し、或は會合を催し或は縣廳に出頭し又は他府縣郡市に出張する等世間騒然たる狀況なりき。

〔鬼首村〕 本村は土地高峻に加ふるに冬期間長く、随つて稻の品種等寒さに強く、早熟の種を擇ぶ然れども、天候不順時に暴風雨、早期の霜等の爲に凶作に終りしこと屢々なりき、殊に本村は地勢の上より從來他地方より食料品を得ること困難なりし關係よりか、る場合甚だ困窮を感じたりしが如し、爲に今日に於ても糶等を備荒の料として蓄積し居



る家もあり、又從來備荒貯蓄の方法部落毎に講ぜられしも、現在は良好なる成績には行はれ居らざるが如し。維新前の凶荒の際には如何なる處置に出でしか殆ど記録なきも貯蓄の穀救をつくして、尙且山に蕨を掘り木の實を拾ひて僅かに生をつなぎしものもあるべく、他地方に流浪せるものもあるべく餓死するものさへありしならび、然して之に對する救恤の方法も如何なる舉に出でしか、殆ど知るべからず、明治以降に至りかの三十五年より三十八年にかけての凶作つゞきの際には、食料品(外米、及軍隊用パン等)を得ること昔日の如くならざるにより餓死するが如き事なかりしと雖も、村に於て救助米の施與をなし、村の舊家大場連治郎氏救濟事業を起して貧窮のものを賑はす方法を講ずる等の事ありしも、尙山に果實草根をあさり更に北海道等へ移住するものも少なからざりき。此の當時にありて稍心強かりし事は全國同胞の同情によるとはいひ學童の學用品なく食にすら困難なる状態にありても尙且、學用品の補給を講じ、食を與へて教育の事業を繼續したりしことなり。

宮澤温泉の山崩れ、明治八年六月九日源泉地の上の山岳崩壊し、沸泉迸り石を飛ばし、家屋を埋め死者三十餘人を出せり。明治四十三年の大水害、四十三年六月以降例年に比して降雨量非常に多く、殊に七月二十四日より八月十一日に至るまでは一日として降雨ならざるなく、八月十一日の如きは本村の降水量二百耗(一坪當り三石六斗六升六合)を示し、村内所々に山崩を生じ、其の箇所實に大小合して一萬を以つて數ふるに至れり。殊に甚しきは吹上温泉にして、温泉宿其の他の家屋流出し、死者二十一名を出せり。その他荒雄川左右兩岸の支流より土砂流出し、美田の砂原と化したる所、沃地の深淵と化せる所甚だ多し。

弔魂碑。愁雲覆天連日曇。吹上澤邊鳥不飛不啼。一夜猛雨俄到山岳崩。良民二十二名空殞命。時維明治四十三年八月十一日茲建一碑。爲紀念永弔靈魂爾云。明治四十三年十一月十一日建之。宮城大林區署員一同。

【真山村】凶荒賑恤に關する施設。明治三十八年凶作に逢ふや村債三千圓を起し、桑園の開墾(村内六ヶ所三十町步)道路改修(自南十字至北十字利道現時の縣道)を行ひ、其の勞賃を以て災民衣食の資に供せしめたり。

現在の施設。罹災救助資金の蓄積一戸當十五圓以上の豫算にて、明治四十二年度より着手村費より支出(大正十三年度まで縣補助金ありたり)現在其の額四千一百六十一圓八拾四錢(大正十四年十月現在)



# 第七章 交通

## 第一節 道路

### 一、概説

上古貢物を京師に送るに運者自から食糧を携帯し、唯た薪炭のみ宿亭より供給せられしものなり。木賃宿の稱號之れより起る。奈良朝の初期元明天皇和銅四年(一三七〇)始めて通貨を新造して物品と交換せしめて行旅者の重きを負ひ遠きを致すの苦難を免かれしむ。物品の主なるものを米粟の穀類にして富豪の士をして米粟を供給せしめたり。考証下に

續日本紀六卷。和銅六年三月壬子。詔。諸國之地江山退阻。負擔之輩久苦行役具備資糧。關納貢之恒數減損重荷。恐饑路之不少。宜各持一囊錢作當廬給。永省勞費往還得便。宜國郡司等募豪富家。置米路側任其賣買。一年之内賣米一百斛以上者以名奏聞。又賣買田以錢爲價。若以他物爲價。田並其物共爲沒官。或者糺告者則給告人。賣及買人並科違犯罪。郡司不加檢校違十事以上。則解其任。九事以下量降考第。國司者式部監察計違附考。或雖非用錢而情願通商者聽之。

當時の一里は六町なり、仙臺領内は古制の里程に據り六町を一里とす。六丁一里を小途と云ひ三十六丁一里を大途と云ふ爾かも道路は屈曲迂廻にして主に山麓を辿れり、坂あり崎あり行路に苦しむ。郡内に三十三坂一崎あり考証左に。

安永風土記書出。

【鳴子】尿前坂。但尿前御番所より藥師堂前迄一丁五十五間、藥師御坂にて出羽へ之往還にて坂に御座候。

小深澤坂。但右鳴子村より出羽への往還にて難所に御座候。大深澤坂。但右出羽への海道、尿前道第一之難所坂澤にて登り下り十丁、御軍用之所に御座候。木ノ根坂。但右大深澤續き出羽への海道に御座候。輕井澤坂。但中山町より出羽境界へ之往

還に御座候。小豆坂。但玉造鳴子村より一ノ追鬼首村へ之海道にて馬足通用不相成候。岩淵坂。但品々右同斷。越井戸坂。但大口村川度之湯元より鳴子村へ之海道。上臺坂。但わしのす湯元より形山通鳴子湯元への道。鳴子坂。但鳴子より賀美郡へ之脇道に御座候。【名生定】古館坂。但出羽海道の内下宮町より鍛冶谷澤町への道。つきぬき坂。但品々右同斷。【大口】六角山。但當村鍛冶谷澤より一追鬼首村荒湯之道。鳥屋坂。但當村川度出湯より賀美郡中新道へ之道。出湯坂。但當村鷺巢出湯並湯泉室へ之通。越井戸坂。但當村河度出湯より同郡鳴子村出湯へ之道。【下一栗】一栗坂。往還には無御座候。一ノ追真坂町へ之海道に御座候。【上一栗】東坂。但同郡岩出山町より一ノ追小僧荒町への道。かる石坂。赤坂。但右之道。【上宮】上原坂。但同郡下宮村より一ノ追花山村荒湯道。中澤坂。但同郡鴨目村上宮村より一ノ追荒町への道。【上野目】天王寺坂。但同郡岩出山町より一ノ追真坂町へ之往還海道之内に有之候。赤坂。但同海道北之方に有之候。【上真山】輕石坂。南澤坂。馬立坂。く、り松坂。堂之澤坂。但岩出山町より一追真坂町への海道。【伏見】稻荷崎。但稻荷明神之小宮並御手洗之清水御座候。御百姓屋しき之内に御座候。【新田】東坂。但同郡岩出山より一ノ追小僧荒町へ之道。かる石坂。赤坂。但右同斷。

明治六年二月二十日太政官達第四一三號道路標建設の令を布く、即ち一里を三十六町とし、一町を六十間とし一間を曲尺六尺と制定す。是より小途の稱號自から廢る。九年六月八日太政官達第六〇號國道・府縣道・里道の三種に分類し尙一、二、三等の等級を設けて通稱とす。本郡古來陸奥・出羽交通の要路なり。秀衡街道の遺跡今尙存す。這は姑らく措き、道路標建設即ち明治の初期に、本郡に羽前街道・上街道・中新田道・宮崎道・尿前道・宮澤道・大崎道・岩出山道・下多田川道・宮下道・川口道・小僧道・川渡道・鬼首道・高清水中道・高清水北道・高清水南道の本支線あり、道路名稱及び里程等は毎町村載せて玉造郡地誌に詳記しあり、轉載下に。

玉造郡地誌。道路。(羽前街道)二等道路に屬す、本國志田郡塚目村界より本郡新田村に入り、清水村・下野目村を経て岩出山村に至る。志田郡古川驛より岩出山村岩出山驛まで三里八町五十六間一尺、夫より上野目村・下一栗村を經、池月村下宮驛に至る。



二里五町五間、夫より名生定村を經、大口村鍛冶谷澤驛に至る。一里二十七町八間、夫より鳴子村尿前驛に至る。一里三十二町夫れより同村中山驛に至る。一里二十町五十四間三尺。夫れより羽前國最上郡富澤村塚田驛に至る。一里十八町。(上街道)二等道路に屬す、本郡上野目村にて羽前街道より北に折れ下一栗村、上山里村、下山里村を經て栗原郡柳目村に至る。其間二里一町三十九間三尺。【岩出山村】羽前街道、二等道路に屬す、村の東方下野目村界より北方上野目村界に至る。長十八町十五間幅五間、道敷四間、支道二條。一は岩出山驛北町より東に折れ上野目村に通ず。一は同所より西に折れ池月村に通ず。中新田道、三等道路に屬す、村の東方岩出山驛南町にて羽前街道より南に分れ、東南方南澤と下野目村界に至る。長二十五町十間三尺幅五間。道路四間松の並木あり。宮崎道、三年道路に屬す、村の東方岩出山驛南町にて羽前街道より西に分れ南方南澤村界に至る。長二十六町四十間、幅三間、道路二間。【鳴子村】羽前街道、二等道路に屬す、村の東方大口村界より西方最上郡富澤村界に至る。長三里二十五町五十四間三尺。幅四間道敷三間、字南沼より南へ折れ加美郡北川内村への支道あり。尿前道、三等道路に屬す、村の東方尿前驛にて羽前街道より分れ、東方大口村界に至る。長二十九間、幅四間、道路三間、字岩淵前より北へ折れ栗原郡鬼首村への支道あり。【新田村】羽前街道、或は古川道岩出山道とも云ふ、二等道路に屬す、村の北方清水村界より東方志田郡塚目村界に至る。長二十二町五十四間、幅二間。大崎道、三等道路に屬す、村の北方字上宿にて古川道より西に分れ、西方大崎村界に至る。長五町二十間、幅三間。小泉道、三等道路に屬す、村の東北方字要害にて古川道より東に分れ志田郡小泉村界に至る。長三町二十間、幅三間。【大崎村】宮澤道、三等道路に屬す、村の東北方清水村界より西南 志田郡齋下村界に至る。長十五町三間、幅二間、道敷一間、字六角より北に折れ大崎道を横斷し字館を經、下野目村への支道あり。大崎道、三等道路に屬す、村の東方新田村界より西方南澤村界に至る。長二十町十九間、幅二間、道敷一間三尺。村の西方南澤村界より一町四十間を西へ過ぎ、同村字樋渡東より南に折れ本村界を經過し、志田郡齋下村への支道あり。【清水村】羽前街道古川道及び岩出山道とも云ふ。二等道路に屬す、村の西方下野目村界より南方新田村界に至る。長二十三町五十四間、幅六間、馬踏二間三尺。宮澤道、三等道路に屬す、村の東方栗原郡嵯峨村より南方大崎村界に至る。長二十町九間、幅二間、道敷一間三尺。【下野目村】羽前街道、古川道とも云ふ、二等道路に屬す、村の西方岩出山村界より東方清水村界に至る。長三十三町六間、幅二間、字境より南に折れ大崎村への支道あり。岩出山道、三等道路に屬す、村の西南方南澤村界より西方岩出山村界に至る。長十三町十五間、幅二間。北原道、宮澤道とも云ふ。三等道路に屬す、村の西方上野目村界より北方栗原郡山田村界に至る。長二十八町、幅一間。【南澤村】岩出山道、三等道路に屬す、村の南方加美郡下多田川界より北方本郡岩出山村界に至る。長十七町三十六間、幅八間、道敷五間、松の並木あり。宮澤道、三等道路に屬す、村の南方柏崎界より東方同郡齋下村界に至る。長五町十三間、幅二間。宮崎道、三等道路に屬す、村の北方岩出山村界より南方加美郡上多田川村界に至る。長二十町十五間。大崎道、三等道路に屬す、村の東北方字二ツ壇にて岩出山道より東に分れ東南大崎村界に至る。長十八町、幅一間三尺、字樋渡東より東に折れ志田郡齋下村への支道あり。下多田川道、三等道路に屬す、村の西方大口村境より南方加美郡上多田川村界に至る。長二町、幅一間、字道祖神より東に折れ加美郡下多田川村への支道あり。【上野目村】羽前街道、二等道路に屬す、村の南方岩出山村界より西方下一栗村界に至る。長三十四町四十七間、幅三間、道敷二間、柳の並木あり。上街道二等道路に屬す、村の西方字天王寺にて羽前街道より分れ北方下一栗村と上山里村界に至る。長六町四十二間、幅三間、道敷一間、並木あり。宮澤道、北原道とも云ふ。三等道路に屬す、村の西方字天王寺にて羽前街道より分れ東方下野目村界に至る。長二十七町、幅一間一尺、枝道二條。一は字針生より南に折れ岩出山村に通ず、一は字大鼓師より北に折れ栗原郡山田村に通ず。宮下道、三等道路に屬す、村の西南字要害にて羽前街道より分れ西方下一栗村界に至る。長二十二町三十間、幅一間三尺。【下一栗村】羽前街道二等道路に屬す、村の東方上野目村界より西方池月村界に至る。長三十三町三十間、幅一間三尺。上街道、二等道路に屬す、村の東方上野目村界より東北上山里村界に至る。長三町二十間、幅三間、道敷一間、松の並木あり。川口道、三等道路に屬す、村の東北方字十文にて上街道より分れ北方上山里村と池月村界に至る。長二十五町、幅一間二尺。【池月村】羽前街道、二等道路に屬す、村の東方上野目村界より西方名生定村界に至る。長三十町三十五間、幅二間、枝道二條。一は字上一栗より東北に折れ川口道に通ず、一は字銘澤より北に折れ栗原郡長崎村に通ず。小僧道、三等道路に屬す、二條一は鍛冶谷澤にて羽前街道より分れ北方栗原郡長崎村界に至る。長十四町、幅五尺、字大土前より東に折れ同村及び上山里村への枝道あり、一は西北方名生定村界より北方栗原郡長崎村界に至る。長四町六間二尺、幅五尺、字上ノ原より東に折れ鍛冶谷澤驛より小僧道に通ずる支道あり。川口道、三等道路に屬す、村の東方下一栗村と上山里村界より北方上山里村界に至る。長五町二十間、幅二間。宮下道、三等道

至る。長十三町十五間、幅二間。北原道、宮澤道とも云ふ。三等道路に屬す、村の西方上野目村界より北方栗原郡山田村界に至る。長二十八町、幅一間。【南澤村】岩出山道、三等道路に屬す、村の南方加美郡下多田川界より北方本郡岩出山村界に至る。長十七町三十六間、幅八間、道敷五間、松の並木あり。宮澤道、三等道路に屬す、村の南方柏崎界より東方同郡齋下村界に至る。長五町十三間、幅二間。宮崎道、三等道路に屬す、村の北方岩出山村界より南方加美郡上多田川村界に至る。長二十町十五間。大崎道、三等道路に屬す、村の東北方字二ツ壇にて岩出山道より東に分れ東南大崎村界に至る。長十八町、幅一間三尺、字樋渡東より東に折れ志田郡齋下村への支道あり。下多田川道、三等道路に屬す、村の西方大口村境より南方加美郡上多田川村界に至る。長二町、幅一間、字道祖神より東に折れ加美郡下多田川村への支道あり。【上野目村】羽前街道、二等道路に屬す、村の南方岩出山村界より西方下一栗村界に至る。長三十四町四十七間、幅三間、道敷二間、柳の並木あり。上街道二等道路に屬す、村の西方字天王寺にて羽前街道より分れ北方下一栗村と上山里村界に至る。長六町四十二間、幅三間、道敷一間、並木あり。宮澤道、北原道とも云ふ。三等道路に屬す、村の西方字天王寺にて羽前街道より分れ東方下野目村界に至る。長二十七町、幅一間一尺、枝道二條。一は字針生より南に折れ岩出山村に通ず、一は字大鼓師より北に折れ栗原郡山田村に通ず。宮下道、三等道路に屬す、村の西南字要害にて羽前街道より分れ西方下一栗村界に至る。長二十二町三十間、幅一間三尺。【下一栗村】羽前街道二等道路に屬す、村の東方上野目村界より西方池月村界に至る。長三十三町三十間、幅一間三尺。上街道、二等道路に屬す、村の東方上野目村界より東北上山里村界に至る。長三町二十間、幅三間、道敷一間、松の並木あり。川口道、三等道路に屬す、村の東北方字十文にて上街道より分れ北方上山里村と池月村界に至る。長二十五町、幅一間二尺。【池月村】羽前街道、二等道路に屬す、村の東方上野目村界より西方名生定村界に至る。長三十町三十五間、幅二間、枝道二條。一は字上一栗より東北に折れ川口道に通ず、一は字銘澤より北に折れ栗原郡長崎村に通ず。小僧道、三等道路に屬す、二條一は鍛冶谷澤にて羽前街道より分れ北方栗原郡長崎村界に至る。長十四町、幅五尺、字大土前より東に折れ同村及び上山里村への枝道あり、一は西北方名生定村界より北方栗原郡長崎村界に至る。長四町六間二尺、幅五尺、字上ノ原より東に折れ鍛冶谷澤驛より小僧道に通ずる支道あり。川口道、三等道路に屬す、村の東方下一栗村と上山里村界より北方上山里村界に至る。長五町二十間、幅二間。宮下道、三等道



路に屬す、村の東方下一栗村界より南方下宮驛に至て羽前街道に通ず。長二十二町三間、幅一間三尺、支道一條字沖より西に折れ川度道に通ず。川度道、三等道路に屬す、村の東南岩出山村界より西方名生定村界に至る。長一里二十四町二間、幅一間二尺。鬼首道、三等道路に屬す、村の西方字上宮にて羽前街道より分れ西方名生定村界に至る。長三十二町、幅一間三尺、字上ノ原上り北に折れ名生定村を經過して再び木村に入て栗原郡長崎村に通ずる枝道あり。【上山里村】上街道、二等道路に屬す、村の西南方上野目村と下一栗村界より東北方下山里村と栗原郡柳目村界に至る。長一里三十町五十七間三尺、幅六間、道敷四間松の並木あり。川口道、三等道路に屬す、村の西南方上野目おと下一栗村界上街道より分れ北方栗原郡長崎村界に至る。長一里四町五十間、幅二間、道敷一間三尺。高清水中道、三等道路に屬す、村の西南方字澤田にて川口道より分れ上街道を横斷して東方下山里村界に至る。長一里二町四十八間、幅一間。高清水北道、三等道路に屬す、村の西方池月村界より川口道上街道の兩道を横斷して東方下山里村界に至る。長二里十四町三間、幅敷一間三尺。【下山里村】上街道、二等道路に屬す、村の西方上山里村界より北方栗原郡柳目村界に至る。長九町五十九間、幅五間、道敷四間、松の並木あり。高清水南道、三等道路に屬す、村の西方上山里村界より南方栗原郡清瀧村界に至る。長十二町、幅一間三尺、道敷一間。其より同村を經過して村の東南同村界より東北同郡小山田村界に至る。長十町四十間、幅一間三尺、道敷一間。高清水中道、三等道路に屬す、村の西方上山里村界より東方栗原郡清瀧村界に至る。長二十町幅二間、道敷一間三尺、其より同村を經過して村の南方同村界より北方字佐野に至て高清水北道に通ず。長五町、幅二間、道敷一間三尺、支道二條。一は字山際より南へ折れ高清水南道に通ず、一は字磯田より栗原郡清瀧村に通ず。高清水北道、三等道路に屬す、村の西方上山里村界より北方栗原郡柳目村界に至る。長二十二町三十五間三尺、幅二間、道敷一間三尺。字黄金田より南へ折れ字磯田への支道あり。宮澤道、三等道路に屬す、村の西北上山里村と栗原郡柳目村の界より東南高清水南道に至る。長一里十二町四十六間、幅二間、道敷一間三尺。支道二條、一は字盛館より東へ折れ高清水北道を横斷して栗原郡小山田村に通ず。一は字架木澤より東へ折れ高清水南道に通ず。【大口村】羽前街道、二等道路に屬す、村の東方名生定界より西方鳴子村界に至る。長一里八町三十八間、幅三間、道敷二間三尺。支道二條、一は鍛冶谷驛より南に折れ川度道に通ず、一は同所より北へ折れ名生定村に至て鬼首道に通ず。小僧道、三等道路に屬す、村の東方鍛冶谷驛にて羽前街道より分れ同方名生定村界に至る。長一町五間、幅一間。川度道、三等道路に屬す、村の東方名生定村界より西方字赤湯に至て羽前街道に通ず。支道二條、一は字澤より南へ折れ南澤村と加美郡上多田川村界に通ず、一は字要害より南へ折れ加美郡北川内村に通ず。尿管道、三等道路に屬す、村の西方字館の澤にて羽前街道より分れ同方鳴子村に至る。長五町幅二間、道敷一間。鬼首道、三等道路に屬す、村の東北方名生定村界より北方栗原郡鬼首村界に至る。長一里十四町四十間、幅一間三尺、支道二條。一は字上原より北に折れ栗原郡花山村に至て坂下道に通ず、一は字同所より同方に折れ同村に至て荒湯道に通ず。【名生定村】羽前街道、二等道路に屬す、村の東南方池月村界より西方大口村界に至る。長一里二十七町四間、幅二間、字竹原より西北に折れ小僧道を横斷して大口村鍛冶谷驛への支道あり。小僧道、三等道路に屬す、村の西方大口村界より東北方池月村界に至る。長一里三町、幅一間。鬼首道、三等道路に屬す、村の東方池月村界より西北方大口村界に至る。長一里八町六間、幅一間三尺、支道二條。一は上原より北に折れ栗原郡花山村に通ず、一は村の西方大口村界より西北方同村界に至る。鍛冶谷驛より鬼首道に通ず。川度道、三等道路に屬す、村の東南池月村界より西方大口村界に至る。長一里二十町幅一間二尺

二、道路改修

明治十五年の調査に成る宮城縣統計書下巻に據れば。郡内道路の坪數、縣道十萬九千五百五十坪、里道三十萬九千二百五十七坪。計四十一萬八千八百七十二坪にして内新開の縣道四千四百七十五坪。修繕の縣道八千四十二坪を計上せり。而して新開に要する工費は地方税より金四百圓協議費より金二千六百六十圓八錢を支出し、總計金二千五百六十圓八錢。同十六年本縣第一回年報に六次大工事起工の記を載せり、道路開修の權輿なり。當時本郡に密接の關係を有する道路を羽後街道・北羽前街道・岩出山街道・上街道・宮澤街道・小僧街道とす、その里程及び幅員廣狹等左に。

羽後街道。吉岡を起點とし黒川加美及び本郡を經由して秋田縣界に至る。十二里二十二町三十間幅員最廣二間最狹一間三尺。

北羽前街道。吉岡を起點として鳴子を経て山形縣界に至る。十六里十八町二十四間、幅員最廣二間最狹一間三尺。

岩出山街道。古川を起點とし岩出山に至る。三里八町五十六間、幅員最廣二間最狹一間三尺。



上街道。上ノ目を起點とし栗原郡岩ヶ崎に至る。二里二十九町三十間、幅員最廣三間三尺最狹二間。宮澤街道。岩出山を起點として栗原郡高清水に至る。里程二里二十二町三十五間。幅員最廣一間三尺最狹一間。小僧街道。鍛冶谷澤を起點とし栗原郡若柳に至る。里程十里二十七町三十五間幅員最高二間最狹一間三尺。明治十六年宮城縣第一回年報、土木課 事務の景況。本縣管内は山脈起伏平野大河に乏しき地勢なれば土木の事業たる最も急務に屬し、殊に野蒜開港將に近きにあらんとせば、之に附帶聯亘する所の道路を開鑿し河川を疏通し、以て運輸交通の便を計らざる可らず。於是乎始て管内六大工事起工の事を縣會に附し、地方稅支出を議定せしめ、又其費額三分一は之を國庫補助として内務省に稟請し、其許可を得たり。抑此工事は管内大事業にして、則此通塞便否は獨り本縣管内國民利福を來すのみならず、福島・山形・秋田・岩手の隣縣に至るまで其關係する所實に廣大なりと云へし。但七ヶ年を期し之を竣功全成するの目的なり。

大正八年四月十日法律第五八號道路法を發布し、國道・府縣道・郡道・市道・町村道に分類し、九年四月一日を施行期とす。現行法是れなり、摘要左に。

- 【國道】 一、東京市より神宮、府縣廳所在地、師團司令部所在地、鎮守府所在地又は樞要の開港に達する路線。二、主として軍事の目的を有する線路につき、主務大臣の認定したるものにして、府縣知事之を管理す。
- 【府縣道】 府縣廳所在地より、隣接府縣廳所在地に達する路線。二、府縣廳所在地より府縣内郡市役所々々在地に達する路線。三、府縣廳所在地より府縣内樞要の地、港津又は鐵道停車場に達する路線。四、府縣内樞要の地より之と密接を有する樞要の地、港津、又は停車場に達する路線。五、府縣内樞要の港津より、之と密接の關係を有する樞要の地、又は鐵道停車場に達する路線。六、所縣内樞要の鐵道停車場より之と密接の關係を有する樞要の地、又は港津に達する路線。七、數郡市を連結する幹線にして其沿線地方と密接の關係を有する樞要の地。港津、又は鐵道停車場に達する路線。八、地方發達の爲め必要にして、將來前各號の一に該當すべき路線にして、府縣内のものにつき、府縣知事の認定したるものなり。府縣知事之を管理す。
- 【郡道】 一、郡役所々々在地より、隣接郡市役所々々在地に達する路線。二、郡役所々々在地より、郡内町村役場所在地に達する路線。三、郡役所々々在地より、郡内樞要の地、港津、又は鐵道停車場に達する路線。(以下八項まで府縣道と同文省略)
- 【市道】 市内の路線につき、市長の認定せるものにして、市長之を管理す。

【町村道】 町村内の路線につき、町村長の認定したるものにして、町村長之を管理す。尙ほ市町村長は、市町村の爲め特に必要ある場合、市町村外の路線につき、地元市町村長の意見を聞き、路線の認定を爲すことを得、市長の認定したるものは市道の路線。町村長の認定したるものは町村道の路線。

上記の法規により、道路の名稱、經過地名及び里數を掲げ、更に縣道及び郡道に分區し、縣道七線郡道五線なりき。大正九年四月一日縣告示二五一號同十一年二月告示一一五號等の發布あり、本郡統計一覽大正九年發刊を轉載する左に

縣	道	郡	道
縣	岩出山停車場線	加美郡境より岩出山一栗鳴子鬼首を経て秋田縣境に至る	十三里二十二町
	鳴子停車場線	栗原郡境より鳴子町に至る	三里二十五町
	仙臺秋田線	栗原郡境より眞山村を経て岩出山町に至る	四里二十八町
	眞坂鳴子線	志田郡境より東西兩大崎村を経て岩出山町に至る	二里十一町
道	岩出山眞坂線	山形縣境より鳴子町中山に至る	三里八町
	古川岩出山線	栗原郡境より西大崎村を経て岩出山町に至る	二里十町
	鳴子新庄線	岩出山町より一栗村眞山村を経て栗原郡境に至る	三里二町
	高清水岩出山線	鍛冶谷澤より川渡驛に至る	八町
郡	岩出山川口線	鳴子町より鬼首村宮澤に至る	三里十五町
	鍛冶谷澤川渡線	鳴子町より赤道上川原に至る	一里十町
	鳴子宮澤線		
	鳴子鍛冶谷澤線		

玉造郡岩出山町役場(岩出山町二ノ構)を起點とし、郡内各町村に設置せる、公官署に達する距里及び名稱位置を掲ぐる左に。



名	稱	位置	里程	名	稱	位置	里程
岩出山	警察署	岩出山中町	一里	岩出山	警察署	鳴子	五里
宮城種馬所		西大崎村南澤	一里二町	岩出山	警察署	鳴子	五里
鍛冶谷澤小林區署		川渡村大口	四里五町	岩出山	警察署	鳴子	五里
古川區裁判所鳴子出張所		鳴子	五里四町	岩出山	警察署	鳴子	五里
川渡郵便局		川渡村大口	三里七丁	岩出山	警察署	鳴子	五里
鬼首郵便局		鬼首村原臺	八里三町	岩出山	警察署	鳴子	五里
鐵道省仙臺保線事務所川渡分區		川渡村名生定	三里	岩出山	警察署	鳴子	五里
鳴子町役場		新屋敷	五里四町	岩出山	警察署	鳴子	五里
西大崎村役場		下野目字小泉	三十二町	岩出山	警察署	鳴子	五里
眞山村役場		上山里字眞山菅ノ澤	二里五町	岩出山	警察署	鳴子	五里
鬼首村役場		字八幡原	八里三町	岩出山	警察署	鳴子	五里
國縣道里程(大正十二年玉造郡統計一覽抜萃)							

岩出山町	鬼首	鍛冶谷澤	池	鍛冶谷澤	池	鳴子	岩出山町	山形縣境
一里二町	五里	五里	六里二四町	七里二〇町	八里二〇町	三里一九町	一里三二町	一里
三里一九町	一里二三町	一里二四町	一里二四町	二里一九町	三里一九町	一里三二町	一里	
四里一五町	二里一九町	二里一九町	二里一九町	二里一九町	二里一九町	二里一九町	二里一九町	
五里〇四町	三里〇八町	三里〇八町	三里〇八町	三里〇八町	三里〇八町	三里〇八町	三里〇八町	
七里一二町	五里一六町	五里一六町	五里一六町	五里一六町	五里一六町	五里一六町	五里一六町	
八里一二町	六里一六町	六里一六町	六里一六町	六里一六町	六里一六町	六里一六町	六里一六町	

玉造郡地誌。 里程。 宮城縣廳より北方本郡岩出山村岩出山驛里程表へ、十二里十四町二十一間一尺、東南方志田郡古川驛へ三里八町五十六間一尺。 東方栗原郡嵯峨村宮澤里程標へ二里二十二町十間三尺、西方羽前國最上郡富澤村塚田驛里程標へ八里三十町五十四間三尺、西南方加美郡宮崎村宮崎驛里程標へ四里五町六間一尺、西北方栗原郡鬼首村鬼首驛里程標へ八里二十八町、南方加美郡中新田村中新田驛里程標へ二里二十二町五間三尺、北方栗原郡眞坂村眞坂驛里程標へ三里三十三町二十一間三尺、同郡長崎村小僧驛里程標へ三里二十九町四十一間五尺。

三、橋 梁

明治十二年前後に於ける架橋の工費は概ね協議費町村費より支出し、地方税(縣稅)より補助金を交附するの規程なり。 明治十五年宮城縣統計書を摘載する下に。

玉造郡	十一年		十三年		十四年		十五年	
	個所	協議費	個所	協議費	個所	協議費	個所	協議費
	二	二、七五	四	三、三三	一	九〇、六	三	一七、九
		補助		補助		補助		補助
		地方税		地方税		地方税		地方税

この時代に於ける橋梁の位置及び名稱、長幅の間數河川の状態は玉造郡地誌に詳記せられたり。その數約四十六ヶ所前後なり。 明治十五年宮城縣統計書下巻及び玉造郡地誌を抄録する左に。

橋名	所屬郡	橋質	長	幅	架設年月	經費	川名
河原橋	玉造郡	土	三〇	二〇	明治十二年八月	八五、七五	上河原川
岩澤橋	同	木	三〇	一三	同十五年四月	五〇、五	岩澤川
清水橋	同	土	三〇	一〇	同十二年八月	八五、七	清水川

第七章 交通



明治二十二年町村制實施の前後間に於ける郡内橋梁の個數及び坪に分類し、工費支出の内容及び其額舉げて本縣統計書に詳かなり、抄録する左表の如し。

橋名	個數	坪	工費	支出内容
熊ノ堂橋	同	同	七五、八六	熊ノ堂川
屋敷橋	同	同	八五、二〇	水拔川
轟橋	同	同	三七、九五	荒雄川
大深澤川橋	同	同	一三五、〇五	大深澤川
赤澤川橋	同	同	一五七、三〇	赤澤川
風倉橋	同	同	二五七、五九	軍澤川
木町橋	同	同	三五七、八六	内川
二ノ橋	同	同	三〇〇、五〇	同
新橋	同	同	二五、八六	同
甲子橋	同	同	七〇、二五	甲子川
砂澤橋	同	同	六五、三五	同
中山橋	同	同	五五、〇一	村内川
經橋	同	同	八七、三五	經井川

橋名	個			坪		
	總數	地方稅	町村費	總數	地方稅	町村費
玉造橋	五五	八三	一〇四	二、六六	五三	一、〇九
同	六六	九	三〇四	三、一六	九五三	一、〇九
玉造郡						
町村費						
木						
長						
幅						
架設年月						
經費						
設費						
川名						
荒雄川						

#### 四、町 村 別

【鬼首村】 本村は域内、深山大澤到る所にありて道路一般に不完全、特に冬期積雪深く、交通頗る不便なりき。然れども十余年前にありては小豆坂その他の險峻を越えざるべからざる状態にて、村内壹台の車を見る能はず、貨物の運搬は總て牛背又は人の肩に據るを常とす。木材の如きは筏として荒雄川を利用するに比し、鳴子・鬼首間の縣道開鑿せられ、日々數臺の荷馬車・自轉車の往來を見るに至れり。更に多少の修理の上は自動車の運轉も可能ならんとするを見れば從來の面目も一新したりと言ひ得べし。

鬼首―鳴子(縣道)鳴子驛、鬼首村役場間四里二町。本村の道路中最も往來繁き線なれども、小豆坂その他の峻坂多く數多の谷川には殆ど橋梁なく飛石つたひに越える有様なりしが、明治四十五年より漸次改修して、車馬通ずるに至り大正十二年郡制廢止の際更に川東より分れて吹上温泉に到る支線を縣道に編入せり。大正十二年には鳴子鬼首間の大改修を加へ今日に至れり。

鬼首―秋田(縣道)鬼首村役場秋田縣界間約五里半。前項鬼首・鳴子間と共に仙臺・秋田線の一部をなせども奥羽線・陸羽東線等の鐵道開設後は軍澤以北は人馬の往來殆ど絶え、秋田峠を(秋田方面にては鬼首峠といふ)越ゆるもの毎年僅々二三十名に過ぎず、往時遞送其の他宮城縣と秋田縣との唯一の交通路たりし當時の橋梁の跡の石疊等には葛、蔓等おほひかゝりて道路らしき道路なく、年々夏季村民の沿道刈拂によりて傳かに道を辿ることを得る有様なり。

鬼首―向町(村道)村役場山形縣界間約二里。木村原區にて縣道と分岐し、小國峠(山形縣では鬼首峠といふ)を越えて東小國村向町に至る線にして、冬季は積雪の爲交通殆ど杜絶するも、春より秋に至る間は、本村と最上地方の交通路



をなす、牛背による貨物の輸送も多少行はる。

鬼首—花山(村道)軍澤栗原郡界間約五里半。秋田街道より軍澤區若神子より分岐して荒雄川の右岸に沿ふて、村内を半週し、荒湯温泉の東より東へ向ひ、栗原郡花山村に到る。郡界に國見峠あり、橋梁不完全にして少しの出水にも落橋する所多けれども、近時、軍澤・岩入兩部落民村よりの補助を得漸次改善されつゝあり。

川東線(村道) 吹上線より北に約二十町、縣道吹上線より宮澤温泉入口より北に分れ、川東部落に至るものにして、川東區民近時これを改修して車馬を通ずるに至る。

荒湯線(村道) 吹上温泉荒湯間約二里。縣道吹上線東北に延び、赤澤温泉・形山鑛山を経て荒雄温泉に至る。比較的險峻にして牛馬の交通困難なり。

六角越(村道) 蟹澤、六角間約二里弱。縣道鬼首鳴子の中間蟹澤より分岐して田代を経、六角峠を越えて川渡村鍛冶谷澤に至る。小豆坂の改修前は相當の人馬の往來多かりし近時交通者少し。

田代—荒湯(村道) 田代荒湯間約一里餘。六角街道の中間田代より北に分れて荒湯の東にて花山街道に合す。

其の他久瀬小向、田野等の部落に至る支線ありて漸次村民の修理によりて改善されつゝあり。

【岩出山町道路愛護組合】 本組合は昭和三年十月二十八日の創設に係り道路愛護の目的にて左の事項を遂行せり。  
一、路面及橋梁の掃除。 二、路直し。 三、側溝の浚ひ。 四、溜水排除及除雪撒水。 五、雜草木刈取り。 六、交通の整理。

【鳴子町】 明治に至りて昔日艱難の道路も平坦となる。重なるものを記せんに、岩出山町上り來りて川渡・鳴子・中山を経て山形縣に入るを羽前街道と云ひて車馬通ずべしと雖も尿前以西は鐵道開通以來荒廢甚し。羽前街道上り分れ不

川渡村鍛冶谷治澤より荒雄川右岸に沿ひ赤這米澤岩淵を経て鬼首村を過ぎ、秋田縣に入るを羽後街道と云ふ。以前開鑿不充分にして車馬通ぜざりしも近年屢ば改修行はれ、自動車の如きも自由に運轉し得るの現況なり。明治以前の道路の本町を通過したる重なるもの二道ありしが如し。舊記に。

元祿二年中紀行陸奥千鳥。出羽の國へ心さす危き舟渡し、彼十つなの渡し是なりやと、農夫に問へどもしらず。川向に尿前と云ふ村あり、則ちしとまへの關とて、きびしく守る。越え行けば笹森、うすぎ此間にかめわり坂あり。小くにより新庄への脇道なり。尿前より關屋まで十二里、山谷嶮難の徑にて馬足不通入家わづかにあり。云々。

元祿二年紀行奥細道。岩手の里小黑崎、みつの小島を過ぎて鳴子の湯より尿前の關にかゝりて出羽の國に越えんとす。此道旅人稀なる所なれば關守にあやしまれて漸にして關を越す。水を渡り岩に蹙て肌につめたき汗を流して最上の庄に出づ。云々。「出羽の國は大山を越えて道定かならず」の間よりこは小國より最上への險阻瀨見龜割の山路なり。

縣誌提要(名地辭典) 小國中山越は奥羽の分界山系中最低卑なり昔は源判官義經の平泉に走るや實に之を過ぎれりといふ。古より東西必由の一路たりしこと想ふべし。

義經記。あい川の津に附給時判官「上り道は二日なるが、みな(みやぎ)にかゝりては三日まはり道にて候に、かめわり山越て「むらの里、姉羽の松へ出ては直に候間、いづれとか御覽して通らせ給ふべき」と仰せられればかめわり山とやらんにかゝりてこそゆかめとてかめわり山へぞかゝり給はる。

東鑑。建久元年三月、大河次郎兼任、從軍者 悉被誅戮之後、獨進退歷華山千福山本等越龜山、出於栗原寺、云々。この龜山はいづこにやもしくは龜割の一名歟、華山云々の地理明白を欠くと當博士は地名辭典に載せり、編者云華山は栗原寺云々より推し栗原郡花山に非るか。

復軒雜纂。此地よへり川渡を指す一北に向ひて鬼首村を過ぎ奥羽山脈を越えて雄勝城(雄勝郡湯澤町)に到るべき道なり。又西すれば片山越して最上に出づ、近時の實測に據れば奥羽脈中中山越海拔最低しと云ふ。されば出羽との連絡を保たむが爲に此の地に塞を設けられしものすべし。



斯の如く中山越尿前越等と舊記に散見する所に據るに、遠くは王朝時代、鎌倉時代既に奥羽山脈中の最低所を利用して陸奥出羽の連絡路は本町を通過したる確實なり。伊達時代に至りても尿前に關所を設けて行人を監視したれば近世に至るまで奥羽交通の要路たりしこと疑なしと云ふを得べし。

復軒雜纂。

「鬼首村を過ぎ奥羽山脈を越えて雄勝城に至るべき道あり」とあれば、此道亦本町を通過したるなり。

郡邑記。

「此より奥州仙臺領鬼切部へ七里の山道大難所なり、道留御番所をおくし」。

天平九年紀。

陸奥國言、四月十一日將軍大野東人廻至多賀柵自道新開通道總一百六十一里、從賀美郡至出羽云々。此の記事に依れば賀美郡より玉造に至り云々。と記するも、吉田博士の地名地。

辭書。

「秋田城より多賀府への往來には或は捷徑を此の山邑に求めしも知れず」とあり。是により之を見るに秋田城への捷路は本町を通じたりと信ず。

鳴子より各地に至る里程、川渡一里二十丁、池月三里、岩出山町五里八町、仙臺五五哩、東京二百七十二哩二分、新庄三十哩六分、堺田六哩五分、山形六十八哩八分、秋田百二十三哩九分。

【川渡村】本村を通ずる道路の主なるものは、北羽前街道・羽後街道・登米街道の三とす。里道小徑之より分岐して各地に至り利便を與ふ。北羽前街道は明治二十三年に竣工せしものにして、本郡岩出山町より一栗村を経て本村に入り村内を西より東に縦断し鳴子・中山を経て山形縣に入る。車馬通ずべしと雖も鳴子以西は奥羽山脈のさへぎるありて困難なる状態にあり。當村名生定關口より北羽前街道に岐れ一栗村の北境に出て、更に進んで栗原郡に入るを登米街道といふ。鍛冶谷澤より岐れて荒雄川の左岸に沿ひ、鳴子尿前より鬼首を経て秋田縣に至るものを羽後街道といふ。これは鍛冶谷澤尿前間は北羽前街道の開通と、陸羽東線開通以後人馬の往來も杜絶し今は荒廢となれり。

【真山村】〔縣道〕イ、岩出山眞坂線。岩出山町より眞山村を経て栗原郡に至る四里二十八町。ロ、岩出山高清水線。岩出山町より一栗村眞山村を経て栗原郡高清水町に至る。

〔村道〕線路數四十二線。延長間數四百四十二百八十間。

縣道	村道	山地	平地	計	平均巾	最急勾配	十間未滿橋梁
自南十文字至北十文字	自役場至栗原郡境田	四、一〇五	五、五三三	四、七五八	二	三	九
自原至役場南縣道		八、三九	二、八五〇	三、六六九	二	一	三
		一、八七五	三、〇七五	四、九三	一	五	四

【一栗村】明治初年の頃の記録に據れば、主なる道路は羽州道上街道、川口道（栗原郡金田村川口に通ず）宮澤道（栗原郡宮澤村に通ず）等ありしが如し。而して羽州道と稱するは岩出山町より來りて上野目・下一栗を経て池月村界に至りし長さ一里二十一町十七間、道幅一間半乃至三間道數二間程柳樹の並木ありしと、上街道は天王寺區内にて羽州道より分れ下一栗・眞山村・上山里界に至る長さ十町二間、道幅三間、道數一間、松樹の並木存す。川口道は本村より栗原郡金田村川口に通ずる幅一間半道路なりしなり。宮澤道（一名北原道とも言ふ）は、天王寺區にて羽州道より分れ西大崎村・下野目界に至る長さ二十七町、幅一間一尺。

【東大崎村】本村東北部を縦貫せる北羽前街道は古川町にて國道とに分れ、志田郡志田村を経て本村大字新田石名坂より大字清水鷺沼の方向約一里十町を通過して本郡西大崎村より岩出山方面に達す。荒雄川（一名玉造川）と殆ど平行す人馬・古川・岩出山間往來すれども鐵道開道以前に比して往來寂寞感ぜざるを得ず。道一般に良好ならず、殊に新田石名坂方面は降雨數日も續く時は泥土膝を没して歩行すること困難也。（現時定期自動車の便あり）

本村里道は新田要害にて本縣道に分れて新田の中心大崎小學校の前を通りて大字大崎方面より本郡隣村たる西大崎村種馬所方面へ到る。延長殆ど一里にて又村の中央を通る、幅約二間半、來此の外縣道（清水三丁目藤柵）より里道に至



る道路の外、栗原郡宮澤村及志田郡志田村に通ずる道路等ありて往來の便を助く。

### 第二節 驛 傳

所謂る古の驛馬傳遞にして貨物を傳送し行旅人をして便ならしむるに在り。元明天皇和銅四年(一三七〇)正月山背(城)に岡田・山本の二驛、河内に楠葉驛・攝津に大原・殖村の二驛、伊賀に新家驛を新設せしに始まる。降つて元正天皇養老二年(一三七九)石城に十一ヶの驛家を置きしは陸奥國に於ける驛傳の創置なるべし、考証左に。

續日本紀卷五。和銅四年正月丁未。始置郵(別本に郡又都)亭驛。山背國相樂郡岩田驛。綴喜郡山本驛。河内國交野郡楠葉驛。攝津國島上郡大原驛。島下郡殖村驛。伊賀國阿閉郡新家驛。

同卷。五年十月乙丑詔曰。諸國役夫及運脚者。還郷之日。糧食乏少。無由得達。宜割郡稻。別貯便地。隨役夫到。任令交。令行旅人。必齎錢爲資。因息重擔之勞。亦知用錢之便。

又、養老三年七月丁丑。石城國。始置驛一十處。

社會事林。えき(驛)宿場。宿驛などといふ。古。諸國交通の街道の處々に、行旅のためにその宿泊車馬などの用を辨すべき所と官より特に定めたる地あるをいふ。神功皇后二年(距昭和四年千七百二十二年)皇后親ら新羅を征し、始めて路驛を造り、大化二年正月始めて諸國に驛馬傳馬を置き、驛鈴關契を作り、大寶二年十二月始めて紀伊國賀院の驛家を置くなといふ事、歴史に見えたりこれ等を始めとして、驛の制漸く詳しくもあり、改革もありたりと見ゆ。養老二年既牧令に凡そ諸道須らく驛を置くべきもの、三十里案小路六丁一里に一驛を置く、若し地勢阻險なる及び水草なき處は便に隨つて安置す。里數を限らず、その乗具及び簑笠等は各置く所の馬數に準じてこれを備ふ(義解に下條にいふ)驛長替代の日馬及び鞍具缺闕あれば、並に前人に徴する即ち知る乗具は是れ官司備へ、簑笠は驛子私に備へ其の驛子替代の日は亦雜入自ら備ふることを。凡驛には長一人を置く、驛戸内家口富んで事に幹くする者を取つて之となす。一度置きて以後は悉く長く仕へさす。若し死、老病及び家貧にして任に耐へざ

るものあれば、替を立てその替代の日、馬及び鞍具に欠闕あれば、並に前人に徴す。若し邊に縁るの處、蕃賊に抄掠せられて、力制すべきにあらざるものは、此の令を用ゐず。凡語道驛馬を置くは、大路(義解に山陽道を云ふ、其次宰府以去は即小路とす)按ずるに、以去とは蓋筑紫九州を指すなるべし)二十四、中路(義解に、東海東山兩道を云、自外は皆小路なり)十四、小路五匹とす。其使稀なる處は國司其宜きを量て之を置く、必しも其足るを須ひず、皆筋骨強壯なるものを取てこれに充つ。

當時驛田あり、即ち既牧令の所謂る驛稻之れなり。驛稻を以て驛家の費用又は驛馬の飼料或は驛子の給料を支辨す。又驛鈴の制あり、驛符の法あり、小途三十里毎に一驛を置くの制度なり。此の制徳川時代に承傳せるが如し、東海道に五十三驛中山道に六十九驛あり。慶長十四年傳馬法を制定し、荷物重量四十五貫を馬一駄とす。その賃一里京錢十六文人夫賃八文の規程なり。

此の制度に基づき、元和の初年仙臺領内に宿驛を置く。岩出山・下宮・鍛冶屋澤・尿前・中山の驛家之れなり。人馬を繼ぎ立つる所を繼所又は傳馬所と云ふ。元祿七年徳川幕府の例により助郷の制を定む。貨物多くして宿驛定數の人馬に不足ありし時には、一二里の諸村に課する定助郷と云ひ、五六里以上の諸村に課するを加助郷と云ふ。宿驛傳遞に關する伊達家の制定及び、郡内五ヶ所の宿驛考証下に。

一、御朱印之人馬相立の時不申及、往還衆へ對し一切粗略仕間敷事。一、御傳馬並駄賃之荷物一駄四十貫目、人足之荷物は一人に付五貫目に可限之事。一、(駄賃錢)一駄に付當町より何町へ何十疋、乘懸荷はん共同然、荷物なくして同乗は何十文、人足賃は駄賃錢の半分たるべし。但夜通し急に相通らば、荷物なしに乗といふとも、夜の方は一駄賃之積りに駄賃錢可取之事。但五貫目迄の乘懸荷物は、荷なしに乗駄賃錢同様たるべし。夫より重き荷物本駄賃可取之事。一、御傳馬の御墨印を、馬繼の宿々において拜見致し、御手書之外一疋も多く不足出之、並歩夫御判紙書附之外一人も多く不可出之事。一、御傳馬駄賃之荷物馬を持次第可出之、但駄賃馬多く入る時は、其町より在々所々へ雇ひ、荷物運々無之、風雨の時も可出之事。附人馬共繼來る宿を、道通べからざる事。一、宿賃之事。薪代共に一人に付て主人十文下に六文馬十文づつたるべし。但宿を取手前の薪燒候は、右之代半分たるべき事。一、乗物壹挺に繼人、足六人乗物は四人にて御定の人足賃を取可、相送之長持一棹三十貫目を限る



べし。人足一人に五貫目の荷積に而、三十貫目は人足六人、夫より輕き荷物は貫目に從ひ人數を減少すべし。此外何れ之荷物。右に可准之事。附人馬之儀、御定之外増錢を取者於有之は、牢舎たるべし。品により檢斷並其町の者迄可爲曲事。右之條々公儀高札之趣を以、被相定之間堅可相守之若違背之輩在之は縱雖後日相聞糺科之輕重可被罪科者也。依下知如件。

元祿十四年十月廿三日

御奉行連名

玉造郡地誌。驛五ヶ所【岩出山驛】岩出山村に屬す、東西六町三十四間南北十一町三十五間羽前街道に係る、東口より北口まで十八町九間、道幅五間より五間二尺に至る。(町數合六町)柳町東より西に通ず、東口より下町までを云ふ。下町東より北に折通ず。柳町より中町までを云ふ。中町南より北に通ず下町より新町までを云ふ。新町南より北に通ず本町より北町までを云ふ。北町南より西北に折通ず。新町より北口までを云ふ。(戸數)本籍三百十六戸、士族三戸。平民三百十三戸。(人數)男八百九十四戸。士族十口。平民八百八十四口。女八百六十八口。士族十二口。平民八百五十六口。總計千七百六十二口。

【下宮驛】池月村に屬す。東西一町九間南北一町三十間羽前街道に係る、東口より西口まで二町三十間道幅四間より四間三尺に至る。(町數一町)下宮町東より西北に折通ず、東口より西口までを云ふ。(戸數)本籍二十四戸。平民。人數男百十四口。女九十五口。總計二百九口。

【鍛冶谷澤驛】大口村に屬す。東西三町四十一間南町一町二十二間羽前街道に係る。東口より西口まで三町五十間、道幅四間三尺より五間二尺に至る。(町數二町)下町東より西へ通ず、東口より上町までを云ふ。上町東より西に通ず、下町より西口までを云ふ。(戸數)本籍三十三戸。平民。(人數)男百二十一口。女百一口。總計二百二十二口。

【尿前驛】鳴子村に屬す、東西一町二十間、南北三十八間、羽前街道に係る。東口より西口まで一町三十八間、道幅二間より二間三尺に至る。(町數一町)尿前町東より西北に折通ず東口より西口までを云ふ。(戸數)本籍十三戸。人數、男三十一口。女四十八口。平民總計七十九口。

【中山驛】鳴子村に屬す。東西一町四間、南北三十三間羽前街道に係る、東口より西口まで一町六間、道幅二間より二間三尺に至る。(町數一町)宿町東より西に折通ず、東口より西口までを云ふ。(戸數)本籍十戸。平民。人數、男二十四口。女二十二口。總計四十六口。

明治十六年資本金拾萬圓社員七十一名を以て奥羽水陸運輸會社を組織し、本社を仙臺大町三丁目に置き、支店を古川外九ヶ所に配置し水陸の便宜を謀り貨物の運輸を專業とす。本郡は古川支店の共通に屬す。當時専ら車力と人力に憑るの外なし。而して本郡當時未だ大七及大八車の設備なく、僅かに中車及小車を合せて、明治十一乃至十三年二輛に十四年六輛十五年七輛に止まり、馬車の開通なきも十六年人力車一人乗十六輛は統計書の報する所なり。

十八年七月十六日甲第六一號驛傳營業取締規則を發布し、第一章總則に驛傳營業の資格權限を定め、第二章請負、第三章人車、牛馬繼立、第四章旅人宿、第五章乗合馬車、第六章人力車、第七章陸運、第八章渡船、第九章檢査及罰則を設け條項百十五條を制定す。翌十七日甲第六二號驛傳取締人選舉規則十四條、同日甲第六三號驛傳營業組合區劃を制定す。抄録左に

一、古川組合 玉造郡の内大崎・新田・清水。一、岩出山組合 玉造郡の内岩出山・上野目・下野目・下一栗・上山里・下山里・南澤。一、鍛冶谷澤組合 玉造郡の内大口・池月・名生定・鳴子。一、鬼首組合 玉造郡の内鬼首。

上記の組により、本郡輸出入各種の物貨(品物略)の量目及運賃、明治二十年宮城縣統計書に表式を掲げたり。發荷は輸出にして着荷は輸入したりし。

【鬼首村】 往時仙臺領より秋田領に通ずる道路交通多かりし時代には、此の地に宿つぎをなせりしかど、今は鳴子方面より、此地に至るものゝみにて此の地を通過するもの殆ど絶えたり。

【川渡村】 藩制時代にありては、鍛冶谷澤は宿場町として仙臺藩・山形・秋田間の交通の衝に當り、人馬の往來盛んに一栗の下宮・鳴子の尿前・栗原郡の小僧等の間に驛傳行はれ、當時繁盛を極めたる一小市街なりしも、今や陸羽東線

量目	運賃	量目	運賃	量目	運賃
四、五元	三三〇、七五	四、五元	三〇五、九三	三六、二四	?



### 第三節 鐵道

の開通、羽後街道の荒廢、軍馬補充部鍛冶谷澤支部の縮小等の影響により、昔の俵を俵のみならず、汽車哩程及び鐵道旅客荷物及賃金の表式

郡内鐵道驛名五ヶ所にあり。岩出山・池月・川渡・鳴子・中山平これなり。汽車哩程及び鐵道旅客荷物及賃金の表式

左に。

汽車哩程	汽車哩程					汽車哩程					汽車哩程				
	新形縣	山形縣	中山平	鳴子	川渡	池月	岩出山	小牛田	仙臺	上野	新形縣	山形縣	中山平	鳴子	川渡
三〇哩八	二七哩四	二七哩二	二六哩四	二六哩三	二五哩七	二四哩四	二四哩三	二二哩七	二二哩一	一七哩二	一七哩二	一七哩二	一七哩二	一七哩二	一七哩二
八五哩五	八五哩六	八五哩六	八五哩六	八五哩六	八五哩六	八五哩六	八五哩六	八五哩六	八五哩六	八五哩六	八五哩六	八五哩六	八五哩六	八五哩六	八五哩六
五八哩五	五八哩五	五八哩五	五八哩五	五八哩五	五八哩五	五八哩五	五八哩五	五八哩五	五八哩五	五八哩五	五八哩五	五八哩五	五八哩五	五八哩五	五八哩五
四三哩一	四三哩一	四三哩一	四三哩一	四三哩一	四三哩一	四三哩一	四三哩一	四三哩一	四三哩一	四三哩一	四三哩一	四三哩一	四三哩一	四三哩一	四三哩一
三三哩三	三三哩三	三三哩三	三三哩三	三三哩三	三三哩三	三三哩三	三三哩三	三三哩三	三三哩三	三三哩三	三三哩三	三三哩三	三三哩三	三三哩三	三三哩三
三〇哩六	三〇哩六	三〇哩六	三〇哩六	三〇哩六	三〇哩六	三〇哩六	三〇哩六	三〇哩六	三〇哩六	三〇哩六	三〇哩六	三〇哩六	三〇哩六	三〇哩六	三〇哩六
二七哩四	二七哩四	二七哩四	二七哩四	二七哩四	二七哩四	二七哩四	二七哩四	二七哩四	二七哩四	二七哩四	二七哩四	二七哩四	二七哩四	二七哩四	二七哩四
二七哩九	二七哩九	二七哩九	二七哩九	二七哩九	二七哩九	二七哩九	二七哩九	二七哩九	二七哩九	二七哩九	二七哩九	二七哩九	二七哩九	二七哩九	二七哩九
二七哩二	二七哩二	二七哩二	二七哩二	二七哩二	二七哩二	二七哩二	二七哩二	二七哩二	二七哩二	二七哩二	二七哩二	二七哩二	二七哩二	二七哩二	二七哩二
七哩二	七哩二	七哩二	七哩二	七哩二	七哩二	七哩二	七哩二	七哩二	七哩二	七哩二	七哩二	七哩二	七哩二	七哩二	七哩二
七哩九	七哩九	七哩九	七哩九	七哩九	七哩九	七哩九	七哩九	七哩九	七哩九	七哩九	七哩九	七哩九	七哩九	七哩九	七哩九
一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢

鐵道旅客荷物及賃金  
 降 客 乘 客 賃 金 到 着 發 送 賃 金 到 着 發 送 賃 金  
 岩 出 山 一、五九元  
 池 月 四、〇五元  
 川 渡 六、三二元  
 鳴 子 一、八八元  
 中 山 平 三、三六元

計	大正十一年	大正十年	大正八年	大正七年
旅客 (乗)	三六一、三九元	三二九、七一元	二〇二、二四元	二四九、二九元
旅客 (積)	三六一、三九元	三二九、七一元	二〇二、二四元	二四九、二九元
貨物 (積)	三六一、三九元	三二九、七一元	二〇二、二四元	二四九、二九元
賃金 (旅客)	三六一、三九元	三二九、七一元	二〇二、二四元	二四九、二九元

【岩出山驛】 陸羽東線北浦岩出山間の營業開始せしは大正二年四月二十日にして(但し北浦は大正三年九月十三日より)池月・川渡の兩驛は大正三年四月十九日、鳴子驛は大正四年四月十八日、中山平・堺田・富澤の三驛は大正六年十一月一日より開通するに至り、東北本線小牛田奥羽本線新庄間の陸羽東線全通せり。

岩出山驛は大正二年四月廿日より營業を開始に今日に至る其の間に於ける驛長及び營業狀態の概要左の如し。

太田文一郎(大正二年四月二十日)。菅原勇作(同三年八月十日)。中名生幸重(同五年一月二十七日)。齋藤金一郎(大正七年十一月二十九日)。中川榮太郎(同八年八月三十日)。齋場久左衛門(同十一年四月十四日)。中塚矢一郎(同十三年一月十一日)。櫻井倉造(同十五年七月二十四日)。

種別年度	大正十三年	大正十四年	大正十五年	大正十三年	大正十四年	大正十五年
旅客 (乗)	一三、九二二	一三、三九一	一三、三九元	一三、九二二	一三、三九一	一三、三九元
旅客 (積)	一三、九二二	一三、三九一	一三、三九元	一三、九二二	一三、三九一	一三、三九元
貨物 (積)	一三、九二二	一三、三九一	一三、三九元	一三、九二二	一三、三九一	一三、三九元
賃金 (旅客)	一三、九二二	一三、三九一	一三、三九元	一三、九二二	一三、三九一	一三、三九元
賃金 (貨物)	一三、九二二	一三、三九一	一三、三九元	一三、九二二	一三、三九一	一三、三九元

【池月驛】 大正三年四月十九日營業を開始す。歷任驛長氏名就任の年月及び營業狀態概要左に。

渡邊三郎(大正三年四月十九日)。佐々木藤吉(同六年十月廿八日)。濱田寅五郎(同七年十一月二日)。瀧澤徳治(同十二年五月二十九日)。阿部長三郎(同十五年二月十六日現在)。



驛務狀況を記せば左の如し。(大正十四年度より昭和二年度迄)

(旅客)

年度	車乗人員			降車人員		
	一等	二等	三等	一等	二等	三等
大正十四年度	一四	四八三	四八三	七	四六四	四六四
大正十五年	一四	四八三	四八三	八	四六四	四六四
昭和二年度	一四	四八三	四八三	八	四六四	四六四

(荷物)

年度	手荷物			小荷物			新聞
	發送	到着	到着	發送	到着	到着	
大正十四年度	二〇四	一四三	七〇	七〇	一〇九	七六	八三
大正十五年	二〇四	一四三	七〇	七〇	一〇九	七六	八三
昭和二年度	二〇四	一四三	七〇	七〇	一〇九	七六	八三

(旅客運賃)

年度	事項	二等	三等	入場料	雜收入
大正十四年度		一七〇、六	一五五、八〇	四、六〇	元
大正十五年		一六二、〇	一五五、八〇	四、六〇	元
昭和二年度		一六二、〇	一五五、八〇	四、六〇	元

(荷物運賃)

年度	事項	手荷物	小荷物	保管料	配達料	一時預
大正十四年度		三、一五	三、五、六	一、四、二	一、六〇	三、五〇
大正十五年		三、一五	三、五、六	一、四、二	一、六〇	三、五〇
昭和二年度		三、一五	三、五、六	一、四、二	一、六〇	三、五〇

大正十四年度  
 代金引替 五件 十四年度 100、元  
 報 四二件

大正十五年  
 代金引替 三件 十五年 三五、〇  
 報 五八件

昭和二年度  
 代金引替 三件 二十年 九七、〇  
 報 五八件

(貨物)

大正十四年度	小口扱	三六噸	107、九五	到着	四三噸
	省用貸切	三九四噸	一六七、二六		
	代金引替	五件	一九四、九		
	保管料	三件	一四、四		
大正十五年	小口扱	三六噸	107、九五	到着	五三噸
	省用貸切	三六五噸	一七六、三		
	代金引替	三件	二六八、七		
	保管料	三件	一、		
昭和二年度	小口扱	二四〇、八噸	九三、九四	到着	三五、三噸
	省用貸切	八七噸	九三、八二		
	代金引替	一	一、		
	保管料	一	二、五		
總計			一六五八、八九		

大正十四年度  
 貨切扱 五三噸 107、九五  
 雜收入 三、六  
 到着着拂 七件 一四、二

大正十五年  
 貨切扱 四八噸 107、九五  
 雜收入 一、六  
 到着着拂 三件 一、

昭和二年度  
 貨切扱 七六〇噸 九三、九四  
 雜收入 一三、七  
 到着着拂 六三件 九三、七

(貨車)

大正十四年度	盈車		空車	
	發	着	發	着
	六六	六六	六六	六六
大正十五年	盈車		空車	
	發	着	發	着
	一九九	一九九	一九九	一九九
昭和二年度	盈車		空車	
	發	着	發	着
	三三七	三三七	三三七	三三七



【川渡驛】大正三年四月十九日營業を開始す。驛長氏名並に更迭年月日及び營業狀況左に。

伊東貞介 (自大正三年四月十九日至大正四年四月十八日) 荒木三郎 (自大正四年四月十八日至大正十一年二月廿二日)

後藤幸治 (自大正十一年二月廿二日至大正十四年七月十八日) 村上憲治 (自大正十四年七月十八日至昭和二年十一月十一日)

高橋右門 (自昭和二年十一月十一日至現在)

年	度	乗	人	料	金	降	人	入	場	人
大正十四年度	(乘)	二	八	二	〇	二	七	二	〇	二
大正十五年度	(同)	二	七	九	〇	二	七	二	〇	二
昭和二年度	(同)	二	七	九	〇	二	七	二	〇	二
大正十四年度	貨物發噸數	五	六	九	七	六	五	四	〇	八
大正十五年度	貨物發噸數	六	五	九	四	六	五	四	〇	八
昭和二年度	貨物發噸數	三	三	六	九	三	三	三	三	三
大正十四年度	貨物着噸數	三	五	〇	七	三	五	〇	七	〇
大正十五年度	貨物着噸數	三	五	〇	七	三	五	〇	七	〇
昭和二年度	貨物着噸數	三	五	〇	七	三	五	〇	七	〇
大正十四年度	代金引換料金並に金額(發送は取扱せず)	一	六	四	三	五	〇	七	〇	〇
大正十五年度	代金引換料金並に金額(發送は取扱せず)	一	六	四	三	五	〇	七	〇	〇
昭和二年度	代金引換料金並に金額(發送は取扱せず)	一	六	四	三	五	〇	七	〇	〇

【鳴子驛】大正四年四月十八日營業を開始す。驛長氏名並に更迭年月日及び營業狀況左に。

伊藤貞助(大正四年四月十八日) 立花榮吉(同七年三月六日) 村上傳助(同八年月日不明) 遠藤小四郎(同十二年五月廿六日)

加藤愛作(同十四年三月十三日)

年	度	乗	人	料	金	降	人	入	場	人
大正十三年度	(乘)	一	五	〇	六	一	三	〇	〇	〇
大正十四年度	(同)	一	五	〇	六	一	三	〇	〇	〇
昭和元年度	(同)	一	五	〇	六	一	三	〇	〇	〇
昭和二年度	(同)	一	五	〇	六	一	三	〇	〇	〇
大正十三年度	貨物發噸數	一	三	五	〇	六	一	三	〇	〇
大正十四年度	貨物發噸數	一	三	五	〇	六	一	三	〇	〇
昭和元年度	貨物發噸數	一	三	五	〇	六	一	三	〇	〇
昭和二年度	貨物發噸數	一	三	五	〇	六	一	三	〇	〇
大正十三年度	貨物着噸數	一	三	五	〇	六	一	三	〇	〇
大正十四年度	貨物着噸數	一	三	五	〇	六	一	三	〇	〇
昭和元年度	貨物着噸數	一	三	五	〇	六	一	三	〇	〇
昭和二年度	貨物着噸數	一	三	五	〇	六	一	三	〇	〇
大正十三年度	代金引換料金並に金額(發送は取扱せず)	一	三	五	〇	六	一	三	〇	〇
大正十四年度	代金引換料金並に金額(發送は取扱せず)	一	三	五	〇	六	一	三	〇	〇
昭和元年度	代金引換料金並に金額(發送は取扱せず)	一	三	五	〇	六	一	三	〇	〇
昭和二年度	代金引換料金並に金額(發送は取扱せず)	一	三	五	〇	六	一	三	〇	〇



【中山平驛】大正六年十一月一日營業を開始す。歴代驛長の氏名並に更迭年月日及營業狀態概要左に。

項目	發着別並				發着別並			
	收入年度	發送噸數	到着噸數	貨物發送收入	收入年度	發送噸數	到着噸數	貨物發送收入
貨物發着噸數	大正十二年 三、七二	六、三三七	一、四三二、五	大正十三年 三、四四〇	昭和三十二年 五、一八四	四、一三六	八、六八、八	四、八六、一
旅客收入	昭和三十二年 一〇、二七六、三	二八〇、三	六、六〇六	昭和三十二年 九、九三九、五	昭和三十二年 五、一八四	四、八六、一	一三、七三、六	
旅客一人當一日平均收入	昭和三十二年 二、四〇六、四	二、四〇六、四	二、四〇六、四	昭和三十二年 二、四〇六、四	昭和三十二年 二、四〇六、四	二、四〇六、四	二、四〇六、四	

渡邊三郎(大正六年十一月一日) 細田榮孝(同七年四月廿三日) 新妻清三(同九年十一月廿二日) 齋藤金一郎(同十年十二月十七日) 木村源三郎(同十二年五月廿九日) 佐藤敏(同十三年十一月廿八日) 竹村繁(昭和四年三月十三日現在)

### 第四節 通信

項目	年		年		年		年	
	大正十四年	昭和元年	大正十四年	昭和元年	大正十四年	昭和元年	大正十四年	昭和元年
旅客乘降車人員	二二、九七三	二四、三三五	二二、九七三	二四、三三五	二二、九七三	二四、三三五	二二、九七三	二四、三三五
運賃	一八、三九四、八	一八、三九四、八	一八、三九四、八	一八、三九四、八	一八、三九四、八	一八、三九四、八	一八、三九四、八	一八、三九四、八
入場料	一五、一五	一五、一五	一五、一五	一五、一五	一五、一五	一五、一五	一五、一五	一五、一五
小荷物代金引換	二、八九四	二、八九四	二、八九四	二、八九四	二、八九四	二、八九四	二、八九四	二、八九四
電報發信	三、三六	三、三六	三、三六	三、三六	三、三六	三、三六	三、三六	三、三六
電報着信	一〇、二	一〇、二	一〇、二	一〇、二	一〇、二	一〇、二	一〇、二	一〇、二

藩制時代の「常飛脚」と稱する設備は現代の郵便電信收發事務に該當するに似たり。明治三年十二月郵便法を制定し、品川・大津間・伏見・守口間に至るの各驛に、書狀集函及び切手賣捌所を開設せるは、維新後に於ける通信機關の濫觴と謂ふを得べし。翌年三十九時間制度の飛脚を置き賃錢切手を發行し。東京・大阪間に施行せしことありしも幾く莫くして已みぬ。五年十二月郵便條例を發布し、郵便局の等級を五種とす。此制度に則り後ち本郡岩出山に四等郵便局、中山・鳴子・鍛冶谷澤・下宮・鬼首に五等郵便局を置く。明治十五年宮城縣統計書に郵便物の發及び着の數量を計上せり載摘する下に。



岩出山發五、四八着八、六元 中山發五、着二五 鳴子發一、七着四、二六 鍛冶谷澤發一、八着二、九六 下宮發三、五着二、八六 鬼首發七、五着二、六四  
明治十六年宮城縣を通じて、大線三十八里二十八町七間一尺、中線四十六里五町四十八間五尺、小線二百里十八町十七間一尺にして、中山局當該年度に廢止せられて鳴子局に合す。

書狀	書留	無稅	新聞	見本	葉書	金子入	配達	局留置
岩出山	三、九三	二七三	五五	一	六七	一	八、七八	四一
鳴子	二、三五	兜	七	一	七九	一	四、六九	一〇一
鍛冶谷澤	二、一九	五九	一五	二	三八	七	三、三四	二五二
下宮	七五	三	三	二	元	一	三、〇〇	一五〇
鬼首	七三	一三	三〇	一	六二	一	二、〇〇	七四

玉造郡地誌。郵便局。五等郵便局、岩出山村岩出山驛一所。大口村鍛冶谷澤一所。鳴子村字鳴子一所。同村中山驛一所共に四所  
岩出山五等郵便局、村の東北岩出山驛本町にあり。鳴子五等郵便局二所、一は村の東方字鳴子、一は西方中山驛にあり。大口村  
五等郵便局、村の東方鍛冶谷澤にあり。

十七年下宮郵便局を鍛冶谷澤郵便局に徙す。爰に於て岩出山・鍛冶谷澤・鳴子・鬼首の四局となる。その收發物件の  
計數は宮城縣統計書に表示せり。抄録下に。

十七年發送一九、五〇收着六八、五 十八年同發一七、八同收一、三四 廿二年同發一五、二同收七、〇〇 廿四年同發一四、四同收一、六三

上記は往時の一斑を掲げて考古の資に供せり。昭和の現代に在りて全國七ヶ所逓信局を設置す。本郡は仙臺逓信局の  
管轄に隸屬す。仙臺逓信管理局は宮城・新瀉・福島・青森・秋田・山形の七縣を統理す。郵便局及び電信局に分ち更ら  
に郵便局を一二三等に電話局を一二等とす、一等郵便局長電信局長は、通信事務官・通信副事務官又は通信官補を以て  
之れに充つ、二等郵便局長電信局長は通信書記之れに任じ、一等電話局長は通信技師、二等電話局長は通信技手之を勤

む。三等郵便局長は上司の命を承けて局務を司る。管理局は逓信大臣の管理に屬し、郵便・小包郵便・郵便爲替・郵便  
貯金・簡易生命保險・電信電話電氣に關する事業及び船舶海員を監督す。本郡内所在の郵便電信電話局の現状及び開設  
沿革概要下に。

【岩出山郵便局】 一、沿革 明治六年四月一日水澤縣第七區小三區玉造郡岩出山村に開設、當時の局長石崎東七なり。  
其の後の各種事務の開始狀況左表の如し。現位置は岩出山町百八十番地にして、岩出山町・眞山村・西大崎村・一栗  
村内の下一栗・上野目部落之れが集配區域に屬す。

事務種目及開始年月日左の如し。  
 通常郵便(明治六年四月一日) 郵便貯金(同十五年三月一日) 郵便爲替(同十五年三月一日) 小包郵便(同二十九年十一月十六  
 日) 電信(同三十年一月二十一日) 電話交換(大正十一年三月十六日) 年恩給(明治四十四年四月十一日) 簡易保險(大正五年  
 十月一日) 郵便年金(大正十五年十月一日)

歴代局長氏名を左に掲ぐ。

局長任命年月日及び退職年月日氏名左の如し。  
 石崎東七 任命明治六年四月一日退職明治十三年十月一日。 宮本吉兵衛 同同十三年十月一日同同二十年五月九日。 宮本益  
 輔 同同二十年五月九日同大正四年一月二十八日。 宮本敬治 大正四年一月廿八日。

一、現況昭和二年度中に取扱ひたる各種事務の狀況別表に審かなり。

種別	口數	金額	種別	口數	金額
通常郵便	九六、五三七	一、〇〇〇	郵便貯金	一八、三三二	一五、五三八五
郵便爲替	九八五	二〇、四九九〇	小包郵便	二、〇九二	一



電 信	三、九三	電 話 交 換	三三、九五
年 恩 給	三五三	簡 易 保 險	三、五〇一
郵 便 年 金	一七	現 在 受 持	一、七六二
		保 險 金	一八、六六、二〇〇
			一〇四

三八四

【鳴子郵便局】沿革 元車湯菅原旅館隣に在りしが、通信事務の不便を感じ現在の湯元區に移轉したり。局長は菅原慶四郎氏して多年勤続し通信事務の成績良好なる爲め、正七位勳七等に叙せらる。局員は事務員十名、集配人六名、業務開始年月日左の如し。

(郵便) 通常明治十五年二月一日 小包同二十九年十一月二十六日 集配同十五年二月一日。(電信) 和文同四十年三月十六日

(電話) 交換大正九年八月十一日 通話同七年四月十一日 町内加入数一二六。  
業務状況 大正十三年度分。(通常郵便) 引受總數壹、七三件 配達總數四〇、九六件。(小包郵便) 引受總數三、九六〇 配達總數六、三六。(電報) 發信三、八六受信二、九三。(爲替) 振出口數一、五二 振入金額一、九、四、四〇(爲替) 拂渡口數六、五三 拂渡金額 一、五、八、七、四〇(貯金) 預入口數一、六五 預入金額二、四、四、四〇 拂戻口數一、三六 拂戻金額六、六五、六三

【川渡郵便局】沿革 本村の通信機關として川渡郵便局ありて郵便・爲替・貯金・電信・電話等の通信事務を取扱ひ、村民に大なる便益を與へつゝあり。郵便法制定後の川渡郵便局の沿革を示せば左の如し。

局 舎 移 動 年 月 日	局 名	局 長	管 轄 者
明治 七 年 十 二 月 十 六 日	鍛冶谷澤郵便局	阿 部 磯 藏	驛 遞 局
明治 二 十 四 年 十 一 月 十 六 日	同	千 葉 大 三 郎	仙 臺 郵 便 局
明治 三 十 一 年 十 二 月 十 九 日	川 渡 郵 便 局	藤 島 團 藏	仙 臺 郵 便 電 信 局
明治 四 十 四 年 二 月 十 三 日	同	櫻 井 主 一 郎	仙 臺 遞 信 管 理 局

更に取扱事務も年と共に増設擴張せられしを以て、時勢の推移と共に通信上に至大なる便益を受くるに至りたり。

(郵便) 明治七年十二月十六日 (貯金) 同十八年五月十日 (爲替) 同十九年一月廿三日 (小包) 同廿九年十一月十六日 (電信和文) 同三十三年十二月廿一日 (年金恩給) 同四十三年四月一日 (電信市内特扱) 大正五年三月廿一日 (簡易保險) 同年十月一日 (電話市外通話) 同七年四月十一日。

【鬼首郵便局】本村原區にあり、電信は架設なきも、其の他の通信事務を取扱ひ、鳴子との間には遞送人毎日二回往復し、郵便物の集配は市内二回市外一回之をなす。奥羽線開通以前は秋田縣に至る郵便物は本局を経て遞送されしも今は廢せり。其の他鳴子蟹澤間(索通用)寒風澤・轟間(發電所用)の私設電話あり。

【東大崎村】東大崎村は本郡の首都たる岩出山郵便局區域内に入らずして、志田郡古川町の古川郵便局管轄區域内に(全村)屬す。因に古川には郵便局二ヶ所あり、一は十日町にある古川郵便局、一は三日町にある三日町郵便局といふ。前者は本局にして後者は支局なり、本村は本局に屬するなり。朝は河北新報晝は郵便物一切一日二回配達するなり。通信の連絡機關として本村に郵便投函所三個あり。新田方面、新田上宿、星龜治宅。大崎方面 大崎小學校南傍、佐々木良之助宅。清水方面、清水三丁目藤棚、大場源治宅。



### 第八章 衛生

#### 第一節 病院

明治十三年本縣始めて衛生課を新置し地方衛生に關する事務に執筆し、併せて公立病院を仙臺に置き宮城病院と稱すその分院を石巻・古川・登米・氣仙沼・白石に、出張所を志津川・松山・亘理・大河原に配置す、本郡は古川分院の所轄に屬せり。而して私立天真病院を仙臺に、その支局を相川に出張所を濱市・三本木に配置せるは本縣に於ける公私病院の創始なりとす。十七年六月宮城病院を廢して宮城醫學校附屬醫院と稱し、前記の分院出張所中二三を廢止し八月登米に私立病院、十一月志津川氣仙沼、十二月石巻・亘理に各公立病院を新設せらる。本郡一圓は古川分院の所轄とる約五十年前衛生に關する参照として明治十七年宮城縣統計書左に。

病院名	所在地名	治療の目的	入院	外來	合計	十六年	十五年	十四年	十三年
宮城醫學校附屬醫院(公)	仙臺區元貞坂	内外科	一九九	二、五九九	二、七九八	四、一六二	五、六八九	五、七五一	五、一〇四
石巻病院(公)	牡鹿郡石巻	同	五九	一、七〇五	一、七六四	一、四〇〇	一、二二五	一、八八八	一、三七五
氣仙沼病院(公)	本吉郡氣仙沼	同	四九	九一七	九六六	九三四	一、〇三一	一、一九五	一、二五三
志津川病院(公)	同 郡志津川	同	四	五九九	六〇三	八〇七	九五三	一、二八	—
亘理病院(公)	亘理郡亘理	同	—	三八四	三八四	九一七	一、五七四	—	—
古川分院(公)	志津郡古川	同	—	五八	五八	一、三三	八五九	一、七二六	一、三三
宮城分院(公)	志津郡白石	同	—	—	—	—	—	—	—
白石分院(公)	同	同	四九	一、〇七八	一、〇七七	一、五八六	一、九九五	—	—

#### 第二節 醫師

宮城病院(公)	志田郡千石村	同	—	三〇一	三〇一	六二〇	四九六	九九九	—
松山出張所(公)	同	同	—	—	—	—	—	—	—
宮城病院大(公)	柴田郡大河原	同	—	五九九	五九九	九八一	—	—	—
河原出張所(公)	同	同	—	—	—	—	—	—	—
宮城分院(公)	登米郡登米	同	—	一、〇二二	一、〇二二	一、三三〇	一、六七四	一、四九七	一、五八八
登米分院(公)	同	同	—	—	—	—	—	—	—
天真病院(私)	仙臺區二日町	同	—	五八一	五八一	六八七	七一九	—	—
同相川分院(私)	黒川郡相川村	同	—	四三三	四三三	四七六	—	—	—
同濱市(私)	桃生郡濱市村	同	—	三三	三三	六二	—	—	—
出張所(私)	宮城郡	同	—	一九二	一九二	—	八八	—	—
出張所(私)	七北田郡	同	—	—	—	—	—	—	—
出張所(私)	七北田郡	同	—	一六四	一六四	—	—	—	—
濟生病院(私)	仙臺區元柳町	同	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	四三三	二、一六〇	二、一五五	一四、九九四	一六、八三三	一四、三三四	一〇、六三三

明治十三年衛生課を新置し、その年郡區醫務職心得・町村醫務勤務心得・郡區醫配置方法・町村配置及公撰方法を制定し、十四年醫師開業免許鑑札下渡手續・醫術規則・開業醫の組合設置手續を制定し、從來開業醫の子弟にして父兄の助手となり、醫業を以て家名を相續し、年齢當明治十五年六月滿二十五年以上の者に限り、免許鑑札下付の告示及び、醫師修學履歷書並に教師の証書は、三ヶ年以上醫學を修學したる實跡を明記するものに限るべき旨を告示せられたり。本郡に徴するに從來、未開業の醫師十九名にして醫師一人に對し、人口八百九十三人三七の比例なりき。(明治十五年宮城縣統計書)この時志田玉造の二郡に郡區醫内外科種痘科各二名を置く。又郡内十五ヶ村に町村醫十七人を置く、人口



一萬七千六十四人に、町村醫の給料月額金二圓なりとす。郡區醫の俸給年額六十圓の制限なりしも後ち無報酬に改む。

明治十八年宮城縣第三年報。郡區醫町村醫。明治十三年八月郡區醫町村醫の配置及撰舉法と勤務心得とを布達し、郡區醫は每郡區三名以下を配置し開業醫を以て之に充て、而して公立病院あるの地は其醫員をして兼攝せしめ、而して開業醫より撰舉せしものには地方税を以て年俸六十圓を給し、又町村醫は一戸長管理の町村に一人以上適宜に配置し、郡區所在の町村にして他に開業醫なきときは其郡區醫に兼攝せしむるも妨なからしめ、其手當又は給料及任期を定むるは其町村の協議に任ずるの制を定めたるも同十四年に至り郡區醫の年俸を廢し無給とせり。抑々郡區町村醫を置きしは、町村内極貧にして病痼に罹るも自費治療すること能はざるものを救護するの目的に出るも、町村貧民の治療は町村醫専ら之を負擔するを以て、郡區醫の俸給は自然之を支給することを要せざるなり、且町村醫設置の目的前記の如くなるも、實際貧民の病患に罹るものは或は治療を乞ふの手續を辨知せず、或は治療を受けるを嫌とせず、町村醫も亦費用の點より充分に其事務を擴張すること能はずして、目今の實況たる町村醫も亦有名無實に屬せんとするの狀況なり、但仙臺區の如きは曩きに區費を以て民家を借入れ治療所に充て、町醫交互出勤し治療に従事せしも本年七月に至り之を廢し自宅治療と爲し、治療をなしたる患者は百六十八人にして、之れを前年に比すれば百二十一人を増せり。開業醫。管内開業の醫師は昔日に在ては漢法或は漢洋折衷と唱へ漢醫者流を墨守するもの其數甚だ少しとせず是を以て明治十二年五月仙臺公立病院附屬醫學校を設置し開業醫の才幹あるものを撰て速成醫學を教授せしめしが醫術の如き到底速成を以て遽に改良すべき者にあらざるを以て幾ならずして之を廢止せり尋て十二年七月乙第七十六號を以て醫師を検査して假免狀を附與し十四年八月甲第三十六號を以て從來假免狀を有するものと雖ども更に鑑札を與ふることを達す十七年一月丙第二號を以て現在醫師の氏名を徵し醫籍を編製し且從來醫師と稱するもの、如きに至ては其業區々にして不熟の技を施す等の患ひなきにあらざ依て醫師の實業を點檢して其部門を鑑別し十四年六月甲第九十三號を以て醫規を制定せり然るに十六年十月第三十五號を以て醫師免狀規則を布告せられ次で第三十四號を以て醫術開業試驗規則を發布ありて毎歳二回之を施行せらるに及び曩に本縣に於て定めたる醫則も亦從て其條項中訂正すべきものあるに至りたるを以て更に醫則を改定し尙本年一月甲第四號醫術開業規則を發行し専ら醫師の開廢及診斷治療患者報告等を申請せしむるの手續を設く於是乎醫師取締の法漸く立ち從て醫術亦大に其面目を改むるに至れり其達は左の如し

明治十六年醫師免狀規則發布の當時履歴による内務省免許者二名にして本縣免許者十八名なりき。十三年産婆營業取締規則及び流産屆規則を發し、十四年鍼灸灸治營業取締規則を布く、明治十六年宮城縣第一回年報本郡抄録する左に。

内務省試驗卒業	明治二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
同省履歴	一	二	二	二	二	一	一	一	一
本縣免許者	一	二	二	二	二	一	一	一	一
産婆	四	四	一	一	一	二	二	一	一
醫師	四	四	一	一	一	二	二	一	一
鍼灸術	四	一	一	一	一	一	一	一	一
按摩	二	一	一	一	一	一	一	一	一
製藥者	一	一	一	一	一	一	一	一	一
賣藥請負	二〇	一	一	一	一	一	一	一	一
獸醫	二	一	一	一	一	一	一	一	一

上記の年次より約五十年の最近に於ける郡内に醫師十四名産婆十七名鍼灸術六名按摩八名獸醫五名製藥者八名賣藥請負業四十八名なりとす。大正十二年の調査に成る町村別醫師以下の諸項を轉記する下に。

第三節 醫師會

明治二十二年三月宮城縣聯合醫會を組織す、醫會は牡鹿郡を除くの外一市一郡の醫會々員より委員を撰定し、仙臺



市に會合し聯合醫會開設の可否を討議せしに可決せしを以て規則を制定せり、この時醫師會の規約及び規則を更正し、知事の認可に接したるは、志田玉造及仙臺黒川名取の三ヶ所なり。明治四十一年八月卅一日櫻井齊外九名玉造郡醫師會設立の認可を申請せしに、同年九月九日寺田知事之れを認可す。會則第九條以下の條項に準じ役員を擧ぐ。

會長櫻井齊(岩出山)副會長吉田忠雄(溫泉村)幹事瀨戸謙藏(岩出山)高橋源之丞(岩出山)常議湯村健吉(岩出山)阿部洪造(岩出山)手島幽掌(東大崎村)佐々木貞庵(東大崎村)佐藤久太郎(西大崎村)須江昇(一栗村)鈴木文郁(鳴子)

大正八年八月勅令第四二九號醫師會令の發布あり、翌九年本郡醫師會設立委員に據りて地方長官に設立認可を申請す。玉造郡醫師會設立委員 櫻井齊 外四名

大正九年三月二十六日付申請玉造郡醫師會設立の件認可す。 大正九年三月二十九日 宮城縣知事 森正隆印

爰に於て會則第三章第十四條により會長一人副會長一人理事一人評議員五人並に、會則第五章第三十八條により縣醫師會議員及豫備議員を互撰す、當撰者左に。

會長高橋源之丞、副會長武田道一、理事栗原瀧藏、評議員佐藤弘人、鐵本貞之進、高橋直彌、木幡義三郎、櫻井齊、縣醫師會代議員櫻井齊、豫備代議員佐藤弘人。

昭和四年三月玉造郡醫師會會員名簿に登錄せる國手の住所氏名及び電話番号を示せば。

鳴子町新屋敷武田道一(電三二)岩出山町上川原町栗原瀧藏(電三二)同町浦小路櫻井齊(電三〇)同町上川原町高橋源之丞、高橋直彌、山家富太(電五) 東大崎村清水今新田佐々木貞庵、一栗村上野目須江昇、同村池月上宮館下鐵本貞之進、鳴子町湯元佐藤弘人(電一六)同久我兵助(電七二)川渡村大口川渡木幡茂三郎、鳴子町車湯桑原東岸(電四二)岩出山町上川原町渡邊勇太郎、鬼首村縣立診療所下田一の各醫師なりとす。

### 第四節 町村衛生概要

衛生委員を名町村に新設せるは、明治十二年二月内務省乙第五十六號達に依り、十三年四月町村衛生委員の配置と公撰法とを布達し、其配置は戸長役場區域を以て衛生區とし、戸數の目安に據り其員數を定めて選舉するものとす、又町村衛生委員の事務取扱手續を定め、尋て十四年十月町村衛生事務通信委員設置規則及通信手續を定め、十五年二月町村衛生委員の撰擧は自今區町村會に於て公撰するも苦しかつさる事とし、十七年八月町村衛生委員設置規則を更正し、一戸長役場區域内に二名下と爲せり。

本郡二町六ヶ村に衛生組合を設置し、防疫保健の向上を速進し衛生思想の普及を圖るを主とせり、昭和三年、二町六ヶ村に設置する衛生組合を聯合して玉造郡聯合衛生組合を設立し規約並に事業執行規程を設定す、規約第五條以下に組合長副組合長幹事顧問相談役等の機關を規程す、組合長以下役員の氏名左に。

組合長 岩出山警察署長警部佐藤繁治郎 副組合長 同鳴子警部補派出所勤務警部補若木林太、岩出山町長伊達宗夫。  
幹事 鳴子町長遊佐武治、鬼首村長大場連治郎、川渡村長藤島吉郎右衛門、一栗村長白井文一郎、眞山村長佐藤清、西大崎村長片倉徳治、東大崎村長中鉢作太郎。  
顧問 湯村駿太郎、高橋源之丞。  
相談役 栗原瀧藏、櫻井齊、高橋直彌、木幡義三郎、武田道一、久我兵助、佐藤弘人、桑原東岸、鐵本貞之進、下田一。  
岩出山町組合長伊藤宗夫、副組合長渡邊數衛、常任幹事森留治、東昌寺澤幹事高橋丈之助、大學町區御宿等、河原町區大沼傳藏、北町西區穴戸米治、北町東區名取三郎、南町上區都築五郎、南町下區松谷松吉、浦小路北區藤田文十郎、浦小路南區千莚



岱治郎・通丁區島山伊三郎。  
 鳴子町組合長遊佐武治。副組合長千葉慶治郎。常任幹事高橋藤一。  
 中山平幹事遊佐林太郎。同安西金司。尿前穴戸専次郎。同中鉢善右衛門。湯元吉田長三郎。同及川林藏。新屋敷佐々木精一。同菅原甚造。車湯遊佐佐喜治郎。同齋藤大之進。岩淵遊佐久四郎。同遊佐平七郎。鬼首村組合長大場連治郎。  
 幹事鈴木與四郎。同高橋龜五郎。小向高橋君治郎。高橋瀧治郎。高橋伊勢吉。高橋市太郎。遠藤東助。高橋代治。  
 川渡村組合長藤島吉郎右衛門。副組合長高橋善二。常任幹事中鉢泰輔。幹事高橋勘七。佐々木吉之助。北浦千代松。遊佐卯兵衛。齋藤冬之助。伊藤民衛。加藤永五郎。内藤權四郎。  
 一栗村組合長白井文一郎。同副組合長高橋政治。幹事大沼久四郎。佐藤繁藏。中鉢熊治郎。佐藤長太郎。佐々木源三郎。鹿野民治。大平友三郎。新田平吉。佐々木初吉。高橋謙吉。佐藤雄三郎。岡本虎吉。  
 眞山村組合長佐藤清。副組合長大場剛。常任幹事富田幸治。幹事泉平太郎。中鉢善太郎。佐々木金治。中鉢善吉。小野寺友三郎。高橋健治。大場彌作。村岡重二郎。狩野榮太郎。只野繁治。大内吉右衛門。  
 眞山村評議員氏家武一郎。加藤辰吉。柴田司。高橋榮太郎。佐藤清太郎。佐藤彦十郎。大場長三郎。佐藤貞松。高橋千之助。中島梅吉。村岡圓。  
 西大崎村組合長片倉徳治。幹事千葉音右衛門。鈴木利雄。笠原直藏。常任幹事菅生榮三郎。幹事氏家賢治。千葉養三郎。大山清之助。氏家彌三郎。片倉榮吉。今野直記。加藤源三郎。千葉勇吉。阿部權五郎。千葉清藏。桂清作。佐々木祐。  
 東大崎村組合長中鉢作太郎。副組合長大場兵治郎。常任幹事遊谷定吉。幹事後藤幸五郎。鈴木三代吉。手代七右衛門。大場元治郎。由利熊治。石崎兵右衛門。  
 【岩出山町】 醫師・産婆 岩出山町には病院の設けなけれども、水清く土質乾燥地にして健康に適し、傳染病の發生を見ること稀なり。尙現に開業中の櫻井齊・栗原瀧藏・高橋源之丞・渡邊勇大郎・山家富太の醫院には病室の設けありて隨時入院加療の便あり、外に齒科醫として開業中の前原・高木兩醫院あり、産婆にして當岩出山町に開業中の者、

横山とみゑ・遠藤こと・阿部とめをの三産婆なり。

岩出山町の衛生状態を窺知する資料として最近三ヶ年間の死亡者病症類別表を左に掲ぐ。

類別	大正十四年度		大正十五年		昭和元年		昭和二年	
	男	女	男	女	男	女	男	女
傳染性病	1	1	1	1	1	1	1	1
皮膚及筋肉病	1	1	1	1	1	1	1	1
血行器病	2	2	2	2	2	2	2	2
呼吸器病	3	3	3	3	3	3	3	3
泌尿及生殖器病	3	3	3	3	3	3	3	3
中毒	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	9	9	9	9	9	9	9	9

類別	大正十四年度		大正十五年		昭和元年		昭和二年	
	男	女	男	女	男	女	男	女
發育及營養的病	1	1	1	1	1	1	1	1
骨及關節病	1	1	1	1	1	1	1	1
神經系及五官病	2	2	2	2	2	2	2	2
消化器病	3	3	3	3	3	3	3	3
外襲性變死	1	1	1	1	1	1	1	1
原因不詳	1	1	1	1	1	1	1	1
肺病	2	2	2	2	2	2	2	2
合計	11	11	11	11	11	11	11	11

隔離病舎 本町隔離病舎は明治三十六年七月二十四日の町會の議決によりて、本町浦小路區下川原園内に建設したり敷地買入費。設計費。建築費。器具類購入費。井戸其の他設備費等にて、總額四千四百五十六圓八十七錢を要したり。

其の設備は完備せりといふを得べく、病室二棟八室外に醫務室。事務室(一棟)看護婦室。小使室(一棟)浴室(室)炊事場人夫控室(一棟)更に死體室(一棟)の設け備はれり、加之倉庫もありて殆んど缺くる所なし。

岩出山町衛生組合 玉造郡衛生組合と連絡を圖り、組合員の健康を保持し衛生思想を涵養し、且傳染病豫防消毒の周到を期することを目的とし 一、傳染病豫防救治に關する事項 二、衛生思想の普及に關する事項 三、消毒方法清潔方法に關する事項 四、種痘並豫防注射施行に關する事項 五、其の他衛生上施設改善に關する事項等を遂行すべく、



昭和三年十月二十八日創設したり。

岩出山屠畜場 本場は明治十七年高橋三藏の創設せしものにして、當時は何等の設備なく荒雄川の川原にて行へたり當時屠畜場は本縣内にて仙臺に在るのみ、其の不便甚しかりしを以て高橋三藏計割せしなり。明治十八年假屠畜場（二間半四方位）を下川原町園内に設け其の筋の認可を得て實施し、明治四十二年に至る、然れども其の設備不完全にして遺憾の點尠からざりしを以て、同年十一月千百余圓を投じ九棟の建物を造營し設備全く成れり、然るに明治四十三年八月十一日の大洪水にて建物全部流失したるのみならず、其の敷地全く河床に變じたり。更に明治四十四年十一月二千六百圓の巨額の經費を投じて、現屠畜場を設け今日に至る現經營者は高橋勝治なり。

【鳴子町】 開業醫あれども公私立病院としての設備は既往にあらざるなり。將來は元車湯の地をトしてホテル兼業の病院を株式組織に建設する問題は荖路に擡頭せり。

傳染病 傳染病無きにあらざれども、他町村の多く、猛烈なる流行を見ず、是れ温泉地の影響にあらざるか、大正八年以降の患者を表示すれば左の如し。

年 度	病 名	患者數	死亡數	全治數
大正八年	腸チフス	一三	二	二
同 一〇年	チフテリア	五	一	四
同 一二年	チフテリア	三	一	二
同 一三年	チフテリア	一	一	一
計		二二	四	九

逐年罹病者の遞減するは、町當局の施設宜敷と町民各自の衛生思想の發達して、衛生組合の活動と相俟ちて自覺的に

衛生防疫に努むるに依る。

醫師 當町に開業醫六名、内一名は齒科専門醫にして他の五名内外科醫なり。

佐藤弘人氏 仙臺醫學專門學校醫學士にして明治四十四年十一月卒業内科諸病の治療に長じ、鐵道局囑託醫鳴子小學校々醫として一般の治療に従ふ、殊に兒童の保健衛生に盡力す。

久我兵助氏 仙臺醫學專門學校卒業の醫學得業士にして大正四年九月より當町に開業す。外科に長ず。

武田道一氏 仙臺醫學專門學校卒業の醫學得業士にして内科小兒科に長じ新屋敷に開業す。玉造郡醫師會副會長として多年斯道に盡瘁せり。氏は殊に興味の人にして史學俳句に造詣深くして一家をなす。

藤澤武雄氏 東北帝國大學醫科出身の學士にして内科を得意とし大正十三年七月より本町湯元に開業せり。

鳴子保養院 院主桑原東岸氏熊本醫學學校卒業、大正六年七月仙臺市より當町元車湯に來りて開業し外科の治療には最新科學を應用し浴室等も設備し助手三名看護婦二人を置く。

出口盛作氏 文部省齒科醫師檢定試験に大正十二年合格當町新屋敷に開業齒科口腔科の治療に従ふ。氏は當町學童の口腔衛生に留意齒磨の練習及口腔衛生の指導をなし其の功顯著なり。

産婆 本町開業の産婆三名、湯元には久我醫師夫人、新屋敷には我孫子きよ氏、車湯には高橋とめ氏三人共に檢定なり。看護婦 免許を有するものなく見習看護婦二名あり。醫師會 玉造郡醫師會に屬す、武田道一氏其の副會長なり。

鳴子上水道 本町は水質不良にして飲用に適せず、偶鑿水するも熱湯涌出して温泉の涌出量に影響するを以て、水源を上野にもとめ、土管竹樋を用ひて簡易水道を布設して飲用消火に供す。然るに夏季の湯水、冬季の凍結時に際しては水量不足して不便を感じる事多年、町當局鳴子町上水道工事を舉行す、その水質の定量左に（硫酸・硝酸・亞硝酸・アムモニア出檢せず）

第一七七號、試験成績書に曰く。 一、飲料用水。 採取地宮城縣玉造郡鳴子町古戸前不動瀧湧水。 種別 泉水。 清濁 色



無色澄明。臭味 無臭無味。固形態總量 〇、〇八一 檢水千立方種中。反應 中性。クロール 一〇、六三五。硬度 一、二  
 (獨逸硬度とし)。過マンガン酸カリウム消費量 一、五八。細菌緊落數 二八一 個檢水一立方種中。判定右の試験成績に據れば本水は飲料(水道上水用)として衛生上適するものと認む。大正十三年九月十一日 宮 城 縣

【川渡村】 本村に於ける醫師については古い時代の事については不明なるも、明治維新前藩制時代の末期に於て、岩出山中村悌一郎の祖大安と云へる人齡五十を超えて本村に開業したり、其の人學深く往診の傍ら子弟を集めて漢學をも教へたるを以て當時「大安様」と云ひて地方民大いに之を尊敬せり。漢法醫にして薬も水薬・散薬等を用ふることなく多くは草根木皮を用ひたり、舊正月二十日には「二十日やき」と稱ひ中年の男女毎年餅一重ねに豆又は小豆を添へてお土産とせり、大安の子永安職を継ぎしと云ふ。明治二十六年頃より四十三年まで吉田忠雄開業せしが古川町に轉居す。後ち二等軍醫武田道一・横山醫師・熊坂醫師等を経て、今日の木幡義三郎開業するに至れり。

産婆 明治になりて山崎源藏妻ハツ鍛冶谷澤字原に居りて四十歳頃より各町の頼みに應じ六十歳頃までなしたれど、年老いて身體自由ならざるに至りたるを以て、内藤徳四郎の妻ヨシその後を次ぎしが、こは何れも免許を有せず所謂「子なさせ婆」にして出産に當りては、薬を高く敷きてその上産婦を座せしめ、其の周圍に蒲團を置いて身動きのならぬやうにし一週間は静座せしむるといふ、又生れた赤子も「ボロ」に包むを吉として、大抵は「ボロ」につゝみ「エチコ」と稱する藁製の籠に入る、有様なりき。然るに最近に至りて山形縣より瀬尾ヒロと稱するもの名生定に開業し、更に上川原の高橋ふよ免許を得て稍々面目を一新するに至れり。

【鬼首村】 醫師・産婆・傳染病・看護婦。村醫一名招聘して校醫を兼ねしむ、本村は交通の便悪しく病氣に罹れば鳴子に行くか、又は鳴子より醫師を招く状態なれば村費より給料を支出して村内に醫師を雇聘し、村内病者の診療に

當らしむ、現在宮澤に開業す。産婆は二名開業す、轟と軍澤區岡台とに。然れども、僻遠の地は産婆を急に招くこと困難なる事情にあり。本村に嘗つて流行せる傳染病は腸チフス・赤痢・デフテリア・麻疹・水痘・百日咳等にて、麻疹・水痘・百日咳は毎年の如く、多少の流行を見るも、腸チフス・赤痢は五六年前數名の患者を出したりしも、その後發生せず。デフテリアは時々發生することあり、看護婦は本村に在住するものなきも、傳染病發生の場合、又は個人に於て仙臺其の他より雇聘す。昭和三年四月廿七日宮城縣事業として診療院を開始す、院長下田一事務員大山林三郎の職員を置く。

醫師會・衛生組合 玉造郡醫師會に村醫會員となり居るも、村を單位としたる醫師會を置かず。本村には各區毎に衛生組合を設け、組合長一名幹事兩三名を置き部落民全戸を組合員として相互に公衆衛生その他衛生上の施設の改善進歩を計れり。

【眞山村】 傳染病 各種の傳染病中村内に流行したるものは、遠くは痘瘡近くは大正九、十兩年の赤痢、同十二、十三二箇年の腸チフス等にして、死亡者は前後を通じて僅に十余名に過ぎず。

醫師・開業醫 現今村に開業醫なく村民の不自由一方ならず。明治時代には下眞山に大谷玄哲、上眞山に徳江隆安の二氏ありて専ら地方の利便を計りしも、明治三十七年徳江氏は郷里高清水町に復歸し次いで四十年には大谷氏死去す。爾後數年間眞坂町の吉澤・菅原・菊地・高階・高清水町の松本氏等相前後して出張所を設けしも何れも永續せずして廢止せり。其後大正七年下眞山に松本權平上眞山に伊東永水の二氏來り開業したりしが、是又幾何もなくして轉任せり。以來今日に至るまで全く跡を絶つに至れり。大正二年初めて眞坂町の菅原憲治を村醫に囑託す、大正七年松本權平地方開業をなすに及び菅原の囑託を解きて其の後を襲がしむ、又松本去りて再び菅原を招く、大正十三年菅原解かれて菊地慶



雄之を繼ぐ、年手當金壹百貳拾圓を支給す。その任務は専ら衛生思想の普及、トラホーム検診、種痘の接種、傳染病患者の治療等にして其の都度出張するものとす。大正九年以降菅原憲治眞山尋常高等小學校醫となる爾來今日に至る。

眞山村衛生組合設立認可 本組合は縣訓令第九號傳染病豫防規則施行細則第三十四條に基き、大正十四年四月二日申請同月十日附認可せらる。大正十四年五月一日本組合の目的を達成せんがため各區設立會を役場内に開催して第一區葛岡磯田、第二區上眞山、第三區下眞山に區分す。

眞山村衛生組合規約 第一條本組合は眞山村衛生組合と稱し事務所を各區組合長宅に置く。第二條本村を三區に分ち、第一區(葛岡磯田)第二區(上眞山)第三區(下眞山)を以て區域とす。第三條本組合区域内に居住し獨立の生活をなし得ると認定する者を以て組織す。第四條本組合は隣保相助の情誼に依り、組合員各自の健康を保全し衛生思想を涵養し、傳染病豫防消毒の周到を期するを以て目的とす。第五條前條の目的を達するため、下記各號の事項を遂行するものとす。一、傳染病豫防救治に關する事項 二、衛生思想の普及に關する事項 三、消毒の方法清潔方法に關する事項 四、種痘並豫防注射施行に關する事項 五、其他衛生施設改善に關する事項 第六條本組合に左の役員を置く。組合長一名、幹事二名、評議員五名、前項の役員は組合員中より之を選任し村長の認可を受くるものとす。役員任期は村長の認可の日より三ヶ年とす。後任者の認可あるまで其の職にあるものとす。第七條前條の役員に當選したるものは正當の事由あるにあらざれば辭任するを得ず。第八條組合長は組合を代表し下の事務を掌理するものとす。一、組合を指導啓發し衛生の進歩發達を圖り其の規約の實行を期するものとす。二、組合員に對し衛生に關する法規示達周知徹底を期すること。三、器具藥品の設備並配付に關すること。四、器具の整理保存に關すること。五、毎年度事業計劃を定むること。六、豫算の編成執行決算の報告を爲すこと。七、總會及評議員會の召集。八、其他組合に關する一切の事務。第九條評議員は組合長の諮詢に應じ並組合經費の豫算決算及事業計劃を承認し業務及財産の狀況を監査するものとす。第十條幹事は組合長を補佐し、組合に關する諸般の事務に従事するものとす。第十一條通常總會は毎年四月召集し、臨時總會は必要ある場合召集す。第十二條左に掲ぐる事項は組合總會に報告すべし。一、經費の收支豫算及決算。二、事業の計畫並に事業執行の狀況。三、其他組合長に於て重要と認めたる事項。第十三條本組合に於て設備すべき器具及消毒藥品は組合事務所に常置す。第十四條本組合の經費は組合員の負擔並寄附金村費補助金等を以て

充當す。第十五條本組合負擔すべき組合費は、縣稅戸數割を標準として分賦し八月拾月の貳期に之を徵收す。第十六條本組合の會計年度は四月一日より翌年三月卅一日迄とす。經費の收支豫算は毎年三月末日迄に評議員の承認を経村長の認可を受くべし、經費の收支決算は翌年度中に總會に報告し村長に届出づべし。第十七條本組合役員にして規約第三條の事務のため一日六時間以上従事したる時は、豫算の定むる所により手當を支給することを得。第十八條本組合事務所に左の帳簿を備へ常に之を整理するものとす。記録簿規約第五條の實施に當り其の狀況に關し詳細を記載其他必要の事柄を記載すること。備品台帳組合の費用を以て購入したるもの又は寄附物品登錄すること。收入簿組合一切の收入を記載すること。支出簿組合一切の支出を記載すること。組合費徵收簿組合費を別に記載すること。第十九條本組合員にして本規約を遵守せざるものある時は貳圓以下の過怠金を徵集す。役員大正十四年選任せられたる各區役員左の如し。(第一區)組合長佐藤彦十郎。幹之助。高橋善四郎。評議員中鉢善太郎。中鉢萬。泉廣治郎。小野寺幸治郎。高橋仁三郎。(第二區)組合長佐藤彦十郎。幹事武藤浩策。大場惣三郎。小野寺耕治。評議員中鉢善吉。大場清。高橋金治。大場長三郎。(第三區)組合長佐藤清。幹事狩野喜悅。中島龜藏。評議員大場胖。村岡吉郎治。曾根誠。齋藤辰治郎。中島梅吉。

産婆 開業者大場つやは大正五年より上山里字上眞山に於て之に従事す爾來今日に至る、これより先柴田おくよありしも地方免許者なるを以て大場開業と共に解職となる。

隔離病舎 上山里字上眞山圍子澤にあり、二棟にして總建坪五十三坪五分、明治三十八年同四十年の二回に買得す敷地は百六十五坪ありて大正六年に買得せり。爾來數回に涉り赤痢・腸チフス等の患者を收容す。

【東大崎村】 傳染病 傳染病中年々村民の冒さる、病は概ねテウチフス・ヂフテリア・トラホームなり此れに次ぎてバチフス・猩紅熱・流行性感胃等なり。其表左に示せば次の如し、尙年々の種痘人員を調査すれば左の表に明なり。

種別年名	大正十年		大正十一年		大正十二年		大正十三年		大正十五年	
	一期	二期	一期	二期	一期	二期	一期	二期	一期	二期
香	1011	1011	1011	1011	1011	1011	1011	1011	1011	1011
感	1011	1011	1011	1011	1011	1011	1011	1011	1011	1011
衛生	1011	1011	1011	1011	1011	1011	1011	1011	1011	1011



不善感 二 三 一 一 一 二 三 一 五  
 計 一四 三三 二〇 六 一〇〇 七四 二八 三三 一〇九 五  
 傳染病患者及死亡者調 (大正九年)腸チフス患者一、ヂフテリヤ同一、バラチフス同一、猖紅熱同一、計四、(同十年)腸チフス同一、(同十一年)腸チフス同一、ヂフテリヤ同一、計四、(同十二年)ヂフテリヤ同一、(同十三年)腸チフス一、ヂフテリヤ同一、計二、(同十四年)腸チフス同一、ヂフテリヤ同一、同死亡一、計患者四、死亡一、トラホーム トラホーム患者に對して本村に於いて明治四十一年より徵兵壯丁者を始め村民のトラホーム患者を検し各々治療の法を施せり。(壯丁トラホーム患者數調)左に。

人	大正六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
重トラホーム	三	三	二	二	三	三	三	三	三
輕トラホーム	六	一	一	一	一	一	一	一	一
中トラホーム	三	三	六	四	七	二〇	六	一	一
計	九	六	一	一	一	一	一	一	一

飲料水 (大正十四年十月調) 清水川、内川(緒絶川、大江川)及澁井川等の諸川ありて飲料に供すれども、不純なるものある故井戸を掘りて之れより供す。井戸の數、一百六十八あり、其の中適するもの一百、不適なるもの四十六、煮沸濾過に依るもの二十二、尙時今坂上(ウチコミ)流行し各所にありて利用す。  
 隔離病舎 明治二十八年本村に疫病流行し主なるもの赤痢にして、手當に窮し今の清水區三丁目に隔離病舎を設置し、其の建坪一八坪八合五勺。建造購入價格數一百九十二圓七十五錢六厘なり、二間に三間の室三室よりなり二室を病舎に充て一室を看護室とす  
 醫師 清水區三丁目佐々木貞庵。  
 産婆 大正十四年四月一日開業 新田宇中宿 佐々木きくゑ

# 第九章 教育

## 第一節 沿革

### 一、學制

明治五年八月二日太政官第二一四號學制を布く、蓋し教育に關する法律勅令等發布の創始なるべし。惟ふに文部卿大木喬任範を佛國に摸り全國劃一主義を採摛したるが如し。是より先き府縣長官に學制頒布の趣旨を開示し、題して「學制頒布に付被 仰出書」と云ふ。全文左に。

人々自ら身を立て、其産を治め、其事業を昌にして以て其生を送るゆゑんものは、他なし身を修め智を開き才藝を長ずるに由るなり、而して其身を修め智を開き才藝を長ずるは、學にあらざれば能はず。是れ學校の設あるゆゑんにして、日用常行言語書算を初め、士官農商百工技藝及び、法律政治天文醫療等に至る迄、凡人の營むところの事學あらざるはなし。人能く其才のあるところ應じ勉勵して之に従事し、しかして後初て生を治め産を興し業を昌にするを得べし。されば學問は身を立るの財本ともいふべきものにして、人たるもの誰か學ばずして可ならんや。夫の道路に迷ひ飢餓に陥り家を破り身を喪ふ徒の如きは、畢竟不學よりしてかかる過ちを生ずるなり。從來學校の設ありて年を歴ること久しといへども、或は其道を得ざるよりして人其方向を誤り學問は士人以上の事とし、農工商及び婦女子に至つては之を度外におき學問の何物たるを辨せず、又士人以上の稀に學ぶもの動もすれば國家の爲にす唱へ身を立つるの基たるを知らずして、或は詞章記誦の末に趨り、空理虚談の途に陥り、其論高尙に似たりといへども、之を身に行ひ事を施すこと能はざるもの少なからず、是すなほ沿襲の習弊にして文明普ねからず、才藝の長ぜずして貧乏破産喪家の徒多きが故なり。是故に人たるものは學ばずんばあるべからず。之を學ぶには宜しく其旨を諳るべか



らず、之に依て今般文部省に於て學制を定め道々教則をも改正し布告に及ぶべきにつき、自今以後一般人民（華士族卒農工商及婦女子）必ず邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめざるべからざるものなり。（高上の學に至ては其人の材能に任かすといへども、幼童の子弟は男女別なく、小學に従事せしめざるものは、其父兄の越度たるべき事）

但從來沿襲の弊、學問は士人以上の事とし、國家の爲にすと唱ふるを以て學費及衣食其の用に至る迄、多く官に依頼し、之を給するに非れば學ばざる事と思ひ一生を自棄するもの少らず、是皆惑へるの甚しきものなり。自今此等の弊を改め、一般の人民他事を抛ち自ら奮て必ず學に従事せしむべき様心得べき事。

右之通被 仰出候條、地方官に於て邊隅小民に至る迄不洩様、便宜解釋を加へ精細申諭、文部省規則に隨ひ學問普及致候様方法を設可施行事。 明治五年壬申七月 太 政 官

六年二月學制を實施し、全國に大學・中學・小學の學區を編制し、第八大學區、第二百五十六中學區、第三千七百六十小學區と爲し、四月第七大區に改む。宮城縣及び水澤縣等は第七大區に編制し區務所を宮城縣に置く、當時本郡は水澤縣の管轄に屬し、第七大區第二中學に編入し、第一小學區に一校を新設す。

教育五十年史。 全國を八大區、二百五十六中學區、五萬三千七百六十小學區に分ち、一小學區は人口約六百を目標として、一中學區は人口約十三萬を標準として、地方當局者をして之を區分せしめ、學區取締を置き、區内の人民六才以上の男女は總て小學校に入る者とし、學に就かざる者は其の理由を學區取締に申出づる事。小學校は之を分ちて尋常小學校・女兒小學校・村落小學校・貧民小學校・小學私塾・幼稚小學校等とし、尋常小學校は上下の二等に別ち、何れも修業年限四ヶ年、即ち合せて八ヶ年とす。又、最初は全國を八大學區に分けたが、六年四月に之を七大學區に改めた。即ち全國七つの大學區に、各一大學區を設置して之を本部とし、更に其の各大學區を三十二中學區に分け、更に各中學區を二百十小學校に分け、其中、小學區に一校づゝ中・小學を置くといふので、之れが出来上ると全國に七個の大學、二百五十六の中學校と、五萬三千七百六十の小學校が出来るといふ頗る大規模の者であつて、是れだけの學校は是非造らねばならぬといふのであるから、當時にあつて實に驚くべき大英斷と言はねばならぬ。

學制の發布に伴ひ教師に採用したるは、發布以前の師匠にして所謂「寺小屋」と稱する私塾の教師なり。當時の教科目は讀書・習字・算術の三科にして各々一人の教師を配置し開校せり。名けて假教師と云ふ。開校及び假教師の氏名は本章第二學校篇各町村提出の資料に叙述せんとす。

明治九年四月縣の分合により本郡は宮城縣に編入せらる、爲めに學區更正増加の要を生じ一の中學區二百七十二の小學區を増置するに至れり。明治十六年宮城縣第一回年報及び十七年第二回年報に概記せり左に。

第一回年報。教育の概略。 明治五年學制頒布せられしより翌年二月に至り、全管を三中學區二百三十小學區とし、一小學區に一の小學校を置く、當時教員其人に乏しく緩に普通學の端緒を開きしのみ、而して縣下仙臺は第七大學區の本部なるを以て、同年八月官立師範學校を置かる、本縣には明治八年三月小學校傳習校を設け専ら小學教員を陶冶するの途に従事せり、爾來普通學の方針稍進み教員漸其數を増すを以て、九年四月全管を四中學區とし、一小學區に一小學校を置き、山間僻落治からしめんとし己に三百五十三校を開設するに至り、同年大學區廢せらるゝに迫り、官立師範學校は縣廳之を受繼ぎ傳習校を併せて仙臺師範學校と改稱し、曩に設置されし官立英語學校も亦此際縣立と爲る、其影響民心に關するもの少からず爲めに學步躡蹠の景況あるを見る。十一年仙臺師範學校を、宮城師範學校仙臺英語學校を宮城中學校と改稱し、管内小學をも併せて學規教則等其適否の如何を視察し、之れが更正釐革を加へ將に大に擴張するあらんとす幾ばくもなくして教育令の發布あり、學步復躡蹠の態を現はせしが、十二年教育令改正あり、隨て本縣更に學事條例を編制し、十三年十二月二百九十五小學區四百三十校とし、管内學事の針路始めて定る。爾來逐年就學多く隨て學資増額以て今日の景況を致せり、是れ管下教育事項の概略とす。

第二回年報。 教育事務の概況。 明治五年學制頒布以來昨十六年に至る事務の景況は載せて本報第一回に詳なり、爾來本年度に於て計畫せし事業亦尠からずと雖ども、其最も大なるものを擧ぐれば學區の改正是れなり、蓋し従前の學區は其數多きに過ぎ隨て教授法其他百般の學務區々一定せざるの弊あり、故に其區域を大にし即ち管内を分て三十一學區とし、每學區に完全なる高等科を備具せる一小學校を設置し、學力才幹あるものを撰んで之れが校長に任じ、兼て小學督業の任を負はしめ以て學業の進歩を圖らしめ、學務委員の數を減じて每學區二名以下とし、平常の事務は各校々務掛を置きて之を處辨せしめ、以て教育諸般の事務を整理



せしむ。而して學資は該學區内の町村聯合して之を負擔し、其支出は郡區長をして之を管理せしむるものとせり、於是乎學資共通の道立ち、各町村の賦課亦稍過不及なきに至れり、全管内の學事殆んど將に一轍に歸せんとす。而して本年度間各學區内の町村聯合會に於て、小學理化器械を購入する爲め議決せし金額は全縣を通じて四千圓に及び、學力才幹ある校長を聘する爲め議決せし金額は一學區内に於て四十圓の多きに至るものあり。亦以て民心向學の一斑を知るに足るべし。以上管内教育事項の概略に過ぎず。玉造郡地誌。公立小學校。岩出山村・新田村・下野目村・上野目村・上山里村・池月村・名生定村・大口村・鳴子村各一所總計九所。岩出山村。公立小學校、村の東方字二ノ樺にあり、生徒男百二十人女十三人。(鳴子村) 公立小學校、村の東方字新屋敷にあり、生徒男五十一人女三十八人。(新田村) 公立小學校、村の西方字夜烏にあり、生徒男二百人女七人。(下野目村) 公立小學校、村の西方字堂の口にあり、生徒男六十二人。(上野目村) 公立小學校、村の東方字大保にあり、生徒男四十人女二十八人。(池月村) 公立小學校、村の東方字上一栗にあり、生徒男百二十人女十三人。(上山里村) 公立小學校、村の東方字種蒔にあり、男四十人女十七人。(大口村) 公立小學校、村の東方鍛冶谷澤驛にあり、生徒男百三十八人女二十八人。(名生定村) 公立小學校、村の南方字一段田にあり、生徒男四十人、女七人。

## 二、教 育 令

明治十二年九月二十九日太政官第四〇號教育令を頒布し、専ら地方の現況に徴して實地の運用に重きを置くの制度にして學制の劃一主義と相容れざる自由主義の教育にして、範を米國に則りしもの、如し。恰かも文明東漸の來襲に於ける初め韓土の文化輸入せられ、後ち唐漢文化の時代に推移したる上古文化の變遷とその揆を一にせるに似たり。維新以來の創始たりし保護干涉主義の學則に遵據する約八星霜を閱し學區の疆域も亦學制に基づき經營したるも、俄然自由放任主義の激變に庶政全く顛廢し、教育の普及を浸害するを以て非難の聲は朝野に喧しかりき。

十三年十二月二十八日太政官第五九號教育令を改正せられたり、時人稱して改正教育令と云ふ。改正の主要は自由、

放任主義に反し、國民をして強制的に就學せしむるに在り。爰に於て二月學務委員選舉規則を制定して三月學務委員を選定す。十四年正科略科の制度を廢して、初等科三年、中等科三年、高等科二年に改む。初等科を六級とし、修身・讀方・習字・算術・體操。中等科を三級とし、初等科教程に加ふるに地理・歴史・圖畫・博物殊に女子に裁縫を授く。高等科を四級とし、中等教程に化學、生理・幾何・經濟の四科目を加設す。

十八年八月十二日太政官第二三號を發布し、第三次の改正教育令を施行す。當時の經濟狀態を案ずるに比年物價は低落し、金融は閉塞して民力凋衰して維持の困難を呈せり。仍りて教育の施設を簡易にして其費用を節約するに在りと雖も地方費の全額漸次に増加せるを以て、小學校の經費は主として授業料に資りて、之が存續を圖るに在り。

## 三、小 學 校 令

十九年四月九日勅令第一四號小學校令を布く、蓋し既往積年の實驗に鑑み更らに學事制度の原則に基づき、専ら市町村制度の旨趣に適應すべきの法案にして、小學校の編制より經濟及び教員その他管理監督等に至る體綱とす。二十三年小學校令を改正せしは大和民族の國民性を涵養せしむるの源泉なりと謂ふを得べし。之を學事政度の既往に徴せば、明治五年型を佛國に摸し十二年範を米國に擬し教育の普及を圖るにありと雖も、國民教育の本能を發揚し基根を培養するに慊焉たるものあり。換言すれば、和魂漢才の實未だ擧らざるが如し。是に於てか校令各章に教育の目的を示して、道徳教育・國民教育及び生活上必須の智識技能。教科目其他に就ては農・商・工科の専修科及び高等小學校の修業年限。學校の設立維持に就ては各國の方法、本邦學區劃法の沿革。教育委託法の説明。授業料及び其他に就ては、授業料・基本財産・内外論者の意見。教員の資格任用待遇に就ては、隱退料・扶助料・土地の使用並物品換給法。學務委員及び郡監



學に就ては、學校の代表者・監視督勵等の各項を網羅し、校令各條に掲げて之れを示せり。この年十月三十日教育勅語を下し賜ふ。明治十八年宮城縣第三回年報に「教育」の一項あり轉載左に。

教育。教育の盛衰は一に其地方人民の教育思想如何に在り、而して其所謂教育思想なるもの現今の教育のみに因て之を察知すべきに非ず。蓋し現今の教育は過去の教育思想に原因し、現今の教育思想は將來發起する教育の種子なりとす、故に教育の事の如きは其年時の前後を通覽して以て其一般を見ざるを得ず。現今吾縣の教育は専門に普通に凡そ地方に緊要必須と認むる學事は計劃學て定り、各學其目的に向て駁々歩を進んとするの状況あり、其重なるもの一二を擧ぐれば宮城中學校教員には學士を増し外國人を備入れ、醫學校も亦學士を増し内外科臨床講義場を新築し、其他師範學校に農學校に率皆改良上進の途に就かざるなし、殊に普通教育に至りては小學督業を置くが如き、地方人民の教育思想漸次練熟したるの結果に出づるものと云はざるを得ず。蓋し學制頒布以來十四年間、時としては多少の振縮なきに非ざりしと雖ども、要するに年一年學生を増し學費を増し教員を増す等學事に屬する百般の事皆増進に係らざるはなく、總て中央政府の針路に隨て進み首尾一徹以て今日あるを致す。回顧すれば數年以前世漸漸く詭激に流れ、國事を談論し政治を諍議するの徒到る處囂然たるに當り、地方の學生輩も亦往々著實純良の風を失ふの恐れありしを以て、學校教員に懇諭するに學問の本旨を以て教化の秩序に遵進し、子弟の徳性を涵養するに注意せしむ。此際學校長及教員を官吏に准し、其資格を嚴にし其品位を重くし爾來嚴に輕躁浮薄の風を匡正し、其行爲稍詭激に渉るもの、如き決して之れをして教育に従事せしめざりき。近年に至り其功績漸く教育上に著れ、學問は必着實を主とし性行は純良を崇ふの風を養成せしもの、如し。是れを現今教育状況の一斑とす。

學事概要。凡そ學事を言ふ者必先づ普通教育の如何を察するを以て常とす。若し其普及を圖らんと欲せば校舎の位置其宜を得て以て兒童通學の便を興へざるべからず。學區の分割其度に適し以て學費負擔の力を均ふせざるべからず。教員の詮任其法を精くして以て教則實施の効を要めざるべからず。此三者實に相須て始めて完全の普及を望むべし。近來本縣學事上の計劃に於て學區を更正し、小學督業を置きたるが如き亦實に此三者の事宜を謀るに外ならざりき。而して學區の更正は前年の施行に係るも其結了は本年に在るのみならず、小學督業の設置を須て始めて其全効を收むるに至りたるにより茲に其更正の旨趣頭末を略叙し、並て小學督業の事に及び且監督及獎勵の法より教育會等に至るまで、項を逐ふて之を掲載し以て本年間學事の概要を看るに便にす。

學區。學制制定の當初に在りて學區の制は、大中小學の區劃に定められ、爾后多少沿革ありしも十四年に及び教育令第九條の旨趣に依り、舊區劃を廢し、更に郡區町村の議決に任じ適宜之を分割せしむ。當時其數貳百九十五區、十五十六兩年を経て八學區を増し以て前年に至る。之を興時の區劃に比すれば較其便なきにあらざりしも大小廣狹均一ならずして、整理上不便を免がれざるのみならず學資の賦額各地其平均を失ひ一戸平均五圓に上るもあり壹圓以下に止まるものあるに至り、一般普及の障礙たる亦尠からず、且小學に高中初等の別あるも之を兼備するにあらざれば固より教科の充分なるを望むべからず。縣下の各小學其名は高等科を帶るも、其實初等科をも完備せざるもの尠く其完全なるもの、如き實に僅々數ふべきの状態なりと雖ども若し之をして悉く其等科を完備せしめんとするときは其費用亦償られざるものありて、所謂望むべく行ふべからざるの事に屬するを以て、寧ろ各小學の區域を併せ一學區内必ず一の完備なる高等小學を置き、之をして名實相適せしめんと欲し、益區域更正の必要を感じ竟に大に其變更に着手し、總て從來の區劃を廢して學校の位置及其等科を指定し、管内を分て三十一學區とし一區内數ヶの校舎を置き其經濟を一定し、學資は一學區内數町村聯合して之を協議せしめ、其收支は郡區長をして之が管理をなさしむ。於是乎經濟通學兩ながら其便を得、教科の完否各區其狀を異にするの弊を免れ、學費の賦課亦稍過不及なきに至り大に從來の面目を一變せり。本年に至り區内戸數寡少にして維持に堪へざるの故を以て、減せしもの一區にして現在三十小學區とす。又教育令の改正に依り本年十月學務課員をして、管内を二區に分ち小學教場設置の場所及學校經濟に係る事項調査の爲めな視せしめたり。其實況は將に明年に於て具さに之れを報せんとす。

小學督業。學區の更正は前年より本年に至り全く其事を畢りたれども、更正の要旨たる前項に於いて詳述せる如く獨り費用の一點に止まらず、各小學名實相適し一區内必ず一の完全なる高中初等科兼備の學校を置き以て教科の普及を圖るに在るを以て、學力才幹ある教員を撰み其校長となし、兼て訓導の任に當らしめ其他の學校は初中等科又は初等科を備へ以て其科業の宅全普及ならんことを期したりき。抑教員に要する所學識品行等一二に止まらずと雖も其授業法の巧拙は直接に教科の効用及生徒學業の進否に關係するを以て、從來之が改良研究を督勵して措かざりき。十三年に在りて師範學校教員中に巡回訓導を置き、實地教則の適否を審査し専ら授業法傳習の事を擔任せしめし、教育令改正後該校教科の目を増し、隨て巡回訓導を置くの餘地なく、十四年途に之を廢止せしより、爾來年々其再置を計畫せし、時機遂に熟せず在昔年所を經過し以て本年に至り學區及其他の計畫



漸く整理に歸するに隨ひ、各校教授上の管理及其監督より講習巡視に至るまで其事の己むべからざるものあるを以て新に、小學督業を置き以て其務に當らしむ。(規程及職務心得申第一三號二月廿三日)

教員。教則は教育の規矩を示すに止まり、實際の運用如何に至りては一に教員其人に存す。縣下一般の風習たる動もすれば虛文に流れ實用を失はんとするの虞あるを以て、教育上勉めて着實の風を養成し實地適用の智識を備へ、所謂價值ある學に就かしめん事を圖り、教員登任の際専ら意を此に注ぎ平素に於ても亦其監査を怠らざりき。且從來教員に去就恒なきの弊風ありて、生徒の薰陶上懇到親切を欠き浮薄の漸を啓くのみならず、更替の際科業の進修を碍るもの亦尠からざるを以て其勤續の期を永ふせん事を圖り、(慰勞金給與規則甲第四十四號四月廿九日)而して現在小學訓導の數は六百六十五人にして之を前年に比するに九十二人を増す。又本年間教員免許狀を附與せしもの初等科八十九名、中等科三名高等科一名にして合計に於て前年より増すこと十八名なり賞勵。學事の獎勵は試験の際に行はるゝを以て最も多しとす。從來本縣の小學試験法は十五年に於て定むる所を襲用し、其執行手續は十六年二月學期外の試験を禁じ、全科試験は學務官吏派出舉行するものとす。問題は教員之を撰び校長検査して之を學務官に出し、取捨更撰の上當日之を試験委員に付するを法とす。而して評點法により九十點以上を得たる生徒には高中初等各其科に應じて書籍を賞與し、其費用は地方稅教育費中獎勵費より支出す。此法たる本年に至るまで敢て變更なし。而して本年は第一學期小學全科試験に際し、學務課員臨監し其優等生は從來の法に因り之を賞與せり。又學期卒業試験は郡區學務擔任書記及小學督業臨監し、其優等生には郡區長より書器等を賞與す。其費用は區町村教育費中賞勵費より支辨するものとす。

小學。縣下現行の小學教則は十五年の更定に係り、爾來實施の經驗に就き幾部分の斟酌變更なきにあらざるも、其等科は分て高中初の三等となし、各等科の小學を設け生徒をなして等を踏み而して上り科に盈て而して進ましむ。然るに從來各小學の状況たる學區の項に於て詳述せし如く、高中等科を備ふるもの多からざるにあらざると雖ども、其實初等科をも完備せざるもの比々皆然らざるはなきを以て、前年學區の更正と共に大に之が整理を計り、名實判然各其等科に應じて完全なる教授をなさしめんことを期せり。茲に本年現在の校數を舉れば本校三百九十六支校二百九十五總計六百九十一校にして、本校の内高中初等科を兼備せしもの三十、中初等科を備へしもの二百二十三、初等科のみに止まるもの百四十三、之を前年に比するに高等を備へしもの一校を減ずれども、中等を備へしものは四十六校を増し、合計に於て五校の増加を見る。抑管内の廣き小學校の多き高等小學の數僅に

三十に止まるもの教育普及の旨意に於て固より之を以て充分なりと云ふことを得ず、然れども目下の實際を推察するに一校の生徒中高等全科を履修するもの、仙臺學區に於てすら尙十名以内とす。況んや邊陲僻邑の小學に於ておや。嘗て試に之を概算せしに管内就學生中百分の比例に於て、高等全科を履修する者五、中等同二十五、初等科に卒るもの七十の割合なりとす。是れに由て之を見れば目下高中各等科の小學其配置の數該科履修の生徒に對し其餘りあるを見るも未だ其足らざるを見ざるなり。況んや學科の上進に隨ひ其年齢も亦成長するを以て、通學に不便を生ずるが如きは決して之れなきに於ておや。縣下三十の高等小學現時の効用將來の企望實に細小ならざるものあり。若し夫れ小學督業設置已來の景況は載て前章に在るを以て茲に之を省略す。學齡兒童及其就學々費の收支等は其調査未だ完からざるものあり且別に統計書あるを以て又之を略す。

明治廿二年四月一日町村制を實施す。爰に於て從來既設の小學校學區の疆域は、町村の分合によりて改革せられたりその變遷は本章第二學校篇に詳述せんとするも、本縣全般に涉れる教育の概要は宮城縣發刊廿二年管内景況報告にあり轉載下に。

本年間に於て執行したる重なるものは、私立學校幼稚園書籍館設置變更廢止規則を更定したること、小學校設置區域更正に付市町村立小學校の資産は郡區長をして便宜關係者へ諮問の上處分方法を定めて具申せしめたること、市町村立小學校職員を増給並任免規程を制定したること、同小學校長の資格を定め及小學校經費豫算調製標準等を定めたること等なり。

市町村立小學校。市町村立小學校設置區域は前項に於て述ぶる如く、本年四月以來市町村の區域に據らしめ、毎市町村に少くも一の尋常小學校若くは小學簡易科を設置せしめたり。而して從來設置の高等小學校にして永遠維持の目的なきもの、又は名實相適はざるものは此際之を廢して單に尋常小學校とし、又尋常小學校及び分教場にして同上のものは小學簡易科に變更したる等土地の情況に依り之れに適當する等科に改め以て永遠の計を爲さしめたるものも亦尠からざりき。今年末現在の數を舉ぐれば高等尋常兩科併置のもの三十八校、尋常科百七十四校、簡易科六十三校なりとす。而して以上の諸學校は何れも其等科に適當する校長訓導等を置き以て其教授に任せしめ、其經費の如きも亦之れに相當する標準に依り之を支出せしめたるを以て、生徒は何れも等科相當の教育を受け従て事業の進歩も亦著き成績を見るに至れり。



學齡兒童年末現在数は十三萬二千六百六十八人にして、前年に比すれば九人を増加し、又就學生徒は七萬九千八百六十八人にして、前年に比すれば千九百五十五人を減少せり。即學齡兒童百人に付就學生徒六十一人三分強に當るの割合なりとす。如是減少せしものは本年間に於て各學校の等科を改めたる等に依り、一時退校したるものあるに由る歟、然れども今後愈らず一層の督勵を加ふるときは、山間僻地と雖ども漸次に不就學の徒を減少するに至らん歟、但女子に至りては書問家業に従事せざるべからざるものあり、盡く就學せしむるは頗る困難なる事情なきにあらず。是等は別に實地適切の方法を設け之れが就學の便を計らざるべからざるなり。

小學生徒年末現在数は七萬九千八百六十八人なり。而して本年間に卒業したる生徒数は高等科三百名尋常科四千九百九十二名なり小學校教員は六百十九名(授業生を除く)あり而して本年間本縣尋常師範學科を卒業せしもの二十四名學力檢定試験に於て某學科教員免許狀を授與せしもの二百二名、小學簡易科教員免許狀を授與せしもの二名、小學尋常科假免許狀を授與せしもの十名、元高等小學師範學科卒業證書有効滿期に付更に教員免許狀を授與せしもの百三十六名、教員免許狀の有効を延期したるもの、中等科に十四名初等科に二十二名、從來の効績檢定により某學科の教員免許狀を授與せしもの八名あり、現在職の教員を以て生徒に比例するときは、教員一名に對する生徒百二十九名強に當るの割合なりとす。

四、統計一斑

玉造郡學事に關する統計雜觀。 學制・教育會・小學校令を通じ、公立小學校の教員及び生徒 就學・不就學・在學統計・教員俸給額差・學務委員授業料等左に。

教員及び生徒	明治十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同二十年	同廿三年	同廿四年
校數	七	三	三	三	三	三	三	三	三
教員數	三	三	三	三	三	三	三	三	三
生徒數	1,031	1,114	1,486	1,388	1,848	同	同	同	同

百人對出席	明治十五年	同十六年	同十七年	同二十年	同廿三年	同廿四年
教員一人對生徒	71.1	73.4	83.4	81.9	76.6	77.9
一校對生徒	17.1	17.4	23.4	21.9	26.6	27.9

就學不就學	學齡人員		就學		不就學	
	男	女	男	女	男	女
明治十五年	1,741	1,553	1,173	1,336	568	217
同十六年	1,510	1,483	1,083	1,256	427	227
同十七年	1,542	1,488	1,082	1,338	460	154
同二十年	1,351	1,351	1,436	1,793	1,085	557
同廿三年	1,364	1,364	1,486	1,814	1,120	528
同廿四年	1,352	1,352	1,517	1,910	1,155	553

在學	學區	戶數	人口	在公學		就學		不就學	
				男	女	男	女	男	女
明治十六年	10	11,351	16,677	1,101	1,353	1,023	1,353	878	1,020
同十七年	10	11,351	16,677	1,101	1,353	1,023	1,353	878	1,020

第九章 教育

俸給額差	訓導		准訓導		授業生若くは助手	
	最多額	最寡額	最多額	最寡額	最多額	最寡額
明治十六年	14,000	10,000	15,500	11,000	5,000	1,000
同十七年	13,000	6,000	10,700	10,700	6,000	1,000



學務委員	學區	本校	支校	有給	無給	加員	合計	年報	最多額	最寡額	平均額
明治十六年	一	三	二	一	一	一〇	三三	一七、一〇〇	三〇,〇〇〇	四,〇〇〇	七、八六八
明治十七年	一	三	一	一	一	五	六	九、〇三三	一〇,〇〇〇	一	一〇,〇〇〇
明治十六年	三	二	二	無	無	七、七九〇	二〇	三〇〇	三〇〇	三〇	三〇
明治十七年	三	二	二	無	無	五、七五五	二〇	三〇〇	三〇〇	三〇	三〇

明治十五年玉造郡學齡兒童百人に對し、就學兒童男六十七人三八、女九人九八、男女の計數四十人三三なりしは前記「學齡人員」に表示せり、爾後四十二年を経過し、大正十二年玉造郡統計一覽に徴せば、九十九人八九を算ふに至れり。又就學兒童にして十六週未滿にして退學するもの、又は既定の學期中、明治十五年度卒業者男二百二十五人九人、計二百三十四人にして、中途の退學兒童男一千八百三十人女二百十九人計二千四十九人の計數は前表列記の如し。大正九年及び十二年發素の就學不就學百分率左に。

村名	年次	就學		不就學		就學歩合	
		男	女	男	女	男	女
岩出山町	大正九年	五〇八	五三三	一、〇三三	一、〇三三	九九、八〇〇	九九、八〇〇
東大崎村	同	三三三	三三三	五七七	五七七	九九、二八	九九、二八
西大崎村	同	三三三	三三三	五七七	五七七	九九、二八	九九、二八
一栗村	同	四〇〇	三三三	五〇一	五〇一	九八、八〇	九八、八〇
眞山村	同	三三三	三三三	五七七	五七七	九九、二八	九九、二八
計		一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	九九、八〇〇	九九、八〇〇

村名	年次	男	女	計
溫泉村	同	六〇〇	五八〇	一、一八〇
川渡村	同十二年	三三三	二八六	六一九
鳴子町	同	四一五	四〇四	八一九
鬼首村	同九年	一八八	一五九	三四七
私立本山	同十二年	一〇〇	一〇〇	二〇〇
計		一、〇三三	一、〇三三	二、〇六六

### 第二節 學校

#### 一、尋常高等小學校

本郡二町六ヶ村に尋常高等小學校の設置を九校とす、一栗村に上ノ目・池月の二校を設置し、他の町村に在りては一町村に各一校を配置す。學級及び兒童數教員數は、大正十二年發刊の玉造郡統計一覽を掲げ主として提供資料を連記する下の如し。

村名	學級數	尋常	高等	兒童數	教員數
東大崎村	一	四七	七四	五〇二	正七 准一 代二 計二〇
西大崎村	二	四八	六三	四七〇	正四 准一 代三 計八
岩出山町	一	八七	一六	一、〇四〇	正一 准一 代二 計四
一栗村	一	六八	二三	八二	正三 准一 代三 計七
池月尋常高等小學校	一	一〇	一〇	二〇	正一 准一 代一 計三



眞山村	眞山尋常高等小學校	1	10	401	9	501	7	1	1	9
川渡村	川渡尋常高等小學校	1	2	500	9	591	9	1	2	9
鳴子町	鳴子尋常高等小學校	1	1	664	8	726	3	1	3	2
鬼首村	鬼首尋常高等小學校	2	7	293	4	340	5	1	2	5
計		6	9	4,271	7	5,010	23	8	2	28

岩出山尋常高等小學校。學制發布以前の教育。藩制時代以前の教育の實際は知るに由なけれども、當城主第四世村泰は有備館(第三世宗親の隱居家として建築せられし平家造りにて極めて質朴なる建物現存せり)を學問所として、時の碩儒佐久間洞巖をして講學せしめたり。而して有備館に學ぶ者は士分の子弟に限る。賜目左近之助學頭たり。又私塾を開設し教育に従へたる者を。柳川元良(塾生二十人)。遊佐新右衛門(同十五人)。後藤吉右衛門(同二十人)。阿部孫四郎(同七十人)。中森三太夫(同四十人)。國井十郎左衛門(同二十五人)。小野清八郎(同二十人)等とす。

沿革。明治六年十月創設し、第七大區岩手山本郷小學校と稱し、阿部孫四郎校主となる。當時兒童數約百五六十人ありしと。明治七年月日詳かならざれども、現位置の東方(役場前)に萬願寺を改築して校舎となせり、然るに暴風のため倒れ後一箇年來迎寺を校舎に充當したり。其の後東大崎村清水に在りし備荒倉を購求して現位置の東北隅に改築して校舎となせり。

明治九年三月二十四日の大火に校舎の一隅類焼せり、其の後修繕し同年十二月工事完成せり。而して同時に第四中學區諄誘小學校と改稱せり。同十年五月訓導伊藤祐校務を統ぶ、同十二年十月岩出山小學校と改稱す。同十五年十二月四日大内逸策校長となる。同十八年一月校舎(一棟)新築起工し同年十月八日落成式を舉ぐ、同二十年四月岩出山高等尋常小學校と改稱す。同二十三年六月二十四日 天皇皇后兩陛下の御眞影を拜戴す。同年十二月十日教育に關する勅語を拜戴す。同

二十五年十二月岩出山尋常高等小學校と改稱す。同二十六年十月大内逸策辭し常見甫校長となる。同二十七年九月校長常見甫出向を命ぜられ大石兵藏之れに代る。同二十九年三月大石兵藏轉任し訓導宇和野源三郎校務を統ぶ。同三十一年二月訓導宇和野源三郎轉任し上野小兵衛校務を統ぶ。同三十三年四月大内順助校長となる。同三十四年八月校舎(二棟)新築完成す。八月舊校舎を移轉改築して東昌寺澤出張教授所に充當したり。同三十五年八月高等科を分離して、一は岩出山尋常小學校と稱し、阿部新九郎校長となり、他の一は岩出山高等小學校と稱し大内順助校長となる。同三十七年四月東昌寺澤出張教授所を廢し本校に引き上ぐ。同三十八年五月再び東昌寺澤出張教授所を置く。同三十九年四月尋常小學校と高等小學校を合併し、岩出山尋常高等小學校と稱し阿部新九郎校長となる。同四十年三月阿部新九郎轉任し同年五月青沼喜作校長となる。同四十一年四月義務教育年限延長實施同年十月三十一日 戊申詔書を拜戴す。同四十三年十月校長青沼喜作轉任して渡邊謙校長となる、四十五年三月休職となり、同年五月岡崎榮松校長となる。大正二年四月從來の東昌寺澤出張教授所を分教場に改む。同三年十月岡崎榮松轉任して樋地連治校長となる。同四年十月二十七日 天皇陛下の御眞影を拜戴す。同五年御大典記念事業として建築の奉安庫完全に成り、七月十日御眞影奉遷式を舉ぐ。同年十月二十七日 皇后陛下の御眞影を拜戴す。八年三月校長樋地轉任し、五月松本與藏校長となる。九年三月校長松本與藏轉任し五月庄司秀雄校長となる。十一年十二月校長庄司秀雄轉任し飯田公吾校長となる。十三年十一月新築校舎(二階建一棟並に附屬建物)落成す。同十五年六月校長飯田公吾轉任して現在須藤規校長となる。

科	尋常	高等	計
學年	一	二	計
學級數	三	三	一五(分)
男(兒童)	三	七	一〇
計	六	七	一三



女 (兒童)	九〇	一〇四	七三	七〇	六六	六三	四六四	五九	四	一〇五
計	一七三	一八六	一四四	一三〇	一三三	一三三	九〇二	一三三	六	三二

四一六

宮城縣岩出山實科高等女學校。昭和三年十一月行はせられたる御大典を記念すべく計畫し、昭和四年三月三十一日  
文部大臣より之れが設置の認可指令を受く、四月一日岩出山尋常高等小學校長須藤規高等女學校長を兼任せらる。四月  
五日位置を岩出山町宇城山に、授業料を一箇月金二圓に定められ、同月八日小學校舎の一部を教室に充て開校式並に入  
學式を舉行す。當日入學を許可したる生徒四十八名にして、四月十日櫻井けふ子島田こむめ専任教諭に任命せられたり  
鳴子尋常高等小學校。學制發布以前の當町教育機關につきては記録等に徴すべきものなし、古老の言を聞ても區々  
として確實なる材料とも覺えず、只寺小屋式教育の行はれたるを知るを得るのみなり。

沿革。明治八年創立以前は大口村小學校の支校たりしが、創立後鳴子公立小學校と稱し、大内逸策校長たり。爾來兒  
童數増加し教室狹隘の爲、同十八年四月増築し鳴子中等小學校と稱し、同十九年小學校令發布後鳴子尋常小學校と稱し、  
同二十二年志田禎三郎校長となる。小學校令改正の結果義務教育を延長し、同四十一年四月尋常科五、六學年兒童を收  
容する校舎なきを以て現在の地に校舎を新築し、同年十一月竣工移轉せり。翌四十二年四月高等科を併置す。時に渡邊  
堪校長たり。陸羽東線開通後兒童數激增し現校舎を以て收容するに足らず、或は假教室を用ひ或は二部教授を實施し來  
りしが、大正七年五月増築に着手し同年十一月竣工せり。即ち現校舎なり。時に薄井峻逸校長たり。大正八年四月安達  
正志校長となり、同十年十一月薄井峻逸再び校長となるに及び、更に四教室を増築せり。同十四年二月佐藤留藏校長と  
なり現在に及びり。

現在通學區域(鳴子町川渡村の一部)。

分教場名 中山分教場(中山區)。

學級數(尋常科一〇、高等科二)。

兒童數(尋常科五

六五、高等科九二)。

中山分教場。明治十九年鳴子尋常小學校中山分教場として設立、同二十五年四月獨立して中山尋常小學校と稱せし  
が、同二十九年再び鳴子尋常小學校分教場となれり、大正五年九月校地鐵道敷地に收用せられし爲、中山宿に新築着  
手。同六年竣工現在に及びり。現在學級數二 兒童數一二四。

川渡尋常高等小學校。本村教育については其の以前は詳かならざるも、寺小屋教育を中心としたるもの、如し。此  
の時代に於ける教育は普通教育に非ずして特殊のものに限られたり。殊に女子教育に至りては甚だ輕視せられたり。寺  
小屋教育の大體を述べんに、教師は當地に來住せる醫師、浪士等にて教場は一定せず、概ね住宅にて教授せり、兒童の  
年齢は是亦一定せるものにあらずも、大體十才頃より十六才頃までの間を通例とす、その進級も學童の實力に應じ隨  
時之を行ふ。教科は讀書算の三科にて中にも漢學を重んじ大學・中庸・論語・孟子等とす。教師については古老の言を  
綜合すれば嘉永より文久に涉りて千葉覺左工門・落合平馬等其の後に至りては野村伊七郎・漢大安・小野兵五郎等ありき  
沿革。本校は明治五年太政官學制の布かる、や、明治六年六月玉造郡大口村宇川渡に第七大學區第二中學區第二小  
學區大口小學校を創設し鳴子村に分校を置く、當時教員三名にして校費は國庫支辨の制、兒童五十名に至らざりき。明  
治八年四月本校火災に罹りしを以て本村内鍛冶谷澤高橋善右衛門の住宅を校舎に假用し、五等權訓導青木常治・遠藤勘  
兵衛の兩人を教員に委囑す。九年三月大西分校を置き、同九月鳴子分校を廢し、十一年名生定村に分校を置きたるも、  
當時の得業生菅龍司辭職後、兒童逐次減少し閉校一年の衰微を見るに至れり。村民學事の不振を嘆じ、十三年三月阿部  
龍吉を聘し、恢復を計る。十七年二月岩出山村大内順助を本校長に委囑始めて本縣達小學校程に基づき普通學科を教授  
するに至る。同年八月岩出山學區と更正せられ中等小學校となり、分校は初等小學校に改め同月名生定小學校廢止す。



同十八年八月教場狹隘をつぐるを以て有志の寄附金と教育費とを以て縦十八間横四間の校舍新築の計畫成り同年十二月竣工を告げ生徒を移轉收容し、舊校舍は戸長役場に充つ。當時の職員、校長大内順助外四名生徒百名、十九年十一月小學校令の改正あり、二十年五月大口高等尋常小學校と改稱、二十二年一月三日高等科を廢止し大口小學校となる。二十八年六月補習科を設置し、一學年より三學年迄を收容し、修身・讀方・作文・習字・算術・日本地理・日本歴史等の諸教科を授く。當時の教育費八百七拾四圓四拾五錢八厘、内教員給料は五百貳拾八圓なりき。三十年十月に至り温泉高等小學校設置せられしを以て當校補習科を廢し、同時に大西分校を閉鎖し本校に合す。當時の児童數男二百二十七名女八十二名合計三百九名。四十二年一月温泉高等小學校を廢止し當校に高等科を併置し、大口尋常高等小學校と稱し、校舍狹隘なるを以て温泉高等小學校々舎を分教室に充つ。此の時代に至りては教育費千七百拾參圓五拾錢、内教員給料千五百拾貳圓に達す。當時に於ける児童數尋常科男百七十五名女百五十二名計三百二十七名男二十八名女六名計二十四名總計三百六十一名。逐年學齡児童の増加と共に校舍狹隘を告げ民家を借り假教室に充つるの状態なるを以て、大正六年より現校舍の増築改築に着手す。七年八月竣工を遂げ、同年度第二學期より新校舍に児童を收容す。當時の管理者高橋繁三郎、校長本村出身の訓導兼校長中鉢吉なり。十年四月舊温泉村は川渡村鳴子町に分離すると共に大口尋常高等小學校を川渡尋常高等小學校と改稱し、十一年十二月より川渡村農業補習學校を併置し以て現校長小畑龜吉に及べり。

鬼首尋常高等小學校。維新前 明治維新前の教育は所謂の寺小屋式の教育にして、その教師としては地方土着の人あり、他地方より招聘されしものあり。武士あり神官あり僧侶あり其の時代々々によりて變遷せり。これに就學するもの父兄の文學に志あるもの、みにて何等の義務なく、女子の如きは裁縫紡織の手業は師につきて習ふのみにて特殊のものを除きては殆ど無學の状態なりき。維新後學制發布までは原區に藩士野村伊七郎自宅におりて村内子弟を教育し、又

寒湯に修驗小幡栗原郡金田村より來りて此の附近の子弟を教育せり。

沿革。 明治五年八月學制を定め小學校を設立すべき法令ありしも、本村には設立されずに從來の如く教師の私宅にて教育を施したり。明治七年八月に至りて小學校を創立し、野村伊七郎宅を假校舍となし、且つ假教師として児童を教育せり、當時の児童數詳かならず、児童は總て座机を用ゐ、名稱は公立小學校と雖も、尙寺小屋時代の舊態依然たりき。明治八年一月學區變更により第二十中學區第九十一番鬼首小學校と稱し、洞雲寺の伽藍を校舍に充用す、現今の如く机腰掛を用ふることとなり、其の制度の改正、分教場の設置、分合等屢ば行はれて今日に至れるも主として鬼首小學校が本村の教育の中心をなして今日に至れり。明治二十一年度に於ける小學校生徒の數を見るに、在籍總數七十五名のうち、男七十二名女二名なり。如何に本村が藩制時代より女子教育を等閑にせるかを知るの好資料たるべくその後三十有餘年を経たる今日、男女皆就學の狀を比較して隔世の感無くんばあらず。更に大正七年より實業補習學校の設置あり。大正十二年には村教育會の設けあり漸次に各種の教育機關完備せんとする趨勢にあり。初め公立小學校と稱し、野村伊七郎私宅を校舍に假用せしが、翌八年一月鬼首小學校と稱し本村・洞雲寺の伽藍を校舍として児童を收容す。同年六月尾ヶ澤に分教場を、十五年岩入に分教場を設置し、同十九年十月本校を鬼首尋常小學校と稱する事となり。兩分教場は簡易小學校と稱せり。明治二十年現校舍を新築し、同年十月二十九日開校式を挙げ、同年十二月尾ヶ澤・岩入を再び分教場と稱せり。明治三十二年に至り修業年限二ヶ年の補習科を併置し、蟹澤出張教授所を置、明治四十年補習科及び出張教授所を廢して、修業年限二ヶ年の高等科を設置す。明治四十二年義務年限延長せらるゝや、新令による高等科を併置し、四十三年四月よりその第一學年を收容せり。



本校訓導	學級	學年	男	女	計	本校訓導	學級	學年	男	女	計
大場よしこ	一	尋一男女	三三	二七	六〇	岩淵とめよ	二	尋二男女	一六	一六	三二
千葉甲一郎	三	尋三男女	三三	二四	五七	尋三男女	一六	一六	三二	三二	
千葉甲一郎	三	尋四男女	二四	一六	四〇	尋五男女	一六	一六	三二	三二	
穴戸得哉	七	高一男女	二七	一六	四三	尋六男女	一六	一六	三二	三二	
						高一	四	四	一四	一四	二八
尾ヶ澤分教場訓導高橋三胤	五	男女	二四	一六	四〇	計	一四	一四	二八	二八	
岩入分教場代用教員	六	男女	一四	一六	三〇	計	一四	一四	二八	二八	
大場一志	六	男女	一四	一六	三〇	計	一四	一四	二八	二八	
學校長 訓導兼校長 門田勝衛 裁縫教員 代用教員 高橋とゑの(分教場勤務)											
本校に屬する經費豫算 總額金七、三三四圓(前年度二三九圓減) 給料五、三四〇圓(前年と同じ) 雜給八四〇(同) 需要費九〇七圓(前年度より一三四圓増) 修繕費二八七圓(同三七三圓減)											

本校の校舍は明治二十年の建築にして爾來年を閱する將に四十年と垂んとす。當時の新築校舍も今は所々腐朽し、且兒童の増加に伴ひ、校地校舎の狹隘を來し校地の擴張、校舎の建築は村民の等しく希望する所にして是が實現も近き將來にあらんとする様なり。(大正十四年)

豫算額の都合専任教員を置かず、且設備その他不完全にして所期の効果を擧ぐる事困難なるも、小學校卒業者の思想善導・學力補習・實業的知識の陶冶の點に相當の効果をあげつ、あり。されど就學に出席に設備に教授の實際に遺憾の點多々あり、今後此等の改善に俟つ所頗る大なり。

眞山尋常高等小學校。眞山村は實に峻坂峻路郡内唯一の僻村にして、兒童の通學上尤も困難最遠距離二里程あり、

故に學齡に至り直ちに就學するもの稀にして、往々一二年を経過して始めて就學するもの多かりき。

沿革。明治六年五月舊上眞山護勢寺を以て假校に充て、第七大學區第二中學區上眞山小學校を創立せり。學區取締として松岡馨兒・花淵信太郎就任す。此の時下等略科第八級より同五級まで總生徒百三十六名あり、内女兒僅かに四名普通教育の振はざるに實に寥々たる有様なりき。是に於て學務委員なるものを設け督勵するに至る。時の校長二等訓導安倍善左工門部下教員には武藤角也・直山俊朝・高橋英六助教に任せらる、其の後幾何もなくして、安倍二等訓導は職を辭せるを以て、廣瀬與三郎後任として來任せしも未だ席暖かならざるに轉任せられたるにより、上野目小學校より二等訓導後藤吉右工門氏兼務せらる。十一年四月の調査によれば戸數二百二、人口千七百九十四、學齡兒童三百二十一として就學兒童百三十七人なりき。十二年五月五月訓導青木常治首席教員に任せられたるを以て後藤吉右工門兼務を解かる。翌年通路不便の故を以て舊下眞山及葛岡に分校を設け、下眞山分校に和地豊治・眞山長八郎助手に任じ、葛岡分校には高橋英六助手に任せらる。己にして本校を舊上眞山機織園なる國道筋の地を選び新築せり。時に青木常治職辭せるを以て中川伊兵衛其の後を繼ぐ、十五年四月山形縣師範卒業生渥美榮藏巡回訓導として招聘し、則ち本校及二分校を十日間毎に巡回教授せらる十六年渥美氏辭職し中島繁治管原萬兵衛就職せるも年餘にして去る。爾後七等訓導武藤孫一郎校長代理として教育の進展を計りしに十七年中村悌一郎校長として來任、從來の本・分校を中央の一ヶ所に合併し經費節減と管理上便宜上より、村有志と協議し本村中央なる字要害園(現在地)反別三段歩を寄附せしめ、工事に着手十八年十月竣工したり。十九年四月中村轉仕其の後大内順助・菅龍司・上野小兵工を経て二十一年七月眞山甚三郎校長に任ず二十二年四月町村實施と共に眞山尋常高等小學校と改稱、二十六年四月校舍一棟増築、二十八年御影奉戴、三十四年四月三學年の高等科併置、四十一年八月新築工事着手四十二年七月竣工、四十三年四月今野勝枝校長に就任し四十四年



四月一日實業補習學校併置、四十五年千葉昌治校長に任じ大正四年五月二十六日安達正志校長となり、同年十月二十七日  
日 今上陛下御影奉戴、五年十月二十七日 皇后陛下御影奉戴、八年薄井峻逸校長、十年六月二十四日、新令に依る眞  
山村實業補習學校を農業補習學校と改稱し、十一年中鉢勇吉校長となり、同十四年三月二十五日古川廣嘉校長となり。  
昭和二年七月三十一日遠田郡小里校長に轉じ、同日遠田郡小牛田校長來任阿部整志現職にあり。

池月尋常高等小學校。 明治五年學制を頒布す、六年七月廿五日上栗村字銘澤和田善太郎の居室を校舎に充用し、  
第七大區第二中學區上一栗小學校と稱す。八年七月校舎を同村如來寺に移し更に教員派出所を賜目菅生の二ヶ村に置く、  
九年一月同村字高森園に校舎を新築して遷喬小學校と稱す。十二年一月教育令を布くに當り校名を池月小學校に改め上  
宮・賜目・菅生に支校舎を新築す。十九年七月池月字下宮の東端に校舎を移轉し十一月廿七日池月尋常小學校に改稱す  
廿二年四月町村制を實施し、池月・下一栗・上野目の三ヶ村を合併して一栗村となるこの時校名を一栗尋常小學校に改  
め分教場を上野目に置く。廿五年九月一日校名を改め池月小學校と稱し上野目分教場を上野目小學校に、下一栗分教場を  
下一栗尋常小學校に改稱す。二十八年九月二日補習科を設置し、三十年十一月校舎一棟三十二坪を増築す。三十三年八  
月十八日勅令第三四四號小學校令同月二十一日文部省令第一四號小學校令施行規則を布く、翌年四月高等科を併置し、  
賜目分教場を出張教授所に改め四十三年之れを廢止す、四十四年校舎を増築し舊校舎に大修繕を加ふ。大正三年三月實業  
補習學校を併置し高等科を廢止し、十一年六月二十七日高等科を再興す。十三年一月校舎を改築せり。即ち昭和四年現  
在の校舎此也。明治二十三年十二月十日 勅語謄本を下附せられ、大正六年十月 先帝御眞影を拜戴す。尙本校長の職  
に任せし氏名及び歲月左に、

中川伊兵衛 明治六年七月。 後藤吉右衛門 同八年七月。 青木常吉 同十二年一月。 家喜與三郎 同十五年一月。 高野

子俊 同十六年三月。 佐藤總三郎 同十八年五月。 相田貞雄 同二十年二月五日。 田部晋 同月。 後藤吉右衛門 同廿  
二年七月。 松岡守義 同廿四年五月廿八日。 安倍溪之助 同廿八年三月。 阿部金三郎 同四十四年四月十四日。 小野寺  
徳治 同四十四年七月廿五日。 兒玉勘右衛門 大正三年五月二十三日。 郡山再治 同五年三月三十一日。 小畑事 同六年  
三月三十一日。 佐々木龜吉 同九年六月二十日。 門脇強 昭和三年三月二十九日就任現職。

上野目尋常高等小學校。 市町村制實施以前 明治五年學制頒布に基き明治六年七月岩出山小學校支校として、元水  
澤縣の設置したるものなり。當時上野目村高橋祐四郎居宅に於て教授せり。八年五月上眞山小學校の支校に變更せられ  
十二年學區民教育の忽諸に附すべからざるを唱導し獨立小學校設置の請願し、九月許され上野目小學校と稱す。

一、位置 上野目澤口四十番地。 二、區域 上野目村全圖 下一栗・下野目兩村ノ一部。 三、在籍兒童 男七三人、女一八  
八、計九一人。 四、備品 書籍三部、一〇六冊。 器具器械八品五〇個。 五、職員 校長心得權訓導後藤吉右衛門、助教  
須江昇・高橋永三郎。 六、管理者 氏家彦五郎。

此の後兒童の就學日に増加し教室狹隘を生じ、天王寺の假教室に充當せしが、西方に偏せしため校務係佐藤幸壽及高  
橋喜藏後藤孫右工門氏等奔走し、有志の寄附を仰ぎ下鎌園宅地六畝十六歩を購入し、十二年十一月横四間半縦九間平屋  
造萱葺の校舎一棟の建築に着手し、十三年一月竣工し落成式を舉行したり。十四年四月學事條例發布あり、此時中等小  
學校に指定せられ學區域擴張し下一栗村全部の兒童をも收容するに至れり。

上野目中等小學校。 一、位置 下鎌園通學區域ノ稍中央。 二、學區域 上野目村。下一栗全圖。 三、人口男八〇一、女七  
七〇計一五七一。 四、在學の兒童 男八八、女一六計一〇四。 五、教員 訓導一人、授業生三人、計四人。 六、一九六坪  
地價一二圓。 七、四〇坪五分、價格四八〇圓。 八、備品 書籍七八部 三二二冊、價格五二、五四圓。 器械九種、一八個、  
價格一一、六四圓。 器具一〇品、一七個、價格九六一圓。

十八年學區變更に當り、初等小學校に變更せらる。十九年四月勅令第十四號教育令の公布により尋常小學校に指定、







在籍兒童數累年表

年 度	男	女	計	年 度	男	女	計
同二十七年	—	—	—	同三十二年	三、八六	一、七〇八	一、〇〇一
同三十七年	四、二五	一、七八	五、〇三	同四十一年	五、三六	二、三三	八、三
同四十四年	七、五〇	四、〇八	一、七五	大正六年	二、三六	四、八四	二、〇一
同九年	三、四三	三、三六	五、九〇	同十四年	三、四八	—	七、四七
昭和二年	三、五、一、二〇	一、五、六、四	七、一、〇				
年 度	男	女	計	年 度	男	女	計
明治十二年	三、三六	九	同十七年	四、一八	一、一三	同廿二年	六、三〇
同廿七年	九	一〇三	同卅二年	八、八五	一、七四	同卅七年	六、六
同四十四年	三	三三	同四十二年	一〇、七〇	一、七四	同四十四年	一、五〇
同四十四年	一〇、八	三、八	大正元年	一、五	一、〇三	同二年	一、六
同三年	一、三五	二、九八	同四年	一、四	一、二	同五年	一、九〇
同六年	一、二	三、九	同七年	一、六	一、三	同八年	一、七
同九年	一、一	三、八	同十年	二、五	一、五	同十一年	三、三
同十二年	一、六	三、九	同十三年	三、四	一、七	同十四年	三、一
昭和元年	三、一、七	四、三	同二年	三、一、五	四、三	同三年	三、一、三

財産 一、村有財産 (普通財産)

所 在 地	用 途	地 目	反 別	地 價	所 在 地	用 途	地 目	反 別	地 價
下一栗字片岸浦	小學校	敷地	一、三〇	七、一〇〇	池月字下宮山下	小學校	敷地	六、七	四、五〇
九ノ外四策			一、八九	一、三、七五〇					

建 物

所在地 下一栗字御岸浦 上野目小學校 三三坪 池月小學校 三三坪 計 六六坪

基本財産

地目 田三、六二地價 七、八、六〇 畑五、五 地價三、〇〇

現 金

一栗村小學校基本財産 五、五〇 學齡兒童保護基金 一、五、三、三〇 計 二、四、九、八〇

記念碑。本校は明治十三年一月上野目下鎌校舎創設以來三十餘年を経たり。近年兒童數の増加に伴ひ漸く狹隘を告ぐるに至る。於是校舎新築の聲起るや本村々會之を是とし此地を相じて改築に決す。明治四十五年三月二十九日起工七月廿九日地割確定。大正元年八月十七日建築着手十一月二十日上棟同二年三月二十日全く竣工せり。此總費額約九千圓實に本校未曾有の大工事たり。惟ふに今回の改築は獨り本村教育の爲のみならず國家教育の一大慶事といふべし。この偉業たるや實に村民一同の協力によると雖も亦下掲諸氏の専心盡瘁に俟つこと大なり、乃之を不朽に傳へんとして予に文を請ふ予滯學寮文を顯みず敢へて梗概を敘す。

大正二年三月

阿部金三郎撰

村長伊藤猪牙治 助役佐々木源之丞 收入役佐々木春治 書記青木新之助 郡會議員佐々木徳藏 同今野十三郎 村會議員安部 藤吉 同高橋久四郎 同中川文吉 同後藤綱五郎 同兼建築委員小野松佐吉 同同中鉢善右衛門 同同中鉢熊治郎。天 村會議員兼建築委員岡本卯吉 同同小野長二郎 同同佐藤繁藏 同同佐々木幸治郎 校長阿部金三郎 學務委員藤原平吉 天 王寺區長伊藤儀左衛門 要害區長千葉久之進 技術員青木祐太郎 請負人岡本虎吉 同佐々木熊藏 下請負人菅野徳治郎 建碑 發企人佐々木幸治郎。

御大禮記念倉庫建築記念碑。今維 御大禮を行はせられ舉國奉祝の秋に方り本村は永遠に之を記念せんが爲、倉庫建築の議あり、八月三十日の村會に諮りしに滿場一致議決する所となり、越えて九月十七日廳舎の兩庭をトし村直營の下に起工間口壹間五分、奥行貳間の倉庫は本日佳辰に全く成る。總工費六百貳拾八圓其の外觀壯麗ならずと雖専ら實用を旨とし用材の精選防火耐



震に意を用ひたり。現廳舎は狹隘にして事務の執行に重要書類簿冊の保有整理に不便多かりき。然るに今や倉庫の建築竣り、昔日の如き支障一掃せられ村治上に益する所蓋鮮少に非ざるべきを信ず。茲に記念碑を建て建築の始末を略述す。昭和三年十一月十六日建之。上野目小學校長上野夜撰。現時の村長・助役・収入役・吏員・村會議員・各區長・學務委員・軍人分會長・青年訓練所指導員の氏名を掲ぐ。

大崎尋常高等小學校。維新以前の教育を總稱すれば、所謂寺小屋の教育なり、教室は直ちに教師の居室にして、午前十時より午後四時の間讀書を教授せり、本村に於ける寺小屋先生の概要を列擧するに。

遠澤茂榮。新田村に卜居し新田村及志田郡澁井村の子弟を教授せり、文政四年没す。遠藤彦之丞。新田村河原前に住す。仙臺藩士にして武技に長ず、教を遠澤茂榮に受く。栗原郡志田郡を合せ其の門人八百餘人に達せり、元治年中没す

佐々木自光。新田夜鴉に住す、羽黒派修驗にして天文・曆術・六法に通じ、教を名取春仲に受く、近郷の子弟を教育す慶應三年没す。武田勇之丞。名生村新田に住す仙臺藩士にて名生一圓の子弟を教育す、門弟約百に達せり。大和田清人。伏見村上代の農民にして算數に長ず、本村一圓に渡りて教授し其の技衆に冠たり。

沿革。本校は明治六年の開設にして、新田小學校の支校を伏見村高泉寺に新設す。九年支校を廢止するや、名生・伏見の兩村民相計り獨立して大崎小學校と稱す。四十三年新田・大崎兩校合併し大崎尋常高等小學校と稱し今日に及ぶ歴代の校長左の如し。

宇和野源三郎・管龍治・大内順助・門脇幸吉・氏家恭藏・今野勝枝・眞山甚三郎・藤村醇・安達正志・佐々木武一・藤村醇。教育費總額(大正十四年度)八千六百九圓。學齡兒童數五百五十八人、男二百八十九人、女二百六十九人。就學兒童數五百五十四人、男二百八十九人、女二百六十五人。在籍兒童數、尋四百五十四人、男二百二十六人、女二百二十八人、高八十三人、男五十四人、女二十九人。

内清水區向三丁目在住兒童十八名は、交通上の關係より栗原郡宮澤小學校委託す。現在奉職教員左の如し。校長藤村醇・小島利助・早坂大治・伊藤正一・門脇しづゑ・鈴木猛二・佐々木盛・中川末子・古川はるよ・佐々木侑・佐々木よし・校醫吉田源吾。

西大崎尋常高等小學校。沿革。明治六年五月本校を創立し本村下野目東陽寺の佛殿を假校舍に充て、小野京三郎多田廣人假教師に命ぜらる。十一年三月東陽寺の假校舍狹隘なるを以て當時の戸長笠原新作、校長花淵信太郎學校世話係片倉佐右工門・氏家友吉の諸氏校舍新築の議を提出し父兄並有志者の寄附金及大坂頼母子講との二方策により三月工を起し同年十一月廿四日竣工す。建坪 五拾貳坪參合五勺 二階六坪。總工費 金五百四拾五圓六拾貳錢也。十七年八月中等科小學校と稱し、十九年十一月尋常小學校に改む。廿三年十月十日志田玉造郡役所に於て勅語謄本を交附せらる。廿五年十二月同月廿六日志田玉造郡役所に於て御眞影を下賜せらる。卅一年四月一日西大崎各小學校(下野目尋常小學校同川北分教場、南澤尋常小學校同中里分教場を廢止し新に西大崎尋常小學校を設け南澤中里に分教室に置く。卅三年三月南澤分教室獨立して南澤尋常小學校となり、中里分教室は中里分教場となり同校に屬す。卅四年四月補習科を廢し二ヶ年程度の高等科を設置す。卅七年十月同月十五日川北出張教授所を設く、同四十一年四月一日より小學校令の改正に伴ひ尋常小學校の修業年限六ヶ年高等小學校の修業年限は二ヶ年となる。同年十月三十日戊申詔書を下賜せらる。大正二年二十九日校地(運動場)を擴張す擴張反別六畝貳拾九歩也。同年九月廿九日高等科に農業を加設す。同三年五月廿九日川北分教場を設置す。四年十月廿七日宮城縣會議事堂に於て 天皇陛下の御眞影を下賜せらる。五年二月十日御即位禮勅語並に教育に關する御沙汰書を下賜せらる。同年十月廿六日政宗公の塑像を拜戴す。同月廿七日 皇后陛下の御眞影を下賜せらる。六年四月十三日村立通俗圖書館を學校内に設く。十年四月一日西大崎尋常高等小學校・南澤尋常小學校を併合して、西大崎尋常高年小學校と稱し前兩校を假校舍となす。十月十一月西大崎村下野目字泉山に八段



畝貳拾八歩の校地を定め壹西大崎小學校建築工事に着手す。十一年六月廿日西大崎村農業補習學校を併置す。同年八月三十日西大崎小學校建築工事竣工す。建坪總數 參百五拾九坪八合參勺。工費總額 金貳萬八千圓也。十三年九月川北分教場移轉改築工事竣工す。校地總坪數 貳段歩。建坪總數 四拾貳坪四合五勺。工費總額 金壹千拾七圓也。十五年七月一日西大崎村青年訓練所を併置す。昭和二年四月宿直室小使室の模様替を行此の工費金壹百六拾四圓也。七月前校庭東端に井戸を掘鑿す。此の工費 金四百圓也。三年四月倉庫を建設す。建坪 七坪五合。工費 金貳百圓也。

南澤尋常小學校。明治十一年六月南澤小學校を創設し民屋を以て校舍に充て下野目小學校の支校と稱し、成田常五郎教員となる。十三年四月大崎小學校の支校となる。十七年六月初等科小學校となる。十九年四月校舍狹隘のため増築す。廿年六月大崎小學校の分教場となる。廿年南澤簡易小學校となる。九月中里分教場を廢止して簡易小學校を設く。廿三年三月中里簡易小學校を南澤簡易小學校中里分教場と改む。廿五年九月十二日修業年限四ヶ年の尋常小學校となる。十二月廿六日志田・玉造郡役所に於て御眞影を下賜せらる。卅一年四月一日南澤尋常小學校を廢止し、西大崎尋常小學校南澤分教場となる九月廿六日御眞影を本校に奉遷す。卅三年三月南澤尋常小學校となり、中里に分教場を置く。十月二日西大崎尋常小學校より御眞影を奉遷す。卅五年一月十四日冬期間出張教授所を設く。本校 唐竹出張教授所。分教場 双股出張教授所大正二年五月校舍新築工事起工し、九月十八日新築工事竣工す。三年五月政宗公塑像を拜戴す。五年一月廿六日縣會議事堂に於て御眞影を下賜せらる。二月九日玉造郡役所に於て御即位禮勅語及教育に關する御沙汰書を拜受す。同年七月二日中里分教場教員住宅建築工事に着手す。九月廿日同上住宅工事落成す。工費總額 金四百四拾五圓五拾錢也。内譯、一金壹百參拾貳圓也 南澤西區有志寄附。一金壹百圓也 下野目區有志寄附。一金貳拾九圓也 南澤本校區内有志寄附。一金壹百八拾四圓五拾錢也 縣補助金。

六年十月十四日御眞影を奉遷す。七年七月廿一日西大崎村南澤實業補習學校を併置す。八年五月九日學校増築敷地々均工事着手、同月十八日落成、十一月校舍増築工事着手し、九年七月十三日築工事竣工す。同十年四月一日西大崎尋常高等小學校・南澤尋常小學校を併合して、西大崎尋常高等小學校となるに及び廢校となる。

西大崎尋常高等小學校川北分教場。明治廿三年川北四軒屋敷に設置し、卅七年四月川北分教場を廢止す。十月十五日川北出張所教授所を設く。四十年七月二十七日川北出張教授所を戰功壇に移轉す。大正三年五月廿九日川北出張教授所を川北分教場に改め、十三年九月川北分教場を向山壹番地内に移轉の工事竣工す。

西大崎尋常高等小學校中里分教場。明治廿三年三月南澤簡易小學校中里分教場として設置す。卅一年四月西大崎尋常小學校中里分教場となる。卅三年三月南澤尋常小學校中里分教場となる。大正五年七月中里分教場教員住宅工事に着手す。九月廿日同上工事竣工す。十年四月一日南澤尋常小學校廢止に伴ひ西大崎尋常高等小學校中里分教場となる。

氏名	就職年月日	轉退職年月日
多田 廣人	明治六年五月	(退)不詳
上野 源造	同十四年	
上野 源造	同廿三年六月七日	同 廿七年十月廿日
矢内 竹三郎	同 卅一年二月八日	同 卅一年六月九日
宮本 藤三郎	同同廿六年二月廿一日	同大正八年五月卅一日
佐々木 鷺三郎	同同十年三月廿一日	退昭和二年五月十九日
花淵 信太郎	同 八年六月	(轉)明治十三年三月
上野 小兵衛	同廿一年六月十五日	同 廿三年六月十五日
芳賀 俊吾	同同廿七年十月卅日	同同廿九年七月廿五日
玉城 直彦	同同卅一年六月九日	同同卅六年三月卅一日
佐々木 武一	同大正六年五月卅一日	同同 十年三月卅一日
遊 佐 廣	同昭和二年五月十九日	

學務委員



氏名	就職年月日	退職年月日	氏名	就職年月日	退職年月日
高橋 利惣治	明治元、七、二		佐々木 福治郎	明治元、七、二	
片倉 卯三郎	同 三、四、五		佐々木 十二郎	同 三、四、三	同 三、一〇、三〇
千葉 千吉	同 三、三、五		佐々木 十二郎	同 三、六、七	同 三、六、七
千葉 善作	同 三、六、七		佐川 兵左衛門	同 三、七、三	同 三、五、二〇
熊谷 熊十郎	同 四、五、四	大正三、五、五	佐々木善右衛門	同 三、五、四	同 三、五、五
千葉 甚藏	大正五、二、四	同 九、二、三	熊谷 熊十郎	大正七、八、一	
千葉 甚藏	大正九、五、二〇	昭和二、一〇	熊谷熊十郎(死亡)	大正三、三、三	大正五、三、三
加藤 源三郎	同 五、二、三		佐々木善右衛門	昭和二、七、三	
佐々木 米吉	同 昭和三		佐々木 十喜治	同 三	

年度	尋常科	高等科	合計	尋常科	高等科	合計
大正十一年度	四〇六	七〇	四七六	五〇	三〇	八〇
大正十二年度	四〇八	七〇	四七八	五〇	三〇	八〇
大正十三年度	四〇八	七〇	四七八	五〇	三〇	八〇
大正十四年度	四〇七	六六	四七三	五〇	三〇	八〇
大正十五年度	三九四	六六	四六〇	五〇	三〇	八〇
昭和元年度	三九四	六六	四六〇	五〇	三〇	八〇
昭和二年度	四〇五	六六	四七一	五〇	三〇	八〇

教育費豫算

年度	教員給料	旅費	雑給	器具費	器械圖書標本費	消耗品費	通信運搬費	児童救済費	修繕費	新築費	恩給基金	其他の費用	合計
昭和二年度	八、一六九	二七〇	八七六	三五六	二五六	八三一	九	一〇	二六〇	四〇〇	七三	一四七	一一、六八三
大正十五年度	七、五二四	二七〇	八五三	二二二	二五八	九五五	六	一〇	一六四	四〇〇	七三	二五	一〇、七四八
十四年度正	七、五三六	二八五	九五八	二二九	三三二	一、〇〇一	七	一〇	一六四	四〇〇	七四	一	一〇、五九六
十三年度正	六、八二六	三五	六五四	四四八	二六四	九八七	七	一〇	三〇〇	一	七二	三三	九、八三五
十二年度正	六、三九六	二四〇	六三九	一〇〇	三九〇	九〇七	五	一〇	三八〇	一	七二	七〇	九、二〇八

第九章 教育

年度	村費と教育費との比	教育費	教育費一戸に對スル負擔	児童一人に對する經費
大正十三年度	〇、四二	九、一〇八、〇〇〇	二四、九九〇	一九、五三〇
大正十四年度	〇、四一	九、八三五、〇〇〇	二六、三四〇	二〇、九〇〇
大正十五年度	〇、四三	一〇、五九六、〇〇〇	二八、三三〇	三、七三〇



大正十五年	110,541,000	107,741,000	0,511	16,040	13,110
昭和元年	21,931,000	11,631,000	0,511	31,310	33,840
昭和二年					

二、實業補習學校

實業補習學校は鳴子町を除くの外一栗村に二校其他の町村に各一校を小學校に併置す。創立年月教科目學級數男女の生徒數修了者教員數は大正十二年の調査及び資料に據り詳述する左に。

創立年月日	教 科 目	學 級	生徒數		修了者數	教員數
			男	女		
岩出山町 明治四十四年四月	修身・國語・算術・地理・歴史・農業・裁縫	六	六	四	一	二〇
鬼首村 大正十年五月	裁縫・國語・公民・算術・農業・理科	一	四	一	九	三
真山村 同 年 六 月	修身・國語・算術・農業・理科	一	七	二	三	七
東大崎村 同十一年一月	修身・國語・公民・算術・理科・農業・家事・裁縫	二	七	一	九	五
西大崎村 同 年 六 月	修身・國語・數學・理科・農業・家事・裁縫	六	六	四	一	一〇
上ノ目村 同	修身・國語・算術・農業・家事・裁縫	二	五	三	三	六
一栗村池月 同	同	二	四	四	三	七
川渡村 同 十 月	裁縫・國語・公民・算術・農業・理科・家事	一	四	七	一	四
計		一七	四八	二〇六	一〇二	五〇

岩出山町實業補習學校。明治四十四年四月一日創設岩出山尋常高等小學校に併設し、渡邊謙校長たり。同四十五年三月三十一日校長渡邊謙休職となり、同年五月八日岡崎榮松校長となり、大正三年十二月二十六日樋地連治之れに代り大正七年四月一日女子部を加設したり。翌八年三月十四日轉任したり、同年五月十日松本與藏校長となり、九年三月三

十一日に至る。同年五月二十一日庄司秀雄校長に任せられ十一年十二月三十一日飯田公吾其の後を受く、大正十五年六月三十日飯田公吾轉じ須藤規校長となれり、これより前大正十二年四月組織を變更し、岩出山町實業補習學校と改稱。同時に學則の變更を行ひ、其の筋の認可を受け今日に至る。昭和三年五月一日學年性別生徒數、一年男二二人、女一六人。二年男二二人、女八人。三年男一四人。計男五七人、女二四人。その豫算左の如し。

編 成	後 期			前 期		
	男	女	計	男	女	計
學 部	一	二	三	一	一	二
經 費	給料	雜給	需要費	給料	雜給	需要費
大正十三年度	一、二八六	七〇	一、三五七	一、二八六	七〇	一、三五七
同 十五年	一、三三三	七〇	一、四〇三	九八四	九五	一、〇七九
同 三年度	一、二〇四	五五	一、二五九			

川渡村實業補習學校

沿革概要。本校の設立認可は大正十一年十二月二十一日にして、當時の生徒數は男二七名女一八名計四五名、校長は藤村醇なり。開設當時は兼任教員をして毎秋季に於ける夜間教授をなすに過ぎず。實業科指導上に於ては頗る不備なる點多かりき。然るに大正十四年三月來任せる校長中鉢勇吉は之等を慨し、翌大正十五年熱心村當局に計り男女兩專任教員を置くことを切望せるに、村費豫算の都合上結局其の年は男教員のみ配置することとなり。宮城縣實業補習學校教員養成所卒業生菅原晴雄の來任を見るに至る。爾來本校農業教育の内容頗る充實し着々として其の實績を上げるに至れり。斯くて翌昭和二年更に女子の裁縫科指導教育のため、再度裁縫科專任教員の配置方を村當局に要望せるに之又幸にして可決し、松操學校卒業生守屋きよの來任を見るに至る。昭和三年十一月守屋きよ退職と同時に東北女子職業學校卒業生高橋とさる來任現在に及ぶ。生徒數は男九六名女六三名計一五九名にして一段の向上發展を見つゝあり。



學期。第一學期 自四月一日至十月三十一日。第二學期 自十一月一日至翌年三月三十一日。  
修業期間。男子部 前期二ヶ年、後期三ヶ年。研究科三ヶ年。女子部 前期二ヶ年、後期二ヶ年。研究科三ヶ年。

鬼首村農業補習學校。本村は大正十年七月の設立にして、從來鬼首實業補習學校と稱したりしを改稱組織變更せるものにて實業補習學校の生徒を入學せしめて直ちに授業を繼續せり。現在の生徒數及職員並に經費左の如し。

生徒數(大正十四年四月一日現在) 前期一年二 二年二 三年一 計四 後期一年三 二年二 三年三 計六  
教科目 修身・公民科・國語科・算術科・理科・農業科。 職員校長兼助教諭後藤直哉。助教諭伊藤護・宍戸得成・高橋三胤  
(分教場勤務) 教員大場一志(分教場勤務)

眞山村農業補習學校。明治四十四年四月一日開校眞山實業補習學校と稱す。大正十年六月二十四日眞山農業補習學校に改む。

沿革。明治四十四年四月一日尋常小學校卒業者を收容する修業年限二ヶ年の通年制、實業補習學校を眞山尋常高等小學校に併設し眞山實業補習學校と稱す。大正九年文部省令第三十三號に依る實業補習學校改正規則並大正十年宮城縣訓令甲第九號宮城縣實業補習學校實施要項に準じ學則を變更し、大正十年六月二十四日附認可校名を眞山村農業補習學校と改め、大正十五年六月二十九日學則の一部を變更して現在に至れり。

校長 今野勝枝・千葉昌治・安達正志・薄井峻逸・中鉢勇吉・古川廣嘉・阿部整志(現任) 専任教員 大橋壽雄・佐藤直人・佐々木金治・千葉代吉・佐々木文内(現任) 岡本ウタ・佐藤こがね・遠藤きをよ・曾根榮・熊谷さだこ・草薙すみよ(現任)  
現在在籍生徒數(昭和四年四月) 前期 男一年一 二年二 後期 一年二 二年二 三年二 計五五 前期 女一年一 二年二 一年七 二年一 研究科 一年六 二年二 三年一 計二八(昭和四、四)

上野目農業補習學校。上野目尋常高等小學校併置、一栗村下一栗字片岸浦八。明治四十五年四月二十日一栗農業補習學校設置。大正十一年六月二十七日上野目農業補習學校設置認可。教科及編成

男子部二學級 前期二年 後期三年 研究科三年 年限八ヶ年 教科 修身科。公民科。國語。算術。農業。女子部一學級

前期二年 後期二年 研究科三年 年限七ヶ年 教科 修身・國語・算術・家事・裁縫・農業。

沿革。從來は青年夜學會壯丁補習教育を實施し青年教養をなしたりしが、大正九年十二月文部省令第四二號改正の實業補習學校令及大正十年二月八日縣訓令甲第九號宮城縣補習學校教育實施要項發布せらるるや、農業補習學校設置の認可申請をなし、十

正十一年六月二十七日付を以て認可せられ現在に至る。本校生徒は下一栗。上野目二部落在住の者を收容せり。  
教授季節及教授時數 男子部自四月至十月 四時 自午前十時至午後三時 自十一月至三月 二時 自午後七時至午後九時  
女子部 自四月至翌年三月 三時乃至五時 自午前九時至午後三時

生徒數 男子部 前期七 後期五〇 研究科二二 計七九 女子部 前期四 後期二四 研究科八 計三六  
實習地(借地) 畑二六〇坪 水田 一四〇坪。生徒一人當家庭實習地坪數 畑一〇坪 水田六〇坪。

歴代校長 佐藤留藏・遊佐廣・上野孜(現職)

池月農業補習學校。大正三年四月十八日の創設にして當時一栗實業補習學校と稱し、池月尋常小學校に併置せしが大正五年六月一日村立池月實業補習學校と改む。九年十二月十七日文部省令第卅三號實業補習學校規定の改正、及び同十年二月八日日本縣訓令甲第九號宮城縣補習學校教育實施要項に準據し、同十一年六月廿七日組織變更の認可を受け現行の如く一栗村池月農業補習學校と改稱し、池月尋常高等小學校に併置するに至れり、而して歴代校長兒玉勘右衛門・郡山勇治・小畑事・佐々木龜吉の四氏を経て現門脇強に及べり。

西大崎村農業補習學校。本校は本村在住の青年處女に對し農業に關する知識技能を授けると共に、忠良な國民善良なる公民賢良なる主婦たるの素養を與ふる目的の下に、從來南澤小學校に附設經營せる南澤實業補習學校を大正十年二月八日附訓令甲第九號宮城縣實業補習學校教育實施要項同學則標準により學則を變更し、名稱を西大崎村農業補習學校と改め大正十一年六月廿日を以て西大崎尋常高等小學校に附設し、川北・中里に分教場を設く。當時の校長佐々木鷲三郎は昭和二年五月十九日退職したるにより遊佐廣其の後を繼ぎ今日に至る。



東大崎村農業補習學校。本校は大正十一年一月二十四日大崎小學校に併設せらる。入學生徒は男子のみにして女子部の設置は同十五年七月一日なりき。豫算總額百六十圓。生徒總數七十二名。現在職員(助教諭)四名。校長 藤村醇・小島利助・伊藤正一・鈴木猛二。

### 第三節 社會教育

#### 一、圖書館

明治十四年七月今の仙臺市勾當臺通に、縦覽室二十一坪書籍庫十二坪附屬建物六坪總坪數三十九坪の建造物を建設し宮城書籍館と稱せしは抑も本縣内に於ける圖書館の嚆矢なるべし。當時和漢洋書籍部數及び帶出借覽來觀の計數左に。

和	十八年	十九年	二十年	廿一年	廿二年	廿三年
漢	二、八五	二、三四一	二、三〇一	二、五五七	三、三四八	三、三三五
洋	九〇八	九〇〇	九一〇	九三	四九七	四〇六
帶出借覽人員	六、三三六	—	六、四四七	三、三四六	三、七五〇	四、七〇二
來觀人員	一、〇六六	—	六、八八八	六、三〇七	七、一六	七、五六四

智識を傳播し教化を布演するの效果は殆んど學校に亞ぐ、學者著述家教育家に在りては、所見を弘むる爲め博引旁證の參閱に資し、又青年生徒は修學に關する圖書の參觀に要する購買費の浪費を省くの益あり。一般庶子女に在りては業務の餘閑に購書の資力を要せずして讀書修學に、疲勞の精神を慰せしむる等の效果は、發して讀者の徳性を涵養し、善良の智能を啓發し、社交の寛和敦厚以て愛國心の誘起する最も著大なりと謂ふを得べし。本郡内圖書館又は文庫を設立

する町村列記する左に。

岩出山町簡易圖書館。

本町民に讀書の便宜を與へ讀書の趣味を涵養し、而して智識の啓發品性の陶冶を計り、以て地方風教の改善並に産業の興隆を期するを目的として、大正五年秋これが設置を計畫し大正六年二月二十九日設立認可指の令を受けたり。設立以來小學校長を館長となし、年々町費によりて圖書を購入し藏書の増加と所期の目的達成とに努力しつゝあり。

鬼首村通俗圖書館。

大正五年十一月三日の創設にして鬼首小學校内に置く、現在の藏書部數四一六にして、閱覽者の大部分は青年・處女・小學校兒童にして地方成人の閱覽者は稀なり。經費は村費より支辨と又地方有志よりの圖書の寄附による。館長は創設以來小學校長より兼任し、書記は鬼首小學校訓導より兼任す。圖書費の豫算こ、數年間年四十圓にて充分に新刊圖書等を購入し得ざるも現在のまゝにても相當閲讀の價值ある圖書も備付られ居るも地方一般人のこれを活用すること少きは甚だ遺憾とする所なり。

眞山村通俗圖書館。

本村は由來純農村にして生活程度低く教育尊重の念亦一般に低級にして、文化の恩恵に浴すること少なかりき。然るに時勢の展開と、もに青年修養の必要に目醒めたるも、交通機關不備なる僻村のこと、徒らに其の業を放棄する狀況なりき。斯る状態を遺憾とし、大正六年に至り當時村長大場豊治校長安達正志發起となり村内有志と謀り村一圓に渡り寄附を募り、同年十月一日開館式舉行するの運びに到り、現在藏書六〇五部七三三冊(大正十四年五月現在)を有するに至れり。

設備大要。大正六年開館當時書棚二個を小學校に設備し一般の閱覽に供し、希望者に一週間を限度として帶出を許したりしが、八年四月より村内六ヶ所に巡回閱覽の制度とし、毎月村内を巡回せしむる方法を取り、年々村費補助を以



て圖書購入破損修理をなすつゝあり。

設備費及財源。 大正六年 一五三、七〇圓寄附金 同七年 五〇、〇〇圓村費補助 同八年 五〇、〇〇圓村費補助

大正九年以降毎年村費より四十圓乃至五十圓の支出することとし現在に至れり。

歴代役員 館長 安達正志・薄井峻逸・中鉢勇吉・古川廣嘉。 書記 高橋千之助・藤澤實。

一栗村一栗通俗圖書館。 大正六年四月五日上野目小學校内に設置す。

經費十圓。圖書冊數三八〇冊(昭和二年度)。開館日數二四九(同)。同閱覽人員一〇二三(同) 館長 上野孜。

鳴子町圖書館。 大正四年 今上陛下御即位紀念圖書館にして鳴子尋常高等小學校に存置せられ、兒童の讀物を藏するものに過ぎず。其の維持經營共に兒童の自治に依る。

川渡村圖書館。 大正七年兒童の寄附による圖書の購讀にはじまり、十二年二月當時の校長藤村醇の盡力により成れるものにして川渡村立圖書館と稱す。

東大崎村圖書館。 大正六年五月二十四日創設にして大崎小學校を事務所とし、藏書約三百冊を有し館長を藤村大崎小學校長とす。

西大崎村立通俗圖書館。 大正五年 今上天皇陛下立太子の御禮式を行はせられ給えたるを記念せんがため、時の村長豊島徳之助校長宮本藤三郎相謀り其設置を企て地方有志の寄附をあふぎて、翌六年二月二十六日西大崎小學校内に設置したり。同年七月二十三日宮本藤三郎館長に任ぜらる。大正八年七月佐々木武一館長の職を繼ぐ、同十年四月佐々木鷺三郎退職するや館長缺員となり今日に至る。

## 二、教 育 會

教育會の名稱起因は明治八年學制頒布の當時に在り、十七年刊行宮城縣管内報告に左の記事あり、抄録下に。

教育會、 教育會は八年七大學區各縣本部に會合せしを以て嚆矢とし、爾來年々其名稱組織等沿革なきにあらざ十七年奥羽及北海道九縣聯合學事會を開設するに至りて其体裁大に備はる。當時其會場は本縣々會議事堂を用ゐたりき之を第一會とす。本年は山形縣に於て開會し文部權少書記官野村綱臨監せらる。本縣より提出したる議題は左の如し。

第一、九縣聯合して専門學校を設置せんとするの件。 第二、小學校長教員學務委員等の給料を地方税とし縣令の權を以て任免することに改正あらんことを建議するの件。 第三、小學校則綱領を改正あらんことを建議するの件。 第四、畜學本は文部省に於て編纂頒布府縣に限り翻刻を許可する制を立てられんことを建議するの件。

同十八年二月廿三日縣甲第一三號小學督業設置規程を制定し、學校風儀の善惡、教員の勤怠、生徒學業の進否、授業の巧拙、管理の可否、校舎の適否、生徒の勤惰、書籍器械の完否、諸表簿の整否並に教育上諸般の利害得失の意見を地方長官に具申する等の條項を載しあるが故に屢は各校長及び首席教員を集めて授業術を演習し、管理法教育學等を講究して學事の改良向上を圖ることあり。當時玉造・志田の二郡を合して一の行政區劃と爲せり、仍りてこの年九月志田玉造郡教員會と稱する一の團體を組織したるは抑も教育會の醞釀と謂ふを得べし。後ち校長會の改稱を経て二十年一月校長諮問會を組織し總會區會の二種に分類し兩郡校長集合して郡教育上に於ける最高の諮訊機關とし要務を處決す。

二十一年七月社會教育の上進を目的とし、志田玉造郡教育會を組織し郡教育統一の機關として貢獻する處あり、二十二年十二月志田玉造郡教員組合會と稱する一團を組織し、郡會區會の二種に頑ち郡會は兩郡合して校長及び訓導の集合區會は兩郡各一團を設け小學教員職員及一般より成立するものにして、約言すれば教育會と大同小異なるも、一は教員及



び教育篤志家の集合と、一は教授を主腦とする教員に限るの差あるのみ、廿三年宮城縣教育會中央部組織の機會に際會せり。志田玉造郡教育會は代表者を大内逸策梅森郁を推選せり、蓋し玉造郡は校長志田郡は篤志者を選擧したるが如し。二十七年四月郡制實施に下り、志田玉造郡教育會及び志田玉造郡教育組合員を解散し、更らに玉造郡教育會を開設し大正十五年六月末日郡制廢止と共に該會を解散す。

岩出山町教育會。本會は大正十一年の創設に係り玉造郡教育會と連絡し、本町教育の普及發達を圖るを目的とし、一、學校教育の援助 二、青年團及處女會事業援助 三、その他社會教育上に關する施設等の事業を行ひ今日に至れり。岩出山尋常高等小學校兒童保護者會。本會は大正九年の創設にして、岩出山小學校兒童保護者を以て組織す。

一、在學兒童の教育獎勵 二、貧窮兒童の教育保護 三、學校の設備援助 四、教育講話會等の開催 五、其他兒童教育上有益なる事業援助等によりて兒童教育の助長發展を圖り現今に至る。

鬼首村教育會。小學校設備の向上、兒童生徒の就學出席の保護督勵等、一村教育の發展向上を企圖して、大正十二年三月二十一日に創立せらる。村長を會長に推薦し、地方有志を幹事評議員とし、村内各戸一名つつを會員とす經費の大部分は會員の負擔と又一部は村より補助を仰ぐ。運動會舉行の費用の如きは殆ど本會の盡力によりて作られ居る現状なり。年一回位名士を招聘して講演會を開く等、着々其の目的に向つて進みつゝあり。

眞山村教育會。大正十二年三月十七日日本郡教育會と連絡し、本村教育の普及發達を圖らむとして、村一圓に涉り賛同を得、同三月二十五日小學校内に創立總會を開催せり。會員三百名。

東大崎村教育會。大正十一年の創立にして會員四百三十名を有し、經費毎年百三十六圓を計上し、村教育の後援を主とす。事務所を本村小學校に定め會長を村長とす。

一栗村教育會。大正十五年十一月三十日の創立にして、事務所を一栗村役場内に置き、目的、本村の學校教育並に社會教化の改善と進を圖るを目的とす。會員四百七十六名、會費年額二十錢、村費補助金壹百圓及寄附金を合せて左記の事業を實行す。

- 事業。一、兒童生徒就學並に出席の獎勵 二、貧困兒童生徒の保護救濟 三、優良兒童生徒の表彰 四、學校設備の援助
- 五、教員の研究修養並に學事視察の援助 六、育英事業の經營 七、運動會學藝會展覽會並遠足修學旅行等援助 八、講演會講習會の開催 九、青年處女教育の後援 一〇、成人教育助成 一一、衛生思想の普及及援助 一二、教育功績者の表彰 一三、其他本會の目的を達する爲め必要なる事項。

會長 佐々木熊之進 大正十五年十一月卅日就任 昭和二年三月九日辭職。 佐々木源三郎 昭和三年十二月十七日就任(現職)  
 副會長 佐々木龜吉 大正十五年十一月卅日就任 昭和三年三月廿九日辭職。 遊佐廣 大正十五年十一月卅日同二年五月十九日同。 上野孜 昭和二年十一月十五日(現職)。 門脇強 昭和三年十二月十七日同(現職)。

西大崎村教育會。本會は學制發布五十年記念として大正十一年十月三十日の創立にかゝる、當時は村内有志を以て組織したりしが、昭和二年八月會則の修正により本村居住者並篤志者を以て組織す。

歴代會長副會長。會長千葉運吉。副會長民家秀治。佐々木米吉。佐々木鷲三郎。片倉徳治。遊佐廣。

事業。本會は本村教育の發達向上を圖るため次の事業を行ふ。  
 一、在學兒童生徒の教育保護獎勵 二、貧困兒童の教養保護及英才教育 三、學校教育の改善教育思想の誘發民力涵養等教育の發達を目的とする諸會合 四、卒業生青年團處女會等の指導督勵後援 五、學校設備の充實教育進展上の施設經營の後援 六、其他本會の目的を達成するに必要なる事項。  
 維持方法。本會は基金六百六十圓より生ずる收入及會費(一個年金三十錢)村費補助並寄附金を以て維持經營す。



### 三、玉造郡教員會

本會は元志田玉造郡教育會と稱したりしが、兩郡分離と同時に玉造郡教育會と稱し、會則第一條に依り教育の普及上進を圖り來れり、大正四年五月本會の活動を促進せんがため部會を設けたり。部會を分ちて總會。教員會の二種となし總會に於ては教育に關する演説・談話及討論其他教育に關する必要な事項を舉行し、教員會に於ては専ら教授管理訓練上に關する事項の研究をなしたり。大正十四年五月教員會を獨立し教育會と對立せしむ。會々大正十五年六月郡役所廢止せらるゝに際して郡教育會は解散したるを以て玉造郡教員會のみ今日に残る。本會は年中行事を定め校長視察會・上席訓導會・教科研究會・實業教員研究會・女教員研究會・分教場主任研究會等を催し、會員の心身を修練し本郡教育の進展向上を期し、更に會員の親睦を圖り其の實績着々舉れり。

### 四、青年團

補習教育の修養機關に必要な施設により、明治二十八年以降本郡眞山村を始めとし各町村に新設し、社會教育上偉大の實蹟を擧げつゝありしに、大正四年九月十五日内務文部兩大臣連署して青年團設置の訓令に兩省次官連記の通牒を遵守し、既設の青年會組織を更正して青年團を各町村に設置す。十年六月力石本縣知事の訓令並に青年團體の設置に關する標準を抄録する左に。

青年團體の設立は、今や漸く全國に洽く其の振否は國運の伸暢、地方の開発に影響する所殊に大なるものあり、此際一層青年團體の指導に努め、以て完全なる發達を遂げしむるは、内外現時の情勢に照し最も喫緊の一要務たるべきを信ず。抑々青年團體は青年修養の機關たり、其の本旨とする所は青年をして健全なる國民、善良なる公民たるの素養を得しむるに在り

隨て團體員として忠孝の本義を體し品性の向上を圖り體力を増進し、實際生活に適切なる智能を研き、剛健勤勉克く國家の進運を扶持するの精神と素質を養成せしむるは刻下最も緊切の事に屬す。其の之をして事業に當り實務に従ひ、以て練習を積ましむるもの亦固より修養に資せしむる所以に外ならず、若し夫れ團體にして其の嚮ふ所を誤り、施設其の宜しきを得ざることあらむか當に所期の成績を擧げ得ざるのみならず、其の弊の及ぶ所測り知るべからざるものあらむ、故に地方當局者は須く此に留意し、地方實際の情況に應じ最も適實なる指導を與へ、以て團體をして健固なる發達を遂げしめむことを期すべし。

大正四年九月十五日

内務大臣 一木喜徳郎

文部大臣 法學博士 高田早苗

發普四六四號 内務文部兩次官通牒

青年團體に關し、今般内務文部兩大臣より訓令の次第も有之候處、右團體の組織設置區域其他に關しては、大體左記標準に依り指導相成候様致度、尤も此の際強て該標準に據らしめむとする儀には無之候に付、其の邊に就ては充分御留意の上深く地方實際の情況に鑑み、其の宜しきを制せしむる様御指導相成度此段及通牒候也。

大正四年九月十五日

内務次官 久保田政周

文部次官 福原録二郎

宮城縣訓令第三三三號。

大正四年九月青年團に關する内務文部兩大臣の訓令以來、青年團は競うて改善を圖り、實蹟亦日に大に擧るを見るは寔に欣幸に堪へざる所なり。然れども其の組織の他治的にして依る所あらんよりは、寧ろ其自治的にして依る所なきの大に力あるに如かざるなり、是れ昨年一月内務文部大臣の親しく訓示する所にして、本官の贊同已まざる所なり。但だ當時輒ち發せず持重以て今日に至る所ものは、縣下の情勢未だ可ならざるものあればなり。今や願慮すべき状態は既に往けり、復た何をか躊躇せん是れ爰に青年團組織要項と同指導方針を發布し以て循由する所を知らしむる所以なり。宜しく地方の實情に鑑み參酌宜しきを制し、且つ適時實施して萬遺憾なきを期すべし。若し夫れ自治を見て自己萬能と爲し、以て上司の監督を蔑るにする如き有らん乎、是れ實に曲解の太甚しきものにして、其の弊や滔々乎として將に底止する所を知らざらんとす。而かも是れ自心に乏しき青年の陥り易き弊害なるを奈何れ庶幾くは理之を誨へ情之を掖け、能く迷を啓き謬を矯め、大に青年修養の實を擧げ以て健全なる國民、善良なる公民たるの基を樹てんことを。大正十年六月十六日 宮城縣知事 力石雄一郎

一、青年團體の組織。

青年團は市町村内に於ける義務教育を了へたる者、若は之と同年齢以上の者を以て組織し、其の最高年



齡は二十年を常例とすること。二、青年團體の設置區域。青年團體は市町村を區域として組織す、但し土地の状況に依り部落、又は小學校通學區域等を區域として組織し、若は支部を置くことを得ること。三、青年團體の指導者援助者。青年團體の指導者には、小學校長、又は市町村長、其の他名望ある者の中に就き最も適當と認むる者をして協力指導の任に當らしむる事團體員にして團體員たるの年齢を過ぎたる者は、團體の援助者として其の力を竭さしむること。四、青年團體の維持。青年團體に要する經費は努めて團體員の勤勞に依る收入を以て之を支辨すること。綱領。皇室を尊崇し、團體を辨へ、忠孝の大義を全ふること。一、規律節制を恪守し、服從協同の徳義を重んずること。一、智徳を修め、體力を練り、敢爲進取の氣象を養ふこと。規約。一、神社佛閣を尊び、敬神崇祖の念を養ふべきこと。二、長上を敬ひ幼者を勞り朋友に信なるべきこと。三、常に謙讓を重んじ和衷を旨とし、苟も我意放縱に流るべからざること。四、進んで人の難に赴き、好んで公共の爲に盡すべきこと。五、常に學術を研き世の進運に後れざらんことを心がくべきこと。六、武道を勵み運動を盛んにし、以て心身の健全をはかるべきこと。七、常に廉恥を重んじ禮儀を守り、言動を慎むべきこと。八、勤勞を重んじ職務に忠實なるべきこと。九、常に儉素を旨とし簡易の生活をなすべきこと。十、常に團則を重んじ國の名譽を發揚するにつとむべきこと。右條々堅く相守り誓て違背仲間敷 依て宣誓候也。

上記の旨趣を尊重し、善良なる公民たるの素地を涵養せんがため、好んで本團員を切望し設立せる郡内町村の狀態を列擧する左に。

岩出山町青年團。本團は從來事業を目的として各部落毎に設けられたる青年會を、大正四年九月内務文部兩大臣の訓令によりて統一し修養を主體とする團體となし同時に青年團と改名したり、従つて組織も修養に適する如く年齢を限り事業亦左の如く修養を主となせり。創立以來小學校長を團長に推薦して今日に至る。

- 一、教育勅語・戊申詔書・陸海軍人に賜はりたる勅諭其の他緊要なる詔勅の奉讀。
- 二、補習教育・講演會・新聞雜誌圖書の閲讀。
- 三、教練・劍道・柔道・相撲・登山・遠足・見學・旅行・運動會等。
- 四、本團の目的を達成する適當なる事業。

岩出山小學校同窓會。本會の創設は記録なきにより確實ならざれども、明治三十三年八月三日に第十一回總會を開

催せる記録に依れば、明治二十年代の設けにあらざりと思はる。爾來毎年一回總會を開催し會員の懇親を旨とし互に氣脈を通じ、指導誘掖し以て會員の發展を期せしが、明治四十三年の大水害によりて總會を開く能はざりしに、起因して大正四年まで中止の觀ありたり。大正四年會員の奮起により復活し年一回の總會を開きて現時に至る其の間大正六年會則の變更あり又母校開校四十五年記念式に於て本會の基本金を積立てたり。

鬼首村青年團。大正五年八月五日内務文部兩大臣之訓示に基き創立せる所にして、鬼首村在任の青年を以て團員となし、團員相互の心身の修養鍛練を計り健全なる國民善良なる公民たる素地を養はんとする機關なり、創立當時は團員數僅かに二十六名なりしが其の後毎年入退團者ありて多少の増減ありて、現任は五十三名の團員を有せり、經費は團員の勤勞による所得を據出し、又村費より若干(大正十四年度壹百圓)の補助を仰ぎ、更に地方有志よりの寄附等によりて支辨す。團員の大部分は本村農業補習學校生徒にして、小學校を中心として心身の鍛練、智識の開發にいそしむと共ニ團員共同して一村の爲、社會の爲、奉仕的作業に従事する等、漸次地方の良風美俗をなすの原動力をなさしめつゝあり。鳴子町青年團。大正五年七月の設立にして、事業並に行事の概般を摘記するに。一、補習教育。夜學會。談話會。壯丁補習教育。二、体育。運動會。遠足行運。擊劍練習會。角力。スキー。三、その他。圖書閱覽。新誌廻覽。名士講演聽講加工品展覽會にして現在團員數は六十二名あり、團長は歴代校長これに當り、副團長は高橋千賀良、鳴子小學校男職員、全部教監として其の指導に任ず。

鳴子少年赤十字團。本團は大正十三年十一月二十日發團式を舉げ、尋常五年以上の男女兒童を組織し、其の目的は日本赤十字社少年赤十字團の趣旨に基き、健康の保全及増進國民精神の理解及體得赤十字博愛の養成を圖るにあり。川渡村青年團。大正五年三月本村黒崎・野際・鍛冶谷澤・上川原・川渡・赤湯・六部落の青年を以て組織し、温泉



村大口青年團と稱し事務所を大口小學校内に置く、十年温泉村分團と同時に川渡村青年團に改む。團長郡山勇治指導の任に當り同年館内儀平團長となり、七年四月中鉢勇吉團長に就任、十年十二月中鉢勇吉眞山小學校長に轉ずるや、藤村醇大崎小學校長本團長となり、大正十四年三月藤村團長大崎小學校に轉じ、同月眞山小學校長中鉢勇吉再び本團長に就任。

上野目青年團。大正五年七月十八日上野目小學校内に設立し、更らに六部に區分し各部に男職員中より一名を教監とし部の指導訓練に任じ且團員中より幹事を部毎に選舉せしめ配置補助せしむ、九十七名の(昭和三年九月十四日現在)團員にして年齢十四年以上滿二十才以下(廿一年以上、廿五年以下は團友とす)團長を上野政に推し團員の心身を修養鍛鍊し健全なる國民、善良なる公民たるの素地を養ふを以て目的とす。指導者男教員・村當局・軍人分會・警察官吏・村内有志。經費村補助二〇圓及び寄附金、團員醜出金とす。修養に關する施設。

- 一、補習教育へ補習學校と聯合。
- 二、壯丁補習教育、壯丁検査前十日間。
- 三、体育・劍道・登山・旅行・運動會(補助學校と聯合)。
- 四、圖書館の利用。
- 五、見學農事の實地指導品評會。
- 六、講演會。講習會。辯論會。
- 七、協同作業、社會奉仕

上野目向上會。明治三十九年九月八日創立、會員九十六名に達し、會長上野目小學校長副會長結城良三郎を推戴す大正十年九月二十日會則を修正し、更らに十五年四月廿八日、五月九日會則第六條を更正し(會則略す)教育勸語、戊申詔書の御趣旨を奉戴し相互の和親を計り知徳を研き勤儉の精神を涵養し協心以て地方改良の任に當るを以て目的とすその事業の項目植林の一斑を掲ぐる左に。

- 事業。一、民力涵養實行要目の躬行。
  - 二、兒童教育及青年處女の補習教育並に男女青年團に關する事業の後援。
  - 三、實業講話並に講習會。
  - 四、視察及見學。
  - 五、諸種の品評會。
  - 六、植林。
  - 七、貯蓄。
  - 八、公共事業の援助。
  - 九、地方惡風の矯正良習の助長。
  - 十、宣言規約の勵行。
- 植林 明治四十三年四月以來實施植林地(村有地借入)左の如し。

- 一、栗村上野目赤濠園 五二 山林反別 三反三畝步 實測 五反步、同土橋園 二 二反三畝十七步、二反步 同安養寺園山林反別
- 二反步、實測 二反五畝步、同安養寺園 三一 山林反別 六反四畝七步、實測 七反五畝步、
- 資産。一、植林 杉 一千九百本、松 五百本。 二、現金 七〇圓。

上野目小學校同窓會。昭和二年八月二十日創立、一ノ坪佐々木侑、佐々木峻兩君の熱誠奮闘の結果により之を組織し會員の親睦、母校の事業後援、舊師に對する謝恩を目的とす毎年一回總會開催。基金造成のため會費一人につき年三十錢を七百五十人の會員より醜集す。(資産現金八圓)會長石田千吉、副會長布塚廉造、結城しまよとす。

眞山村青年團。明治二十八年十月三十日唯一の修養機關として當時小學校長眞山甚三郎率先して眞山村青年會を組織す、希望貳拾有餘名を收容するにすぎざりき、爾來幾星霜を閱する間、一時は有名無實の状態に陥りたるの觀あることありしも、四十年三月其の組織を擴張し、年齢範圍を三十歳までとし、村一圓に渡つて收容し、身心の修養を兼ねて事業團體なりき、後會則を修正し小學校長を以て會長に囑托し、各部落に支部を設け青年より互選により支部長を選出せしめ、専ら成績向上に努力に努めしが、漸次上進し翌年十二月本縣知事より選賞せらる。延て大正四年九月内務文部兩省の訓令に則り組織を變更、其の要綱に副はんが爲二十歳以上を團友とし、以下十二歳までを以て正團員とし、同年十一月發團式舉行し専ら修養に励め來たりしが、本郡長より訓練並に體育方面の成績優良なるを以て、大正八年十月第二等賞、同九年十月第一等の賞狀並に獎勵金を授與せられ、翌十年二月十一日の吉辰に際し更に本縣知事より選獎授付與され、現在團員數九十五名ありて共同一致成績向上事業の發展勗勉努力しつゝあり。

東大崎村青年團。大正五年五月二十六日を以て組織せられ團員九十四名、大崎小學校を以て事務所とす、經費百八十圓、各種事業を經營し成績極めて優秀なり。



西大崎村青年團。沿革。明治四十三年に設立せる從來の青年會を、大正五年五月に至り文部内務の兩省訓令に基き組織を變更して西大崎青年團と稱す、大正十年九月南澤青年團を併せ西大崎村青年團と改稱して今日に至る。歴代團長。宮本藤三郎 自大正五年五月至同八年五月。佐々木武一同自大正八年六月至十年三月。佐々木鷲三郎 同自大正十年四月至昭和二年五月。遊佐廣 同自昭和二年六月。

組織。本團は西大崎村内に居住する義務教育修了者にして滿二十五年未滿の青年を以て組織し、村内に五部を置く、北部分團（下野目中區）南部分團（下野目南區）南澤分團（南澤東區）中里分團（南澤西區）川北分團（下野目北區）。事業。青年をして健全なる國民善良なる公民たるの素質を得しむるにあり、隨て團體員をして忠孝の本義を体し、品性の向上を圖り体力を増進し實際生活に適切なる知能を研き、剛健勤勉克く國家の進運を扶持する精神と素質とを養成せしめんが爲め次の事業を行ふ。

- イ、補習教育。（修身）公民・國語・算術・農業・地理・國史・理科。（講演會）講習會・辯論會・見學視察。
  - ロ、訓育。（實行要目）時間勵行・出席勵行・奉仕勤勞。（檢閲）敬神崇祖・共同作業・團員互助・修養講話・一夜修養。
  - ハ、体育。体育講話・身体検査・講習會・運動會・体育競技會。
- 維持方法 本團は基本金九百七拾圓を有するを以て之より生ずる利子並に團員の共同作業によりての所得を以て維持す。

### 五、處女會

女子教育の補習機關を設置し、良妻賢母の泉源を涵養し實質健剛の國民性を助長せしむる、恰も前記の青年團に比し軒輕なからしむ。大正十年六月十六日力石本縣知事青年團訓令を發し同年七月七日本縣内務部は本郡長に處女會の組織を勸誘せらる、全文を轉錄する下に。

教第五〇一七號 大正十年七月七日

内務部長

青年團と處女會は之をして並進せしむるの要あるは勿論の儀に有之候得共、縣下處女會の現狀は形實共に乍遺憾青年團の進歩に比肩すべきも無之是れ畢竟縣下の情勢上先づ力を青年團の經營に傾注し、而して手の未だ處女會に及ばざるの致す所にして誠に已むを得ざる儀と被存候。然れども時勢は最早現在の儘にて経過するを許さざる状態に有之、即ち別紙處女會の組織並に指導に關する要項を制定せらるゝに至りたる所以に候間、爾今之に準據して處女會の施設經營に従事し、以て之をして青年團と並進して後れしめざる様御盡力相成度此段命に由り申進候也。追て來る八月中に組織を完了し、同時に會則を添へ御報告相成様致度申添候。宮城縣處女會組織及指導要項。一、處女會の目的は處女をして國家的觀念の下に家庭を治め、子女を教育し又社會的に活動する女子の使命を現實すべき修養を爲さしむるに在り。二、處女會は、市町村を範圍として組織し、而して部落又は通學區毎に分會を置くを得。郡及縣には聯合處女會を置き、郡又は縣下處女會を統監す。三、處女會員の資格は、義務教育終了後結婚迄のもの、乃ち十二才乃至二十才の者たるべし。但し特別會員として二十五才迄の者を加へ、之をして會の援助輔導に任せしむるを得。四、處女會の機關を定むる事左の如し。イ、會長及副會長各一。ロ、分會長（分會の設置したる場合）。理事其他必要の役員若干。ハ、評議員若干。五、處女會の經費は會員の勤勞、或は有志の寄附に因りて得たるものを以て支辨する例とす。六、第一項の目的を達する爲め、處女會の行ふべき事業左の如し。

イ、補習教育、年間を通じて組織的系統的に教授するを例とし、而して其科目は修身・國語・習字・珠算・手藝・裁縫・作法・家事・實業等各地方に順應する教材を選び、以て學用的智識技能を授けると同時に女子の人格教養に資すること。ロ、訓練、規約又は實行要目を制定して實踐躬行を圖り、又は共同事業を起し其他公益事業風化事業等に盡瘁し、以て社會奉仕の精神を發揮せしむること。ハ、體育、一方に於て運動會競技會遠足等を舉行し、他方に於て生理・衛生・思想の發達普及を圖るの施設を爲すこと。ニ、娛樂事業、娛樂は會員の趣味を向上し、相互の交際を醇化し、又地方の生活を美化するを目的とし、適應の施設を爲すこと。七、處女會指導者、處女會は處女の教育機關にして、又其修養機關たるべく、即ち學校教育の延長と見做すを得、是の故に之が指導の中心人物は能く當該地方の實情に通じ、處女の個性に就て相當の了解あり、又同情心に富める所の小學校長及女教員ならざるべからず、而して是等指導者の取るべき方針は、一に前第六項の事業を發達進歩せしむるに在るを要す。

岩出山町女子青年團。大正四年内務文部兩大臣の訓令に基き男子の修養機關として青年團組織せられたり、之に願



みて女子の修養機關として大正六年處女會を設けらる。其の目的も青年團の如く修養を主とし、心身の修練健全なる婦人良妻賢母たるの素地を涵養することを目的となせり、事業組織も亦青年團のそれに準じたり。昭和二年本縣に於ても男子青年團に準じ縣内を統一し、本縣女子青年團を組織するに當りて、各處女會の名稱を改めて女子青年團と稱せしめたり。創設以來小學校長團長となり年中行事を設定して所期の目的達成に努力しつゝあり。

岩出山町主婦會。本會は大正十年三月十八日の創設に係り主婦の修養により其の天職を十分に發揮し、兼ねて處女及び兒童教育の助長發達を期するを目的として、一、兒童の家庭教育法 二、學校卒業後の處女教育法 三、家庭改良法 四、生活改善法 五、婦徳の修養等の事業を行ふものとす。

鬼首村處女會。男子の青年團と併進すべく小學校卒業後の女子の修養機關として大正七年二月十七日創立せるものにして、農閑期に家事裁縫等の講習をなし、毎月の如く休日を利用して學校に集り各種の講演を聴く等會員相互に修養にいそしみ一村風教の向上を目的となしつゝ、相當の効果をあげつゝあり。現在會員(大正十四年四月)三十三名あり。經費は會員の據出と村よりの補助金とによりて支辨す大正十四年度の補助額三十五圓會員の負擔額十七圓なり。

鳴子町處女團。本團の設立は大正六年十月三十一日にして團長は歴代校長副團長は歴代首席訓導是に當女子教員は教監として團員の指導に任ず。事業及行事は青年團と大同小異にして作法講習會並に編物講習會を開きたる事あり。

川渡村 處女會。大正七年四月設立認可され温泉村大口處女會と稱し事務所を大口小學校に置き中鉢勉吉會長たりしが大正十年分村と共に川渡村處女會と改稱するに至れり。

一栗村女子青年團。本團の前身は處女會と稱し大正七年八月十五日の創立に大正十五年十一月十一日内務、文部兩省の訓令に基き組織と内容を改め昭和二年三月改稱して現時に及ぶ。事務所を一栗村役場内に置き、團長狩野なよ、上

野目支部長中鉢ちとみ、池月支部長近江しげをとす。

目的 團員の心身の修養を主とし健全なる國民として良妻賢母たるの素地を養ふを以て目的とす。事業 補習教育・講習會・講演會・見學旅行・体育・娛樂其他本團の目的を達成するに必要な事項。經費 贈出金、村費補助二〇圓(昭和三年度) 資産 現金三圓八十錢。團員年齢 義務教育終了より滿廿五才迄の未婚者を正團員とし既婚の爲退團の者又は年齢二十五才以上の希望者を團友とす。

上野目主婦會。創立大正十四年一月廿六日。主婦相互の親睦修養を圖り子女教養家庭改良の實を擧げ兼ねて學校家庭の聯絡提携を密接ならしむるを目的とす。

事業 懇談會・講習會・講演會・視察旅行・學校教育援助・社會奉仕。經費 會費・村費補助十五圓(昭和三年度) 資産 現金九十七圓。會員數 二百二十九名。會長 佐藤留藏・遊佐廣・現會長上野孜。

東大崎村主婦會。大正十四年五月十二日の創設にかゝり本村内主婦を以て會員とし會員百九十八名を有し事務所を大崎小學校に置く。會費四十圓を計上し教育の後援地方風紀、生活の改善を目的とす會長を藤村小學校長とす。

東大崎村處女會。大正元年四月廿日日本村内處女を以て組織せられ會五十八名を有す。自己の修養を主とし會長を藤村小學校長とす。

西大崎村處女會。沿革。大正七年三月二日西大崎村下野目部落の處女を以て組織設立し西大崎處女會と稱す。大正十年八月十九日會則を修正して西大崎村内の處女を以て會員となし、西大崎村處女會と改稱して現在に至る。昭和二年二月十一日平素智徳の修養に努め其成績顯著の廉を以て宮城縣知事より金五拾圓を添へ表彰せらる。

歴代會長。宮本藤三郎 自大正七年三月 至同八年五月。佐々木武一 同自大正八年六月 至同十年三月。佐々木鷲三郎 同自同十年四月 至昭和二年五月。遊佐廣 同自昭和二年六月。副會長。新妻磨 同自大正七年三月 至同八年六月 坪井互理



同自大正八年八月同至同九年三月。館内ひき同自同九年八月同至同十五年三月。岸慶信 同自昭和二年四月。會員數。大正七年二十八名 八年不明 九年十三名 十年十六名 十一年五十八名 十二年六十一名 十三年七十八名 十四年六十名 十五年六十二名 昭和二年六十四名。

事業。本會は國家觀念の下に家庭を治め子女を教育し、社會的に活動する女子の使命を實現すべき修養を積ましむるを以て目的となし、其目的を達成せんがため教育勸語、戊申詔書其他詔書及令旨の御趣旨を奉戴して次の事項を行ふものとす。

イ、補習教育。修身・國語・珠算・農業・家事・裁縫・作法・講演會・講習會・視察見學。

ロ、訓育。實行規約の勵行。生活改善への實際訓練。敬神・崇祖・敬老。互助共同・公益奉仕。

ハ、体育。体育獎勵と講話。運動會・遠足。

ニ、娛樂。趣味の向上と農村生活の美化。活動寫真會・舞踊會。

維持法。村費補助・基本金利子・寄附金・會員の共同勤勞の所得等によりて維持するものとす。基金壹百圓、村費補助金四拾圓

西大崎村主婦會。沿革。本會は昭和二年三月六日の創立にして西大崎村内の主婦を以て組織し現に二百四十三名の會員を有す。

歴代會長 副會長。會長佐々木鷲三郎・同遊佐廣・副會長松坂すへの。

事業。本會は學校家庭の連絡を圖り、兒童教育處女教育の進展を期し且互助協力以て婦徳の修養生活の改善を圖るため次の事業を行ふ。

小學校在學兒童及村内處女の教育保護獎勵。講演會、講習會、視察。小學校教育施設の後援。主婦相互の親睦、生活の改善

其他本會の目的を達するに必要な事項。本會は會費「年二十錢」及寄附金を以て維持經營するものとす。

### 六、青年訓練

青年訓練と文相の訓令。大正十五年四月二十日、文部省は今回青年訓練所令及び規程公布に伴ひ、岡田文部大臣は地方

長官へ左の訓令を發せり。

一、青年訓練の結果は、兵役に服する者に對し、在營年限の短縮に伴ふが故に、國家産業の進展に及ぼすべき、効果も頗る大なるべし。一、本訓練の期間を四年とし、入所期日を毎年一月としたるは、入營期を顧慮したるによる。故に中途入所する者に就ては特にその事情を精査すべし。一、訓練項目は別にその要旨を明かにすべし、之が運用に就ては徒に専門的知識を與へんとするが如き、弊に陥ることなるべし。一、訓練の時期に關しては、青年の生業を妨げざることを期すべし。一、本施設は四年を通じて、持續的に訓練を行ふを本旨とす。一、相當の素養あるものに對しては、一部の項目を免除するの途を開きたるも、修身及公民科並に教練は、他の項目と同一に取扱ふべきものにあらざるを以て、特に定むる場合の外は之を缺くことなかるべし。一、本施設は寧ろ實業補習教育を補充促進すべきものなり。一、義務教育終了者に對しては、なるべく高等小學校又は實業補習學校等に入學することを獎勵し、以て本施設の趣旨を達成すべし。一、本施設は市町村等に、之を強制するの趣旨にあらずと雖も、許す限り進んで之が普及發達に努むべく、或は青年團の後援により、或は青年使備者等の協力にまち、以てその徹底を期すべし。

岩出山町青年訓練所。青年訓練所令によりて大正十五年七月創設にして沿革概要左に。

須藤規主事となり高橋徳三郎・富岡秀二・大内順男指導員となれり。昭和三年四月高橋徳三郎退職し森政吉之に代る。昭和四年三月更に指導員として神正雄・後藤三郎・館内秀治任命せらる現在の生徒數示せば、一年一八人 二年一三人 三年一四人 四年一人計 五五人。

川渡村青年訓練所。大正十五年七月一日に開設せり、沿革概要左に。

大正十五年六月二十八日附を以て現川渡小學校長中鉢勇吉任命せられて川渡村青年訓練所主事となるや同年七月一日を以て開設す同時に訓練指導員として本村在郷軍人分會長高橋岩治郎及高橋清壽の二名並に普通科公民科指導員として遊佐兼彦・菅原晴雄・高橋謙次郎の三名任命になる。而して當時の生徒數は四八名なりき。昭和三年三月高橋謙次郎退職同年三月遊佐兼彦休職のため大場萬吉・中鉢政之助・遊佐運義の三氏就任現在に至る。



鬼首村青年訓練所。 補習學校に置く沿革概要左に。 勅令第七〇號及文部省令第十六號の規程に基き、玉造鬼首村青年訓練所と稱し、大正十五年七月一日鬼首村農業

開設と同時に時の補習學校長後藤直哉就任し。 現門傳勝衛に至る。 指導員兼主事門傳勝衛(小學校長、農業補習學校長)指導員大内道夫(小學校訓導)高橋盛一(小學校訓導)高橋廣喜(歩兵上等兵)遠藤修(歩兵上等兵)

眞山村青年訓練所。 青年訓練令所に基き大正十五年七月一日開所したるものにして、眞山小學校長古川廣嘉主事を囑託せられ、佐々木金治外數名指導員たり。 昭和二年七月三十一日古川主事遠田郡小里小學校に轉任したるを以て、後任校長阿部整志同年八月二十七日附主事を囑託せらる。

現任指導氏名。 佐々木金治・高橋徹・東條綾治郎・村岡文雄・藤澤實・佐々木文内・佐藤義藏。  
現在生徒數(昭和四年四月現在) 一年次 三七名 二年次 一九 三年次 一七 四年次 一五 合計 八八名

上野目青年訓練所。 創立大正十五年七月一日。 大正十五年四月二十日文部省令第十六號青年訓練所規定第十三條により青年訓練所設置の認可申請をなし同年八月十三日縣告示第四七七號を以て認可を受く。

設置認可年月日	市町村	名	稱	位	置	概數	開設年月日
大正十五年六月廿三日	一栗村	池月青訓	池月農補			七四	大正十五年七月一日
		上野目青訓	上野目農補校			七〇	七月一日

主事池月青年訓練所 佐々木龜吉・門脇強(現職) 上野目青年訓練所遊佐廣・上野孜(現職) 教練指導員陸軍歩兵上等兵鈴木壽  
陸軍歩兵上等兵中鉢國之助。

經費 四三九圓(兩訓練所分を掲記)内譯 三二〇圓 手當 五〇圓 雜給 六九圓 需用費

東大崎村青年訓練所。 本所の開設は大正十五年七月一日なりき。

西大崎村青年訓練所。 本所は大正十五年四月二十日附公布の勅令第七〇號青年訓練所令に基つき、青年の心身を鍛

鍊して國民たるの資質を向上せしむるため、大正十五年六月二十九日を以て設置し西大崎村青年訓練所と稱し西大崎農業補習學校に併置し、川北・中里の二ヶ所に分所を置く、同年七月一日を以て開所し佐々木鷲三郎主事となる、昭和二年五月佐々木主事退職同年遊佐廣主事となり今日に至る。

經費。 昭和元年度 三〇〇圓 昭和二年度 三三九圓 昭和三年度 三〇〇圓。  
生徒數。 昭和元年度 八八名 昭和二年度 九一名 昭和三年度 九八名。

一栗村在郷軍人分會。 明治四十三年創立し其後記録の徴すべきものなしと雖大正六年以降は毎年交互に池月上野目兩小學校に、於て總會を開く。

事業。 從來柔劍術の練習試合・水田共同試作等の事業を實施せしも近年に至りて中絶したり又鷺目區の民有地六町歩を借入して植林事業を經營し杉二四〇〇〇本の植立ありしが昭和三年春火災に遇ひ約二町歩五〇〇〇本を残して灰燼に歸せり今これか恢復に努力せんとするの計畫あり。

分會長高橋政治。 副會長安倍春雄。 同今野清作。 理事石上常吉・同佐々木明。 監事大家英楠・同今野喜六。 第一班長竹中連。 第二同大沼長三。 第三同中鉢國之助。 第四同鈴木壽。 第一副會長藤昇司。 第二同岡本幸夫。 第三同大沼猛。 第四同高橋謙吉。

西大崎村在郷軍人分會。 明治三十九年本村在郷軍人團を組織し、小野大新團長となる明治四十二年十一月三日在郷軍人分會と改稱 同四十四年一月一日小野會長退職岡田芳之助會長となる。 大正八年八月廿日岡田會長退職千葉好造會長となり現在に至る。 歴代分會長左の如し

小野大新 就任自明治卅九年退職至明治四十三年十二月卅一日。 岡田芳之助 同自同四十四年一月一日同至大正九年八月十九日  
千葉好造 同自大正九年八月廿日。  
會の維持方法。 基本金壹千貳百五拾圓、右金の利子並に本會員の共同勞作による所得並に寄附金等により本會の維持を計る、基金は大正九年に造成したるものにして其の後年々未教育補充兵に對し徽章及奉公袋を支給しつゝあり。



# 第十章 宗 教

## 第一節 神 社

### 一、概 説

敬神尊祖は治國安民の要道にして復た教化の源泉なり。詳言すれば、洪裕洋溢の意義を根帶とせる道德的一種の教化團體にして、一、祖神として祀れるもの、二、御偉績を追念し又功績を簇表して祀れるもの、三、神驗顯著なるに因りて祀れるもの、四、崇答を鎮謝せんがため祀れるものを祭神と崇め奉るがため、清楚簡朴を旨とする神社を造營して神威の森嚴を彌増顯揚せるは史實の証する所なり。

時勢の變遷により神社造營の建築様式に作法も隨伴せるが如き跡あり、大古は大神造・神明造・住吉造・大鳥造の構造なりしも、中世紀に至りて春日造・流造に轉じ、後ちや、複雑なる八幡造・日吉造・權現造に移り、更らに兩部神道の流行に連れ、様式一變して鳥居・玉垣の外に樓門・廻廊又は種々なる堂塔が建設せられて設備裝飾殆んど伽藍式に酷似するに至る。宮殿神社の建築様式に幾多の變遷ありしは寧ろ敬神思想の濃厚を表示するものと謂ふを得べし。

醍醐天皇延喜八年(一五六七)延喜格式を制して天神地祇の神格を定む、神名帳に陸奥國を一百座と爲し、更らに大神十五座小社八十五座と爲す。而して玉造郡に小社三社を奉祀す。即ち温泉神社・温泉石神社・荒雄河神社の三座は之なり。保田光則著の新撰陸奥風土記左の如く列記せり。

- 一、温泉「ゆの」神社。鳴子村鳴子の温泉の側に在り、是なるべし、略にも然云。
- 一、荒雄河「あらをかほの」神社。一ノ追鬼首村の荒湯の湯より流くる川なり、上宮村に在り、郷人三十六所明神と申す。
- 一、温泉石「ゆいしの」神社。大口村川渡(かはたび)といふ所にあり、温泉を川渡の湯と云。

上記の三社は式内社格の神社なり、爾かあれど時勢の變遷に又崇敬者の離合により榮枯盛衰興亡存廢の遺蹟は豈菅玉造郡のみにはあらざるべし、例証を日本帝國統計年鑑に徴せん乎、官幣大社以下境外無格社にして、大正元年より十二年に互り一萬七千社をば廢亡せられたり、參證左表の如し。

官 幣	官 幣		國 幣		官 幣		國 幣	
	大社	中社	小社	別格官幣	大社	中社	小社	府縣社
大正元年末	三	三	三	一	一	二	五九〇	三、四七
同十二年末	三	三	三	一	一	二	七八〇	三、四七

格式規程は現行法によりて興廢ありと雖も、十二ヶ年内に國幣大社の興るもの五社、村社にして郷社に昇格するもの二十七社なりとするも尙且つ一千七十一社の村社と、又無格社の一萬千三百三十四社の廢滅は、國民思想上看過し難きものあるが如く想はる。試みに昭和四年を溯る一百五十五年安永二年風土記書出に玉造郡内鎮座せる神社を録せり左に。

風土記書出。神社。鳴子。湯本湯泉之神社。但奥州百座之内、往古より之神社に御座候、何ヶ年以前より祭り候哉録記等も無御座候。別當羽黒流修驗同郡大口村行藏院、地主鳴子村湯木屋敷御湯守勘左衛門事十左衛門、祭日八月八日、本社八尺間二間四面巽向き鳥居東向額並拜殿長床御寄等無御座候、御坂は石の階橋幅四尺長三間。中山山神社、但別當右行藏院、地主は鳴子村中山町檢斷清左衛門、社間敷六尺間二間四面、鳥居社共に南向長床拜殿御寄付無御座候、御坂は石の階橋幅四尺長十間。祭日九月十日、録記等無御座候、横額大場宮泉筆。中屋敷山神社。但別當右行藏院、地主は同村御百姓茂兵衛、社は六尺間一間四面鳥居共に南向、額並長床拜殿御寄附無御座候、祭日九月十二日に御座候。湯元熊野權現之社。但別當右行藏院、地主同村御百姓三郎



次、社は一間四面東向、額並長床拜殿鳥居御寄附無御座候。祭日九月十四日に御座候。岩淵藏王權現。但別當右行藏院、地主は同村御百姓五郎右衛門、社は長一丈一尺八寸横八尺鳥居共に異向、右の階橋長七間幅四尺、祭日六月十五日、額並長床拜殿御寄附無御座候。尿前小金成羽黒權現。但無御堂施主導師相知不申、別當右行藏院、無祭日、内藏様御林之内に御立被成候。花淵嶽山月山權現。但別當行藏院、祭日九月九日、社並鳥居長床拜殿御寄附共に嶽山故無御座候。葉山羽山權現。但別當本山派修驗同郡大口村大寶院、御堂東向高さ三尺幅二尺石室、額長床拜殿無御寄附、祭日十月八日。名生定。大明神稻荷明神。但別當地主良元院。祭日九月廿九日、宮一間半四面南向。黒崎天神。別當良元院地主善左衛門、祭日八月廿五日、宮一間四面ほくら東向田中山神。但別當良元院地主助十郎、祭日十月朔日、宮一間四面南向。西屋敷北天神。但別當良元院地主八右衛門、祭日八月廿五日、宮一間半四面東向。尿屋敷北月山權現。但別當良元院地主孫左衛門、祭日九月十九日、宮一間半四面南向、和田屋敷上宇佐八幡。但別當良元院地主利窓左衛門、祭日八月十五日、宮一間半四面東向。大口。河度湯泉社。但御宮四尺四面鳥井共北向、別當同村羽黒派山伏行藏院地主同村御百姓治左衛門、祭禮九月八日。さる花山神社。但御宮少之ほくら東向、祭禮日十月十二日、別當右行藏院地主同村御百姓久兵衛。道ばた住吉明神社。但御宮三尺四面南向、祭禮日九月九日、別當行藏院地主同村御百姓惣兵衛、湯神森湯泉社。但御宮四尺四面鳥井共北向、祭禮日四月八日、別當右行藏院地主同村御百姓惣兵衛。湯ノ上湯泉社、但御宮二間四面鳥井共南向、祭禮日九月八日、別當右行藏院地主同村御百姓新助鍛冶屋敷明神社。但御宮少之ほくら北向、祭禮日九月九日、別當右行藏院地主御百姓吉右衛門。道端山神社。但御宮少之ほくら南向、祭禮日九月十二日、別當行藏院地主同村御百姓惣吉。高場山神社。但御宮少之ほくら南向、祭禮日九月十二日、別當行藏院地主同村御百姓善兵衛。關高明神社。但御宮二間四面少之拜殿鳥井共南向、祭禮日九月廿九日、別當行藏院地主同村御百姓彌三郎。坊ノ平牛頭天王社。但御宮一間四面鳥井共東向、祭禮日六月十四日、別當右行藏院地主同村御百姓吉五郎。はなれ森神山權現社。但御宮七尺四方東向、祭禮日九月十九日、別當右行藏院地主同村御百姓彦三郎、赤梅白山權現社。但御宮一間四面南向、祭禮日九月八日、別當右行藏院地主同村御百姓八。上ノ原御百姓勘六。町ノ上山神社。但御宮少之ほくら南向、祭禮日十月十二日、別當同村山伏羽黒派善教坊地主同村御百姓八。上ノ原八幡社。但御宮長サ一間半横一間鳥井南向、祭禮日八月十五日、別當右善教坊地主同村御百姓彦三郎。高翁山神社。但御宮少之ほくら南向、祭禮日九月十二日、別當右善教坊地主同村御百姓久左衛門。修理森山神社。御宮一間四面南向、祭禮日九月十二日、

別當右善教坊地主同村御百姓庄右衛門與半右衛門跡地。清水ノ上明神社。但御宮二間四面南向、祭禮日九月廿九日、別當右善教坊地主同村御百姓伊三郎。いと 熊野權現社。但御宮一間四面南向、祭禮日九月九日別當右善教坊地主同村御百姓助右衛門。屏敷上山山權現社。但御宮一間四面鳥井共南向、祭禮日九月十九日、別當善教坊地主同村御百姓小三郎。追録。川度石神。石神社書出玉造郡大口村肝入兵衛。但當時御宮無御座候鳥居計り、當時御百姓湯字治左衛門田地之内に御立被成置候に付同人持前に御座候。御神跡廻リ二丈余之大石御座候、祭日三月廿二日七月廿二日、一村之者共鎮守に仕參詣仕候に付御足輕衆兩人御村より組頭兩人被相付繫古(編云警固の誤字歟)仕候事。一右祭日鹽釜藤塚塚雅樂様御湯治に御出被成置候處、右石神者出石出湯之神社と延喜式神名記に御座候由、當秋田邊良輔様御廻村之節可申上由被仰渡候而如斯に治左衛門申上候事。右之通此度風土記御用に付神社書上仕候處石神社先年より書上落に罷成居候に付、此度書上申度段治左衛門願申上候而如斯書上仕候以上、安永二年十月。上眞山 田子谷館之内八幡宮、別當栗原郡荻生田村壽命院、但御宮五尺四面東向鳥井在り、祭日八月十五日額無御座候。秋葉山社。但寺中に有之達而祭日等無御座候。成田。宮田天神社。但御宮少し之石の小社在り、鳥居小社共南向御村鎮守、祭禮三月廿五日、別當同郡岩出山山伏楊仙院、昔者大崎義高(隆)之御時代大社に御座候由、義高公御落城之後、社地宮田と申のりにて御田地に罷成候由申傳候。右土地よりやねかわらのかけ等掘出し申事も御座候。伏見。土淵三十六所權現。二間四面、但別當志田郡耳取村山伏金剛院、祭日九月九日、鳥居未申之方へ向へ本社南面田中地藏田愛宕地藏權現。九尺四面、但別當右同斷、祭日九月廿四日、鳥居本社共に南向。上伏見寶籠權現。九尺四面、但別當右同斷、祭日三月廿八日八月廿八日南向。御所館稻荷明神。三尺四面、但別當右同斷、祭日九月廿九日。新田 夜鳥鹿鳥宮。東西三間南北二間半、内宮東西一間半南北二間。但別當玉造郡新田村山伏自明院、祭日四月十日、九月十日、鳥居本社共に南向、壺額鹿鳥宮と御座候筆者相知不申候。上宿熊野權現。一間四面、但別當右同斷、祭日九月九日鳥居本社共に南向。同天滿天神。東西三間南北二間、但別當右同斷、祭日八月廿五日、鳥井本社共南向。同天照大神。一間四面、但別當右同斷、祭日九月朔日、鳥井本社共に東向。名生。義隆館之内熊野權現。二間四面、但別當志田郡耳取村山伏金剛院、鳥井本社共に南向、本社に壺額一枚熊野權現と有り筆者法山主敬書と相見得申候。草飼原之内南堂權現。三尺四面、但別當右同斷本社南向。下野目。境屋敷八幡宮。但長三間横二間南向、祭日八月十五日、別當同郡岩出山本郷本山派山伏楊泉院。堂ノ口神明宮。但長二間横一間半東向、祭日九月十九日、別當無御座候、地主堂ノ口屋敷御



百姓文四郎。境浦山比沙門宮。三尺四面南向。祭日九月三日。別當同郡岩出山本郷山派山伏楊泉院地主境屋敷御百姓吉右衛門。賜目。畑中屋敷北牛頭天王。但別當上宮村明王院地主善六仲四郎。祭日六月十四日。宮五尺間二間四面南向。鳥井長床額等無御座候。新屋敷北雲南權現。但別當前同斷地主善之允。祭日四月十九日九月十九日。宮七尺間二間四面東向。鳥井長床額等無御座候。待井羽黑權現。但別當下一栗村明正院地主無御座候。祭日六月十五日。宮六尺間二間四面。長床一間半三間本堂長床共東向。鳥井額等無御座候。繪圖澤屋敷内新山權現。但別當前同斷地主八内。祭日九月十九日。宮ほくら南向。鳥井長床額等無御座候。上一栗。毘沙門。柏屋敷地萬右衛門。但右同人屋敷之内。宮南向二尺四面板葺。祭日九月九日。山の神。荒屋敷地主彌平次。但右同人地付山之内。宮辰已向二尺四面。別當同郡下一栗村修驗明正院。祭日九月十二日。荒はき權現。山下屋敷地主太郎左衛門。但同人屋敷之内。宮辰已向五尺四面葺葺。祭日九月十九日。子守權現。石川屋敷地主仲兵衛。但同人屋敷之内。宮辰已向二尺面板葺。祭日九月十九日。白山權現。竹の屋敷地主仲藏。但右同人屋敷之内ほくら南向わらにて年々仕替。祭日九月十九日。羽黑權現。清水屋敷地主孫四郎。但右同人地付之内。宮二尺四面板葺鳥居共に南向。別當同郡下一栗村修驗明正院。祭日九月廿五日。下一栗。古館八幡宮。但宮長三尺九寸横三尺四寸高五尺一寸南向鳥井高七尺五寸。祭日八月十五日。別經御村水吞羽黑派明正院。木下屋敷牛頭天王宮。但宮長七尺横六尺高九尺七寸東向鳥井高五尺。祭日六月十四日。別當無御座地主五右衛門。川原やしき神明宮。但宮長一間半横一間高八尺東向鳥井高六尺。祭日九月十六日。別當無御座地主孫四郎。熊やしき熊野權現。但宮二尺四寸四面高三尺東向。祭日九月九日。別當無御座地主利右衛門。上野目。雲南と申所雲南權現。但無宮同村御百姓清兵衛同地之内に御建被成候無別當。澤口屋敷四條權現。但無宮四條ヶ森に御建被成候。

二、町村別神社

大正十三年の調査せる玉造郡統計一覽に據れば、郡内に郷社二、村社十四無格社三を表示せり、郷社は岩出山町一栗村に各々一社、村社は東大崎村眞山村に各々四社、西大崎村に二社、一栗村川渡村鳴子町鬼首村に各々一社及び無格社一栗村に二、川渡村に一あり。神號祭神位置神苑社殿及び由緒沿革の概要を詳述する下記に如し。

【岩出山町】郷社八幡神社 所在 岩出山町下金澤園。祭神 應神天皇。勸請 年月を審にせず。社殿 間口三間一尺、奥行二間三尺。長床 間口四間一尺、奥行二間。(明治九年四月十八日燒失) 境内六千八百二十五坪、官有地第一種由緒 勸請年月を審にせずと雖、里人源義家の勸請なりと傳ふ。史と地勢を接するに前九年後三年の役に於て、往復一に當地を經由し次軍の根據地とせるが故に、出征には戰勝を祈り凱旋には報賽の誠を致し、豫て尊崇せる石清水八幡宮を當地に勸請せるや必せり。降て大崎氏伊達氏も亦尊崇せり、特に伊達政宗大崎土寇追討の際當社に祈願戰捷を得たるを以て崇敬厚く、平定後神殿を造營し且つ社領として高三貫文を寄進せり。明治五年村社に列し、社殿を修繕し明治十二年六月十六日郷社に昇格す。氏子 七百十戸。例祭 四月十五日。明治三十九年十一月廿八日村社愛宕神社無格社竹駒神社同神明社を合祀す。(參照口繪)

知行書。高三、文(目錄在別紙)下置不可有相違事依代々例如件 八幡宮 伊達支流 十世藤原邦直之印  
 八幡神社時鐘銘。 菩薩清涼月。遊於華竟空。衆生心水淨。菩提影現中。大日本國奧島路。玉造郡嚴出山八幡宮者。素氏家氏之先祖所安置於城西之靈社也。爾來星霜歷過者尙矣。當山陸遠裔前從三位權中納言政宗卿居之時。移瑞籬於此處者也。連枝之芳孫伊達氏霜臺藤原宗敏公廢壞且加修繕特鑄成一龜鐘以備寶殿之尤物。而專懇禱武威天運耳。鐘之功德不遑枚舉。古今在口碑者乎。恭惟。 當社者仲哀天皇第四皇子應神天皇也。又號八幡麻呂爲其神德也。元正天皇養老四年九月。異國襲來。九州日向並大隅幽大亂。朝廷祈宇佐神宮平寇賊。大神託曰。是戰其死傷多矣。我甚憐之。願寇平之後置放生諸國。所謂石清水放生會是也。又光仁帝子。桓武兄開成法師依靈驗問曰。八白爲誰乎。即以偈答曰得道以來不動惟八正道。垂權蹟能得解脫苦衆生。故號八幡大菩薩。云々。其神驗靈明不可勝計也。伏冀慈茲善信力。君臣共豐樂。子孫益殷昌。  
 銘曰。 神道通三際。仁風亘十方。發聲無動性。興願有呈祥。感昔拈華曉。報時落葉霜。正思惟所至。自地久天長。  
 寛文丙午歲月臘月二日。 奉行門士舟山甚左衛門近吉。監造安部二兵衛重信。治工早井孫吉定次。再住妙心現住覺範徹宗、徹宗(書) 愛宕神社。 祭神 軻遇突知命。元と岩出山町大學町園に鎮座ありしも明治三十九年十一月廿八日郷社八幡神社に合祀す。 由



緒 傳云。永祿二年六月神殿を再建し、爾後大崎義隆の一門氏家彈正修繕を加ふと。彈正滅後伊達政宗之を奉信し社領高一、五  
百文を寄進せり。文化元年三月野火延焼神殿烏有に歸し同年九月伊達彈正之を再建す。明治九年四月十八日再び野火の爲め神殿  
焼失し村民社殿を再築し同十二年六月村社に列す。氏子二百戸。

竹駒神社。祭神 宇賀魂命。本町にあり。明治三十九年十一月廿八日郷社八幡神社に合祀せり。信徒六十戸。

神明社。祭神 天照皇大神、本町下金澤園に鎮座す。明治三十九年十一月廿八日郷社八幡神社に合祀せり。由緒 奥羽七社の  
神明と稱するその一にして、康平四年源義家鍔金の鈴及劔を寄進せしが、文化年中賊の爲に窃取されたりと古老の口碑に傳ふ、  
明治九年四月十八日野火延焼神殿焼失し村民之を再建せり、信徒百戸。

風土記書出。 岩出山本郷 神主穴戸能登路峰寄。 天照皇大神宮。 蛭子大神宮一社。 但御本社二間一間半、拜殿二間三間蓋葺南

向、鳥居東向社地南北二百間余東西百六十間余御座候。右古來より、神明社地に御座候、先祖石見守天和三年京都へ罷登於 吉

田殿に官位仕、神明蛭子御神体勸請仕毎年四月十五日九月一日 御神事に御座候以上。元祖石見守友保、二代喜太夫三代七之丞、  
名乗相知不申候。四代久馬正保、五代主計幸保、六代當職能登路峰寄。

【鳴子町】 村社温泉神社 鳴子町湯元一、一五ノ一、同 一一五ノ二にあり。社地境内四九三坪。本社間口一六尺奥行一

五尺田字形、御尊像安置所此の建坪五坪八合、木葉葺、長家所間口一八尺奥行九尺此の建坪四坪五合。管理者占有者

氏名湯元遊佐勸左工門・大沼源藏・高野善兵工・熊谷彦治・遊佐武治。(参照口繪)

由緒傳説。 村社温泉神社は鳴子湯元瀧湯の裏手なる高燥なる台地にあり祭典は毎年秋季舊八月八日より三日間行はる、吉例の

奉納角力あり近郷近在は勿論、他府縣より所謂關取なるもの乗込み放棄の花角力あり、角力奉納の起原は文治五年源頼朝平泉藤原

泰衡征討に下降の砌戦勝を温泉神社に祈願し泰衡を討取り凱旋の際部下の勇士をして神前に角力はせしに基づく現に村社たり。

村社温泉神社之縁起(大沼源藏所藏)祭神は大己貴命少彦名命と傳ふ、延喜式玉造三社の一なり。

續日本後紀。 仁明天皇承和四年癸巳朔戊申陸奥國玉造塞温泉石神雷響震晝夜不止温泉河流其色如漿加以燒谷塞石崩更作新沼沸

聲如雷如此音怪不可勝討仍仰國司鎮謝災異教誘夷狄云々。

温泉石神社乃ち温泉神社なり、後幾くもなく陸奥出羽按察使より伴四騷擾の奏ありき、蓋し此の神社は承和以前に於て官民の崇敬  
する所なりしや必せり、偶靈感の現れ天災の前徴を示し給ひしにより朝廷殊に國司に命じて鎮謝の式典を行はしめたりと見ゆ。

正史に於て此の神社に關する記録は其の後見る所なく代實錄と貞觀五年十月庚申二十九日戊子の條に陸奥國勸九等鎮大島神勳十

等阿福麻水神無位杜鹿姫小結温泉神等並授從五位下云々と見ゆ。

以上は正史に見えたる温泉神社の記録にして延喜式と相俟て當神社の由緒を朝廷の記録の上に於て證明するものなり、此の神社

は貞觀十三年に正五位より從四位下に進められ、玉造郡なる温泉神社と出雲國意宇郡なる玉造湯神社とは互に關係あるもの如

し玉造の地名相同じく湯神社亦同じ而して祭神も亦同じく大己貴命なり其の間深遠なる因縁あるや疑なし即ち此の神の鎮座は出

雲の湯の神と合して上古兩神の天下を經營せられし時にあるべく奥州最古の靈神と言ふべし。然るに中古以後祭祀の典儀廢して

祠宇亦廢し明治七年八月村社に列せられたる時は社殿も廢滅のまゝに境内百八十六坪、氏子百五十戸あるのみ現今の社地は八

畝十三歩社殿本堂五坪八合、長家所四坪五合、現在の社殿は尿前の薬師堂の建物を移轉し之に修理を加へたるもの也。

神社明細帳 宮城縣管下陸前國玉造郡鳴子町字湯元 村社 温泉神社。 祭神 大汝貴命、少彦名命。 由緒 延喜式内の神社

なり、仁明天皇の御宇承和四年山岳震動すること七日七夜、遂に破裂して沸湯湧出づ、土人狀を具にして朝廷に奏し温泉の神を

祀る、同年十月九日神に從五位を贈玉ふと村老の口碑に傳ふ、明治七年八月村社に列す。 社殿 破滅して未だ再建に至らず。

一、境内百八拾六坪官有地第一種。 一、氏子百五十戸。 一、宮城縣廳を距ること拾八里二十町。

大日本史神祇志。 温泉神社今在鳴子邑湯本。 祀大己貴命。 貞觀五年授正五位下云も。

【川渡村】 村社 温泉石神社。 玉造郡川渡村大口字川渡九十一番にあり。 境内四十五坪。 社殿間口十二尺、奥行十二

尺、境内四十五坪一棟、此建坪四坪(六平六尺)構造木造平屋、屋根銅板葺。 川渡温泉大湯の上にあり、承和十年の建

立にして大名貴命小彦命を祀る、明治七年七月村社に列す。

由來傳説。 承和四年雷響き振へ晝夜止まず温泉河に流れ其の色漿の如しと依つて其の石上に之を祀りたりと云ふ延喜式神名帳

記載の神社にして現藤島旅館主代々之に掌たりしが明治七年七月村社に列せられ今日に及びたりと云ふ。



八幡神社。名生定和田に在り、文治五年源頼朝の建立なりと、祭神は應神天皇なり。初村社なりしも明治七年格を失ふ、境内に亭々たる老杉天を摩し以て昔時を思ふに足る。文治五年源頼朝奥州征伐に際し、小室崎に御陣を定め、これより平泉に攻入らんとし此の山に八幡社を祀り黄金作の太刀を献り以て怨敵降伏を祈誓す、藤原泰衡滅びて奥羽平定せしかば、家臣和田義盛をして別當たらしめたり、これ本社起源にして今以て此の地を和田と呼ぶ。

八幡神社。大口宇町にあり無格社なり、傳に古社なりしと未だその確證を得ず。

【鬼首村】村社荒雄川神社 本村字小向にあり、參道及境内には老杉枝を交へ鬱蒼たる中に鎮座まします。祭神は大物忌命にして祭日九月九日となす。(參照口繪)

縁起由來。(高橋鐵治所藏玉造郡鬼首村鎮座荒雄川神社。祭神 大物忌命。恭しく惟るに大物忌命は、奥州玉造郡荒雄山上と、出羽の飽海郡島海上とに鎮座す。共に神祇官の神名帳に登載せられ、朝廷より幣帛乃奉進ありしなり、荒雄山上に鎮座ましますを荒雄川神社と稱へ奉るは、山上に靈石(大物忌石と申す)あり、荒雄川の源水となるが故なり、即ち世に言ふ嶽宮にて、其の里宮は荒雄川の流域三十六箇所に及ぶを以つて、後世三十六所明神とも言ふ、延喜式神名帳玉造郡三座の一なる荒雄川河神社は、嶽宮を指すこと明かなれど、國司參向して奉幣の典禮ありしは當社又は上宮村の里宮なるべし、中古以後久しく衰廢に歸せし爲め、傳説詳かならず、大日本史の神祇志には舊上宮村荒雄嶽の麓荒雄河畔にあり、今栗原郡鬼首村に移し、三十六所明神といふと記せり、これ大日本史の記者が往時鬼首村の玉造郡に屬せることを知らざりし爲め、當社を玉造郡より移りたるものとして、強いて神名帳の記載に合せたる誤りなり。當社も上宮村の三十六社明神も往古より存し遷徙等の事實なし、當社は實に荒雄川神社第一の里宮なり。奥羽觀跡聞老志栗原郡の部に荒湯温泉鬼首村にあり、(中略)或はいふ、此の地乃ち荒雄の地なり。荒雄荒湯訓同じ、後人其の字を誤るものなり。又同書玉造郡の部には「荒雄川神社荒雄岳と稱す、山中温泉あり神名帳に見ゆ」と記せり。是れ正しき記載なり、然るに封内風土記栗原郡の部には名跡志を引き「温泉の上に大石あり古より土俗之を荒雄川神社大物忌命と稱す、之を尊崇する其の河流を荒黃川といふ、其の下流を玉造川と稱す、神名帳玉造郡に荒雄川神社あり即ち此の地なり、往昔栗原郡玉造郡相近きを以つて誤りて之を玉造郡に置くが、土俗荒雄を誤りて荒黃となすなり。然らば即ち湯神を荒雄湯神社と稱するも亦荒雄と稱しても可なり識者之を辨ぜよ。相傳ふ、昔山鬼此の地にすむ故に、邑名となす云々と記し、神名

帳に荒雄川神社を玉造郡としたるは誤りならんかといへりしかも、是又誤れり、玉造郡の置郡はいと古く、其の領域は玉造川流域以北にも及びたり、後に伊治城を改め栗原郡を置くに至りても、迫川流域を之に屬せしめたるのみにて、荒雄・鬼首の地は依然玉造郡に屬せり、鎌倉時代に至り玉造・栗原の間に長岡郡を置くなど、郡名も其の領域も古制を紊りたるが多く數次改廢の後、いつしか鬼首を栗原郡に屬せしめたるなり。されど延喜の頃の神名帳に鬼首村なる荒雄川神社を玉造郡三座の一としたるは誤らざる、正しき記載なり、其の證は太平記に鬼切部の戦ひ破れて栗原に走ると見ゆ、鬼切部即ち鬼首の地が栗原にあらざるを知らず、又出羽の羽黒山の記録にも玉造郡鬼首村とあり、羽黒山は平泉時代に當荒雄川神社と共に一の宮と定め神宮寺を置かれるべし、後には當社管理北水山大聖寺不動院も羽黒山の眞院となりし關係あり、其記録に玉造郡鬼首とあるは信憑すべき記載といふべし、鬼首を栗原郡に編入せし時代は不明なれども、思ふに葛西大崎以後伊達氏初政頃までの間にあるべし、尙思ふに舊土俗にてアラユは壯美なり硫黃質温泉の義なり、されば荒湯大神はアラユオンネカムイ、オンは大、カムイは神にて、鬼首はオンネカムイの約なり、オンネを鬼と轉じたる所、他にも多し、オンがオンネの轉なることを知らずして鬼の傳説を生じたるなり。又鬼切部の名あるはオンネ(大)キロ、(神力)ベニ(川)の約と見ゆ、舊土人も荒雄川の神力を贊嘆崇拜して、大神力の川と稱へしがいつしか地名に轉じて鬼切部となりしなり。されば荒雄・荒湯・鬼首・鬼切部・荒雄川大神いづれも舊土人の時代より神靈崇拜の念の伴ひたる語美より生じたる名なり。さて奥州にて川の大神は亘理郡の安(福河)伯神社、桃生郡の日高見神社と、この荒雄川神社なるが、アブクマはアハカムイにて河口の大神、ヒタカミはヒタカムイにて河床の大神なり、何れも神社は一ヶ所のみ鎮座せらるゝに、荒雄川神社のみは三十六ヶ所にて齋き祀らるゝは必ずその故よしあるべし、思ふに此神は山上に鎮座まします、河乃源水を掌らせ給へれど、神靈の幸ふところは宮に發源の靈區のみならず、流域の全体に渉るを以つて、河口河床の大神とは自らその神業を異にするが爲と見えたり、さてこそ三十六所までも齋き祀りたれど、里宮として國司參向奉幣等の事ありたるは當鬼首村宮林の神祠又は上宮村の神祠、伏見村なる神祠の中なるべし。奉幣來向は必ずしも一所とは限られず、同じく大物忌命を奉祀する出羽の島海山の里宮は、飽海郡吹浦村なる一の宮と、同郡上嶽岡字松ヶ岡なる口の宮との二ヶ所にあり、春秋二期の官祭を隔期に行ひ何れも同格なり、荒雄川神社は中古以後典儀衰廢して文献の徵すべきものなしと雖も、平泉時代に出羽の羽黒山と共に一の宮に定められたる事實あり、而して當鬼首村荒雄川神社は羽黒洲直院不動院の管理となりし關係より考ふるに、當



所が往古官祭又は國祭に預りしを推知するに足るべし。不動院の記録によれば同院は開山を壽安といふ、第二世駿河防(坊か)清元の時、天正年中仙臺藩祖貞山公岩出山在城の頃若水桶並に柄杓等を獻じて以來之を立例となせりといふ。同院の持高は四貫五拾文にして郡役夫傳馬御免なり、同院に屬する當社の社地は東西十五間南北五十間にて、宮は縦三間横二間なりき。古儀廢れて神號も荒雄川大神とは稱へ奉らず三十六所明神とのみ號せし程なれば往古の面影を存せざりしなり、依而明治五年に至り當村字久瀬に遷座して神號を復し奉り、明治八年村社に列せり。當今の社殿は三間四面、長床は間口六間奥行二間三尺(今は無し)境内九十一坪あり。

名跡志。温泉上有大石。自古土俗稱之荒黃河神社大物忌命尊崇之矣。其河流曰荒黃河。其下流爲玉造河。神名帳玉造郡有荒雄河神社即此地也。往昔以栗原郡玉造地相近。而誤之於玉造郡歟。土俗誤荒雄稱荒黃也。然則稱湯神於荒湯神社。亦稱荒雄可也識者辨之。

主馬神社。明治天皇御乘馬金華山號の等身像を祀る。明治三十四年東北特別大演習に際して、仙臺偕行社二階に於て天覽に供し後當地に運び神官高橋盛喜宅神殿に安置し在りしが、大正元年現在の荒雄川神社境内に二間四面の堂を建て遷置したり、而して毎年五月二十三日十月二十三日の兩日に祭典參拜す。(參照口繪)山ノ神社田野にあり八幡神社小向區田中上にありしが水害の爲崩れてその境内今はなし。八坂神社寒湯にあり。權現神社三杉にあり。以上の四社は明治四十年村立荒雄川神社に合祀せられたるも、八幡神社の外は社殿現存し、各々其の部落民は從來の祭日を祭典日として來拜尊崇す、此の外に無格社にて各温泉に湯神社を祀る、祭神は何れも氏神にして大己貴命小彥命の二柱なり。

【一栗村】郷社荒雄川神社。一栗村池月區上宮にあり須佐雄尊・瀬織津媛尊の二柱を祭る。(參照口繪)

由緒沿革。延喜式内奥羽一百座の一にして今より七百年前源義家征東の際戦勝を祈られし爲め此神を勸請し、且つ黄金の劍を造りて奉納せりと、今尙寶物として秘藏す。後ち藤原秀衡鎮守府將軍となりし時、當國一の宮と尊崇し、伊達政宗岩出山在城の時

本郡總鎮守社と稱し社頭三百文を寄進し、且つ冬至入祈禱として黄金年々三兩宛寄附せられ。維新前は三十六社大明神と稱す。維新後に至り荒雄川神社に改め、明治六年水澤縣治の時郷社に昇格せり。三十六社の影像を鐵板に彫刻せるもの神殿に納む。境内に山神社(祭神木花咲夜姫)天神社(祭神菅原道真)の二社を合祀す。老杉數百株菅徑を挟み蒼々として晝猶暗し社地三反九畝廿九步現社掌阿部武雄なり。社前に碑あり荒雄川の水利を擁護し水田の灌漑をして充實ならしむるに在り、全文左に。

宮城縣知事從四位勳三等侯孫一蒙額。「記念」維ノ松河原堤江合川ノ流路ニ沿ヒ、下宮及ニツ石堰用水路ヲ擁護ス、其ノ位置ハ奔湍激突ノ衝ニ膺ルヲ以テ洪水氾濫スル毎ニ決潰ヲ免レザリキ、大正三年之ヲ修築スルニ當リ工法ヲ改メ石造ト爲シ、水ニ面スル半部ニ鐵筋浸透土ヲ施セリ、堤ノ全長ハ參百六拾七間總工費金參萬六千圓ナリ、工竣ニ竣レリ自今沿岸ノ地復々舊時ノ慘害ヲ見ズ水ク耕耨ノ利ヲ享クルコトヲ得ムカ、地方有志者碑ヲ立テ之ヲ記念セントス仍テ梗概ヲ識ス。

大正三年拾一月七日

宮城縣土木課長從七位勳八等中村悌一郎撰

佐々木露村書

風土記書出。上宮。上宮村三十六所由來書上並元祖書上、羽黑派山伏神宮山明善寺明王院、但二間四面長床五間半横二間半鳥居南向、祭禮七月七日。奥州百座之内、玉造郡荒雄川神社三十六所明神、但神名記下之卷に見得たり、東山道神三百八十二座之内、陸奥國一百座之内玉造見たり。往古は鎮守府將軍兼陸奥守藤原朝臣秀衡公、元曆年中頃右宮天破に付秀衡より修葺、其以前は何之誰建立願主知不申候。兵亂之後進郡之勸請宮地となり、武家民日々新に繁昌之由古き家之傳記に見得たり、其頃の別當は社家に有之由にて、阿部宿禰時春と申代々別當に見得たり。秀衡公建立修葺以後何年之頃か、大崎左衛門尉義隆公右宮長床一々殊之外修復、大崎一ノ宮に而大崎五郡之惣鎮守之由、社領三十貫文上下宮村に而其外八幡山と申所右明神浦小林寄付に被相付墨印別當頂戴之由(以下略)

村社八幡神社。宮城縣玉造郡一栗村下一栗字片岸浦圍にあり社殿は山頂高燥地堂宇小なり、遠近男女の信仰厚く參詣絶えず、境内は官有地にして百三十三坪。

由來傳説。祭神は應神天皇にして後冷泉天皇の御宇天喜四年源義家安倍貞任を討ちし時當所に於て八幡神社を祈願し其の感應の灼然たるに感じ同年九月豐前國宇佐郡より分靈を勸請し建立すと其後村民の信仰普く慶長三年に至りて大崎義隆の親族氏家兵部隆春之を尊信し祭祀を怠らず隆春亡びて復伊達宗泰の敬信するところとなり享保十八年九月社領六石を寄進す明治八年五月村社



に列す尙仙臺侯よりも社領寄進ありたりと云ふ。管理保存方法 現在の管理者は神職栗生龜治郎にして保存方法は氏子と神職の協定に依る。一ヶ年參詣人員約一千名。

日吉神社。上野目沖區に鎮座す、明治廿二年江州滋賀郡官幣大社日吉社を分靈せしものにして産馬地なるを以て賽者常に絶えず。

其他。下野目區大保に古峰神社(祭神日本武尊)あり山谷區に天満天神(祭神菅原道真)あり下一栗宿區に熊野社(祭神不詳)あり池月區に羽黒社氣勝社水川社等あれども何れも無格社なり。

【眞山村】 諏訪神社。黄金田に鎮座す。祭神健御名方富命(上社)は八坂刀命(下社)とす。

沿革。黄金田に鎮座する村社は仙臺藩士眞山爲實の祖先左衛門尉爲。元享年中奥州凶徒退治檢使に差下されし際、栗原郡金田庄小倉澤に居つたが、本國信州諏訪郡(今の下諏訪町官幣大社)眞山城になぞらへて之を眞山村と改め代々居住して居つた。七代の孫眞山備前繼貞土御門帝の御代康正二年七月二十七日諏訪大神を此處に勧請したものと傳へられてゐる、祭日は毎年正月と七月で共に二十七日である。明治四十年三月一日神饌幣帛料供進神社と指定されてゐる。

八坂神社。磯田に鎮座す官幣大社八坂神社の御分靈にして素盞鳴尊外二柱を祭神とす。

沿革。磯田にある神社の御神体は素盞鳴尊の立尊で、古老の言傳によると天正年間氏家駿河守京都八坂神社より神靈を勧請したといはれるが詳でない。

村社八幡神社。汀に鎮座する村社は官幣大社宇佐神宮の御分靈にましくして譽出別命外二柱を祭る。

沿革。人皇七十代後冷泉天皇の天喜四年源義家が安倍貞任討伐の際武運長久を祈りたる所であつて、康平六年八月豊前國宇佐八幡大神を當所に勧請せしものと傳へられてゐる。御神体は衣冠束帯に弓矢といふ御座はなつてゐる。例祭八月十五日である。村社若宮八幡神社。若宮に鎮座す。(參照口繪)

沿革。若宮に鎮座する村社である。後冷泉天皇の康平五年源義家奥州征討の爲、當地を通過した際其の從臣鎌倉權五郎景政が鎌倉八幡宮から戰陣の守として持參した玉石を此所に祀つて武運を祈つたものとの傳説がある。

【西大崎村】 村社八幡神社。祭神 譽出別命なりと傳ふ。所在地 西大崎村下野目字境。(參照口繪)

由緒。高倉帝の承安中藤原秀衡の族照井太郎高直當村に居城を築造せるや、秀衡命じて八幡大神を今の下野目字道場分裏地に勧請せしめ以て鎮護の神とせり。壽永年中源義經の平氏を追討するや、秀衡の室は義經の爲に戰勝を祈り、侍臣江刺某を當社に差遣して神鏡を奉納せり、神鏡は經四寸裏に蓬萊仙島を彫り其の四邊に花紋を環したるものにして今に存す。平泉一族の亡ぶや當社廢類に屬せしも、曆應年中管領大崎家兼は、地頭某をして社殿を修理せしめ氏神となせしが、天正年中荒雄川の洪水の爲押し流されて川敷となれるにより之を現在の地に奉遷せり。天正十八年大崎氏亡び伊達政宗岩出山に居城するや深く當社を崇信せられ、慶長中政宗仙臺城に遷るや城北に大崎八幡神社を勧請し、毎歲祭祀毎に當村の四姓をして流鏑馬の儀を修めしめたりといふ。四姓は當神社の社家にして大崎氏の時代より祭祀を司りしなり、其後堂宇久しく廢頽せしが、元治元年社家多田廣人當村諸姓に謀り、祠堂を修繕して再興の功をなせり明治七年村社に列し現今に至る。

村社馬主神社。正膳社、宗膳社ともいふ。祭神、保食神、大土地主神、稚媛神。所在地、西大崎村南澤字二軒

茶屋。(參照口繪)

由緒。今より八百年前神佛混淆の時代に將見寺境内にありしが、將見寺を曲田に移すや當社のみ其の境内に存するに至る、後(年代不詳)今の地に奉遷し明治四年以前は正膳社と稱せしが同年馬主神社と改む。正平年中に大崎伊豫守兼家深く崇敬あり、當時其の臣氏家彈正隆繼玉造郡南澤邑杉ノ澤館に移し、馬病平癒を當社に祈り、其の應徳に感じ社領若干を奉獻して崇敬の誠をいたす。

安政六年玉造郡岩手山邑。伊達家主馬寮高橋市右衛門・岩淵慶治・惠比壽屋吉十郎より社殿修繕料として山林壹町十反四畝貳歩田地五畝貳拾五歩の寄進あり、之れ馬病平癒を祈願し其の靈徳に感じたるものにして今尙當社の社領たり。當社は久しく無格社たりしが大正十四年秋指定社となり今日に至る。



無格社、神明社。 祭神、天照皇大神。 所在地、西大崎村下野目字的場。

由緒。 中古當村字陸々良祇山神明壇より遷坐せりと傳ふ。境内は約壹百坪ばかりにして社殿は二間に一間半あり。

無格社。 白鳥神社。 祭神 日本武尊、所在地 西大崎村下野目字沖。

由緒。 勸請年號不詳。 社殿は二間に一間半、境内約貳拾貳坪あり。

無格社。 陸々良祇神社。 地人毘沙門様といふ。 祭神 天御中主尊、所在地 西大崎村下野目。

由緒。 勸請年號不詳境内は神明山と稱し壹千貳百坪の廣さなりしも明治八年に上地せり境内に貞治二年の祭碑存す。

無格社。 草葦神社。 一本杉不動又は御不動様といふ。 祭神 國常立尊、所在地 西大崎村下野目川北。

由緒。 勸請年號不明、荒雄川三十六社の一と傳ふ貞治二年の文字ある古碑存す境内は古來方百間と稱し竹木を伐採せざる地なりといふ。

無格社。 八雲神社。 祭神素盞男尊、所在地 村社八幡神社境内。

由緒。 勸請年號不詳、中古天皇河原より奉遷せりと傳ふ。

無格社。 熊野神社。 祭神 國常立尊、素盞男尊。 所在地 西大崎村下野目字小泉。

由緒。 勸請年號不明往古小泉部落の氏神なりと傳ふ。 今は片倉卯三郎の宅地内に社殿あり(社殿六尺二五尺、境内十六坪) 一般の祭祀はれず社殿に弘化三年再興云々の板札あり。

無格社。 熊野神社。 所在地 西大崎村南澤字箱。

由緒。 勸請年號不詳今は千葉清藏の宅地内にあり先年大暴風の爲境内の大杉倒潰して社殿全潰したるに付新に堂宇を造營す倒潰の大杉は樹齡千年以上なりといふ、従つて當社も余程古く此地に祀りしものならん。

無格社。 大鳥神社。 祭神 少彦名尊。 所在地 西大崎村下野目字泉山。

由緒。 勸請年號不明今は鳥居社殿等腐朽して僅かに其の形を存するのみ社殿の周圍には窟跡の如き土壘あり。

無格社。 大六神社。 所在地 西大崎村南澤字曲田向。

由緒。 勸請年號不明諸法山實相寺の跡地にあり。

【東大崎村】 子松神社。 東大崎村新田區夜鳥の里に鎮座まし、一名鹿島神社と云ひ、當村村社にして建御雷命を祭れるなりと。

熊野神社。 東大崎村名生に鎮座まし、往古下總國大崎の城主足利尾張守高經の弟足利伊豫守源家の軍功に依りて奥羽探題に補せられ、正平十一年四月黒川郡に居城を構へ、生國地名を採りて大崎左京太夫源家兼と稱す、正平十七年玉造郡名生に城を築き之に移り、以後大崎左門督源義隆まで十四代の間熊野神社を氏神と崇め百石を寄進し、玉造加美・黒川・志田・栗原五郡の總鎮守と稱せり。後義隆の族亡ぶに及び村民之れを崇敬し明治八年五月大崎村村社に列せらると。

三十六所神社。 東大崎村伏見土淵と稱する地にあり、明治四十二年十二月熊野神社白山神社等是に併社して大崎神社と改稱せり。往古葛西城主葛西監物の時代荒雄川の沿岸に三十六ヶ所の神社を建社して瀬織津姫命を祭れるなりと。

### 第二節 佛閣

#### 一、概説

佛教の本邦に傳來し佛像を大和に安置せしは、繼體天皇即位の十六年(一一八二)梁の武帝普通三年梁人司馬達等一族一行の來朝を始めとす、換言すれば佛教東漸の一紀元にして昭和四年を溯る實に一千四百八年なりき。然れども蕃神と稱して大和民族之を信仰するものなし、司馬達草堂を大和に結び佛像を安置し只管ら禮拜供養するのみ。先是、應神天皇十五年(九四四)百濟王良馬を獻じ、翌年王仁を使として論語及び千字文を獻ず、爾來百濟と好を通ず



る親交なりき。欽明天皇八年(一一〇七)百濟援を本邦に乞ふ之れを許し百濟を援けて新羅を破りて任那を復す、翌年正月高麗の兵百濟を攻め馬津城を圍む、又百濟に援兵を遣はし高麗の兵を破りて城を築く、同帝十三年(一一二二)五月百濟任那の二國援兵を乞ひ、十月佛像・經論・幡蓋等の佛具を獻ず、この年向原寺を蘇我稻目の邸内に營みしは伽藍の初めとす。國史この時を以て佛教傳來の始めとせしは、百濟國王の進獻せられたるか故なるべし。同帝三十一年佛教守護の稻目薨じ越翌年馬子大臣となり守屋と共に國務を掌る、敏達天皇六年(一一三七)十一月百濟より法華經・律師・禪師・比丘尼・咒師・寺工・佛工を獻ず難波大別王寺に安置す、同帝十三年馬子等佛殿を造り、六十三年以前に來朝せる司馬達の子三人始めて尼僧となる、鹿深臣佐伯連佛像及び彌勒石佛像を百濟より贏して歸朝す。翌年廢佛棄釋の高唱は物部守屋に起りて佛像を難波の堀江に投棄し、奉佛敬釋の主唱は蘇我馬子に因りて佛塔を大野丘北に起すの騷擾亂出す超翌年蘇我馬子に反對せる守屋及穴穗皇子を殺害せるの一事是れなり、此の年用明天皇崩す、「用明天皇紀。天皇信佛法。尊神道。」蘇我馬子皇紀一一五二年十一月三日不祥事は突發せられたり。翌年女帝推古天皇位に即く、厩戸皇子攝政となる、難波に四天王寺を建立し五重塔を併置し、勅して佛寺を興す。是より佛教の興隆と共に、末隋初唐の漢風國內に洽かりしと。

百濟王臣明金銅の佛像を獻し上表文に、佛の功德を禮讚せられたり。譯「文下に

是法諸佛の法中に於て最殊勝とし、解し難く入難し周公孔子尙知る能はず、此法能く無量無邊福德の果法を生じ、乃至無上菩提を成辨し(中略)祈願すれば情に依り乏しき所なし、且夫れ遠く天竺より爰に三韓に泊び、情に依り奉持し尊敬せざるものなし。是に由りて百濟王臣明謹て、忽喇斯を遣はし帝國に傳へ奉り畿内に流通し、佛果の説く所の我法を東流せん。

推古天皇十二年(一一六四)攝政厩戸皇子憲法十七條を撰び朝禮を定め曆日を用ふ。僧曇惠等九人代僧等深等七事並に高麗の慧慈百濟の慧聰等を始とし、勸勒・曇徴・慧灌の各僧交も來朝して攝政太子のために教義を説かれし遺蹟は、十七

憲法の中にも佛・法・僧を三寶と崇めし憲章によりて知らる、殊に四天王寺を初めとし法隆・法興・廣澤・中宮・菩提妙安・金剛の七伽藍を造營して僧官制度を設置せらる。爾來行基は聖武天皇皇后皇太子に戒を授けて勝滿・滿福・德滿の法號を授與せるは本邦に於ける佛法興隆の一斑を窺知するに足らん乎。後ち時勢の變遷に隨伴し、天台に傳教真言に弘法法相に解脫律に大悲・興正の二菩薩あり、淨土に法然眞宗に親鸞・臨濟に榮西・曹洞に道元・日蓮に日蓮・黃蘗に隱元等の大徳四方に出顯してて佛教を興隆せられたり。

前記の各宗開祖の啓沃は永く後世に垂示し、その流れを汲みて各宗各派は年と共に増加する、三同契の所謂る宗旨を立つるが故に宗旨分かると謂ふを得べし。試みに大正十二年各宗各派を擧ぐれば、天台宗及び同宗に寺門派眞盛派あり、眞言宗に高野派御室派醍醐派大覺寺派東寺派涌泉寺派山階派小野派あり、新義眞言に智山派豊山派あり、眞言律宗曹洞宗黃蘗宗融通念佛宗時宗法相宗華嚴宗を除くの外、尚淨土宗及び同宗に西山禪林寺派光明寺派深草派あり、臨濟宗に天龍寺派相國寺派建仁寺派南禪寺派妙心寺派(本郡臨濟宗悉く妙心寺派なり)建長寺派東福寺派大徳寺派圓覺寺派永源派方寺廣寺派佛通寺派國泰寺派向嶽寺派あり、眞宗に本願寺派大谷派高田派眞正派佛光寺派木邊派出雲路派山元派識照寺派三門徒派あり、日蓮宗及び日蓮正宗顯本法華宗本門宗本門法華宗本妙法華宗不受不施派不受不施講門派あり、各宗派を通じて十七宗四十一派を算せり、各宗各派一名の管長を撰みて宗派を統理す、而して全國宗派の寺院七萬千四百十四、説教所六千十一、教師七萬八千百十六名にして檀徒千二百四十萬八千八百七十人信徒三百五十九萬七百八十六人、檀徒信徒を合せて奉佛信仰の國民一千六百萬弱の多きに上れり。

堂宇を建立し佛體を安置し尊敬し奉拜せるは悉く皆祖先が經營したる遺蹟にして、換言すれば祖先の佛を偲ぶの標識にして報本反始の念をして深からしむの羅針盤なりと謂ふを得べし、郡内各町村は部落に安置する佛閣堂宇の尊號を擧



ぐれば、氷室の薬師堂を初めとして八字あり、阿彌陀堂七字馬頭觀頭堂六字其他熊野堂愛宕堂不動堂仁王堂地藏堂等あり、其の建設時代又は崇敬程度は悉く知るに由なきも、世教補佐の資に供する徒爾にはあらざるべし。

二、町村別佛閣

【曹洞宗諸法山實相寺】は岩出山町大學町圍にあり、岩出山館主伊達彈正の菩提院にして寺領を寄進し(參照口繪)歴代の神儀は今尙同寺に安置す。檀徒百八十戸にして財産田地一町三段歩畑地四反歩山林四町歩を所有し現住を菅原拙堂と云ふ。(參照口繪)

縁起書。後小松帝應永十五年能州總持寺大徹宗念禪師の高弟、日山良旭和尚巡錫の折玉造の領主氏家禪正之を留め、今の西大崎村南澤新田の地をトし建立せしめたるものなり。而して其の高弟たる縁故により大本山と末寺の關係ありて直末格の寺門なり。天正年氏家三河守岩出山城に移城すると共に移り、天正十八年八月徳川家康下向の際當寺に止宿すること三十餘日の縁故により徳川家康の位牌を安置す。明治維新前は本郡十四ヶ寺の布令頭にして七堂伽藍俱備せしも、館主伊達邦直渡道後、客殿及客殿に附せる庫裡のみとなれり。寺名山號は承陽大師の説きし「諸法實相」よりとり、現住職菅原拙堂は實に三十三世とす。本尊は觀世音にして雲慶の作なりと傳ふ。現在左の末寺あり。  
西光院。本郡西大崎村。華岳院。本郡一栗村下宮。高泉寺。本郡東大崎村伏見。圓幢院加美郡廣原村上多田川、曹惠寺登米郡南方村西郷。  
寶物。一、千手陀羅尼寫經一軸、紙質水晶の軸。京都眞參院權僧正法師の筆、同人寄附。一、釋尊の圖畫一軸、絹地絹表装雪後の筆墨畫越前天福芳冊山の賛。一、水晶珠數一連、袈裟一着、拂子一振共に當寺開山の用具。一、茶碗二個、徑五寸大白燒、徑四寸六分碧白色燒、徳川家康次軍の用器。一、佛舍利二粒、明治十年當山三十四世寬隆の寄附。一、香合一個、朱塗高時繪岩に牡丹。一、奇爪二個、傳に天狗の爪と龍の爪當山二世の寄附なりと。(參照口繪)

封内風土記。能刈總持寺末寺。傳云後小松帝應永中日和尙開。正親町帝天正中。東照神君次軍之地也。當時之飲器今猶存焉。寺前有長松。氏家彈正古墓也。

臨濟宗玉陽山祥光寺。岩出山町大字町圍にあり、檀家九十戸、藩政時代當時岩出山町に人寺として四百有余の檀家ありしも、伊達邦直渡道の時漸次減少せり。財産藩政時代寺領一貫八百文。

縁起書。靈元帝の延寶年間、岩出山伊達家初祖宗泰の母、祥光院殿淨林良清大姉供養の爲め建つる所にして徹宗和尚を開山とす。封内風土記。京都妙心寺末寺。傳云、徹宗和尚開山。不詳其年月。

曹洞宗慈貞山松窓寺。住職森孝壽、檀家百三十五戸、財産畑計一町六反歩、藩制時代寺領八百六十七文。

縁起書。遠田郡元涌谷村龍淵寺の末寺。後奈良帝の弘治三年山岡志摩守祖母の建立閑室齡馨和尚の開山なり。同寺に山岡志摩守惣右衛門の墓あり。志摩守は第一世宗泰の岩出山城を賜ふや、政宗特に城代として岩出山城に遺殘せし者也と、櫻井順藏著岩出山大觀に見ゆれども年代符合せず、按ずるに弘治年間の創建にして山岡志摩再興せしものならん。志摩守祖母の諡號を松窓慈貞大禪女尼と云。本尊釋伽如來。

封内風土記。遠田郡涌谷龍淵寺末寺。傳云。後奈良帝弘治三年閑室和尚開山。

松窓寺明細書。開創 弘治元年二月中開基山岡志摩元在所岩代國伊具郡金澤村に於て創立、慶長十四年三月金澤より當村に移轉す。但開基山岡氏は伊達政宗十九臣の一にして豊太閤の朝鮮征伐にも頗る年功あり、又政宗に仕へても政略を施し、慶長十三年十二月伊達政宗三男參河守從五位下伊達宗泰當岩出山城へ移住の際山岡志摩申次として同移住す。翌年隨て當寺も當村に移轉すと。而して當寺は當所第一の勝地たるを以て宗泰以下歴代の墓所靈廟を築くと、當寺之が守院たり。燒失明治九年四月十八日十六年庫裏三十八年本堂建立。

淨土宗光照山來迎寺。岩出山町裏小路圍にあり、檀家二百戸、財産田地一町歩。昭和四年住職安藤賢應師本堂等々新營す。



縁起書。開山開基共に不詳、現住職安藤賢應第二十四世とす。磐城國平專稱寺の末寺なり。本尊阿彌陀如來。封内風土記。磐城專稱寺末寺。傳云、正親町帝天正中良光和尙開山。

淨土宗大千山清光院。岩出山町にあり、檀家三十戸、財産田地六反歩。

縁起書。本町來迎寺の末寺にして、開山開基不詳なれども、後陽成帝の慶長年間良誓和尙開山す。封内風土記。本邑來迎寺末寺。傳云、後陽成帝慶長中良誓尙開山。

淨土眞宗寶池山淨泉寺。岩出山町にあり、檀家百戸。

縁起書。京都東本願寺の末寺にして、後陽成帝の慶長年中正連和尙の開山なり、最初武藏國赤羽附近にありしが、後本縣遠刈田に移轉後又現在の地に移る。

玉造郡地誌。【岩出山村】實相寺。面積二段六畝二十二歩、曹洞宗總持寺の末派なり、村の東南字愛宕にあり、應永十五年戊子僧良旭開基創建す。祥光寺。面積一段九畝五歩、臨濟宗妙心寺の末派なり、村の東南字金澤にあり、承應二年癸巳僧宗源開基創建す。松窓寺。面積二段九畝二十二歩、曹洞宗龍淵寺の末派なり、村の東方字金澤にあり、文龜元年辛酉僧閑室開基創建す。淨泉寺。面積一段四畝十四歩、眞宗東本願寺の末派なり、村の東方字裏小路にあり、寛永八年辛未僧性蓮開基創建す。來迎寺面積一段一畝十二歩、淨土宗專稱寺の末派なり、村の東方字裏小路にあり、寛永二十年癸未僧良光開基創建す。清光院。面積九畝十三歩、漫土宗來迎寺の末派なり、村の東方字通町にあり、寛永元年壬辰僧清念開基創建す。

曹洞宗末澤山洞川院。鳴子町末澤に在り。(參照口繪)

由緒。岩手縣膽澤郡長岡村永德寺第四世月庵良圓大和尙、應永二年四月中山南原に、花淵山相光寺を建立して開山となる。天文二十一年七月、總光寺第九世安心泰慶大和尙の時現在地末澤に移轉し、末澤山洞川院と改稱す。現住は第三十二世。

封内風土記。末澤山洞川院曹洞宗膽澤郡永德寺末寺。傳云、後小松帝應永二年。月庵和尙開山。

玉造郡地誌。洞川寺。面積一反九畝十五歩、曹洞宗永德寺の末寺なり、村の東方字赤澤にあり、應永二年乙亥僧月庵開基創建す

風土記書出。鳴子 末澤曹洞宗洞川院。但客殿山門南向、額は能州惣持寺現住永德楚山和尙之筆横額に而洞川禪院と御座候。本

山當國膽澤郡永德村永德寺月庵良圓和尙應永二年四月開山。最初之地移轉之儀は、同村之内南原と申所に花淵山相光寺と申候而御座候處、人家茂無之住兼天文二十一年七月十七日當寺九代已前安心和尙今所へ地移之由申傳候。基山月庵良圓和尙。二世梅室禪頭和尙。三世虛度禪廣和尙。四世能慶富和尙。五世英傳慶結和尙。六世孝室禪忠和尙。七世龍室全虎和尙。八世大岩元素和尙。九世安心泰慶和尙。十世風生虎林和尙。十一世蘭室芳順和尙。十二世道庵雲達和尙。十三世葉庵存竹和尙。十四世名岩舜譽和尙。十五世石門春瑞和尙。十六世鐵芸良本和尙。十七世海印義光和尙。十八世秀山戒本和尙。十九世大通洞仙和尙。二十世大祐忍之和尙。廿一世太田愚介和尙。廿三世釣江智現住。

曹洞宗鬼亡山洞雲寺。鬼首村民の大部分は佛教信者にして、洞雲寺の檀家大部を占め、一部一向宗なる岩出山町の

淨泉寺の檀家なるものあり。

沿革。寺院は村内一院にして鬼亡山洞雲寺と稱す。曹洞宗にして栗原郡花山村城國寺第二世通庵源達和尙を開山とす。その年代詳かならず。或はいふ、室町時代將軍義政の頃なり。又言ふ、徳川初政の頃なりと、何れか真なるや、安政年間伽藍炎上に記録の徴すべきなし。唯歴代住職のみ知るを得れば左に記すべし。

一、世通庵源達。二世龍山活道。三世古山寂門。四世丹嶺獨法。五世雲源紅心。六世大崇桃醇。七世觀掌月堂。八世玄堂大郭。九世大法玄契。十世實山洞悟。十一世慧海日龍。十二世宗祖教禪。十三世法山玄周。十四世普便簡秀。十五世文載隆禪。十六世悟山越宗。十七世大岩重石。十八世古溪龍海。十九世明堂孝禪。以上は當寺の住職として在りしものを擧げたるに過ぎざるも、此の外住持の缺けたる際に留守僧在任して、寺務一切住職同様の務めに當りし例屢々ありき。伽藍は開山と共に建立せしが、十三世法山玄周の時代(安政年代ならむか或はそれ以前)火災に遭ひ全堂焼失せしかば、八幡原に假本堂を建て十四世はこゝに居れり。第十五世木村隆禪師再建し(安政年間)以後七十余年以つて今日に至る。本堂建坪五十四坪庫裡二十七坪あり、堂内に本尊釋迦牟尼の金屬像を安置す。外に十六世悟山越宗の時、禿岳山中にありし不動明王を當寺に遷座し、本堂に安置す、兩者共に作者も製作の年代も不明なり。

封内風土記。鬼亡山洞雲寺。曹洞宗本郡花山邑城國寺末寺。傳云、城國寺第三世玄達和尙開山。



曹洞宗瀧澤山祥雲寺川渡村名生定十七番地にあり。鮎田卓爾現住。客殿間口五十間、奥行三十六尺。庫裡間口六十尺、奥行三十尺。庭二ヶ所付二棟續き、此建坪九十五坪(六平方尺)。構造は木造、屋根茅葺。

由來傳説。當寺創立傳聞を案ずるに人皇百四代後柏原帝永正五年。大崎侯の門閥湯山駿河守正推の城砦を宿ノ澤菽野に築構するや、其西方幽寂の地をトし一字の禪院を建立し馬來田眞如寺四世吉山禪師の德望を慕ひ請うて開山となし、修禪の道場とせり然るに元龜天正の頃に到り大崎侯亡びて湯山氏其の所領を失ひ當寺のみひとり遺存するに至れり。

由緒。祥雲寺開山吉山和尙は千葉縣吉備津郡馬來田村眞如寺第四世の住持なり。吉山圓滿具德の名僧にして、諸國を行脚し衆生を濟度し本村に錫を留めて教を説くこと久し。領主湯山駿河守其の德望を慕ひて第中に招して優遇せり、こゝに始めて開山の機運を見るに至れり。時に後柏原天皇の永正五年にして皇紀二千六百六十八年なりき。かくして曹洞宗は全村民の歸依するところとなれり。三條小鍛冶宗近鍊の蛇體は本寺の寶物なりと。

封内風土記。瀧澤山祥雲寺、曹洞宗上總州望陀郡眞里谷邑眞如寺末寺。傳云、後柏原帝永正五年吉山自祥和尙開山。

風土記書出。

名生定。瀧澤山祥雲寺。曹洞宗密山派、開山吉山自祥和尙、永正五年開基に御座候。客殿東向香積堂南向、客殿香

積堂門共額十世岷江和尚手跡。當年迄二百五十七年に相見得申候。右寺場名生定村之内小名小見と申候。本山上總州眞里谷村密

山派眞如寺。末山玉造下一栗邑富田山樹林寺、永正十年同開基に御座候。當年迄二百五十二年相見得申候。開基より當住迄。吉

山自祥和尙開山、岳翁異天和尙二代。扇叟義門和尚三代。寶山林等和尚四代。履傳紋梁和尚五代。陽珊運臺和尚六代。實山玄信和尚七代。天桂智光和尚八代。鶴堂我嶺和尚九代。大龍岷江和尚十代。海印義光和尚十一代。現住金猊詔印和尚十二代。

玉造郡地誌。名生定村祥雲寺。面積二反八畝廿九步、曹洞宗眞如寺の末派なり。村の東南宇小身にあり、永正五年壬子僧自祥開基創建す。

天照山護勢寺 眞山村にあり。享祿元年栗原郡一迫町龍雲寺三世即應慶定和尚。當時他門の廢寺を再興したるものにして爾來年を闕ること四百余年、法燈今に榮え現住職菅原寛教は當に其の三十世に當る。檀徒總代大場豊治。佐藤市之助。高橋榮太郎。小野寺耕治。現住菅原寛教。

風土記書出。上山里村 護勢寺。面積八畝十步、曹洞宗龍雲寺の末派なり、村の東方宇種蒔にあり、年間詳ならず、僧即應開基

創建す。梅林寺。面積一段六畝二十四步、曹洞宗洞雲寺の末派なり、村の南方宇沼田にあり、永正十七年庚辰僧南庭開基創建

す。下山里村。眞昌寺。面積一段六畝步曹洞宗天性寺の末派なり、村の東北宇黄金田にあり、年間詳ならず、僧耕牛開基創建す

機輪山眞昌寺。黄金田區にあつて曹洞宗、享祿三年三月二十四日袋豊後守藤原泰時志田郡三本木坂本天性寺三世耕山

異牛和尚の開山、一時廢寺の状態にあつたが寛文中眞山奎左工門此地を領するに至つて法燈再び輝くやうになつた。

太庚山梅林寺。若宮區にあつて曹洞宗、永正十一年天南庭祖石禪師、陸前七北田洞雲寺の末寺ある。

靈中山本還寺。若宮區にあつて日蓮宗、大正七年二月千葉安房郡湊村日蓮宗本山誕生寺の末寺として、現住職石渡榮

謙師の創立にかゝるものである。

臨濟宗興國山天王寺。一栗村上野目字天王寺四十八番地に在り。境内二段四畝九步、本堂縦四間半横五間にして、明治三十八年五月八日燒失後の建築なりき。燒失以前に本堂安置の本尊聖觀音及聖德太子の御尊像は惜むべし烏有に歸せりと。現住職を千葉倭伍と云ふ。本堂の直前に大悲閣あり、如意輪觀世音菩薩の尊像を中央に安置し、左右兩側に護世四天王の尊像四體を配置す。(參照口繪)

由緒沿革。興國山天王寺、聖德太子守屋大臣の菩提の爲に建立す。是人皇三十一代用明天皇の御宇二丁未七月守屋大臣を誅す、

同年十月守屋の爲に天王寺を攝州玉造に建立し、後ち七年人皇三十三代推古天皇の御宇元年癸丑十月、四天王寺を四國に建立す

(攝州奥州勢州出羽)其の一ヶ寺之なり。往古は天台宗なり。人皇八十八代後嵯峨天皇の御宇寛元元年癸卯蜀國より關溪和尚來る

(朝廷賜大覺禪師)人皇八十九代後深草院建長元年己酉禪師興國山建長寺を鎌倉に創開し、正元元年己未禪師鎌倉より來り、當寺を再興せるより建長寺の山號に因みて興國山と稱し、泉の目一郷を寺領となす(今の上野目)光嚴院の御宇建武三年丙子三月三日大臣の堂宇及石碑を改造す。今尙現存す。(參照口繪)。爾來兵亂打續きて住寺他に逃避す。人皇百代御圓融院の御宇永徳元年鎌



倉建長寺の住寺金釋來りて當寺に住し同四年大覺禪師影像を畫き金釋之に請す。其後二百余年間住僧量外の他詳かならず。大崎義隆量外の請に依り三千八百疇を寄進す。其後天正十八年豊臣秀吉大崎・葛西二氏を亡ぼすや家臣木村吉晴をして領せしめしも吉晴父子暴戾にして民心離反し遂に一揆を起すに及び、吉晴當時の堂宇伽藍を燒棄して去る。今も其の遺趾存す。氏家彈正岩出山在城の時遺物如意輪觀世音四天王大佛像聖觀音を城西の館に移せりといふ。同十九年伊達政宗米澤より移るに及び遺物を悉く天王寺に奉遷し、虎哉和尚命を受けて夏疇の資福寺より移り來り、次で性山公菩提の爲に天王寺を改めて覺範寺と號し、二百五十石を寄進せり。虎哉住すること十二年慶長七年覺範寺を仙臺北山に移せる爲斷絶すること三年、同九年虎哉の弟子源佐才林と號せる者此に住す。

風土記書出。上野目、興國山天王寺。用命天皇之御宇推古元年聖德太子御創建本尊之儀聖觀世音御長一尺八寸運慶之作。

故事來歷之事。當寺者聖德太子爲守屋大臣菩提、攝州伊勢出羽奥州於四箇國天王寺佛法最初御建立其内也。尤七堂伽藍之道場、佛殿之本尊如意輪觀世音、御長五尺五寸脇立四天王之像四躰御長四尺五寸宛、聖德太子之像御長一尺六寸五分、不殘太子十六歲之御作と申傳、勿論觀世音御體内板札有之由、只今者三間四面之別堂に安置。元曆元年秀衡運慶相頼再興、和泉三郎時之奉行之由往古者天台宗鎌倉治世禪宗相成候而、開山大覺禪師鎌倉山之内巨福山建長寺開山に而松島瑞巖寺二世也。其後木村伊勢守下向兵亂之地に相成伽藍亡燒寺領等迄致却、漸境内計殘申處、氏家禪正岩出山在城之砌岩出山御城内西館と申地へ、當寺破却之跡に有之候如意輪觀世音四天王共一字建立に而被引移、只今之寺地は里天王寺と申唱小庵之由、貞山公岩出山御在城之節性山公之御影畫像當時之山内へ被爲相埋御葬送之跡に而、掛眞御法事願寫等之法會執行、並御塔婆御塚之上に被爲相立、于今御影畫像被爲埋候處頓寫壇と申唱候。其節當時覺範寺へ被成置寺領等被爲附候處、仙臺御在城罷成に而只今之覺範寺へ被相移、尤寺領等迄覺範寺へ相附申候其時者虎哉和尚住職也。夫故如本天王寺に罷成候、度々及退轉由緒も不分明に候、尤其後品川様(編云雄山公)御治世者爲御祈禱觀世音普品三十三萬卷讀誦度々被仰付候例も有之古帳に相見候。當地境内之儀者方丈澤庫裏之澤塔之澤と申傳候處有之、尤塔之澤に昔時臺塔之礎等有之候其外門前屋敷と申候而百姓七軒寛永年中迄有之候。御卒入之節塔之澤共境外に罷成候得者門前屋敷と申來候、又境内之後に天王寺林と申唱候林有之候只今は御林に罷成候、門外にも天王寺橋と申傳候少之板橋有之候而拙寺より普請等申候得共境外に而御座候、往古伽藍之故如斯御座候。

本山東都妙心寺に而松島瑞巖寺末、開山初祖大覺禪師蘭溪道隆、後開山中興迄世代退轉。第一世虎哉宗一大和尚當寺中興勅號佛海慈雲禪師。第二世才林源佐和尚。第三世劍峰宗智和尚。第四世煙水自樵大和尚。第五世賢林祖竹和尚。第六世梅位自芳和尚。第七世松隱自閑和尚。第八世鐵梅自諾和尚(現住等密首座)

樹林寺。下一栗宿區にあり、寶永八年辛卯自祥和尙創建にして曹洞宗祥雲寺の末派なり。

岩上山如來寺。池月區上一栗にあり、本山は山城國乙訓郡花園山妙心寺末寺にして、今を去る六百三十六年前天王寺の開山大覺道隆禪師の建創なり。後ち妙心寺の法孫にして碩學の聞え高き虎哉和尚、天文四年諸國行脚の折之を中興し爾來打續きて今日に至る。寺領四反九畝七步あり。

妙法山花岳院。曹洞宗にして慶安二年十月二十四日伊達氏の繼母花岳妙蓮大姉の開基なり岩出山なる實相寺の末寺にして池月上宮區にあり、寺領三丁步余を領せり。

上一栗。岩上山如來寺。但岩上屋敷之東、客殿門共に南向、客殿之額横に如來寺と有之松島瑞巖寺天嶺和尚之御筆、門之額横に岩上山と有之松島瑞巖寺夢庵和尚之御筆に御座候。慶長年間虎哉乙大和尚開山に御座候得共年月相知不申候。

玉造郡地誌。池月村。花岳院。面積一段一畝二十九步、曹洞宗實相寺の末派なり、村の北方字澤田にあり、慶長二年癸巳僧是誕開基創建す。如來寺。面積一段一畝十八步、臨濟宗瑞巖寺の末派なり、村の東方愛宕下に在り、慶長三年戊戌僧虎哉開基創建す。一栗村。樹林寺。面積一段八畝四步、曹洞宗祥雲寺の末派なり、村の北方字宿にあり、永正十年癸酉僧白祥開基創建す。

下一栗。曹洞宗福田山樹林寺。宿と申處、但客殿長七間横五間南向、開山吉山自祥和尙永正五歲開關御座候當年迄二百五十二歲、本寺同郡名生定村祥雲寺。

岩手山東陽寺。臨濟宗松島瑞巖寺第五世覺滿禪師を開山とす。現住山口仁道(古器物を所藏し考古の造詣深し)

風土記書出。下野目岩手山東陽寺。下野目堂ノ口屋敷、但佛殿並門南向、何年之頃建立相成候哉歲月相知不申候、開基覺滿禪師



本山松島青龍山瑞慶寺末、開山覺滿禪師、唐僧之由中興相成不申候、尤歷代之住持平僧に御座候而移轉等仕候哉。何世と申牌銘等も無御座候、但前任陽峰座元五十三年之住職七十七御成に而去秋死去仕候而世代相知不申候、往古は右寺同郡岩手山本郷馬頭と申所御座候由、何年之頃下野目村へ取移候哉相知不申候、岩出山本郷之内に東陽寺屋敷と申所在之由に御座候。

孤峰山西光院。 岩出山實相寺勸空(資料のま、別本に觀室)和尚を開山とす。

曹洞宗孤峰山西光院。 下野目村欠下屋敷西但佛殿門共に南向。寛永十九年實相寺十一世觀室和尚開基何月と申儀相知不申候、當年迄百三十二歳。本山同郡岩出山實相寺末、開基觀室和尚。二世大嚴和尚。三世獅麟和尚。四世崑山和尚。五世虎白和尚。六世德麟和尚。七世宗眠和尚。八世惠白和尚。

名生山淨泉院。 東大崎村名生大崎義隆の城址御本丸の址と稱する地にあり。

由緒。 宮城郡七北田洞雲寺の末寺にして、慶安元年南庭祖君大和尚を開山とす。然れども當時は住職なく三百五十余年を過ぎて享保十年東眠和尚始めて中興開山となり。第二世瑞岩大勇大和尚住して後第二十五世を経て現住職機岳碩翁大和尚に及ぶ。封内風土記。 曹洞宗宮城郡分莊七北田邑洞雲寺末寺、不詳何時何人開山。

伏見山高泉寺。 東大崎村伏見要害の地にあり。

由緒。元和元年羽前黒瀧寺の和尚開山せるも中絶す、寛保四年實相寺第十三世傾朔和尚中興し、第二十一世を経て現住職雲貞和尚に及ぶ。

封内風土記。 曹洞宗本郡岩手山實相寺末寺、不詳何時何人開山。傳云、往古羽州清瀧高泉寺末寺也。且嶺和尚中興。開山之後以實相寺爲本山。

龍護山新豊寺。 東大崎村新田の地にあり。

由緒。 宮城郡七北田洞雲寺の末寺にして永正九年南庭祖君大和尚を開山とす。爾後第十八世を過ぎて現住職龍首大和尚に及ぶ。封内風土記。 龍護山新豊寺。曹洞宗宮城郡七北田邑洞雲寺末寺。傳云、後柏原帝永正十一年南庭祖君和尚開山。

川龍山成田寺。 東大崎村成田の地にあり。

由緒。 志田郡荒雄村富光寺の末寺にして現住職なく淨泉院機岳碩翁大和尚之を兼務す。

封内風土記。 川龍山成田寺。曹洞宗志田郡季降邑富光寺末寺。傳云、後花園帝寶徳二年舜岩守榮和尚開山。

天王寺の觀音堂(參照口繪) 一栗村上野目字天王寺の境内にあり。天正元年氏家彈正義繼岩手澤城に移る、城内西館に安置せる觀音及四天王の尊像を往時の里天王寺に移轉せられしものと惟はる。爾後百四十四年の歳月を経由し享保三年大士天王及び地藏菩薩と聖徳太子の尊像を修補し、翌四年四月十九日安座點眼の大法會を執行せしは、昭和四年を溯る二百十二年にして現在の尊像及佛閣これなり。

奥州玉造郡小野松庄上目村興國山天王寺如意輪觀音尊像及地藏尊像四天王聖徳太子遺像成及破毀。信心檀那發再興之大願。各出若干黄金即命大佛工。始功于享保戊戌五月十八日。終于明年四月十八日而了畢。安座點眼大供養者也。

上記は大士尊像の空胴内に現存せる竪十四吋巾七吋の杉板に録せる簡札の全文なり。文中の地藏尊像と太子の遺像は安置の後も歲月定かならざるも、天王寺の本堂に移し明治三十八年五月八日本堂と共に燒燼に歸せしは恨みても限りなし。幸ひに大悲閣に安座し奉りし故を以て、如意輪觀世音菩薩並に護世四天王の尊像は昭和四年八月七日岩出山小學校須藤規同校職員佐藤敏二氏の東道に住僧千葉師の歡諾によりて尊像を禮拜するのみならず、更らに指頭を尊像に觸れて内外の手法刻様をも詳觀するを得たり。然れども編者は斯道のものに非らず門外漢なり。去れど古文書に載録せる藤原秀衡が雲慶をして刻ましめ、之れを経始するに三男泉三郎忠衡をして奉行に任じ之れを造營せしとあれば、一見鎌倉以前の尊像たること疑なかるべし。殊に多夥世に顯はる六臂の如意輪大士尊像にあらざる亦趣味の深甚手法の超越大に掬すべきものあり、爾かも一基の古木を材とし空胴を製し、胴中に七寸五分の思惟相の立像を安置す。時人稱して御腸籠と云ふ。

如意輪觀音菩薩の尊像は半跏趺座にして右手に思惟相左手に施無畏の印を結びしものにして六臂廣博の體にあらざる



も、半跏趺座の様方は東大寺左方の尊像又は大和龍蓋寺の尊像に均しくたゞ、說法相を思惟相に更めたるのみ、その思惟相の手法は殆んど高雄の曼荼羅に即したるが如く思はる。

又中央に觀音大士を安置す、左方に持國增長の二天王右方に廣目多聞の二天王を配置す蓋し天王寺に因縁深き護世四天王にして東方には持國天王南方に增長天王西方には廣目天王北方には多聞天王ありて佛法世法を保護す。本尊像を案するに忿怒の色を表現したりしは惟ふに圖像鈔に基きしものなるべし。

氷室藥師堂。西大崎村南澤字氷室にあり、縁起書及古文書下に。

氷室藥師如來緣起。(參照口繪) 本尊藥師瑠璃光如來の尊像は、今を距ること一千有餘年、人皇五十一代、平城天皇の御宇大同二年東夷征伐として田村將軍出征の砌將卒の健全を祈願せんため、慈覺大師御作の靈像を勸請し奉り、永く鎮護國家衆生利益の道場となす。加之當山には恐くも人皇六十二代村上天皇の舊蹟あり、村上寺の號是に始まる。古來本道場に來詣參籠し其の靈驗を蒙りたる者枚擧に遑あらざるなり。故に信心の者一心に如來を尊念し、親しく御尊像を拜し奉る者は、本誓大願殊勝功德に依り感應不可思議の照鑑ありて一切の眼病諸の長病惡症願の如くに平癒し、更に世の苦難を救濟すること猶ほ日月の普く一切世界を照耀するが如しと、藥師本願經に説き玉ふ所なり。殊に當道場に於ては延享二年閏十二月十日、會津出生鈴木善六なる者永年の眼病にて兩眼目を失ひ、刺へ頭痛激しくして不具廢人に等しく一人の老母に孝養を盡す能はざるを遺憾とし、全國四十八ヶ所の藥師堂に心願參籠し斷食修業中、御夢想の御告を蒙り遙々當道場へ廻國參籠し、二夜三日の斷食祈願に依り永年の眼病拭ふが如くに平癒し、目出度故郷に立歸り老母に孝養を全ふしたる事實は、御殿正面奉納大額に明記する所なり。大正十三年八月堂後の大杉落雷のため火災にかゝりたれば、同月堂を舊蹟地に移して今日に至る。本堂内來光柱に數ヶ所の刀疵の如きものあり、之れ岩出山の劍士山崎彌五郎劍道の達成を心願し百日の參籠を續けありしに、滿願の夜に至り妖怪あらはれ、彌五郎を襲ふ彌五郎之を切り棄てんとして刀を振へたる際につきたるものなりと傳ひき。

風土記書出。南澤。極室藥師堂。但御堂四間四面南向、祭禮日四月八日九月八日九月九日、別當岩出山本郷内藏様御家中將軍山滿願寺、額誓王殿と有り筆者相知不申候。竹之内双善堂。但御堂五尺四面南向、祭禮日八月十九日、御百姓仁兵衛地之内、

杉屋敷熊野堂。但御堂一間四面南向島井相立、祭禮日九月十九日、御百姓善四郎地之内。鳴子。尿前藥師堂。但別當羽黒派修驗行藏院地主同村御百姓藤吉、御堂南向六尺間二間四面、祭日四月八日一村鎮守に御座候。本尊鑄佛御長一尺四五寸、正保二歲遊佐平左衛門施主切付御座候。尿前驛場より五丁五十間御境内御番所之上にて御坂は海道筋岩手の森之内御立被成候。鳴子馬頭觀音堂。但別當右行藏院地主肝入平藏。御堂は八尺間一間四面南向、祭日七月十七日。

### 第三節 教會

基督教は博愛を聖旨として社會教育事業及社會教育に貢獻する施設多かりき。救世軍・婦人矯風會・防貧事業・醫療保護事業・教化事業・兒童保護事業・禁酒事業及び幼稚園等の施設は全國に涉りて實行せられつゝあり。而して本邦に傳教せる教團教會の名稱及び代表者の氏名並に信徒の計數は。文部省宗教局調査に據れば二十二の教會に各代表者一名ありて千五百六十八の教會堂又は講義所を開設し、二十一萬九千八百六十名の信徒を有するは昭和元年の現状なりとす而して二十二教會中信徒の最多數は天主教七萬七千九百九十一名にして、日本基督教會の三萬八百五十二名に亞くに日本聖教會組合基督教會日本メソヂスト教會基督教會及びクリスチャンとす。

クリスチャンの代表者は松野菊太郎にして教會堂講義所を十四ヶ所に置き、一千二百四十七名の信徒を有せり。鳴子町新屋敷に設置せる教會堂もその一に指ふるを得べし。而して基督教の郡内に普及せるは鬼首村に一兩名又川渡村に三十余名ありしも現在にありては奉信者なし。爲めに教派を識知するに由なきも、鳴子町の教會にありては社會教育に貢獻せられつゝあり、その沿革及び現狀左記の如し。

鳴子クリスチャン教會は鳴子町字新屋敷に在り、明治二十年六月米國にあるクリスチャン教會より派遣したる宣教師ジョンズ氏に



依りて宮城縣石巻に傳道せられてより、三十八年間に亘りて傳道を繼續したる結果、關東地方及び東北地方に廣く傳道せられたり。宮城縣下に於ても十二箇所の教會を有する基督教中クリスチン派に屬する教會にして、大正十一年十二月現在の地に會堂を建設して、獻堂式を擧げ信徒約三十五名を有す。當時の牧師は北野公一郎にして、教會完成するや、直ちに私立幼稚園を附設し、又青年男女の補習教育の機關として夜學部を創設して青年大學と稱し、町在住の知識階級を講師として數學英語國語漢文を教授し、更にクリスチャン少年團を組織して大に少年の教育に努む。大正十三年六月仙臺クリスチャン教會牧師に榮轉せり。轉任後は専任牧師を置かず北野氏兼任して布教に努む。目下幼稚園は加藤かほる擔當して園児の薰陶に努む。幼稚の外に日曜學校及び諸集會を營みつゝあり。

#### 第四節 其他

宗教法案各派の意見により近き將來には必ず發布あるべきも、本項起稿の現代にありては、宗教の指定標準、管長の詮較範圍、神社と宗教の區別、教會と教團の可否等に關し特別委員及び政府當局者間の宿題を決定するの曉には幾多の變轉あるべきを自覺せざるべからず。平安朝時代に隆盛を極むる山法師の武力は安土、桃山の末期に衰微して軍門の使者に變じ、徳川の初期に及び兵亂弭みて後ち咒咀寺札の配付に糊口の資を仰ぎ、明治の初期に復飾して神祇に奉祀したりしは藩制時代の佛教徒の修驗なりとす。

司馬達來朝大和の草庵に佛像を安置せしとき、一人の奉者あらざるより一千四百余年の歲月を累ぬる大正十二年に至り寺院佛堂の信仰者一千六百萬人を表示せり。民衆心理の變化は未知數なるものなり。現今郡内に佛教を奉ずるもの極めて多く基督教を信するの輩極めて少なかるべきも、宗教觀念の向背は常事を以て律すべからざるものあり、本邦由來多神教を崇拜するは傳統的慣行にして、神道の天神地祇八百萬神を奉齋するも亦佛教の諸佛菩薩如來諸天を禮拜するも共

に、多神教を奉敬する皇國の習俗を表示するが如し。然れど佛教中に淨土眞宗十派に限り彌陀の一佛を奉ずる宛かも基督教の一神教派に酷似せるが如し。去れば佛教中に多神教非多神教の二流に分かること恰かも全世界を通じて基督教非基督教の系統と何等擇ぶ所なきが如し。

	北米	南米	歐洲	アジア	アフリカ	濠洲	合計(千位)
ローマンカトリック	三、七〇〇	三、〇〇〇	一、八〇〇	五、五〇〇	二、〇〇〇	九、〇〇〇	二七、三〇〇
正統派カトリック	一、一〇〇	一	一〇〇,〇〇〇	一、七〇〇	三、〇〇〇	一〇〇	三三、一〇一
新教徒	六、〇〇〇	五〇〇	九〇,〇〇〇	三、〇〇〇	一、五〇〇	五、〇〇〇	一七〇,九〇〇
キリスト教計	一〇五,一〇〇	三、六〇一	三、七四〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	七、〇〇〇	一四,一〇〇	五、六、一〇一
猶太教	三、七四一	一〇八	一〇,五七二	六、四四	六、五	二四	一五、一八〇
回教徒	三〇	一〇	五、〇〇〇	一五〇,〇〇〇	五、〇〇〇	三〇,〇〇〇	二、九、〇〇〇
佛敎徒	五	一	一〇〇	一、五〇〇	五	五〇	三、三、一八一
印度敎徒	一〇〇	一〇〇	五〇	二、一〇〇,〇〇〇	一〇〇	五〇	二、一〇,一〇〇
儒、道敎徒	一〇〇	五	三、五	三〇〇,〇〇〇	二、五	一、〇〇〇	三〇一、一五五
神道	一	一	五	一〇,〇〇〇	五	五〇	一〇,五一一
アニミスト	一〇	一、三〇〇	五	二〇,〇〇〇	八五、〇〇〇	一〇,〇〇〇	一、三、三、三三
其他	八、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一、六、三、三〇
非キリスト教徒計	二、五八八	三、五五三	一、七三三	八、七〇一	一、三〇〇	五、一八四	一、〇、〇、三、五〇
總計	一、二五、七六八	三、六、九三六	三、七、〇、七三三	九、〇〇、〇一四	三、八、三、三〇〇	六、五、九、三三四	一、八、九、九、六四〇



## 第十一章 史蹟名勝

## 第一節 概 説

大正八年四月十日法律第四四號史蹟名稱天然紀念物保存法を發布し其第一條に内務大臣及び地方長官をして指定せしむ同年十二月二十九日勅令第四九九號施行令を發し、同日内務省令第二十七號施行規則を定む。九年六月二十一日内務省告示第五一號に據り、指定の方法を國家的の者と地方的の者との二類に區分せり。仍りて森縣知事十一年宮城縣史蹟名勝天然紀念物調査會規程を設定し、保存要目に就いて各郡長をして調査せしめしことあり。要目事項左に。

史蹟にして保存すべしと認むべきもの。イ、社寺の趾跡及び祭祀信仰に關し重要なもの。ロ、古墳及著名なる人物の墓並碑。ハ、古城趾・城砦防壘・古戰場・國郡廳趾其他政治・軍事に深き史蹟。ニ、郷學其他教育學藝に深き史蹟。ホ、古關趾・黨趾・産業交通土木に重要な史蹟。ホ、由緒ある舊宅・苑池井泉樹石。ヘ、貝塚・遺物包含地其他人類學考古學上重要遺蹟。ト、重要な傳説地。

名勝にして保存すべしと認むべきもの。イ、庭園。ロ、橋梁及築堤。ハ、花草・紅葉及鳥獸虫魚の名勝。ニ、奇石・峽谷・瀑布。天然紀念物にして保存すべしと認むべきもの。イ、沼湖・森林・名木・巨樹・高山植物・珍奇の植物及び温泉の水源岩石及礦物の露出・火山岩の構造。間歇泉。

大正十一年九月十一日調査會は本郡に於ける上記の要項に該當する者を探擇して、史蹟一・名勝二・天然紀念物十一を列擧し、未だ古墳に及ばざりしが如し。後ち追加増訂を経て大正の末年に至り、史蹟に池月馬の産地玉造柵の址、小

松塚・名生城・岩出山城址。名勝に白絲瀧・瀉沼・花淵山・美豆の小島・小黑ヶ崎・大谷川の絶景。天然紀念物の礦物に吹上間歇泉・中山の噴泉。一ノ坂の間歇泉。又植物に石割の梅を撰定す。

大正三年三月三十一日宮城縣史蹟名勝天然紀念物寫真帖は宮城縣藏版として公刊せられたり。帖中墳墓に鳴子町啼子之碑・一栗村守屋碑城館址に東大崎村新井田城・名生城一栗村一栗館・眞山村葛岡城・雜の部に鳴子町尿前の關址東大崎村抑の關・一栗村池月沼。名勝に川渡村白絲瀧鳴子町瀉沼花淵山大谷川の絶景。植物に川渡村石割の梅。礦物に鳴子町一ノ坂間歇泉中山噴泉鬼首村吹上間歇泉の十五點を掲ぐ。

而して本郡に現在せる史蹟名勝天然紀念物調査項目に該當する各種の項目にして調査の完了せるもの、大正十二年には有備館・玉造軍團及名生城・鳴子瀉沼及尿前關址。十三年には石割の梅・小野小町墓。建武古碑(寫真帖の守屋碑)誰母城(多賀波場城)小黑崎美豆小島・池月沼・合戰原。十四年には玉造軍團門址。十五年には鬼首吹上間歇泉・鳴子噴泉・中山平噴泉なりとす。己上の報告書は載せて第一輯乃至第三輯に詳記しあれば、本篇の項目に參證として轉載又抄録す。因みに昭和四年調査豫定簡所調によれば、岩出山町岩出山城址・眞山村高波々城址・鳴子町荒雄川溪流の三ヶ所は調査項目に掲げられしも後ち一栗村上野目天王寺の大悲閣を追録せられしと云ふ。

史蹟名勝の調査主管は從來内務省所轄なりしも、昭和四年文部省に移管せらる、文部省宗務局保存課に、史蹟名勝天然紀念物保存協會本部を設置し、更らに各府に支部を配置し宮城支部と稱す、支部會則の概要左記の如し。

史蹟名勝天然紀念物保存協會宮城支部會則。第一條本支部は史蹟名勝天然紀念物保存協會宮城支部と稱す。第二條本支部は事務所を宮城縣廳内に置く。第三條本支部は宮城縣に於ける史蹟名勝天然紀念物を研究し、其の保存方法を講じ且之に關する思想の普及を圖り、郷土愛重の思想を涵養するを以て目的とす。第四條本支部は前條の目的を達する爲左の事業を行ふ。一、講演會。



二、展覽會。三、見學旅行其の他前條の目的を達する爲必要な事業。第五條本支部會員は同時に史蹟名勝天然紀念物保存協會（以下本部と稱す）の會員たるものにして、之を分つて維持會員通常會員の二種とす。一、維持會員の會費は一箇年金六圓又は一時金百圓以上。一、通常會員の會費は一箇年金四圓。會員たらんとする者は一箇年分の會費に入會金壹圓を添へ支部に申込むべし。第六條會員に對しては機關雜誌を本部より直送配付す。會員にして本部及支部の趣旨に該當せる事蹟物件を發見したる時、又は意見ある時は之を支部に報告するものとす。第七條本支部經費は本部よりの交付金其の他補助金寄附金等を以て維持す。第八條本支部に支部長一名副支部長一名評議員若干名幹事及書記若干名を置く、支部長は本支部を代表し會務を綜理し、副支部長は支部長を補佐す。評議員は重大なる事項に對し支部長の諮問に應ず、幹事は支部長の命を承け庶務を掌理し、書記は上司の指揮を承け庶務に従事す。第九條支部長は學務部長を、副支部長は社寺兵事課長を以て之を充つ、評議員以下は支部長の囑託及指名とす。支部長副支部長評議員は名譽職とす。第十條本支部は必要に應じ總會を開催し會務を報告す。

## 第二節 古墳

【伊達參河守の墓】（參照口繪） 岩出山城主高祖從五位下參河守伊達宗泰の墓は岩出山町字下金澤園にあり。宗泰寛永十五年十二月二十三日薨去、昭和四年を遡る實に二百九十二年なり。初め遺骸を斂め靈廟を建立し、遺像を安置して奉祀せしに、戊辰の革命に靈廟を撤し遺像並に神儀は菩提院なる曹洞宗相實寺に奉遷し、更に一基の墓標を建置し、左右に殉死者の法號役名氏名年齢を刻せる石卒都婆十基を配置す。

參河守從五位下伊達宗泰墓（正面 寛永十五戊寅年十二月二十三日（右側）發起人鈴木重敬泰須貞軒草苴忠明（碑臺）

月景窓白禪定門、石川久馬十八才。意傳玄心禪定門、草刈新助廿二才。淨庵壽清禪定門、高橋齋十七才。晴閑怒雲禪定門、渡邊左傳治廿二才。花林養春禪定門、熊谷七左衛門十八才（左側）。光影昌星禪定門、御宿數馬十八才。春庭道

香禪定門、横山權之丞廿四才。露顏榮權禪定門、三消滿作。來迎智本禪定門、庄司太兵衛廿二才。喜雲急悅禪定門、遊佐鎗助廿八才（右側）。

神儀に「損館 實相寺殿前太夫苔巖青公大禪定門 神儀」又實相寺大檀那過去簿に「實相寺殿前太夫苔巖用青大禪定門寛永十五星戊寅十二月廿三日伊達三河守者正宗公之御三男也」と録せり。神儀と過去簿と法號同じからざりしは、惟ふに神儀に用の一字を公の一字に改めて敬稱の意を示せり、又過去簿に法號の全文を掲げしものなり。此の例恰も瑞巖寺殿貞山利用大居士の法號を神儀に貞山利公大居士と記すると其揆を一にす。

【氏家彈正の墓】 岩手澤城主氏家彈正隆繼天正十九年五月二十一日歿す。昭和四年を距る實に三百三十九年なり。墳墓は岩出山町實相寺山門の右側に老松古楓の下に破壊せる五輪塔の一輪は即ち彈正の古墳なり。彈正世々大崎家に仕ふ侍大將の格に列す。大崎義隆素行修らず家臣黨を結び騷擾已まず、隆繼天正十五年十一月二十四日援を政宗に乞ひ、翌年正月十五日再び使を馳らせ復た乞ふ。政宗之を許し兵を遣はして中新田城を攻む戦利あらず和を講して己む。後ち政宗に仕ふ。是より先き實相寺の開基となりて寺門を修む、蓋し中興開基なるべし。考証下に。

封内風土記。寺前有長松。氏家彈正諱不傳古墓也。

大檀那過去簿。當寺開基威嚴金公大禪定門。南海上杉之澤居城之古館在。氏家彈正今は中之目氏家之先祖と見えたり。

【山岡志摩夫妻の墓】 共に松窓寺本堂左側の高邱にあり。山岡志摩重長寛永三年閏四月歿す。碑は歿後三十九年の歲月を經由し寛文四年の建碑なり。昭和四年を運算する二百六十六年。

天窓清寒禪定門 寛文四年（右）三月十九日（左）施主敬白（法號の下左右に併記）世名山岡惣右衛門重長（文字小形）志摩後夫人寛永三年閏四月歿す志摩の右側に葬る。墓標は多寶塔型にして五輪の稜角を象る一種異様の型は稀有の塔



形なり一字の刻するものなきを以て歲月を知るに由なし、後夫人は朝鮮の女性なり。

仙臺近古史談。 此役(編註元和元年大阪夏陣)家士八人各首級を獲て功あり、重長寛永三年閏四月を以て歿す年八十三。

東奥美談。 文祿征韓の役貞山公釜山海對陣の日、敵の若武者只一騎我が陣に打かりければ、公重長に命じ生捕せしかば女武者

にてありし、女ながらも我國の滅びんを歎きかゝる働きを感じ給ひ、仙臺へ下し陽徳夫人に仕へしめらる。後志摩の妻病死しければ此女を後妻に賜はりしとなり。志摩と後妻の墓は若手山に現存せり。

世臣家譜。 山岡重長志摩と稱す、初め又三郎又總右衛門、其先小成田氏を稱す總右衛門長俊を以て祖と爲す。當家累世の臣なり

其裔虎間番士として今四百三十二石の祿を保つ、長俊柴田郡小成田邑に住す因て氏とす。弘治二年保山公の時相馬盛胤小齋城を収む長俊之を救ひ戦死す。長俊が子御坊丸時年三才公父の忠死を稱し舊邑を領せしむ故の如し。稍長じ奥小姓に擧げらる即ち重長なり、申次より腰物奉行となり諸所の役皆戦功あり。三年二月豊太閤花を芳野に賞す。重長貞山公に陪し太閤に謁す、太閤命じて山岡志摩と改めしむ。

仙臺人物史。 征韓の役彼の國の皇女を山岡の地に捕ひ以て獻す、公嘉賞し其女を賜ひて室となす、併に姓を山岡と賜ふ。

岩出山伊達家譜。 天正十八年九月、政宗公拜領し居城せられ、其後仙臺へ歸城せらる以降は屋代勘解由兵衛岩出山城代として置かれしが、同氏出奔の後山岡志摩重長を城代とせらる。

鹽松勝譜。 歸命院高城驛の西里餘田間にあり、石燈百餘盞にして巔上に達す寺あり是れ歸命院なり。傳へ曰ふ國初藩の功臣山岡

志摩なる者の創むる所なり、志摩は曾て上杉に事ひ後去て貞山公に事ひ屢々功あり田祿を此に賜ふ、因て蛇崎を以て居館となし又別に小庵を此山上に營み暇日常に來て念佛持齋すと(中略)慶長甲寅の冬大阪の役志摩貞山公に従て軍中にあり、嘗て使して神祖に謁す、神祖見へて其齡を問ふ、曰く七十五、神祖曰く我軍三十萬我齡最も高し(神祖時に七十四)而るに尙ほ高齡なる者あるかと乃ち左右に命じて餐を賜ふ。志摩之を食する八椀、神祖之を健と、乃ち騎馬を試む、即ち超乘絶塵周旋度に當る、神祖曰く矍鑠たる壯士なりと、御衣孔雀の外套を脱して之れを賜ふ、軍中以て榮となす(以下略)。

【伊達虎之助の墓】 岩出山町祥光寺の墓域に在り、虎之助は伊達兵部宗勝の季子なり、寛文十一年四月三日宗勝を松平

土佐守に拘し、子宗興を小笠原遠江守に幽す。息女お妻及び季子虎之助は岩出山城主二世伊達彈正宗敏に預けらる

虎之助は宗敏と從兄弟の親戚なり、宗敏地を相し屋を結びて此れを遇せり、然れども巡檢使のあるあり監守怠らざりしも後ち本藩の令あり緩和なりしと。時人稱して「御日陰屋敷」と云ふ。虎之助延寶二年夭死す祥光寺に葬る。碑は四面塔にして幅一尺七寸丈三尺七寸蓮花の未開花葉を刻し左の數字を刻す。

涼泉院殿夢因空幻童子(正面)延寶貳年甲寅(右側)七月十八日(左側)伊達虎之助(碑陰)

延寶故牒。 番外士熊谷甚左衛門譜に、宗勝君の末子虎之助の懷守となる。君諷せられ虎之助伊達彈正に預けられ、延寶二年七月

岩出山に死とあり。又渥美次郎八の譜亦同じ、但し次郎八は小姓なり。

伊達彈正家古文書。 兵部殿御息女お妻殿圍え被相附置候組付先年より其身は不及申妻子等致病死候得ば貴躰様より檢使被遣候爲

御見届候處四度計鉢無據奉存候間若病死等御座候而も檢使被相除被下度旨寺坂伊兵衛相原二兵衛願書差出候趣被仰聞候間御口上書趣共に相達御耳候處先年御預之節被相付被遣候者とは只今は品違に候間願之通病死等有之候而も檢使遣被申候儀指控可申旨被仰出候間其御心得兩人之者にも被仰渡候様にと奉存候以上 寶永六年七月十三日 彈正様 津田民部 鮎貝兵庫。

【小野小町の墓】 東大崎村新田區夜烏園にあり、寛永十七年の檢地帳に記せる夜烏屋敷の地名これなり。佳人小町色褪め寵衰え都を後に陸奥の夜烏に來りて斃ると、去れど歲月を知るの好資料に乏しきを恨事とす。業平は皇胤より出て好男子の譽れあり。藤原長良の二女高子未だ立后せざりしとき業平と異性の親交を結ぶ。咎められて鬢髪を削らる業平之を愧とし鬢毛の生える時を待つ間の歌枕を陸奥に探らんと夜烏の荒れ野を辿る折しも風のまにまに前句を吟じて後句に懐むを聞えて之れを感みて前句に和せしと。

案ずるもの信濃に鬼哭あり、蓋し太平廣記に、鄭郊路に一塚に逢ふ、乃ち詩を爲りて曰く、塚上兩竿竹。風吹常鼻々。塚中人慶曰。下有百年人。と云ふ古事の文彩より化生せしが如き感を懷けり。左に前聯後聯共に就らざりしもの



小町を始めに列舉せん。

あきかぜのふくにつけてもあなめく(前句)をのとはいしす(後句)小野と業平。

月は露露は草葉に宿かりて(前句)それこそそれよ宮城野の原(後句)宮千代と徹翁。

今宵の月は空にこそあれ(後句)池水の上は氷にとざされて(前句)鬼哭と雲水僧。

小町の前聯に和せし業平の後聯に就ての諸案先哲既に説けり、左に考證として諸典を轉載し併せて鈴木史蹟委員の報告を抄録する下記の時し。

觀蹟聞老志。小町塚。在新田村農家溝畔有古墓。上有孤松是乃古之小野小町墳墓也。匡房西行共言。小町古墓在夜烏郷。如今土

人呼農家而稱夜烏宅。據袖中鈔無名抄愚見抄江次第。則爲八十島。今考其地則在羽州。未詳何地。

袖中鈔第八あなめく。秋かせのふくにつけてもあなめくをのとはいしす(後句)生けり

顯昭云。あなめくとは、あなめいたくと云也。凡此歌のこゝろは、江記云。在五中將爲嫁件后「二條后」出家相接。其後爲生髮

到陸奥留八十島。求小野小町尸。夜宿伴島。終夜有聲曰。秋風之吹仁津氣天毛阿那目阿那目云。後朝求之。髑髏目中有野蕨薇。

在中將涕泣曰。小野止波不成薄出計里。即斂葬云々「據此說則八十島奥州也」

童蒙抄云。此歌小野小町集に有「今本無此事」昔野中を行人あり、風の音のやうにて此歌を詠ずる聲きこゆ、立よりに尋ねきよたるに詠じける也。そのすゝきをとりすてその頭をよき所にきてかへりぬ。其夜の夢に我は昔は小野小町といはれし者也。嬉しく恩を蒙りぬる、といへり。さて此歌を後に彼集に入たるぞ。

私云。此兩説の心相違、江記は到陸奥留八十島求小町尸、童蒙抄には行野中風聲吟して夢想に示小町、江記は連歌なり、終夜有

聲唱上句、後朝に業平付下句、童蒙抄は一首聞風聲、江記には髑髏に有野蕨薇、童蒙抄には薄生出たりと。

古今目錄云。小野小町者出羽國司女也云々。數十年在京好色也。然而歸本國死去。故屍は在八十島歟。小野者姓歟住所歟、古今

有小野姉、其歌云

時過てかれゆく小野のあさちには今はおもひそ絶すもえける。

私云。此歌有小野之詞。舉我名只又自出來歟。八雲御抄に清輔云、出羽に有と云々、普通には但八十島也。

漢鹽草五。幾度か霜は置けむ菊の花八十島かけてうつろひにけり。

無名抄を引て業平奥州へ下向の時、みちの國八十島といふ所にやとりければ、野中に歌の上の句を詠する聲あり「あきかぜのふ

くにつれてもあなめく」ときこゆ、其あたり尋ね給ふに人なし死人の頭一つ有、それより生さる薄のふるゝ音のかく聞へたる

や、扱あたりの人に問給へは、小野小町どくろをうつみし所と答ふ、其歌の末をつけ給へり「をのとはいしす(後句)生けり」

鴨長明無名抄云。小野小町事、或人いはく業平の朝臣二條の后のいまたゝ人におはしましける時、ぬすみとりてゆきけるをせ

うと連にとり返されたるよしへり。此事人日本記の式にありことさまはかの物語にいへる如くなるにとりてうはひ返しける時

せしこと其憤やすめかたくて、業平朝臣の髪を切てけり、しかあれと誰爲にもよからぬ事なれば人もしらず心ひとつにのみ思ひ

て返けるに、業平朝臣髪生さんとて籠居たりける程に、歌枕共見んとて數寄に事寄て東のかたへ行けり。陸奥國に至りてやそし

まといふ所にやとりたりける夜野の中に、歌の上の句を詠する聲あり。

其詞にいはい(歌略)と云怪しく覺へて聲を尋ねつゝ是を聞るに更に人なし、たゝ死人の頭ひとつ有、朝に猶是を見るにかのどく

ろのかしらのめのあなより薄なん一もと生出たりける。その薄の風になびく音のかくきこへければ、あやしく覺へてあたり

の人に此ことをとふ、或人の語りてはいはく、小野小町此國にたりて此所に終りにけり、即かの頭是也と云ふ。爰に業平哀に悲

しく覺へければ、なみたをおさへて下の句をつけり(歌略)とそつきける。その野をは玉造の小野といひけるとぞ侍る、玉造の小

野と小野小町とは同人かありぬものかとひとし覺つかなき事に申てあらそひ侍しと人の語り侍りし也。

兼好徒然草に、小野小町か事極めてさたかならず、衰へたりさまは玉造といふ文に見へたり。此又清輔が書けりといふ説あれと高

野の大師の御作の目錄にいれり、大師は承和の始にかくれ給へり、小野か盛なるも其後の事にや猶覺束なし。

百人一首作者傳曰。小野小町出羽郡司小野當澄女也。或曰出羽郡司小野良實女。或爲常澄女三光院爲當澄女。爲是仁明朝承和中

人也。拾芥抄説亦相同。按三代實錄曰。業平故四品阿保親王第五子行平弟也。體白閑麗放縱不拘略無才覺。善作和歌復歷亦不早

今考其爲人好色淫行。往時贈太政大臣長良女爲處女時。密通欲勾引而出去焉。圖經伊尹蚤知捕之。獲其鬚髮而放之。然此人亦王

孫也。須別有所置矣何其甚哉。業平亦包羞羞耻。而此時已東行其荒淫哉。高子後爲清和帝后妃。至寛平八年而復與僧善祐通停后

位然則高子亦甚失婦德。中尊之事不可説之人也。仍舉此以備業平東行之參考云。

前々太平記。小野小町が老衰へて乞食の体に成下り、行脚の聖に謁て剃髮受戒のことを玉を連れて書く。祖師の入定は承和二年

前々太平記。小野小町が老衰へて乞食の体に成下り、行脚の聖に謁て剃髮受戒のことを玉を連れて書く。祖師の入定は承和二年

前々太平記。小野小町が老衰へて乞食の体に成下り、行脚の聖に謁て剃髮受戒のことを玉を連れて書く。祖師の入定は承和二年

前々太平記。小野小町が老衰へて乞食の体に成下り、行脚の聖に謁て剃髮受戒のことを玉を連れて書く。祖師の入定は承和二年

前々太平記。小野小町が老衰へて乞食の体に成下り、行脚の聖に謁て剃髮受戒のことを玉を連れて書く。祖師の入定は承和二年

前々太平記。小野小町が老衰へて乞食の体に成下り、行脚の聖に謁て剃髮受戒のことを玉を連れて書く。祖師の入定は承和二年

前々太平記。小野小町が老衰へて乞食の体に成下り、行脚の聖に謁て剃髮受戒のことを玉を連れて書く。祖師の入定は承和二年



小町の誕生は承和元年なり。故に安倍清行が小町を慕ふ事成ざるを悪みて書連ぬと、又仁海阿闍梨が夢に告られての著なりと。去れと文勢平仄三教指歸に似たりとぞ。外題は江州松本の邊玉造にて件の老女に遇ふと、裏には小町三才のとき奥州玉造に捨子なりしを、出羽の郡司在國行路の序拾取たる由の義を含めり。玉造とは瓦を造ること禁中の瓦に限り玉と云ふ。玉敷の都杯云ふ攝州にも同名あり、歌に「住吉の名越の岡の玉造敷ならぬ身は秋そかなしき」容顏美麗、詩歌管絃、綾羅錦繡、翠帳紅圍、出羽郡司小野良實と良家の辨あり云々。

風土記書出。新田村夜鳥の里小野小町塚、高七尺廻七八間但上に杉一本有り、先年寛永年中忠宗公様大崎へ御出馬之砌、小野小町塚可有之由御尋にて取立可申被仰出候に付、築立申候由申傳候。

大日本人名辭書。小野小町は其の出づる所の本末を詳かにせず、或は謂ふ參議篁の孫なりと、父を良貞と曰ひ出羽守たり。小町絶世の姿ありて和歌に長ず紀貫之古今和歌集を撰する多く其の歌を收め、序に之を論じて曰く、小町の歌は衣通姫の流なり、詞意悽婉にして終に氣力に乏し、諸れを美人の憂思あるに譬ふ。婦人の歌詠は自ら當に是の如くなるべしと。(原註に曰く世に玉造小野壯衰書と云ふものあり未だ何人の著なるを知らず、或は曰ふ僧空海なりと、或は曰ふ、三善清行なりと、中に小町年老て道路に乞食する事を載す。世以て小野小町とす。十訓鈔著聞集皆其の事を載せ、玉造小野小町を以て一人とす。然れども小野玉造各々自ら一異姓なり、故に今取らずと)(大日本史)

玉造郡地誌。新田村。小町塚。村の西方字夜鳥の郷にあり。封内風土記に曰、小町塚と稱す塚、七尺周匝八間塚上松一株を栽ゆ高二丈四尺圍り七尺其古松は己に枯れて、享保の初新たに植る所の者なり、後人塚上へ碑を建てり。名跡志に云、農家溝畔に古墓あり、上に古松あり是れ則小野小町の墳墓なり、匡房西行も共に言ふ、小町の古墓夜鳥の郷に在りと、土人夜鳥の宅と稱す、又袖中抄無名抄愚見抄江家次第に據れば、則八十島と爲す其地を考れば羽前に在りと未だ何れか是なるを詳にせずとあり、古記諸抄を參考するに業平故ありて陸奥へ下向の時八十島と云所に宿りければ、夜中に歌の上句を詠る聲あり、其詞に秋風の吹くにつけてもあやめあやめと云ふ。怪しく覺て聲を尋て其傍を求むるに人なし唯死人の頭一つあり、朝に至り猶ほ見るに其目の穴より生へたる薄の風になびく音のかく聞えたるなり、傍の里人に問へば小野小町の髑髏なりといふ、業平哀れに思ひ下の句をつけて云く、おのとはいはし薄生へけり。其八十島と云ふは夜鳥の郷より西方に當り名生村(今大崎村)の高峰より見渡せば、村落の樹木繁茂したるは乃ち八十島の如くなるを以て云ふと、是れ村老の口碑に存するを以て記す。

調査報告。小野小町墓。(大正十三年八月十七日調査委員鈴木省三報告)(種類)古墓。(名稱)小野小町墓(古今二ヶ所)附小野

骸堂址。(所在地)玉造郡東大崎村新田夜鳥屋敷(今の所在)同郡同村畠屋敷(古の所在)小野骸堂址は同畠屋敷浦にあり。(地目)現今の墓及び小野骸堂址は共に民有地にして甲は佐々木寅雄、乙は森民藏の所有なり、古墓地は官有地なりとす。(地積)夜鳥の墓は東西凡七メートル、高さ凡一メートル半、畠屋敷の墓は凡九メートル四方、高さ二メートル。(所有者住所氏名)夜鳥屋敷は同郡同村夜鳥佐々木寅雄、畠屋敷浦は岩出山町森民藏にして畠屋敷は官有地なり。(影状尺寸)夜鳥の墓は道路に添て東西に横はり小丘の形あり畠屋敷の墓は殆ど土饅頭の如し、共に松一株を植え付たり、畠屋敷の小野骸堂址は田の畔の平地にして小なる芝生地となり、傍に柳の小株あり。(管理者占有者住所氏名)別に本項に記載すべき者なし。(工作物件等)夜鳥の墓に一基の碑あり題して「小野小町墓」と曰ふ、高さ凡一メートル半、巾半メートル、小野骸堂址には一小堂ありしも今より二十年前廢頽し了れりと云ふ。(現狀)夜鳥の墓は路傍に在て人家に近ければ村兒等の遊戯場となれるもの、如く土崩れ元形を失ふの恐あり、畠屋敷及同浦の二ヶ所は共に田圃の間に在りて農夫等の休憩場となり居るを以て必要の場所とせらるゝが故に現狀を維持するの便ありと云ふ。尙傍に佐々木某の筆冢あり。

由來傳説。小野小町老衰落魄して夜鳥の里に來り又は今の西大崎村氷室の薬師に日參せんが爲め同村大窪なる修験の家に居たることありなどする内終に往生をなして畠屋敷の古墓ある所に斃れたるを土地の者共之を憐みて葬り土饅頭を作りたるなり但し其當時は此邊も悉く夜鳥の里といへるものなりとす、又此墓より東北五六丁なる小野骸堂のありし所は小町が髑髏の在りし所(昔は死人を棺に納めずして藁簾などに包み之を地上に置き上より土を盛り掛け所謂土饅頭となしたることありといへば小町の屍も此例に依て埋られたりとすれば犬狐狼など其屍を散々に食ひ荒らし髑髏をこゝに唾ひ來りたるならんか)なれば其所に堂を建て弔ひたるものと云ふ。が或説に在原の業平此地に來かゝりしが何處ともなく「秋風の吹くにつけてもあなめ」と聞ゆる音する故に其處此處尋ねたるに一つの髑髏の眼窩より世が生ひ出でそれが風に吟ずる音なりければこれは誰の髑髏なりやと問へば小野小町の髑髏なりといふ、業平即ち下句を付く曰く「をのとはいははずすゝきおひけり」と、これより其音止みたり云々の事ありしも此所なりしならんといへり。

徵證物件。夜鳥の小野小町墓と題する碑は唯一の徵證物件たるの價值充分なりとす、其文に云ふ。  
佳人小野氏。出羽郡司良實女。參議篁孫也。慧善國風。加以妙麗。選入宮之謂小野小町也。及色衰寵弛。出亡常處。透池物。



於奥州八十島。在中耶業平與。其空欄。唱和哭泣始掩之語。在於江次第及故事談東齋隨筆袖中抄無名抄袋舂子。古者。奥羽之郊小山多。之謂八十島。今玉造郡新田縣夜鳥里也。大江匡房曰。小野小町墓在夜鳥里。釋西行亦云。寬永中。墳而樹松。邦君義公命之也。今年正月。請樹碑。黨廣達謀之也。令曰可。於是謁銘余。親倫曰。世俗多稱小野小町。尙矣。然非相質。眞偽舛。安適從焉。故無稽之言省略之。獨采其言雅馴者。辨其實。誅什已有成書。奚實一辭也。烏嚙賢哉。公也澤及朽骨。民德歸厚。百世之下。可以觀國光。故刻予廣達者。碑陰而爲之銘。曰。穀也萬乘君玉。爾。死也千乘國宰。之。石之君子稱其大者。焉。小人稱千歲不朽氏。謂死而不死。寬政十一年己未夏四月。志田郡松山。福井親倫撰。佐々致孝書。

此碑は元來畠屋敷の古墳に建てたるものなれども維新後に至り今の場所に移したるものなりと云ふ。先儒齋藤維馨(竹堂)が小野小町の墓を過て七絶一首を賦したるも此地なりしこと知らる。其詩に云く。

半生春夢玉簾深。老去孤窮淚濕襟。槐向人間爲婢妾。須知乞食是真心。

此一首二十八字小町が性行心事を言ひ盡して餘ありと云ふ可し。水室(西十崎村水室)薬師堂の左傍に小池あり。小町百日日參の時に用ひたる洗盥水なりとて今尙存せり。小池なれども水涸ることなしと云ふ。余等の至りしは大旱魃の時なりしも湛々として涸れず誠に里人の言の如し。其他夜鳥に子松神社あり。社側に貞和某年六十六部云々と記したる古碑(法然上人書と云ふ)のなどありて古社と見ゆるが是れ或は小町を祀りたる神社なるを奥語のちとつを誤り剩さへ子松と文字を改めたるにあらざるかとの異説を立てたくは思へどもそれにては附會なりとの誹を受けん嫌ひあれば只之をこゝにほめかして置くのみ。但し祭神を問へば武甕槌命にして式内神社なりとす。大崎義隆が奉納せりといへる備前眞長作の神寶太刀などありて如何にも古社なり。然れども玉造郡の式内神社は温泉神社。温泉石神社。荒雄神社の三社なるに此子松神社も式内社なりとは如何のものにや。蓋祭神より考ふれば封内風土記新田村條下なる鹿島神社ならん乎と思はるゝなりといふが至當なるべし。

管理保存方法畠屋敷の古墓。畠屋敷浦の小野齋堂址には木標又は石標を立て其古蹟を明示すべく夜鳥の墓碑及び家は村童の遊戯を禁じ柵を設け蹂躪せしめざるの方法を立つべし。昨年春東大崎村處女會の事業として祭を碑前に致し又碑を寫して繪端書を作り之を世に紹介したることなどあれば願くは此の心を擴充して管理保存の方法を立つべきことを。(其他必要事項)史蹟調査の事業としては尙一層調査の歩を進め此國家的人物の遺蹟を明にするの必要あり。假令ば羽州にありと云ふ。生歿の地及び本縣桃生郡小野村の小野石(小町が出生地なりし標示として立てたるもの名蹟誌にあり)の事或は八十島の實在地等研究の餘地なしと

ざるなり。

【内山綱次の墓】(参照口繪) 鳴子町尿管前園一九二番地鍋越澤縣道の右側高郎に一基の碑あり薩摩の藩士内山伊右衛門綱次外二名のため明治三年内山綱貫碑を建つ。碑は二重臺丈約六尺幅一尺八寸厚八寸の直方形にして左記の四十四文字を刻む。

内山伊右衛門綱次。西出十太郎。僕太郎墓(正面氏名横列)明治元年戊辰閏四月廿二日(右側)明治三年七月十七日内山綱貫建之(左側)

碑の側面に明治元年の刻字は慶應四年なるべし。四年九月四日元を明治に改む。閏四月は慶應四年の曆星たること明かなり。是より先き閏四月四日會津侯降服謝罪の嘆願書を總督へ呈す。十一月白石に會して本藩は米澤藩主と共に列藩連署して會津侯の謝罪に添書して許容を請ふ。下參謀世良修藏之を拒む。同月十九日世良修藏を福島に。鮫島金兵衛を七北田に。廿一日野村十郎を須賀川に。廿二日松野儀助を福島に中村小次郎を二本松に。玉澤喜之助は修藏の別當繁藏を福島に。戮殺し。同日荒井平之進橋本豊之進狹川公平等薩人内山伊右衛門等を尿管鍋越澤に殺し首級を七北田刑場に曝す。

仙臺戊辰史。翌二十二日(中略)又世良の別當繁藏といふものは福島長樂寺内なる軍事局に至り主人の安否行先を問ひしも。答辭曖昧なるを以て其邊に彷徨し居りしが。夜に入りて櫻田敬助の僕玉澤喜之助なる者。繁藏が寺内の一室に居るを見て斬り掛りしに。彼は小刀を抜き合せて暫時防禦せしも。燈火を蹴て室内暗黒となるや。喜之助が大喝して打下す太刀の下に繁藏の首は落ちたり。(編云。喜之助の片談に繁藏は中々の達人なり實は切込まれ。て一步は一步に退き遂に東北の一隅に押寄せられたり。今は詮なしと思ひ師の教に棄刀の秘傳あり之を行ひしに。聞として聲なかりしかば拔足して漸く燈を點せしに。首なく胴のみ横倒れの様を見て。側らに目を配りしに首は五尺を隔て。轉るがり居りしに心付しときの嬉れしき。今も眼の當り彷彿として見



るが如しと物語れり、このときの疵は此れなりとて左の手甲に負傷せし痕を示せり。戊辰史の頭註に「同人は玉造郡岩出山町の菓子職人なるも劍術を能くせり、後志田郡古川町に居住せり」と。

上記の引証によれば郷人に傳はる喜之助が道案内の六番目に列行せるは誤傳なるべし。要するに内山殺戮の謀計は大内筑後より、當時岩崎領主中村宗三郎に謀り、宗三郎更らに命を荒井平之進外四人に命じて斷行せしむ。このとき捕獲の彈藥及管は、岩出山館主伊達邦直の配下をして保管せしむ。其の數量及び戮殺參與の氏名は考證に。

仙臺藩戊辰史。薩人内山伊右衛門なるもの卒西田十太郎僕太郎等を伴ひ、彈藥七車の運送を督して尿前を越え、羽州へ赴かんとして出發したるを聞き、閏四月二十二日仙臺藩の荒井平之進橋本豊之進狭川公平、小人組松田三四郎山田五郎吉等尿前より半里程先へ廻り待受けしに、一行鍋越澤といふ處へ來宛りしを以て三四郎と五郎吉とは十太郎と太郎とを斬斃し、平之進は伊右衛門へ初太刀をつけ、公平二の太刀をつけたる處へ、豊之進鎗を以て突留め、其の屍を近傍へ埋め首級は仙臺へ持ち登せ、七北田刑場へ捨てたり。所持の彈藥一萬七千粒(糧入)管二萬千六百は伊達彈正之を預り、金百六十八兩二歩錢二貫三百十六文及び刀短銃等は一行に於て之を頒てり。

同書頭註。内山殺戮の件は大内筑後より中村宗三郎に謀り宗三郎より荒井等に命じたるなり。

戦役日表。二十二日荒井平之進橋本豊之進狭川公平等、薩藩内山伊右衛門等を尿前鍋越澤に殺し首級を七北田刑場に棄つ。

【白河三氏の墓】 眞山村小坪に古墳あり、白河義實父子及び夫人の墳墓にして、郷人崇めて乾徳御廟と云ふ、昭和三年墳墓を發掘して栗原郡眞坂龍雲寺に改葬す。三基の碑あり、法諡及び歲月を刻せり、左に。

風山江月大禪定門、承應二年(資料に政岡の夫君白河志摩守義實の墓)

高流院殿環聰照蓮大姉、元祿九年丙午(資料に所謂政岡が墓)

松友院殿乾徳青坤大居士、正徳四甲午正月二十二日(資料に白河主殿即ち千松の墓)

三基の墓碑は白河義實子宗廣及び夫人某氏の墓表なり。義實の祖父義親白河郡小峰城に住す天正十八年大閤秀吉に封

を没せらる、政宗卿給米を賜ひて準一家とす。義親に女あり宮内義綱を配して、家を嗣ぎ玉造磐井の二郡に領土を有し今の眞山村小坪館に居る。義綱の子義實義實の子宗廣寛文中一門に列す、乾徳御廟は即ち宗廣の靈屋にして父法號江月母法號照蓮と共に墓域を小坪に相す。乾徳公即ち宗廣の子村親小坪館より栗原郡眞坂に移り寛延中歿し眞坂龍雲院の開基となる。

由是觀之は宗廣の父義實及び夫人は小坪在館中に薨去せられしにより小坪に遺骸を斂め、宗廣の子村親以還の後孫は龍雲寺を埋骨の淨地と定めたるべし。此例宛かも松山館主茂庭綱元(石見入道了庵)の栗原郡文字村に埋骨し領土の移封後良元(周防入道佐月)以下松山の石雲寺を墳塋地と定められしと其揆を一にせり。唯た定かならざりし一事事は照蓮大姉の一基の墓碕は郷土の傳ふるに寛文事件に連鎖せる脚本の所謂政岡なりしや。憶ふに義實宗廣の父子共に幼字は松千代と云ふ。脚本の所謂千松に深縁あるに似たり。況して乾徳公即ち宗廣正保四年の誕生なれば青山公より齡の高き十二歳にして爾かも青山公の治世特に一門に列せし事蹟を意味し咀嚼し來らば郷土の傳説亦興味津津たるべし。考証下に。

東藩史稿卷之十三。白河宗廣幼名松千代長じて左兵衛主殿上野式部修理伊勢等の稱あり、萬治二年雄山公采地を加賜す、寛文中青山公命じて一門に列す。寶永元年彌山祿を加ふ。正徳四年正月二十二日歿す年六十八。法名乾徳青坤松友院と號す(中略)上野介義親相繼ぎ並に従五位下に叙す、天正十八年豊臣秀吉の爲めに封を失ふ。入道不説齋と號す、慶長六年眞山公給米百口を賜ひ一家に準す寛永三年二月六日卒す年八十六、法名月翁道雲元照院と號す。義親男なし白河左近義名の子宮内義綱を女に配し嗣となす。磐井玉造兩郡に采地を賜ふ。寛永十六年九月六日歿す年四十八。法名徳岸乾公普照院と號す。義綱の子志摩義實小字松千代初め右京と稱す。亦采地を加賜せらる承應二年三月五日歿す年三十五、法名風山松公江月院と號す。義實の子を宗廣となす。小字は松千代上野と稱す致仕し式部又修理又伊勢と稱す。傳へ言青山公の時始めて一門に列し、竹雀三端頭の紋を賜ふ。宗廣の



于上野村親小字は七郎致仕して伊勢と稱す、采地を栗原郡真坂邑に賜ひ、本祿一千餘石となる。寛延中歿す年七十三、法名澤巖瑞林龍雲院と號す(以下略)

### 第三節 古 碑

〔弘安の碑〕 岩出山裏小路圍淨土宗來迎寺本堂の側に在り、(本堂造營竣工と共に碑を移す)と昭和四年を逆算する約六百五十年の古碑板にして大正元年墓碑整理のとき發見なりき。高サ五尺八寸幅二尺一寸厚サ五六寸自然石にして上部は鈍角狀をなし碑面平滑ならず、碑題に一大圓相減罪の阿字梵字を八葉蓮座に刻す。直下に梵文あり蓋し「利釵即是彌陀號一聲稱念罪皆除」等の眞言經句なるべし。下部の中央に建碑の歲月、左右各二行に本願の越旨を併記せり。其文及びこの碑に就いて田中博士の手簡を掲ぐ下の如し。

右志者相當慈父雲靈七々忌辰孝子致精誠所奉刻彫石卒都婆(右)

碑題阿彌陀種子 弘安四年辛巳閏七月二十四日孝子敬白(中央)

依此功德過去雲靈辭南淨故郷令生世立蓮台乃至法界衆生平等利益也(左)

弘安年間の碑文は我邦全土に亘りて申せば、決して稀有のものには無之候へども、由來古遺物に乏しき東北地方のものとしては甚だ珍重すべきものに候、又此の地方の碑文にはとかく偽作多けれども、此の碑文は決してさる類のものにあらざるは碑文の書方の上よりも證據せらるべく候、例へば弘安辛巳四年と書けるは多く偽作にてこの碑文の如く弘安四年辛巳と書けるものは大概眞物に候、此の書方に就ては何たる理由はなけれども、鑑定家の比較研究より得たる經驗上の知識に候、此の碑文の漢文の上に刻せる梵字は眞の種字にて蓮台に座せる阿字は阿彌陀の尊容を表はしたるものなれば、此の寺の淨土宗たるは明白に御座候、碑文の内容は孝子等が亡父追善のための願文なれば碑文自身の話るところは歴史上一何たる價値はなけれども、この碑文が淨土宗の信者によつて建立せられたる事實は、當時此の宗派が傳播せる區域を示す史料として歴史上の價値を有するものに御座候

來迎寺は何人の發願にて草創せられたるか、固より此の碑文によりて之を知る由なけれども、此の方面當時の歴史上より憶測するに或は留守氏家か笠井氏などの建立せるものにあらざるなきか、尙此の寺の縁起書類もあらば御注意相願度候、又この碑文の体裁は考古學上より價値を存するものに有之候云々。(後略)

【建武の碑】 (參照口繪) 又守屋の碑とも云ふ、碑は一栗村上野目天王寺西側高邱の地に建つ、建武三年三月三日の建碑にして昭和四年を逆算する五百九十四年なり、郷人傳へて守屋連の追遠碑なりと、聞老志風土記各々説所を異にせり、史蹟の寫眞帖守屋碑と題せしも鈴木委員は建武古碑と銘せり、碑題に教輪至不動の種子に四行併列の梵文二十四字、中央に右志者爲建武三年三月三日敬白、向て右に遠江前司明光成等、左に正覺頓證菩提と刻せり、參証下に。

風土記書出。墓所之儀者守屋大臣石碑に有之、若生梵字其外銘文相分不申候。尤年號計建武三年三月三日と相見候。此石碑者楠

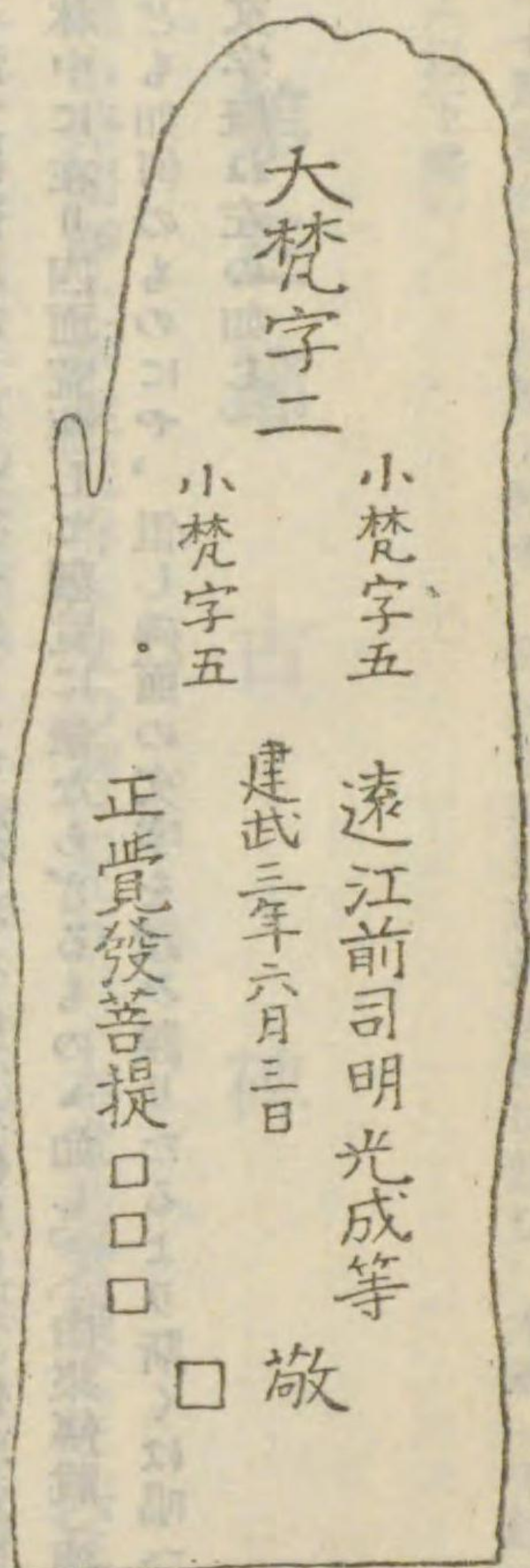
正成爲守屋大臣七百年忌之供養に相立候由。觀跡聞老志。天王寺在上目村號興國山。文武帝大寶二年聖德太子遷攝州天王寺也。有古墳相傳物部守屋墓也。想夫後人依建天王寺。而是亦擬其舊設于茲乎。傍有江浦草橋。

建武古碑。(大正十三年八月十八日調査委員鈴木省三報告)。史蹟。建武古碑。玉造郡一栗村上野目天王寺境内。私有地。

(地積)「一メートル未満」。天王寺住職千葉逢伍。(形狀尺寸)不等長方形左上方に闕落する所あり、長さ地上二メートル半六センチメートル地下に入る部分は幾許あるを知らず。(管理者占有者住所氏名)住職及び檀徒總代等之を管理す。(現狀)寺の北方凡一丁許にして杉林中に在り四面荒蕪して觀覽に便ならざるものゝ如し。(由來傳説)楠正成が守屋大臣七百回忌供養の爲めに建る所と云ふ説あれども如何のものにや、但し碑面の文字を讀み誤りたるより斯くは唱へ見出したるものなるべし。

【徵證物件】 碑面の文字概ね左の如し。





此碑文を見るに遠江前司明光といふ者の爲めに建てたるものゝ如し、遠江前司は如何なる人なりや明かならず、如何なれば楠正成が建たるものと唱へたるや、是亦詳ならず、封内風土記玉造郡上野目村天王寺の條下に左の記事あり。

山中有守屋大臣之石碑。記曰建武三年三月三日。楠多門兵衛正成。爲守屋大臣七百回忌供養、建之。

とあればこれが其傳説の本となりしも知るべからず、此説の出所は碑文の誤讀に出づるが如し、其故は碑文の右方なる成等に左方なる正覺の正字を上に加へ讀みて正成等云々としたものなるべし、但し碑文の成等正覺は佛語の熟字にして左右に書き分けあれども、これは碑面の都合に依るものにして離るべき文字にあらず、然るを明光正成等と讀みては到底文をなさざれば宜しく遠江前司明光が成等正覺の佛果を得る様との供養文と見れば建碑の旨趣に違はざるべし、只明光の何人なるや明かならざるを遺憾とするのみ。(管理方法)形林荊棘の中に在るを以て客殿の右側に移し雨屋を設け保存せんと之意旨あり、建設の原地を動かすは面白からざれども保存の爲めに己むを得ざるが如し。

提出資料。遠江前司とは南朝の忠臣にして北畠顯家卿多賀にありし時に仕へし、二階堂爲綱のことにして、聖徳太子の妃膳夫姫の創開せられし、二階堂膳夫寺の附近に祖先の居住せる緣故により其の祖先菩提の爲にこゝに碑を建てしにはあらざるか、建武三年とあるもこの時は既に延元元年と改元せられたるも、僻陬の奥州に知られざりし爲ならん。

【芭蕉の句碑】芭蕉の句碑と稱するもの玉造郡に二基あり、一は鳴子町尿前に一は鬼首村字原に現在す、尿前にあるものは明和五年原にあるも天保二年にして共に斯の道の巨星を敬慕する後世人の建つる所にして、本郡内に於ける文化伸

展の程度を識察する目標の價値は永く喪はざるべし。左に鳴子鬼首より蒐集せる資料を列擧する下記の如し。(参照口繪)

鳴子校資料。俳聖 芭蕉翁の句碑。鳴子驛の西方大谷橋を渡りて約二町も行き、右折して小徑を荒雄と大谷の落合ふ尿前の關趾の上手の栗林の中にあり。自然石の碑にして表面に行體にて芭蕉翁と刻し裏面に。

蚤虱馬の尿する枕元 明和五年六月十二日建 俵坊 鯨丈 主立 周谷。

此碑元丘上藥師如來の社前にあり、後櫻町天皇 明和五年六月十二日俵坊鯨丈周谷等の建碑になる。

一時は古川町の佐々木源六の有に歸せしが、大正十一年十月再び戻して建つるに至れるなり。前町長高橋萬兵衛當町名蹟保存の爲、句碑を佐々木に乞ひを快諾し且つ保存費として一百金を寄贈せり。依りて現今の地を卜して再び建てたるなり。句碑の記する共に茲にその義舉を録して芳志を永遠に記念せん。

鬼首校資料。芭蕉の碑。原臺にあり。芭蕉の句と稱せらるゝ、「山里は萬歳おそし梅の花」自然石に刻り「はせを」と署名ありしのみにて、何時何人によつて何の爲に建てられたるを知るべからず、里人の言傳ふる所には芭蕉翁、奥羽

巡遊の際、平泉より出羽に出づるに此の地を過り、此の句を作されしを里人の石に刻して建てたるなり、とするも「奥の細道」によれば「南部路を後にして岩出の里にいて、美豆の小島云々」とあり、岩出の里が今の岩出山の地なりとせば當地を過ぎる要なかるべしと思はる。芭蕉の本村に來りしや否やは後日の考證に俟つべし。

おくの細道。南部道遙にみやりて岩手の里に泊る。小黒崎みつの小島を過て、なるこの湯より尿前の關にかゝりて出羽の國に越えんとす。此道旅人稀なる處なれば關守にあやしめられて漸にして關をこす。大山にのぼつて日既に暮れば、封人の家を見かけて舍をもとむ。三日風雨あれてよしなき山中に逗留す。

蚤虱馬の尿するまくらもと